

令和 5 年

9月熊取町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 6 日開会

令和 5 年 9 月 28 日閉会

熊 取 町 議 会

令和5年9月定例会会議録目次

(9月6日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 令和4年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について	3
3. 報告第3号 第129回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
4. 報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和4年度事業対象)の結果報告について	5
5. 報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告について	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	9
1. 大林隆昭議員	10
1) スポーツ文化芸術分野への支援について	
①スポーツ、文化芸術分野への現状の支援について	
②各分野で顕著な成績を収めた人への支援について	
③助成金、奨励金制度の創設について	
2) 学校体育館の空調設備について	
①体育館への空調設備設置の必要性について	
②具体的な設置時期について	
3) 保育園等への支援について	
①保育士の確保への継続的な支援について	
②国の交付金の情報提供について	
2. 多和本英一議員	16
1) 小・中学校での長期欠席・不登校について	
①長期欠席・不登校の児童生徒の現状について	
②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置の状況について	
③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの不登校対応状況について	
④教育支援センター・校内教育支援センター(サポートルーム等)設置の予定について	
3. 田中圭介議員	23
1) ふるさと納税について	
①ふるさと納税で本町の住民税流出額について	
②10月からの制度改正の内容について	
2) 国際交流青少年派遣事業、台風7号の災害対策・危機管理等について	
①国際交流青少年派遣事業の内容について	
②職員を含む参加者数について	
③総額の費用、1人あたりの費用について	

④藤原町長不在の災害対策本部での指揮・伝達等について	
⑤台風直撃の15日、前日14日のミルデューラ市での藤原町長の行動について	
⑥台風接近中9日間の藤原町長オーストラリア外遊の必要性について	
3) 保育士不足について	
①保育士不足とその解消方法について	
②保育士不足・解消に向けた「就職フェア」の民間との共同開催について	
4. 石井一彰議員	36
1) 小学校、中学校のプログラミング教育とA I 教育の現状と今後について	
①現状のプログラミング教育とA I 教育の実施状況について	
②教育内容の充実と拡充に向けた取り組みについて	
③今後の展望と支援策について	
2) 不登校児童の現状と今後の支援策について	
①不登校児童の現状について	
②不登校対策の実施状況について	
③児童心理やカウンセリングの専門家との連携について	
④今後の対策と予算計画について	
⑤地域の連携と社会復帰支援について	
3) 塾代助成について	
①塾代助成制度の導入予定について	
4) 送迎保育ステーションの設置について	
①送迎保育ステーションの導入予定について	
5) 若者の定住、就職促進の施策について	
①現在までの取り組みと今後の予定について	
②大阪府内の6自治体で実施されている「奨学金返還支援事業」について	
5. 長田健太郎議員	48
1) スマートシティ構想について	
①マイナンバーカードについて	
(1)交付枚数、保有枚数、人口に対する保有枚数率について	
(2)自主返納数について	
(3)マイナンバー情報総点検に伴う作業内容と職員の負担について	
(4)マイナンバーカードの普及に向けた取り組みについて	
2) 学校プールについて	
①水泳授業について	
(1)中止、延期、陸上実習に変更になった回数について	
(2)屋内プール施設の利用について	
②夏季小学校プールの一般開放について	
(1)今年度の各校の利用人数、経費としての水代、水質維持の薬品代、監視員の人件費について (資料提出)	
(2)一般開放事業の見直しについて	
3) 2025大阪・関西万博の機運醸成について	
①K I X 泉州ツーリズムビューローからの提案内容について	
②関西万博にむけての本町の取組について	
6. 二見裕子議員	58
1) 帯状疱疹について	
①帯状疱疹ワクチン接種の助成について	

- ②任意接種での健康被害が生じた場合、医薬品副作用健康被害救済制度で対応できるかについて
- 2) 各種相談事業について
 - ①社会保険労務士への相談が実施されていない理由について
 - ②社会保険労務士への相談実施について
- 3) 保育士の人材確保について
 - ①民間、町立、保育士の人材確保の状況について
 - ②民間園が実施している就職フェアへの参画について
 - ③奨学金返還支援制度の活用について
 - ④保育士等就職支援補助金の支給について

(9月7日)

出席議員	69
議事日程	69
一般質問 (続き)	70
1. 江川慶子議員	70
1) 自衛隊への個人情報提供について	
①閲覧から提供に変わった経過、判断について	
②提供したことをHPで公開していない理由について	
③自分の情報を名簿から除外する「除外申請」の広報やHPでの周知について	
2) 国民健康保険について	
①国民健康保険財政調整基金の目的について	
②「人間ドック・脳ドックの助成事業」と、「めざせ! がっちり健幸」の取り組み効果、財源等について	
3) 介護保険について	
①介護給付費準備基金を活用した保険料の引き下げについて	
②第9期介護保険事業計画の策定状況と、8期との違いについて	
提案理由説明	
議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について	81
質 疑	82
採 決	83
提案理由説明	
議案第59号 公平委員会委員の選任同意について	83
質 疑	84
採 決	84
提案理由説明	
議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	84
質 疑	84
採 決	84
提案理由説明	
議案第61号 教育委員会委員の任命同意について	84
質 疑	85
採 決	85

提案理由説明	
議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例	85
質 疑	86
総務文教常任委員会付託	86
提案理由説明	
議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例	86
質 疑	87
事業厚生常任委員会付託	87
提案理由説明	
議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例	87
質 疑	89
総務文教常任委員会付託	89
提案理由説明	
議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例	89
質 疑	89
総務文教常任委員会付託	90
提案理由説明	
議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について	90
質 疑	90
総務文教常任委員会付託	90
提案理由説明	
議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備品一式の購入について	90
質 疑	91
総務文教常任委員会付託	91
提案理由説明	
議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	91
質 疑	92
採 決	92
提案理由説明	
議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第7号)	92
質 疑	96
総務文教常任委員会付託	96
提案理由説明	
議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議	
案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上2	
件一括付議	96
質 疑	97
事業厚生常任委員会付託	97
提案理由説明	
議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)	97
質 疑	98
事業厚生常任委員会付託	98
提案理由説明	
議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第74号	
令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75	

号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議	98
会派代表質問	
1. 自由民主 矢野正憲議員	104
2. 大阪維新の会熊取 田中豊一議員	117
3. 熊愛 文野慎治議員	127
(9月8日)	
出席議員	139
議事日程	139
会派代表質問(続き)	139
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員	140
2. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	152
3. みらい創生 坂上昌史議員	163
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	170
決算審査特別委員会正副委員長の選任	171
(9月28日)	
出席議員	173
議事日程	173
委員会報告	174
議会運営委員会報告	174
議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第7号)、以上6件一括付議	174
総務文教常任委員会委員長報告	175
質 疑	175
討 論	175
採 決	175
議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上4件一括付議	177
事業厚生常任委員会委員長報告	177
質 疑	178
採 決	178
議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号	

令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議	179
決算審査特別委員会委員長報告	179
質　　疑	179
討　　論	180
採　　決	185
提案理由説明	
議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	186
質　　疑	187
採　　決	190
提案理由説明	
委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正する条例	190
質　　疑	190
採　　決	191
提案理由説明	
議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正 な診療上の評価等を求める意見書	191
質　　疑	192
採　　決	192
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	192

9月熊取町議会定例会（第1号）

令和5年9月定例会会議録（第1号）

月 日 令和5年9月6日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	木村 直義
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	山田 大河
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野原 孝美
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教育委員会事務局理事	三原 順		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第58号	令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
議案第59号	公平委員会委員の選任同意について
議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第61号	教育委員会委員の任命同意について
議案第62号	熊取町犯罪被害者等支援条例
議案第63号	印鑑登録条例の一部を改正する条例
議案第64号	図書館条例の一部を改正する条例
議案第65号	教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例
議案第66号	熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について
議案第67号	熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について
議案第68号	令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第69号	令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第70号	令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第71号	令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議長（河合弘樹君）皆さんおはようございます。令和5年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

暦の上では秋が始まっていますが、まだまだ残暑が厳しく続く中、日々の業務にご尽力いただいている皆様におかれましては、体調管理には十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

さて、本定例会は、令和4年度における行財政運営の成果について審議する重要な会議であり、後ほど町長から令和4年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。町議会としましては、最大限、町民の福祉の向上に努めるべく、昨年度の施策の成果について十分に審議を尽くしてまいりたいと考えております。本定例会の議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの、十分ではありませんので、水分補給など、おのおの暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和5年6月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和5年7月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和5年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

9月に入りましてもお暑い日が続いておりますが、朝夕の風の中に若干秋の気配を感じられるようになりました。一方で、線状降水帯がもたらす各地の洪水や浸水被害においては、被災されて

おられる方々には心痛の極みにてお察し申し上げるところでございます。

本町といたしましても、今後多くなる水災害に備えまして、引き続き住民の皆様の安心・安全のために鋭意努めてまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、人事案件につきましては公平委員会委員の選任同意ほか2件、条例の制定及び一部改正につきましては熊取町犯罪被害者等支援条例ほか3件、そのほか、熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について、熊取町文化ホール舞台照明設備一式の購入について並びに令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。また、補正予算につきましては令和5年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告を含め5件、決算認定につきましては令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長(河合弘樹君)次に、行政報告を行います。

それでは、報告第1号 令和4年度熊取町財政健全化判断比率についての件を報告願います。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君)それでは、報告第1号 令和4年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字が発生しておりませんので、該当数値がなくバーで表示させていただいております。

なお、この比率に係る早期健全化基準はそれぞれ13.51%、18.51%で、財政再生基準はそれぞれ20.0%、30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては1.5%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、充当可能財源などが将来負担額を上回るため、該当数値がなくバーで表示させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

2ページをご覧ください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、1、総合意見といたしまして、審査に付された当該比率とその算定基礎となる事項については適正であり、また、3、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないということでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

議長(河合弘樹君)次に、報告第2号 令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)続きまして、報告第2号 令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないためバー表示でございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目には是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、報告第3号 第129回大阪府原子炉問題審議会の概要についての件を報告願います。山本浩義住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第3号 第129回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご報告申し上げます。

同審議会は、令和5年8月9日、大阪府庁新別館南館8階大研修室において開催され、本町からは当審議会委員として報告書のとおり4名の方が出席いたしました。

なお、当日の議題は3件でございました。

まず、議題1の役員を選任についてでございますが、報告書のとおり副会長1名が全会一致で選任されました。

続きまして、議題2の京都大学複合原子力科学研究所の安全性等についてでございます。

まず、原子炉施設の状況等についてでございますが、1点目、京都大学研究用原子炉（KUR）及び京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の利用等につきましては、令和4年度は全国105の大学、研究機関等から1日当たり延べ2,640人の研究者、学生が来所し、共同利用等に係る実験、研究が行われました。

また、令和5年度のKURは、7月25日から令和6年2月15日までの間、利用運転を行う予定となっている旨、またKUCAにつきましては、現在、低濃縮燃料への切替えのため休止中である旨の報告がございました。

次に2点目、KURの原子炉設置変更承認申請についてでございますが、令和3年度における審議会で報告のあった関係規則の解釈の一部改正で、原子力規制委員会の指示に基づく基準地震動 S_s の追加と関連する評価の追加に係る原子炉設置変更承認申請につきまして、令和3年12月14日付で原子力規制委員会に申請し、原子力規制庁によるヒアリング、審査会合の後、3回の補正申請を経て、本年の6月22日付で原子力規制委員会に承認された旨の報告がございました。

次に3点目、KUCA燃料の低濃縮化の状況等についてでございますが、平成28年の核セキュリティー・サミットで日米合意したKUCA燃料の低濃縮化につきましては、令和元年5月31日付で申請した原子炉設置変更承認申請が令和4年4月28日付で原子力規制委員会にて承認され、現在燃料の製造に係る許認可手続を行っているところであり、許認可手続終了後には、燃料の製造、搬入、使用前事業者検査等を経て、令和6年度中には低濃縮燃料における運転を開始し、引き続き原子炉物理等の研究や国内外の学生を対象とした実験教育、人材育成を行っていく旨の報告がございました。

次に、第二研究棟の竣工についてでございます。

令和3年度における審議会で報告がありました総合研究棟の改修、増築についてでございますが、今年の4月末に第二研究棟が竣工したとの報告がございました。

本研究棟は、研究、教育環境の充実を目的とした研究、実験スペースのほかに、原子炉施設等の安全管理部・室を集約することで、日々の安全管理体制や原子力災害対策の一層の強化向上、技術者の人材育成等を図っていくことになる旨の報告がございました。

また、既存の第一研究棟につきましても、本年度中に全面改修を行う予定であるとの報告がございました。

今後KURの停止後も見据え、研究所内の他の実験施設とともに、第一、第二研究棟を活用して原子力、放射線を利用した独創的、先端的な複合原子力科学を一層推進していくとのございました。

続きまして、議題3の京都大学複合原子力科学研究所の定例報告でございます。

KUR及びKUCAにおける令和4年6月から令和5年5月までの運転状況、令和5年度共同利用研究等の採択状況、令和4年4月から令和5年3月までの環境放射能測定結果などがそれぞれ報告されました。

環境放射能測定報告では、原子炉施設に起因するものと考えられる人工放射能は検出されず、周辺環境における放射能及び放射線は自然のレベルであり、住民の健康に影響を与える結果は見られないとの説明がございました。

以上で、報告第3号 第129回大阪府原子炉問題審議会の概要についての報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和4年度事業対象）の結果報告についての件を報告願います。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和4年度事業対象）の結果報告についてご説明させていただきます。

次ページからの報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものでございます。また、同条第2項においては、「この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」との規定により、事務局内に教育委員会評価委員会を設置し、2名の委員よりご意見をお聞きして作成したものでございます。

なお、本年度の点検及び評価の対象としましたのは、令和4年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。

まず、点検及び評価の項目設定につきましては、報告書の4ページ、5ページの目次のほうをご覧いただければと思います。新規・拡充の取組と主な取組の2つに大別し、さらに学校教育と社会教育の2つの分野に分類してございます。

令和4年度の新規・拡充の取組として、学校教育分野では、教育ICT環境の整備をはじめ学校施設のトイレの洋式化整備の2施策に、社会教育分野では、社会教育施設等の改修をはじめ公民館、町民会館ホールの整備ほか3施策に整理しています。このほか、主な取組として、学校教育では、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上のほか6項目、社会教育では、生涯学習の推進のほか3項目をそれぞれ設定いたしました。

それぞれの取組の詳細につきましては次ページからの記載のとおりですが、主な取組に関し、例えば25ページのほうをご覧いただきますと、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上の項目について、まず教育方針目標を掲げており、これを実現するための個々の事業として、①外国青年英語指導助手招致事業から27ページの④インターンシップまでの4つの事業に整理してございます。その上で各事業ごとの具体的な取組概要を記載し、自己評価としての取組結果及び今後の課題・方向性を記述いたしております。また、可能な限り過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載してございます。

個々の内容説明につきましては、時間の都合上割愛させていただきますが、点検・評価の結果につきましては、今後検討すべき課題があるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えてございます。

報告書の83ページをご覧願います。

今回の点検・評価を行うに当たり、前述のとおり2回にわたる評価委員会を開催させていただき、元町立学校長の 大野廣介氏と熊取町スポーツ推進委員の 岸本敬仁様のお二人より意見書に記載のと

おり、令和4年度においては既存事業の実施や拡充などを行いながら、新規事務事業にも鋭意取り組んでいることについて評価のほうをいただいたところでございます。

なお、今後の取組に当たっては、意見書に記載のとおり11項目にわたる留意すべき事項等のご意見を賜っております。教育委員会といたしましては、これら今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和4年度事業対象）の結果報告についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（河合弘樹君）次に、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをお願いします。

専決処分日は令和5年8月21日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和5年6月23日午後4時頃でございます。

事故発生場所は、熊取町大久保南3丁目1623番1、町立西小学校教職員駐車場内でございます。

相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、本町産業振興課職員が公用車で熊取町立西小学校の南側教職員駐車場に進入した際、上り坂のため、アクセルを踏みながらハンドルを右に切ったところ、右前方で駐車中の相手方車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

損害賠償額でございますが70万300円で、相手方車両の修繕費及び修理期間中の代車費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けるものでございます。

今後、公用車の運転に当たりましては、改めて細心の注意を払い、安全運転に心がけ、より一層の事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告について報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）それでは、行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）教育委員会の報告の件につきましてですが、評価委員のほうから意見書がある中でちょっと確認をさせていただきたいんですが、ページは84ページになりますね、5番目のところで教職員の時間外在校等時間が増えているというところの対策のところでご意見いただいているんですが、スクールサポートスタッフについてなんですけれども、このスクールサポートスタッフ、今現在各校にちゃんと配置されているのか、現状を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）スクールサポートスタッフについては、今日現在というか、5年度は各校に配置をしてございます。もともとコロナ対策ということでしたんですけれども、コロナのほう落ち着いてきたので、清掃業務とかに加えて先生方の例えばプリントの印刷のお手伝いであったりとか、授業準備であったりとか、そういうような部分でお仕事に従事いただいております。先生方のほうからおおむね好評で非常に助かっているというふうなご意見もいただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

これは来年度も継続していただけるのかというのと、これにご意見いただいているようにやっぱり教職員の皆さんのサポートということが必要かと思しますので、この費用につきましては国が2分の1補助して下さっていたんですか、その辺の確認もさせてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）補助金については、国のほうから大阪府を通じて、都道府県を通じて町のほうに入っております。

次年度以降についてですけれども、いろんな要望活動がこの間あった中でも国とか府に対して継続のほうの要望はしてございます。国のほうも先生方の時間外勤務の部分については削減という目標を掲げていますので、学校のいろんな形で先生方のサポートをする人材というのは一定明記された中で、国のほうの予算も確保されるというふうに聞いていますので、次年度以降も引き続いて雇用をしていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

まだ次年度以降分からないというところなんです。一応こういう評価委員のご意見もありますので、しっかりとまた要望して配置していただけるようお願いしたいと思います。

もう一つ、すみません、41ページのところでちょっと確認もさせていただきたいんですが、一応学校運営についての課題というところで方向性について書いてあるんですが、一応この分、コミュニティ・スクールについての設置に向けて準備していただいているというふうに理解させてもらっていいのか、その辺の確認をさせてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるとおりでございます。なかなかコミュニティ・スクールについては、この間何度も質問とかもいただいているんですけど、やっぱり核になる人材の確保というところで非常にちょっと苦慮しているところがございます、いろんな先進事例も見ながら進めているというのが現状でございます。よろしくをお願いします。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

開かれた学校というか、学校だけの問題ではなくて、やっぱり地域の方の力も借りてみんなで解決していこうという形のものになっているかと思いますが、またよろしくをお願いしたいと思います。

最後に、損害賠償の専決処分につきましてのところ、この分につきまして、今、西小の坂をすごい上がっていて、すごい坂なので、それでそういったことがあったところなんだろうが、けがとかはなかったんでしょうか、その辺と相手方の修理代ということでしたが、教職員のお車で、こちら両方ではないというんですか、その辺のところをもう少し教えていただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）けがにつきましては、午後4時頃で教職員の車両でございまして、学校のほうにいらっやいましたので、無人でございましたので、相手方のほうもけがはございませんでした。

あと修理代でございまして、まず内訳を申し上げますと、車両の修理代、これ車の前方部分のバンパーとヘッドライト等でございます。52万300円でございます。その間の代車費用でございます。修理期間が17日間のレンタカー代ということで18万円、合計70万300円となっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

かなり金額が、修理代が高いかなとちょっと思いまして、車種というのも聞かせていただい

いんですか。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 車種につきましては、少しお待ちください、ホンダ車のフリードとなっております。排気量で1,500ccになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 教育委員会の活動の点検及び評価の結果報告、非常にすごくまとまってられていて、事務局並びに委員の苦心をうかがい知るんですけども、この中でちょっと一つどうなっているのかということ、今後どうしていくのかということの一つお伺いしたいんです。

というのは、4年度の教育委員会の会議の一覧というのがありまして、これは下の段で言うたら76ページなんですけれども、77ページの10月の議案第17号で「令和4年度 全国学力・学習状況調査 熊取町の分析結果」についてという報告がなされているんですけども、以前は議会のほうにも教育委員会の報告が、委員への報告が終わった後で教育委員会のほうが、あれ勉強会であったのかちょっと忘れたんですけども、指導主事の先生のほうからパワーポイントを使って今の状況、そのときはいろいろ正答率を出すとか出さないとか、何番目とか、そういうのはやめておこうという話があったりとかして、例えば大阪府のほうで真ん中より上だとか下やとか、それから全国平均に比べてどうやとかというようなことの報告がございました。

それと2点目は、生活状況調査というのは、睡眠時間の関係だとか、塾へ通っているとか、いろいろ子どもたちの生活実態が、朝ご飯を食べているとかか、そういうようなことの説明をしていただいていたんですけども、これ昨年10月ですからもう過ぎたことはあれなんですけれども、今年度同じようなスケジュールであれば、そろそろ教育委員会に報告があって、その後議会にもそう詳しくはできない点もあると思うんですけども、ぜひ報告をお願いしたいなど。というのは、この間、学校施設の改修であるとか、西小学校側も大規模改修がこの夏休みが明けましたので終わったし、熊中のトイレのほうも洋式化もほぼ終わりだと。それといろいろICTとかいろんな点、人材の配置だとか、スクールガードリーダーとか、そういうようなことも含めて充実していると思うんですけども、点検・評価と言いながら学力に対するところが、こういう力を入れていきますよというのはあるんですが、具体的なものが全然ないので、やはり我々としてはそれだけ予算を使って、人も汗も出してやっている中で、どういうような結果が出ているかというのは気になる場所ですので、4年度はもう過ぎたことですのであれですけども、今後、以前やっていたような報告なり説明をいただけるのか、それちょっとお答え願いたいんですが。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） この全国学力・学習状況調査の結果につきましては、まず昨年度分もそうなんですけど、本年度分も分析が終わった後にホームページにはその分析結果のほうは上げさせていただいていると、住民も含め周知させていただいているという状況でございます。

本町では、従来から得点が何点だというふうなことについては、基本的にはもう公表はさせていただいておりませんでしたけど、概要といたしまして、令和5年度、小・中学校とも府、全国よりも若干上にあったというふうな結果ではございます。ただ、細かな数値についてはもうお示しはさせていただいておらないというふうな状況でございます。

ただ、この結果につきましても、年度年度で子どもたちの集団、母集団によって変わるという部分がありますので、必ずしも今年がこうだったから来年はこうなるというふうなことはきっちり明言はできませんが、そういった状況でございます。

説明等につきましては、どんなふうな形でさせていただけるのかも含めまして、教育委員会内で検討のほうさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ホームページは私も見えていますけれども、やはりちょっと聞かないと分からない点、特に生活実態のほうなんかは社会の変革で変わってきているんじゃないかな、分母の集団は毎年変わると言いながら、傾向としてはやっぱりある程度、熊取町の特徴というのはあると思うので、そのあたり、先生方が肌で感じていることなんかもホームページで見るだけじゃなしにお伺いしたいなという点がありますので、ひとつよろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で行政報告を終わります。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席5番 田中豊一議員、議席6番 大林議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る8月31日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和5年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月6日から28日までの23日間といたします。

本会議の日程であります。本日9月6日、7日、8日、11日及び28日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。事業厚生常任委員会を9月13日に、総務文教常任委員会を9月14日に開催いたします。

令和4年度の各会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月19日、21日、25日及び26日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては9月13日に、議員全員協議会につきましては9月14日にそれぞれ開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件、日程第5 議案第59号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第61号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第14 議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月6日から28日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月6日から28日までの23日間と決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、大林議員。

6 番（大林隆昭君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回3つ質問させていただきます。

まずは1つ目の質問ですが、スポーツ文化芸術分野への支援についてお尋ねをいたします。

まずは、スポーツ、文化芸術分野への現状の支援というのを教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、大林議員ご質問のスポーツ文化芸術分野への支援についてご答弁いたします。

まず、1点目のスポーツ、文化芸術分野への現状の支援についてでございますが、現状の支援策といたしましては、社会教育団体がスポーツまたは芸能において予選会等で上位入賞し、全国大会等に出場、出演する事業に対しまして交通費ほか必要経費の半額を補助する制度を設けてございます。

このほか、文化、スポーツといった社会教育活動を行う団体に対しまして、公民館やひまわりドームといった社会教育施設をご利用いただく際に使用料の減免を行っているほか、スポーツ分野におきましては、スポーツ活動、スポーツ振興を行う団体に対しまして補助金を交付し、運営支援を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

スポーツ連盟なりスポーツ少年団なりというところには、一定のご支援いただけているというところなんです、なかなか連盟がなかったり、熊取町のスポーツ少年団がなかったりと、個人的なスポーツをやっておられる方、また、他の市町村の団体に所属しているが、熊取町に住んでおられる方もたくさんおられまして、その中でも、次の2番目の質問なんです、いわゆる顕著な成績と申しますか、全国大会に出場した、全国で優勝してきた、オリンピック・パラリンピックまでは、ちょっとそこまではおられないのかなというふうな感じも申しますが、一定の成績を収めておられる方というのものも確かではありますので、その方たちへの支援と申しますか、その顕著な成績を収められた方へ何か熊取町から支援というようなものはあるのか教えてください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、ご質問の2点目、各分野で顕著な成績を収めた人への支援についてでございますが、スポーツ及び文化活動において優秀な成績を収めた方に対しましては、町民スポーツ賞、町民文化賞を授与し、広報紙に掲載するなど、その榮譽をたたえているところでございますが、顕著な成績を収めた方に対する直接的な支援制度は現在のところございません。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

町民スポーツ賞とか、文化芸術においてもすばらしい成績を収められた方には、町長と一緒に写真撮ってというのも広報でお見かけしますし、子どもたちも町長室に入ったと申して喜んだりとか、当然そういった効果はあると思うんですが、3つ目の質問なんです、まずはほかの市町村でやっているからやりましょうというのはあまり好きじゃないんですけども、さすがに熊取町がないのが目立ってくるぐらいの数になってきたので、そろそろどうでしょうかということなんです、全国大会に出ました、優勝しましたということの方に関しては、支援金ではないですし、奨励金じゃないですけども、ある一定のスポーツ奨励金なり、文化芸術に対して頑張ってください

ましたというような熊取町からのお礼ではないですが、そういったところの制度もそろそろつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目の助成金、奨励金制度を創設してはどうかということについてご答弁を申し上げます。

ご質問の助成金、奨励金制度の創設に当たりましては、スポーツ、文化芸術において優秀な成績を収められた方のご活躍が、助成金あるいは奨励金の支給によって町民のスポーツ、文化活動への関心を高め、当該活動の普及拡大につながるかどうかといった点が重要であるものと考えております。

こうした認識の下、今後、他市町の事例において奨励金などの趣旨、目的がしっかりと果たされているかどうかといった点、あるいは制度の運用状況等について調査研究のほうをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

資料として和泉市のところ、和泉市は全国大会などに出場すればこれだけ、優勝すればこれだけと、2階建てでやっているところは和泉市だけやったのでつけさせていただいたんですが、スポーツの振興、あとスポーツ分野においてどれだけの効果があったのかというところは当然精査しないといけないと思うんですが、スポーツをやっている方が全国大会に例えば出たというところで、その子1人で全国大会に出るまで技術を積み上げられるのかというところを思うと、そうではないだろうと、当然チームスポーツであればチームのみんなの努力もあるでしょうし、協力も必要であると。子どもであれば、保護者、今であればおじいちゃん、おばあちゃんたちの協力あつてのこと、周りをひっくるめてその子の成績だろうと、それまでに十分熊取町でのスポーツ振興というところでは成果を果たしてきているんじゃないかというふうに思いますので、出したからどうなんやというところではなくて、これまでの実績も含めての奨励金というところで考えていただけないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）先ほど大林議員おっしゃったそのお礼という意味で、活躍された方に頑張ったことへのお礼ということで、そういう意味合いでどうかということでございます。

そういった意味もあつて、恐らく各市町のほうは奨励金という名称で制度のほうはおつくりになっているのかなというふうにも感じてはおります。できるだけ、ご活躍された方へのお礼も含め、その方の活躍がしっかりと町民のスポーツを、あるいはその文化に携わっている方に裾野を広げるといいますか、そういうことにつながるのが一番効果としては理想的な形なのかなというふうに思いますので、おっしゃっているそのお礼という部分、それとスポーツ、文化の振興発展、裾野を広げるといっても全体的に含めて調査研究のほうを今後前向きにしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

裾野を広げて、人生100年、生涯スポーツというようなことをスポーツ庁も言っていますので、たくさんの方がスポーツに関わっていただけるような環境をつくっていくという中で一つの施策として取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、ぜひとも前向きにご検討いただけますようお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

次に、学校の体育館の空調設備についてお尋ねをいたします。

まずは1つ目の現状、学校体育館への空調設備は現在まだ導入されていないんですが、空調設備

の必要性というものは感じておられるのかどうか、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

学校体育館の空調設備の整備につきましては、適切な教育環境の整備や避難所開設時の利用など、特に夏場の熱中症対策としての必要性は十分認識してございます。

現在、空調設備整備に必要な財源につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金やLPGガスを活用した経済産業省の補助制度、緊急防災・減災事業債といった地方債が活用できますが、多額の地方負担が必要となってまいります。

一方、本町の今後の学校施設整備の見通しでございますが、東小学校の大規模改造工事や熊取中学校のトイレ洋式化改修工事については今年度をもって完了とはなりますが、今後においても児童数増加に伴う中央小学校や西小学校の増築工事や安全・安心な学習環境確保のための経年学校施設の整備は続いてまいります。

教育委員会としましては、これら施設整備が必要な学校は優先順位を上位に位置づける必要があらうかと考えていますが、学校体育館の空調設備の必要性も十分認識しておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

この質問も令和2年9月定例会、令和4年12月定例会と各議員の方からも質問をしているわけなんですけど、当然、多額の負担が強られるというところなんですけど、国からの補助金も永遠に続くわけでもないですし、いついつまでというような期限も決まっていまして、それが延長になるかどうかは分かりませんが、先が切られている中で当然日々やっていかなければならない補修工事というのがあるのも分かりますし、ただ一定、必要性を感じておられるのであれば、無理してでもやらせないといけない事業ではないのかなというふうに私は感じているんですけど、町長、どうですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）阪上次長から申し上げましたとおりでございますけれども、昨今の自然災害なんかを考えると、避難所として指定しています学校の体育館につきましては、これはもう最優先でというふうな考えもございますけれども、その財源確保という意味で今、担当部局で練ってもらっているところでございますので、その辺ご理解していただけたらなというふうに思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）町長のほうからも積極的にというか、前向きに取り組むようにという指示はいただいております。できるだけ早くとは思いますが、ただ、やっぱりその補助金の年限というのでも定められているというのでも十分理解しておりますので、できる範囲で、今、中でどういう方法がええんかというふうな部分についてはいろいろ研究はしていますので、財政部局とも相談の上、ゴーサインが出た時点ですぐに取りかかれるようにという準備は進めてございますので、そのあたりで必要性については十分理解していることでご理解ください。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）皆さん必要であるということは感じていただけているというふうに思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいところなんですけど、当然、今のところ教育委員会でもたくさん改修とか、今のホールの問題であるとかというところが落ち着けばできるんじゃないかなというふうに思っています。原資についても無理してふるさと納税から出せば、十分僕の中ではいけるんじゃないかなと、もうここで使わんといつ使うねんというぐらいここしか使うところがない、大きく使うとなれば、これをすれば、避難所だけじゃなくて日々の子どものための体育の授業であつたりとか、集会をするというときにも十分使えますし、子どもたちが熱中症で倒れないためにも当然最優先でやっていただきたいというふうに思っています。

しっかりと研究をして、ゴーサインが出ればやりたいというところというご答弁だったんですが、2つ目の質問で、具体的な設置時期というのを質問させていただきました。当然答弁しにくいと思いますが、国の補助金も令和7年までというふうに期限が切られていますので、そこまでは滑り込まんとかあんのじゃないかというふうに思いますが、2つ目のご答弁、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） おっしゃるとおりで、答えにくい内容なんですけれども、答えさせていただきます。

学校体育館の空調設備の整備時期につきましては、これまでの答弁でも申しあげましたように、事業費の平準化が図られ、整備可能な環境が整った時点で早期に着手できるよう、実施手法の検討、財源確保に向けて準備を進めているところでございます。できるだけ早急にとということで、いろいろとこんな形ができるのかというふうな検討はしていますので、あとは補助金の状況等も見ながら早期着手できるように取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） 体育館を利用するスポーツ各団体からも、熊取町は体育館にクーラーはいつつくんやと、子どもたちからも熊取町は体育館にいつクーラーがつくんやというふうに言われることが多いです。周り、周辺が設置されますとそういうふうになってきますので、遅れないようにしっかりと、もう遅れているん違うかと言われるところもありますが、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

いつまでたってもお金に余裕ができるというところはないと思いますので、どこかで誰かが決めないと前に進んでいかないというふうに思いますので、どこかでしっかりとゴーサインを出していただいて、国の補助金があるうちにやらないと、どうももうこれからつけられないということにならないようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問ですが、保育園等への支援についてというところで、今回一般質問、会派質問を通してたくさん質問が出ておりますので、私からはさわり程度でいきたいかなというふうに思っています。後の方にお任せをしてというところで、まずは保育士の確保についての継続的な支援というところなんですけど、現状を1つ目の質問で教えていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、3点目、保育園等への支援の1点目、保育士の確保への継続的な支援についてご答弁申し上げます。

町内の保育所等に関しましては、現時点で待機児童ゼロを維持しながら大阪府の条例に基づく保育士の配置基準を満たすよう各保育所等で必要な人材を確保していただいております。

保育士の確保への支援につきましては、保育士を目指す方々に熊取町の保育施設等をPRするため、くまとり保育士就職フェアの開催を熊取町民間保育園・こども園協議会と共同して進め、去る5月20日に実施したところでございます。

当該フェアでは、学生から一般の方までの幅広い層から15名の参加があり、それぞれの園の特色や雰囲気が出てよかったなど好評のうちに実施ができました。今年11月にも再度実施することが予定されており、保育士を目指す人にくまとり保育士就職フェアが定着するように今後も協力して取り組んでいきたいと考えております。

また、今後、保育士を確保していくためには、就職に当たっての一定の経済的な支援が有効と考えられますので、支援策導入済みの自治体の状況を調査しながら検討をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

先日、民間の保育園の関係者の方でつくられた協議会の方とお話しさせていただく機会がございまして、その場でも先ほど答弁でおっしゃっていただいた就職フェアについてのお話も聞かせていただきました。お話し合いの中では、やっぱり保育士の確保に大変憂慮されているということで、ほかの自治体が取り組んでいる、先ほどおっしゃっていただいた各種支援というところを熊取町でもどうか考えていただけないかというようなお話でした。

先ほどおっしゃっていた就職フェアについてなんですが、熊取町としてどのような協力をしたのかというのを教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）この就職フェアを開催するに当たりまして、この協議会のメンバーの方々とどういった内容でいつやっというふうな企画段階というんですか、そういう打合せをさせていただいた上で、熊取町からはホームページのPRであったりとか、広報での案内とかそういった面で協力をさせていただいて、当日もスタッフも参加させていただきまして一緒にさせていただいたというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

その就職フェアでは、民間の保育園の方々は保育士の確保に向けていろいろやったというところなんですが、ちなみに町立の保育士、町立保育園の保育士を確保するために、その場では熊取町としてはどうですかというような説明ブースは設けなかったんですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）今回、熊取町、今年度保育士の正職員の採用というのは募集をしていなかったということもございまして、ブースは設置はしていませんけれども、これ以前、今回何年かぶりに就職フェアというのをさせていただいたんですが、以前コロナの前からもずっとやっやまして、そのときは熊取町保育施設、公立、民間を含めた面接会と就職相談会というのを平成31年度、令和2年度とか数回やっております。

今後、今回正職員の募集はないんですが、今回こども未来戦略の中でも保育士配置基準の見直し等も言われていますので、一定保育士数というのを今後、正職、会計年度任用職員を含めて確保していくという必要性もございまして、一定そういった職員の確保に向けて、今後何らかの取組をしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

町立の保育士の、正職は募集をしていなかったのも、今回ブースはなかったということなんですが、待機児童ゼロを維持し続けるためにも、町立だけでは当然無理ですので、民間も含めて熊取町で待機児童ゼロというのを維持していくためにしっかりと取り組んでいっていただきたい、民間の保育士確保にも協力をしていただきたいという思いは、恐らくこれだけ質問が出てくるということでは、議員の皆様、持っておられると思いますので、ぜひとも支援をしていただきたいというところですが、資料でつけさせていただいたんですけれども、これ交野市の保育士等就職フェアです。

主催は協議会なんですが、共催が交野市の健康福祉部門の要は子どもの担当課になっています。これぐらいしっかりとバックアップして、いろんな面でバックアップをしていっていただきたいというところなんですが、当然今、保育士の人材不足だけではなくて、いろんなところで介護士なり、看護師なりとかいうところも人材確保するのに憂慮されているというのは耳に入ってきます。大きなところでは、それこそ健康福祉部の管轄内でいろんな就職フェアというのをまとめてやっている

ところもあります。

資料でもつけさせていただきましたが、福祉と保育の合同就職説明会、これは社会福祉法人がメインでやられているみたいですが、なかなか大きな社会福祉法人でした。後援にしっかりといろんなところがついてやられたみたいです。確認は写真でしかしていないので、なかなかの人の入りやったなというふうに感じます。健康福祉部の中であれば、横との話合いもスムーズにできるかなというふうに思いますので、規模が大きくなればなるほどコストパフォーマンスも上がるかなとかかるコストも下がるでしょうし、合同でやっていただいても、ただでとは言わないので、しっかりとブースを出すのであれば、お金も頂いても僕は構わないと思います。ただ、各自でやるよりは負担が少なくフェアが開催できるような方法を取っていただけないかな、熊取町はこれだけ応援しますよというふうな思いを出していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）先ほど大林議員に対する答弁の訂正で、この前の就職フェアをやったときに、会計年度任用職員採用というところの中でブースを設置して説明をする場を設けたということがございまして、訂正で報告をしておきます。

今後、先ほども言いましたとおり、保育の現場では配置基準の見直しというのが予定されていますので、今後はしっかりと就職フェアを開催をして、公立、民間それぞれ確保していきたいというふうに考えます。

あと、介護の現場であったりとか、障がい福祉の現場であったりとか、そういった可能性も当然、一緒にやるとスケールメリットで効果があるということも理解できますので、そのあたりはちょっとまた健康福祉部内部で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）健康福祉部所管ということで介護職等々のお話が出たんですけども、当然こういったソーシャルワーカーも全般的にもう人材不足というのが、これも全国的な流れといえますか、状況になっておるんですけども、一つ例を申し上げますと、介護職といいますか、そういうサポートをするような方の事業所とのマッチングというのを町主体で事業を行っております、今年度事業1回実施してございます。そういったところでも各事業者には研修を受けていた……

（「町民さん」の声あり）

健康福祉部長（木村直義君）住民にちょっと本町のほうからいろいろPRというか周知をいたしまして、マッチングというような事業も、小さいところではあるんですけども、実施のほうをさせていただいている状況でございます。

今後こういった大きい形でのご提案の合同就職説明会、ここも当然民間の事業者とのいろんなご意見も聞きながらということにはなつてこようかと思うんですけども、やっぱりそういった声を私どもが聞かせていただきながら、いろいろ情報共有しながら、いろんな健康福祉分野では進めていきたいというふうなところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

前向きに考えていただきたいなというふうな思っていますので、よろしく願いいたします。

最後の質問なんですけど、協議会の方とお話をさせていただいたときに、国の交付金なり補助金なりというものの情報をいただきたいという話がありました。今現状そういった情報の提供というのどのような形で行っているのか、教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、2点目、国の交付金の情報提供についてでございますが、例

年、国の予算編成の過程で適宜大阪府を通じて予算案の情報提供がなされており、その内容を踏まえ必要な情報の提供を行っております。また、民間園に大きく影響するものにつきましては、町での予算編成の進捗に応じて、情報提供や直接説明を行うなどの対応を行っております。

国の交付金事業には様々なメニューがありますが、一定町の負担を要するものも多いことから、町の財政状況も踏まえて対応しているところがございますが、今後においても、できるだけ情報の発信はしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）情報提供を行っていただいているということなのですが、それは例えばメールを送ったりとか、お手紙を封書で出したりとかというような形があると思うんですが、どういうふうに。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）ちょっとその内容にもよるんですけども、一般的な補助金の情報等についてはもうメールで送ることが多いかと思います。例えば、今までありました地方創生の臨時交付金を活用した物価高騰対策であったりとか、あとコロナ対応のことであったりとか、一例を申し上げますと、この前、静岡県であった牧之原市の事故を受けての防犯ブザーの設置の話であったりとか、そういう場合は直接お話しするような機会を設けてというふうなやり方をする場合もございますし、臨機応変に内容に応じて情報の伝達はさせていただいているところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

全ての情報を垂れ流しにするというのはなかなか難しいとは思いますが、先ほども話にありました町の一定負担が発生するものというところに関しても、国、府、町で2分の1、4分の1、4分の1とか、よくある補助金とかもやはり活用したいという民間園の方はたくさんおられるようですので、そちらも一旦投げてください、町で精査するのではなく一旦投げてください、活用したいという方がおられたら、そこからしっかりと話し合いを進めていっていただきたいなというふうに思います。町の負担があるので、これを案内しないというようなことはないとは思いますが、そういうことはなしで、しっかりと情報を投げてください、活用したいという民間園があれば、そこで改めて部長も含め話をするという形にさせていただきたいなというふうに思っています。

保育士とか介護士、福祉関係の皆様も人手不足に困っています。熊取町がどれだけしっかりとサポートしていくのか、支援していくのかというところで熊取町で働こうという方が増えるというふうに思いますので、熊取町も一緒に頑張っていますというメッセージは出していただきたいというふうに思います。それがどういう形なのかどうなのかというのは理事者の皆様で考えていただくとして、しっかりと熊取町は皆様を支えていきますというようなメッセージは発信させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）おはようございます。

通告に従い、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

近年、不登校が急増し、全国の小学校で約8万人、中学校で約16万人、合計約24万人を超えるような状況となっており、新聞やテレビなどでも不登校問題を取り上げることが多く、類を見ない増加率となっています。国も誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策と称して、令和5年3月に文部科学省からCOCOLOプランとして取りまとめられています。

今回、不登校で悩まれているご家族様、住民からのご相談もあり、熊取町での小・中学校での長期欠席、不登校について質問させていただきます。

質問項目は大きく分けて4つになりますが、順番に質問させていただきます。

最初の質問ですが、熊取町での長期欠席・不登校の児童生徒の現状を教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、多和本議員の小・中学校での長期欠席・不登校についてのご質問の1つ目、長期欠席・不登校の児童生徒の現状はについてお答えいたします。

町立小・中学校における令和4年度の長期欠席児童・生徒数は、小学校で69名、中学校で93名、合計162名となっております。長期欠席児童・生徒数は、不登校や病気、家庭の事情など、その他を含み年間30日以上欠席した児童・生徒数を計上しております。また、その中で不登校児童・生徒数は、令和4年度、小学校で27名、中学校で54名となっております。令和3年度は小学校で13名、中学校で35名でしたので、小学校で14名の増加、中学校で19名の増加となります。

不登校の要因や背景については、友人関係をめぐる問題や家庭に係る状況、本人に係る状況など複雑多様化しておるといった状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今お答えいただいたように、令和2年度が計37人、令和3年度は48人、令和4年度は81人ということになっています。これを見ましても、熊取町でも現状不登校は年々増加していると思えますし、今後減少することは少し考えにくい状況になっているのかなというふうに思います。

先ほどもお話、お答えいただいたんですけども、不登校としての人数は、病気などを除いて年間30日以上欠席で定義され、カウントされていると思いますが、年間欠席が30日より少ないが、長期欠席、あるいは出席はしているが別室や保健室への登校などの状況についても、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）別室での授業をしている子、あるいは保健室へ来ている子の数というのは各学校でそれぞれ個人個人を把握しているという状況で、その数がそれぞれどれくらいあるかであるとかいうことについては、当然その時々で変わってくる部分もあって、集計はさせていただきますという状況であります。

ただし、今、議員からお話ありましたように、保健室でありますとか別室も含めて、やはり子どもがまずは学びやすい場所、そういったところをしっかりと選びながら、あるいは本人の気持ちをしっかりと受け止めながら取組を進めさせていただいているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今も答弁いただいたように、出席はしているけれども別室や保健室などの登校、不登校傾向にある子どもの実態も全国で約33万人、10人に1人の割合となっているのが現状です。

2番目の質問に移りますが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の状況を、スクールカウンセラーと、順番に教えていただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、2つ目、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況はについてご答弁させていただきます。

現在、本町ではスクールカウンセラーが大阪府教育庁より中学校に3名、小学校1校に1名、計4名が配置されております。配置されていない小学校につきましては中学校区でフォローしたり、小学校担当が全域をカバーしたりしております。配置日数につきましては、中学校のスクールカウンセラーは年間35回、小学校のスクールカウンセラーは年間20日となっております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、本年度より全小・中学校に合計8名を配置しております。こちらの配置につきましては週4日、1週間当たり29時間勤務していただいておりますという状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、たくさん配置はしていただいていると思うんですけども、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いなんかも分かれば教えていただきたいんですけども。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、スクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士という資格を持った者を配置させていただいております。基本スクールカウンセラーが学校の中を回って、当然しんどい子たちの様子も見させていただいていくんですけども、実際相談する際には、個室で周りとは隔離された状況の中で、相談したい児童・生徒が自分の思いやつらさ、しんどさをしっかりと1対1の環境の場でじっくり話をさせていただくと。その中で子ども自身が自ら自分の今後の方向性であるとか、自分自身のことを見詰め直して立ち直っていくというのがスクールカウンセラーの基本的な取組になってございます。

一方、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校内で子どもの様子を見たり、しんどい子をしっかりとアウトリーチしていくというのは同じなんですけれども、例えば気軽に子どもたちに話をしてもらって、廊下を歩きながら話をする、また必要に応じて相談室で相談もさせていただきますけれども、場合によっては保護者と面談もさせていただく、当然スクールカウンセラーも保護者とも面談させていただくんですが、個室の空間の中で1対1で、心理、臨床的な関わりではなくて、子どもの社会性を育むであるとか、コミュニケーション力を育む等も含めたもうちょっと広い範囲で、スクールソーシャルワーカーは保護者や子どもに関わっていただいているという状況ですので、若干そのあたりが違う部分なのかなというふうに感じております。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

スクールカウンセラーは臨床心理ということで、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の専門性を持った方だというふうに分かっているんですけども、それを踏まえてですけども、3番のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの不登校に対する対応状況を教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、3つ目のご質問、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの不登校対応状況についてはご答弁申し上げます。

令和4年度スクールカウンセラーへの不登校に関する相談件数は延べ546件を計上しております。児童・生徒から直接悩みの相談を受けるケースや、保護者や教職員から対象となる児童・生徒の心理的課題について相談をするというケースなどで対応いたしております。

また、令和4年度スクールソーシャルワーカーの不登校に関する相談対応件数は延べ1,998件を計上しております。具体的な対応としましては、家庭訪問や教育相談を実施して、児童・生徒やその保護者の状況の把握や支援を行っているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この人数を伺って、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、かなりの対応をいただいているんだなというふうなことが認識できますけれども、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーなんですけれども、これ連携する会議とか、そういうものは行われたりしているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）校内で例えばそういった子どもに対するケース会議をする際

にカウンセラーやソーシャルワーカーが一緒に入ることもございますし、当然その心理的な状況と社会性の部分というのはやっぱり非常に関連している部分がありますので、スクールカウンセラーから得た情報、ソーシャルワーカーからの情報、あと学校からの情報、場合によれば家庭からの情報等を総合して検討して支援の方策を考えるであるとか、子どもの状況について情報を共有していくとかというふうな会議等は常に行わせていただいているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

常に行われているということなんですけれども、それはもう定期的にやっているというような感じではよろしいですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今言っていただきましたように、中学校のカウンセラーについては週1回しか来ていただけないんです。当然週1回来ていただいたときにその会議は必ずさせていただけますけれども、ただ、カウンセラーからは、その後1週間、次に来るまでの間のこのあたりにやっぱり気をつけておいたほうがいいのではないかな、そこをソーシャルワーカーと共有し、ソーシャルワーカーがそこに重点を置きながら子どもを観察するというようなこともさせていただいていますので、実質の来ていただく回数以外に、来ておられないときの対応についても、そういった会議を基に支援策を考えて行動を行っているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

私も聞いた話で分からないんですけれども、スクールカウンセラーはなかなか情報を出しにくい立場にあるというふうにお聞きしたんですけれども、その中での情報共有なんかは特に問題なくできるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）議員が今お話いただいたとおりでございます、本来カウンセラーというのは守秘義務の中で、いわゆるクライアント、相談者が相談した内容は絶対に外へは漏らさないということが一般的なカウンセリングというのは大前提になります。ただ、スクールカウンセリングということに関しては、その中でやっぱり子どもをよりよい方向へ導いていくために、その情報については当然学校内の守秘義務、教職員とスクールカウンセラーとの間での守秘義務ということをしっかり守った上で、その辺の情報の共有については一定していきましょうということで、カウンセラーにも理解していただいて取り組んでおるという状況です。当然情報のところというのは非常にデリケートな部分がございますので、当然ながら慎重に扱わせていただいているということでございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今のお話なんですけれども、先ほども件数がどんどん増えていっているというような状況で、今のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人数で今現状は十分足りているような状況でしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）あと、今これは学校に配置させていただいて、府の教育庁から派遣していただいているスクールカウンセラーについてお伝えさせていただきましたが、それ以外に町としまして教育相談員、カウンセラーを合計3名、4名ですか、発達相談をする者、プレーセラピーをする者、一般的な教育相談をする者ということで配置をさせていただいていますので、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーに加えてそういった方々にも支援いただいている、あるいは健康福祉部のほうにはケースワーカーがいてくださいますし、保健師のほうも各担当というのが校区ごとに決まっておりますので、当然ながらカウンセラーも予約でいっぱいの日もあればそ

うでない日もありますので、これで十分かといえば、ただ何人配置すればそれでいいのかという問題もございますので、今ある資源の中で健康福祉部にも協力していただきながら共同で取り組ませていただいているので、このような体制で今後も進めていければというふうに基本的に考えている状況でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今、予約の話とかも少し出たんですけども、例えばスクールカウンセラーに保護者の方もお話を聞くことができると思うんですけど、それは例えばこういう状況やからということでお話を聞きたい、聞いてほしいというようなのは予約を取るような形で対応しているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本的には学校のほうへ依頼があればそこで予約を入れさせていただくというふうなことで進めております。場合によっては配置されていない小学校についてもそういった依頼が教育委員会にあったときには、教育委員会が中学校のスクールカウンセラーの空き状況等を見させていただきながら、たとえ校区外であっても、例えば南小学校の保護者の方からご相談したいという依頼があった、南小学校区のカウンセラーが詰まっていた、じゃ熊中校区を調べてみましょうか、北中校区を調べてみましょうかということで、やっぱり全体を全部の学校で活用できるような形で工夫はさせていただいているという状況です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）今回、不登校のことということでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが活躍していただいているのはよく分かるんですけども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがいてもなかなかやっぱり人数が減っていくような状況にはなっていないというのが状況だと思いますし、子どもや家族も悩まれている部分もあると思いますので、臨床心理が専門のスクールカウンセラーと社会福祉が専門のスクールソーシャルワーカーが連携していただいて、さらに不登校の問題に取り組んでいただけるようにお願いします。

私も子どもの頃から熊取町に育てていただき、自然も多く、だんじり祭りなど伝統文化も継承され、自治会活動や地域の福祉活動も活発で、災害も少ない、住みやすいよいまちだと思っています。私の大好きな熊取町と近隣の市町との比較は、様々な状況の違いがある中で、あまり好んではしたくないのですが、今回は学校教育に関する、学校に行く権利がある、学びの場を選ぶ権利がある子どもたちの問題として、不登校の窓口となる教育支援センターの設置状況を堺市以南、近隣市町で確認しました。ほとんどの市町では既に設置されているような状況で、もちろん熊取町としても近隣市町の状況は把握されていると思います。全国的に見ても教育支援センターのない市町村は約3割とのことで、私や町民の方々が大好きな熊取町はなぜか現状その3割の中に入っています。

文部科学省から出されたCOCOLOプランの2ページ目にも、不登校の児童・生徒、保護者支援の拠点となる教育支援センターを中心としたつながりのイメージが描かれています。教育支援センターが不登校の児童・生徒、保護者の拠点となることで保護者会などのつながりもでき、フリースクールなどの情報発信や地域からボランティアで関わってくださる方も出てくるかも分かりません。熊取町は子育てしやすいまち、タウンミーティングのテーマの1にも子育て支援の推進を前面に出されているので、教育支援センターの必要性も考えていただいていると思いますし、多くの児童・生徒を見る小・中学校の現場の先生の負担軽減にもつながるのではと思っています。

今この時間にも将来の不安などで悩み苦しんでいる児童・生徒もいると思いますし、不登校は特別なことではなく、今日まで普通に通っている児童・生徒が、あした突然学校に行きたくないと訴える子どもが出てくる、不登校は誰にでも起きる可能性があるのが現状です。

また、学校と同等の学びや経験を受けることができるフリースクールについても費用が最低月に4、5万円はかかり、交通費、食費などの雑費を合わせるとさらにかかるということです。フリースクールの値段が高いのではなく、一般家庭においての出費は大きく、不登校になると保護者のどちら

かが仕事を辞めざるを得ない状況も多く、子どもも状況によってはフリースクールの送迎などが必要な場合もあります。シングルで子育てされている方はさらに負担がかかり、子どももまた我慢しないといけないというような状況になっています。実際にフリースクールに通えている家庭のほうかはるかに少ないのが現状です。

私の大好きな熊取町と言いましたが、町長はじめ職員の皆様も熊取町のことを一番に考えていただいていると思います。

その状況の中、最後の質問になりますが、熊取町での教育支援センター、また校内教育支援センター（サポートルーム）の設置の予定はどうなっていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、4つ目のご質問、不登校の児童・生徒、保護者の窓口、支援の拠点となる教育支援センター・校内教育支援センター設置の予定はについてご答弁申し上げます。

現在、相談体制の充実を図っているところではございますが、町の教育支援センターなど児童・生徒の新たな居場所について現在研究のほうを進めさせていただいているところです。

校内教育支援センターにつきましては、これまでも別室指導等により各校において個別に対応してきたところがございます。今年度、大阪府教育庁より小学校1校に対して校内教育支援員として1名を配置していただいております。

今後、効果を検証し、各校での別室指導の在り方や校内体制の充実に向け、研究を進めてまいりたいと考えております。ご理解、ご協力をいただき、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今のお話を聞いていると、教育支援センター自体の設置の予定は今現状ないということでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、研究を進めておりますというふうにお伝えさせていただきました。現実、前にいてる教育長、私含めて他の市町のこういった教育支援センターの視察にも行かせていただいております。実際にどれぐらいの費用がかかり、どれぐらいの人員を配置し、どういった物品等、施設等が必要なのかということも検討して進めていっているところです。

教育委員会といたしましては、今、議員からお話ありましたように、やはり子どもが学べる場所、子どもの居場所づくり、これについては重要な課題であるし、しっかりとその辺、子どもが安心して学べる場をつくっていくことの必要性というのは十分感じております。そういったところで、今どれぐらいの費用が必要かということ等も含めて研究を進めているところであるということ、そのあたりご理解いただければというふうに思います。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）研究を進めていただいているということなんですけれども、当初、最初の不登校の増加率なんかも見まして、もう研究をしているような状況ではないんじゃないかなというふうに思いますし、実際、町民のご家族や住民から私も相談いただいている中で、すごくがっかりされていると。私自身も熊取町が好きで、先ほども言いましたけれども、熊取町には教育支援センターがない、子どもの居場所もそうですけれども、保護者とかの情報共有ができる場所というか、相談できる一番の窓口がないというのは、すごく残念に思われている住民もいらっしやいます。

もう研究は十分やっていただけたと思うので、なるべく早くというか、もうすぐにでも、形は近隣市町とぴったり合わなくてもいいと思うんですよね。まずその窓口となる教育支援センター、そんな小ぢんまりしたのもいいと思うので、まずそこを開設していただいて、児童・生徒の居場所プラス保護者、家族のやっぱりお話を聞いてもらえる場というのをつくっていただかないと、本当に学校の担任の先生とか、学校の先生だけではなかなかやっぱり厳しい部分もあると思いますし、

本当に先生の負担軽減にもつなげていただきたいというふうに思っています。

私自身、今回、熊取町で教育支援センターは設置しますよという回答をいただけるものやと思って今日この場に立たせていただいたので、まだ今そういう状況かというので本当に残念な思いなんですけれども、でも職員も含め、しっかりこの問題に関しては目を向けていただいていると思いますので、本当に早く、もうすぐにでも、その規模がどうかではなくて、まずその窓口を設置していただくことを早急に考えていただいて、対応いただけることが大事なかなと思います。

今回、教育支援センターとかそういう不登校の子どもの窓口をつくるということも、熊取町が掲げる地域共生社会につながるのだと思っていますし、実際、上の子が普通に不登校じゃなくても下の子が不登校になる場合もあるし、もうこれから誰が、どこ、うちの子は大丈夫やろうというような状況ではないようなことになっていると思いますので、ぜひというか、もう早急に形はどうかあれ教育支援センターを設置していただいて、今後ますます増えるであろう不登校の対策に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からいただいたご指摘、これも十分我々理解させていただいております。現に不登校のお子様を抱える保護者の方とも実際に膝を突き合わせて、思いや、どんなふうに子どものことを大切に思われていて、この子をどんなふうに学校あるいは学びの場をつくってほしいかという願いや思いはしっかりと聞かせていただいております。保護者の方ともしっかり共感させていただいて、やはり保護者、子どもの悩み、しんどさというのは十分私も教育委員会は理解させていただいておりますので、いろんな意味で前向きに、今どうできるのかということを実際に考えさせていただいているということをご理解いただければありがたいと思います。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

真剣に前向きに考えていただいているということで、近い将来というか、教育支援センターが熊取町にもできるんであろうというふうな思いがあります。

不登校は、将来的にひきこもりなどにつながることも考えられます。現在、熊取町は第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画の策定に向けて取り組んでいただいておりますが、福祉の観点からも不登校問題にも目を向けていただき、考えていただくと住民の安心につながるんじゃないかなというふうに思います。何度もお願いになりますけれども、教育支援センターの早期の実現に向けてよろしくお願いします。

今回、不登校について質問させていただきましたが、今後も定期的に不登校の状況など、進捗状況など質問していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で今回、私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時44分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません。先ほどの教育委員会の点検・評価のほうで、ちょっと一部数字に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

点検評価の33ページのスクールソーシャルワーカーの一番下の不登校児童生徒数の令和4年度の合計欄の数字でございます。27足す54で「83」となっている分が「81」人の誤りでございます。申し訳ございません。後ほどまた正誤表のほうを出させていただこうと思っておりますので、訂正のほうよ

ろしくお願いいたします。

すみません。以上でございます。

議長（河合弘樹君）次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思
います。

1点目は、ふるさと納税のことでございます。

まず、1、ふるさと納税で本町の住民税流出額は幾らか分かりますか。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の1点目でございます。

ふるさと納税で本町の住民税流出額についてはご答弁いたします。

ふるさと納税は、自分の選んだ応援したい自治体に寄附を行った場合、寄附額のうち2,000円を
超える部分について住民税と所得税から控除が受けられる制度でございます。

本町住民から、他の自治体へのふるさと納税により町民税の減収となった額は、令和4年分の寄
附による令和5年度課税において、1億2,810万6,104円となっております。

なお、税額減収額の75%につきましては、約9,600万円になりますが、こちらについては交付税
にて措置されますので、約3,200万円が影響額となります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、令和4年度の経費などもろもろを差し引いた熊取町の純利益というのが、
この間説明がありました6億2,310万5,000円でよろしいですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）決算にも表れているんですけども、くまとりふるさと応援基金積立金と
いうことで全額上げておまして、6億2,497万2,000円となっております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）6億……。

総合政策部長（東野秀毅君）棒読みします。624972、千円です。

7番（田中圭介君）これが一応差引きの経費を引いた令和4年度のうちの粗利という形でよろしいです
か。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）はい、そのとおりでございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そこから先ほど言うている住民税の流出額の75%戻ってきたときの3,200万円を引
いた額が本当の、純利益と言ったらおかしいですけども、あれですよ。純のもう粗利というこ
とは6億円弱、5億8,000万円か9,000万円ぐらいですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）約5億9,300万円です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、全体としては12億円ぐらいの寄附金があって、そこから経費もろもろ差
し引いたら、そこでそういう住民からほかの自治体に寄附をされた方の差引きを、全部込みを合わ
せて5億9,300万円のプラスだということ。

そしたら、このまま2問目にいきたいと思います。

この10月から法制度が改正されますが、何か変わることはございますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、ふるさと納税についての2点目、10月からの制度改正の内容に
ついて答弁申し上げます。

ふるさと納税制度については、地場産品基準等を定めた総務省告示が令和5年6月27日付で改正され、本年10月1日から新たなルールに基づく運用が開始されることとなっております。

同告示の改正内容は大きく2点あり、1点目は、寄附金の募集に要する費用に含めるべき費用が追加されたものでございます。具体的には、告示第2条第2号の規定が改正され、これまで募集に要する費用とされていなかった、いわゆるワンストップ特例や寄附金の受領証明書に関する事務など、寄附の募集に付随して生じる事務に要する費用も募集に要する費用に含まれることとなり、それらの費用は寄附金の合計額の5割以下に抑えることとされました。

2点目は、寄附者に返礼品として提供できる物品または役務の基準が変更されたものでございます。具体的には、告示第5条第3号の規定が改正され、地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものを返礼品として提供する場合、当該加工が食肉の熟成または玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限るとされました。

また、同条第6号の規定が改正され、地場産品と地場産品以外のものを合わせて返礼品として提供する場合、これまで地場産品と地場産品以外に関連性があり、地場産品の価値が返礼品全体の価値の5割以上とされていたものが、地場産品と地場産品以外の関わりが「附帯」という言葉に変わり、加えて、地場産品の価値が返礼品全体の価値の7割以上とされました。

本町におきましては、これまでも総務省告示等に基づき、ふるさと納税を運用してきたところであり、本年10月1日以降についても新たなルールに沿った適正な運用を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） ありがとうございます。

ちょっと分かりにくいというか、めっちゃめっちゃ詳しい説明なんですけれど、結局5割ルールという。さっき言われていたような送料とかその他もろもろの隠れ経費を入れたところで5割にしると。その1個と、あとは先ほど言われた熟成肉に関しては、大阪は大阪府の肉を使いなさいと、ほかから仕入れてきてそれを熟成肉にするのは駄目だと。お米も一緒に、大阪府のお米やったらいいんですけど、コシヒカリとか秋田産とかというのを大阪で加工をして、これはもう泉佐野市への当てつけかなと、僕はもう個人的な、完全な当てつけかなと思います。

あと一個、うちにかかってくるのは、このセット品です。セット品に関したら、地場産業の価値が7割であればセット品がオーケー。この間、9月4日のTBSのNスタに熊取町が映っていたのはご存じですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） すみません。申し訳ございません。拝見しておりません。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） これはインターネットでも後で調べていただいたら分かりますけれど、ふるさと納税が変わりますというコーナーがありまして、その中でも、熊取町のこのセット品、ダイソンドライヤーとタオル。ドライヤーが4万5,760円で、タオルが4万6,970円で同等の額だということになって、これをダイソンのドライヤーをこのまま続けようと思ったら、タオルのほうを7割ぐらいの、言うたらウエートを7割持っていかなあかんのですね。

ほんなら、32万8,000円の寄附金で今までこれでいけていたのが、もう3割以上超えていますよねというふうになったとき、うちはどうするような今体制を取ろうとしているんですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 議員ご推察のとおりで、寄附金を上げて地場産品の割合を7割に持っていないとそのセットでの提供はできないという形となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、これ、今同じダイソンのドライヤーとタオルで32万8,000円やったら、このルールにのっとって10月からこれを7割にしたら、幾らの寄附額になるんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。ちょっとすぐ計算できないので申し訳ないですけど、基本的には先ほど申し上げたとおり、今、簡単に言うたら10万円の寄附をもらうのに5万円の地場産品と5万円のその他のセット商品と。大きくは5万円超えていけばいいという話になるんで、もともとの5万円の分を7万円に上げていかなあかんという、そういう仕組みに変わるだけですので、そこは寄附金額の中身で考えていくか、場合によっては地場産品の中の返礼品の割合、そこを変えていくという形にはなろうかと思うんですけども、基本的に3割の返礼品割合というのは、やっぱり寄附者にとっては当然一番魅力的なところですので、そのあたりの兼ね合いを見たときには寄附額で調整していくことが基本なのかなというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）さっき言うたように5割と7割となったら、7割とこれと足したら3割やったのがもうオーバーしてしまいますよね。ということは、やはりさっき言うたように、32万8,000円じゃ全然足りなくなってくるというふうな。うちの目玉は全部セット品ですよ。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）寄附実績のかなりの割合は、もうセットとなっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そのセット品もこういうふうにだんだんと、何かあせいこうせいで最終的にはなくなるかもしれません。というのは、僕、前の何か委員会的时候にも言うていましたけれど、何か新しいことを考えていかないと、この先、このふるさと納税というのは、ミラブルとかこのダイソンのドライヤーとかがなくなったときに熊取町独自でできるようなことをもうそろそろ考えていかないと、総務省はだんだんと厳しいようなことを言うてきますので、そういうような、この間的时候には検討していきますという答えをいただいたんですけど、その後、何かいい発想とかいいアイデアはありましたか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今回の総務省告示等の改正、いわゆるルールの改正に伴っては、熊取町も影響も出ると思いますし、ほかの市町もかなり影響が出る形となります。

あと、告示とかに出てきていない部分でいえば、実際、今後ホームページとかにいわゆる加工品がどういう形で地元で加工されていて、その加工したことによって生じるいわゆる価値の部分とかをきちっと明確化していく中で、そこに十分足りないという形になったらラインナップから外れると、やっぱり結構細かいそういう形も含まれています。

基本的に地場産品という形で多分、その返礼品というのは構成されるべき話となりますので、いわゆる新しい地場産品というところに着目していくという形となったときに、やはり熊取町ではお隣の泉佐野市がやっているような、そういう工場に投資していわゆるクラウドファンディング型みたいな、ちょっとああいう形は、町の特性から言うたら用地とかがなかなか確保できないというところもあって、やはり新しい地場産品を作っていくという形でいきますと、産業活性化基金とかで生まれてくる商品とかを提供してもらうようにアプローチをかけたりとか、まだ私どもで掘り起こせていない、そういう地場産品とかもあるかと思っておりますので、そういうのもいろいろ調べて声をかけていっている。実際、今、営業もかけていっておりますので、そういう形で何とか増やしていく努力は続けていきたいというふうには考えております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）あと、物を作るというか、物じゃなくて、この間新聞に載っていたんですけど、

返礼品はゼロの代わりに、寄附をしていただいたら、その自治体が各全国の恐らくNPOか何か
がされている子ども食堂に対して寄附をするという形を取られているところが載っていたような記
憶がございます。

せやから、返礼品がゼロでも、やっぱりそういう恵まれない子どもとかに対して自治体がもらっ
たのを提供するというような形を取っているところも、意外とふるさと納税で寄附額が集まってい
るようなことがちょっと前の新聞に、今、ちょっとどこの市町か忘れましたが、そういうよう
な、地場産品の物がなくても考え次第では、返礼品という物をあげるんじゃないで、そういうよ
うな活動に対してもふるさと納税というような形で頑張っ、いろんなアイデアを出していただき
たいなと思います。よろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今、新しいご提案をいただいております。実際、寄附いただいた返礼品は
3割相当を全く別の目的に使っていくと、社会のために使っていくと。そういう形もひとつ今後研
究していきたいなというふうに考えます。

そういう中でも、こういう仕事に携わる者とすればやはり寄附いただきたいというところで、ポ
ータルサイトの中でやはり目につくとかというところに、そういう訴求力というのは、やっぱりど
うしてもこれは横に置いておくわけにいかないので、そういうふうな点でいろいろまた頭をひねっ
ていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）よろしくお願ひいたします。

それでは、2項目めの国際交流青少年派遣事業、台風7号の災害対策・危機管理等についての質
問です。

1、この国際交流青少年派遣事業というのは、私は議員になって5年目になるんですけど、1
回来られてからちょっとコロナ禍でストップをしていて、行くということがなかったので、このこ
とになってちょっと議員になって全く分かっていないので、この事業に対してのことをいろいろお
聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、ご質問の2点目、国際交流青少年派遣事業、台風7号の災害
対策・危機管理等について答弁申し上げます。

まず、1点目の国際交流青少年派遣事業の内容については、本町の姉妹都市であるミルデュエラ
市との親善交流を推進するとともに青少年の国際感覚を醸成し、次代を担う人材を育成することを
目的とするものであり、ミルデュエラ市の一般家庭において青少年がホームステイをしながら現地
の人々の生活、文化、習慣などを学ぶとともに、キャンプ活動等を通じて親睦を深め合うことを事
業内容とするものです。

また、今後の両市町の交流内容についての協議等を行うため、町長を団長とする行政訪問団を併
せて派遣する内容でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今回募集の中学生の人数というのは、何人募集されたんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）10名でございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）10名募集があつて10名行ったということですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ちょっと正確な数字はもう一度確認させてください。30人は超えていたか

など思うんですけども、最終的に面接試験をして10名を選定したという状況でございます。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） この三十数名の選考方法というか選定方法というのはどういう感じでされているんですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 面接試験という形となっております。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） 面接1回だけですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 1回です。

それと、先ほどの応募いただいた方は34名。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） このミルデューラ市というところはどんな感じのところですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） オーストラリアでもいわゆるかなり内地に入った、そういう町となっております。まして、主要な産業が農業とあと観光業というふうな形の町となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） これ、行かれたときというのはもちろん8月のあの盆のときなので、南半球なので真冬みたいな感じですかね。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 当然おっしゃるように気候は逆で反転していますが、比較的気温は、太陽が、日が差すときにはさほど、日本のようなそういう真冬というような感じではないです。ただ、内陸地に入っていきますので、やっぱり朝夕とか、あと日が陰ったときとかは少し温度が下がるとい、そういう土地柄となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） めちゃくちゃ寒いという感じでもないんですかね。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 実際に派遣団として行った職員にもちょっと確認したんですけども、いわゆるちょっと薄めのダウンジャケットがあればそこで活動ができるという場所でございます。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） このミルデューラ市は広さはどれぐらいあるんですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） すみません。ちょっと手元の資料で確認でき次第ご報告させていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） これ、片道は何時間ぐらい行くのにかかるんですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 丸1日は今かかっております。実際、今、オーストラリアと大阪との間というのが飛行機便がないので、乗り継ぎを都合2回しております。今回ですと一度アジアのほうに飛んで、そこからオーストラリアのメルボルンに入ると。メルボルンからは国内線でミルデューラ市に飛ぶような形となります。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） メルボルンからミルデューラ市までは何時間ぐらいのフライトですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）1時間弱です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）この11日から20日までのうち、実際ミルデューラ市に滞在しているのは何日間ですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）13日から7日間です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これはずっと2年に行ったり来たりの繰り返しと聞いておるんですけど、行く際のこの職員の選抜メンバーというか、何かルールというのはあるんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）その時々々の役所での体制等も含めて町長が行かれるときもありますし、今回行ったその前とかですと、1つ前ですともう5年前になるんですけども、教育長が団長みたいな形で訪問団についていったときもございます。あと、町の職員で総務部長がいわゆるトップで行かれたときもございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ちなみに、藤原町長は今回、ミルデューラ市訪問は何回目ですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）平成20年の議長をさせてもらった年に1回、2016年、初めて町長に当選させてもらったその年の夏に行って、今回7年ぶりということで3回目となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）3回目ということで分かりました。

そして、向こうに行って中学生と職員は行動は共にしているんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）中学生、いわゆる生徒について帯同した職員もおります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）いや、ホームステイする中学生と町長とかの職員とかも一緒に行動をしているんですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いえ、現地では中学生とは別行動になっています。チャフィー中等学校の学生、ホームステイ先の保護者の皆さんと中学生が交流をしながらミルデューラ市内の各地へ見学に行ったりキャンプに行ったりご家族と過ごしたりする中で、私とは別行動になります。

ただ、3日目、4日目のスケジュールの中で、外輪船というんですか、子どもたちと合流してそういう3時間、4時間ほどは一定同じ行動をしながら、子どもたちの現況報告をそこで確認するというふうな時間帯もございます。着いた日、帰る日、中間で子どもたちと落ち合い、そして現状を確認するという時間帯もあるのはあります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）今、オーストラリアはたしか休み。こっちは夏休みなんですけれど、向こうは通常に授業があると聞いております。本町から行った中学生というのは、その学校の授業を受けたりとか、学校に入って行って同じ授業を受けたりというのはしているんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）学校の授業というか、学校の中のプログラムで体験させていただいているような形でございます。

あと、すみません、先ほどの面積。このタイミングで申し訳ございません。2万2,087平方キロです。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）どれぐらいの大きさなのか。後でいいです。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）四国より少し小さい、そういう大きさというふうに。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）めちゃめちゃ広いですね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）四国より大きめの広さです。すみません。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。何せ僕らは行ったことないんで。

そして今後の、恐らく別行動されていた理事者の方たちは観光や体験、日帰りツアー等の何か所か訪問に行ったと思いますが、何か所観光とか行かれたんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）手元に資料はあるんですが、全て数えてからちょっとご答弁させていただいております。どういう施設を見に行ったかというのは全て当然記録はこちらに残っていますので、ちょっとお時間いただけますか。すみません。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）僕は一回ちょっと見させてもらって、多分約21か所、この5日間で回られたかなと思います。

次いきます。この職員たちのホテルは、もちろん1人1部屋ですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）はい、そのとおりでございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）職員を含む参加者数は何人でしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）2点目の質問ということでよろしいですか。

（「ごめんなさい、そうです」の声あり）

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目の職員を含む参加者数につきましては、行政訪問団が町長及び職員1人、青少年訪問団が教育委員1人及び職員1人に加え、青少年10人の合計14人が今回の国際交流青少年派遣事業に参加してございます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これは通訳2名とツアーコンダクターは入れていませんよね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）あくまで町の事業として参加しているということであれば14名というふうに考えてございます。あくまで業務委託の中で手配された通訳の方、あとツアーコンダクターの方というのが直接交流事業に関わるかといえば、あくまで通訳とあと旅程の中でのサポートという業務をお願いしている形になりますので、国際交流の派遣団という形で申し上げますと、やっぱり14名というのが適正かなというふうに考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）でも、通訳もツアーコンダクターも熊取町の税金で行っているということですよ。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）そのとおりです。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）僕は加えてもいいかなと思います。14名プラス3名という形で、約17名ですよ。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）14名プラス3名という。はい、そのとおりです。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）3番目にいきます。総額の費用、1人当たりの費用は幾らかかりましたか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、3点目の総額の費用、1人当たりの費用につきましては、総額費用が約800万円であり、当該費用から関西エアポート株式会社からの利用促進・PR事業支援金220万円を控除した額を派遣団員14人で除した1人当たりの費用が約41万5,000円となっております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）中学生の参加費も41万5,000円ですね。また違うの。ホテルに泊まっていないからもうちょっと少ないですかね、中学生は。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）あくまで先ほどご答弁した800万円はこの事業にかかった経費総額になりますので、その中で別に財源として頂いたもので、全体としては220万円頂いているような次第なんです。加えて、参加される10名からお一方15万円を参加負担金という形で頂いていますので、それを加えて割るのはちょっと違うのかなということで、今申し上げた800万円から220万円を引いた41万5,000円という形でご答弁させていただいております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、ちょっと何か1人当たりというのは、合算の800万円を人数で割ったらこの値段になるということですね、41万円。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今、41万5,000円というふうな形で申し上げたのが、単純に800万円を14で割った数字ではないんです。先ほど関空から事業全般に対して補助金を頂いているというのが220万円ありますので、都合800万円から220万円を引いた580万円を14で割れば41万5,000円という形となります。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）コーディネーターの費用と日当とかって出ているんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際、入札から見積りという形に移行したんですけども、全体の経費としては今ちょっと精算中でもありまして、個別でコーディネーターの方の経費という形でちょっと積算がどういう形になっているのかというのは、すみません、手元の資料ではちょっと分かりかねますので。私が決済を見る限りは全体の金額しか把握していなかったこともありまして、一定の積み上げは、飛行機代とかというのはあったかと思うんですけども、ちょっとそのあたりは正しい内容を確認させてください。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）後でまた通訳の費用と日当も聞こうと思ったんですけど、それもまだ分からない状況ということで、これも飛ばします。

町長、職員は先ほど言われたように、全額税金で行かれたということでよろしいですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）全て公費になっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）その職員に対しては、出張手当や日当などは出ていますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）条例や規則に基づいて出ております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それは一体幾ら出ていますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほどの添乗員等の数字と併せてご答弁させていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）コーディネーターをつけているのは、大阪府下だけでは熊取町だけじゃないかと言われております。ちょっと時間がないので、ほかのところ、ちょうど泉大津市が同じ時期にオーストラリア・グレーター・ジローン市というところに8月9日から8月18日までの9日間、同じような中学生国際交流事業ということで10名の中学生と。前回までは職員3人。それは市職員、校長、英語教員。もちろん英語教員を入れていたら通訳は要らないので。団長が校長やっただすけれど、そういう校長とかを連れていくのはもうやめようということで、今回は市の職員2人と教員2人、4名。そのうちの市の職員の1人の方が元英語教師だったのと、募集した教員も英語教師が1人入っていたので、この4人と10名とで行ったということで、この職員たちは向こうに行って、向こうの先生たちのところにホームステイをさせていただく。学生たちはもちろん向こうの学生たちのところにホームステイさせてもらって、来たときはその先生たちを先生たちの家に泊めるというホストのときの条件で行かれたと言っておられます。

なので、南出市長も行かれたんですかって聞いたら、5年前に1回だけ行かれたと。でも、これはちょっとある理由があって、向こうは中学校同士で姉妹校の提携というのをしているんですね。ほんで、その今まで結んどった中学校の姉妹校の提携の提携先が中国と提携したいということで、どうも泉大津市は切られたということで市長自ら行って、どないかして泉大津市の中学校の姉妹校をちょっともう一回つくっていただけませんかというて異例で行ったと。ここ10年以上はもう市長が行くとか副市長が行くというのは一切ないという答えをいただきました。

次にいかせていただきます。

4番、藤原町長不在の災害対策本部での指揮・伝達等どのようにやっていたのか教えてください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、4点目の藤原町長不在の災害対策本部での指揮・伝達等については、台風7号が近畿地方へ接近する可能性が示された直後の8月12日土曜日正午頃、職員間の公用チャットツールを活用して、町長から災害対策本部の立ち上げも含め、抜かりなく準備をすることのご指示を受け、危機管理課において災害警戒本部の設置など今後の対応方針を協議の上、その内容について町長へお伝えし、共有を図っております。

その後、8月14日月曜日午前8時30分の災害警戒本部の設置に合わせて、台風7号に関する町長との情報共有体制を強化するため、新たなチャットグループを作成するとともに、被害によっては町長に緊急帰国してもらえよう、直ちに航空便の手配の準備も行っております。

その後、第2回災害警戒本部の開催を経て、同日午後4時に総合政策部長及び総合政策部理事から町長に対し、電話により現状を報告いたしました。さらに、午後5時に災害対策本部に移行した際、現地から電話により町長及び健康福祉部統括理事がオンライン参加され、各担当部からの状況報告を受け、町長から避難所開設や高齢者等避難の発令など、適宜指示が行われました。

台風7号が近畿地方に上陸した8月15日火曜日においては、午前8時頃、電話により避難所開設

情報などを共有するとともに、町長から必要な指示を受けております。その後、本町域における被害がなかったことを確認の上、午後3時30分頃、電話により町長へ報告するとともに、今後の避難情報解除、避難所閉鎖の予定に関する指示を町長から受けております。

台風が通過し、大雨警報及び暴風警報が解除となったことを踏まえ、同日午後5時に第3回災害対策本部会議において高齢者等避難の解除及び避難所閉鎖を決定の上、災害対策本部を廃止したことをチャットツールにより町長へ報告してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）対策本部会議は何日何時に計何回行われましたか、教えてください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）災害警戒本部が2回と災害対策本部を3回開催させていただいております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）対策本部会議は何日の何時に行われましたか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）災害対策本部会議が14日の17時から第1回目を開催しました。それから、第2回は翌15日の11時から開催しました。最後、同じ日の17時に第3回の対策本部会議を開催したところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）町長は会議にどのように参加していたんですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事、もうちょっとマイクを近づけて。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁がちょっと繰り返しの分もございませぬけれども、町長が参加されたのが14日の17時ですね。すみません。災害対策本部に移行した17時の本部会議において、LINEによってオンライン参加されたということでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）大阪府下で2万軒以上、阪南市で6,000軒以上停電をし、スーパーやコンビニの冷凍食品が駄目になった。停電が約2万軒以上、泉佐野市も2,000軒、岬町も2,400軒。資料の44ページに書いています。よかったんかどうか分かりませんが、熊取町と田尻町は停電にはならなかったということは聞いていますけれど、なったとは報告はなかったんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）一部、皆さんが寝ている1時ぐらいに町内で停電が発生したという状況は聞いてございます。ただ、それも比較的短時間で回復したということで、私どもが停電情報見るときにはもう全て消えているような状況でございました。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）はい、分かりました。

そしたら、ちょっと時間がないので5番目にいきます。

台風直撃の15日、前日の14日でのミルデューラ市での熊取町長の行動を教えてください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、5点目の台風直撃の15日、前日の14日のミルデューラ市での藤原町長の行動については、14日にはチャプリー中等カレッジで全校歓迎集会に青少年訪問団と参加するとともに、ミルデューラ市議会議員同行の下、農場を訪問し、生産者からかんきつ類などの栽培技術やノウハウについてレクチャーを受けてまいりました。

また、15日はミルデューラ市議会庁舎を訪問し、市長及び最高経営責任者等との両市町によるトップ会談に臨み、ミルデューラ市における観光・経済開発に関するプロジェクトの説明を受けると

ともに、今後の友好交流の方向性について協議してまいりました。加えて、開発中の発電所整備プロジェクトや新設された運動特区施設を訪問し、施設整備過程における市議会での議論の経過等について説明を受けるとともに、体育館等を見学してまいりました。

以上、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほど、15日の11時に災害対策本部の会議に町長は出ていないと僕は聞いているんですけど、出ていなかったんですか。15日の11時の対策本部の会議に町長はリモートで出ていなかったんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）15日の11時、第2回目の対策本部会議において、いわゆるLINE電話によって共有されたものということで、必要な指示を町長から受けております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）僕は11日、ずっと9時半から15時半までおって、11時のその本部の会議のときに町長参加されたんですかと言ったら、いや、参加していませんという回答が来たんですけど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）11日の対策本部会議においては、事前に、ちょうど会議の直前に町長の指示を確認した中で災害対策本部で共有したという状況でございます。

すみません。以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）11時頃やと言ったら、ちょうど台風が来ようかという時期ですよ。そのときに対策本部の会議に直接出席していないということですよ。指示は受けていたんかもしれませんけれど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）台風の対策を行う上で、台風が一番来ているときというのはある意味私も外に、職員がパトロールに出るのも非常に危険な状態でありますので、一定指示の中で各職員が自分の管理すべき物件等の情報を確認していく中で十分対策は取れていたというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）対策は取れていた。じゃ、何かあったときにはどないしていたんですか。あの台風21号のときの、2018年みたいな、もう熊取町むちゃくちゃになりましたというときにはどないしていたんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）当然そういう状況になれば、その報告をした中で、町長にはすぐご帰国いただく当然動きも取るでありましょうし、実際、今、電話とか通信とかネットとかでいろいろ情報共有、指示の出し方というのは、もう熊取町の役場の中におらずともできる状態になっているというふうに考えてございます。そういう中で、必要な対応は十分取れるというふうに考えてございます。

なぜかといいますと、町長は当然判断して指示を出していただく方ですので、それを実行に起こしていくのは私ども職員になっていきますので、その情報をきちっと町長にお伝えして判断いただいて指示をいただければ十分に対応できるものと考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）じゃ、6番目いきます。

8月8日に台風7号が発生、その3日後の11日から20日までの9日間、熊取町長のオーストラリアの外遊は本当に必要だったのでしょうか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）最後に、6点目の台風接近中9日間の藤原町長オーストラリア外遊の必要性については、令和2年度以降3回にわたって派遣事業を中止せざるを得なかった状況において、引き続き姉妹都市交流、とりわけ青少年交流を継続する上で、町長が直接ミルデューラ市長及びチャフィー中等カレッジ校長と交流し、本町の国際交流事業に対する考え方を伝えることができたことが重要な成果であることから、オーストラリア・ミルデューラ市への海外出張の必要があったものと考えております。

また、台風接近中であったことにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、必要な準備や連絡・指示系統の強化を図ったことにより、この間、万全の体制で防災対策が行えたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君）台風というのは、災害の中でもほぼ少ないぐらいに予想ができるような災害であります。今回、3日前に発生して、日本を横断するやろうというふうな情報もある中、中止をするもしくは3泊4日とかで帰ってくるというようなことは考えていなかったんですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）私どももこの台風が発生した以降、進路予報図、予報円等々をチェックしていった中で、実際に事業の開始される11日、これは金曜日ですね。祝日の前日の段階で、台風7号はこれは東海地方のほうに行くというコースが複数のいわゆる報道で提供されておりました。そういう中で町長に出発していただいたという状況でございます。実際、もう少し前から予報円は出ていたんですけれども、この夏特有の迷走型の台風ということで、実際どれだけ近畿地方に影響が及ぶか分からないという中で、ミルデューラ市との交流も重要な事業という中で、双方の事業をきっちりこなしていただいたというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、資料の35、36ページを見てください。

11日の11時には940ヘクトパスカル、めちゃめちゃ強い台風になっていて、この円も近畿に来るような形になっています。次の36ページを見ていただいたら、本当にどういふところを、進路を通ったかといいますと、熊取町上空を通っております。その予想円が東海に行くだろうとか、そういうところが危機感がないって言っているんですよ、僕は。結局、そっちに行くだろう。いざ行ってみたら、熊取町めちゃめちゃ直撃やん。そこの危機管理能力ですよ。

それを中止するという決断が僕はもう格好いい町長かなと思うんですけど。過去にもう、今回で3回目でしょう、行ったのも。これが初めてやったら、初めてでも、やっぱり行政のトップとしては、今回リモートということがあるんで、向こうの市長にも、こっちで残って、今回台風が来そうやと、台風21号で嫌な経験もしているから、私は今回行きたいのはやまやまやけれど、すみませんがりモートで、あとの職員は行かせますんでというような判断はできなかったですか、町長。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君）この件については、議員には特にご心配をかけたかなというふうには思いますけれども、現地に行って、フェース・トゥー・フェースで向こうのリアム・ウッド市長とこれからの熊取町の中学生とチャフィー中等学校の生徒との交流を改めて継続していくということを膝を詰めて話をする必要があったというふうに思っております。

というのは、向こうから来られた以降、もう5年前ですか、交流が全くなかったということもあります。その中で向こうの議員の構成も変わっておりますし、この交流についていろいろと意見が

あるというふうなこともお聞きしていましたので、私が行くことでこの交流の大切さというのか、伝統あるこういったものを継続するべきやと直接議員の皆さんにお伝えすることで、市長以下、今は評議員というふうに名称も変わっていますが、皆さん方の理解を得られたというふうに思っております。この交流が始まって37年、そういう大きな歴史がある中で、先達が築いてくれた熊取町とミルデューラ市のそういう親善交流をさらに強固なものにするには、やはり両トップの話合いが必要ではなかったかというふうに思っております。

ただ、台風の進路については、これはもう行く前から重々検討できるような体制を持って、どこにおっても対策本部会議の一員として発言でき、意見が出せて指示が出せる、そういう状況をつつた中で判断やということでご理解をいただければ幸いです。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、情報公開の徹底というところで、町長の部屋からの町長の所信のところ、まず、徹底した情報公開とあるんですけど、このSNSとか町長の日誌には、一切このミルデューラ市のことが載っていません。6月8日から町長のフェイスブックもびったり止まっています。この3年間、コロナ禍で毎日毎日長い文章で打たれていて、僕はごっつい尊敬していたんですけど、この6月8日から何で一個も更新されていないのか。それで、また情報の提供として、ミルデューラ市はこういうところがあるとかというのをぜひ載せていただきたいと思うんですけど、その辺どうですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）3年間、コロナの発生状況とかそういうものを追いかけてまいりました。皆さん方には、本当に少ない私のフォロワーの皆さんにとっては幾ばくかの役に立ったのかなというふうには思っておりますけれども、いろんな情報、行政としての情報を出していく。徹底した情報の開示と共有というのが私のまちづくりの理念ですけれども、これを昨年から広報戦略課というふうな名称を変えた中で情報を素早くスピーディーに、充実した内容で住民の皆さんに提供していく、これが充実してきたかなと。やっぱり自己判断で甘いと言われるかも分かりませんが、スピード感を持って内容の充実した情報を発信できるような、そういう広報戦略課になりつつあるのかなというふうに思っております。行政情報については、しっかりとこの広報戦略課を通じて発信してまいりたいと思います。

私のフェイスブックは、これはもう本当に個人的なそういう思いとか政務なんかを発信しているわけですが、今後は行政の情報は広報戦略課からしっかりと発信してもらおう中で、私個人のフェイスブックですので、私の気持ち、叙情的なものを発信できればというふうに思っております。道端で咲いているきれいな花があれば、皆さんどうですかと、そんなような情報を発信できれば。年に4回ぐらい、春夏秋冬、季節の変わり目、そんなものを発信していく中で皆さんの心の安らぎを覚えていただけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これは答えは要りませんが、資料の38、39ページ見てください。

2016年に行ったときには、帰りしなもオーストラリア・ミルデューラ市の交流が無事終了し、これから香港経由で帰ります、到着は6時間開空の予定ですと町長自ら発信されていて、やっぱりこういうのを発信していただきたいんですよ、町民としては。やっぱり町の税金で行っているんで、こういうのを発信するべきでございます。

もうちょっと時間がないので次いきます。

次は、保育士不足について。1、保育士不足について、また、その解決方法についての本町の考えをお願いします。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3点目、保育士不足についての1点目、保育士不足とその解

消方法についてご答弁申し上げます。

まず、保育士不足の状況でございますが、国の職業安定業務統計によりますと、昨年10月の全業種の全国平均が1.35倍に対し、保育士の有効求人倍率の全国平均が2.49倍と2倍弱の差があります。特に大阪府は保育士の有効求人倍率が3.07倍と、雇用環境の厳しさが顕著に表れています。

町内の保育所等に関しては、こういった状況下ではありますが、待機児童ゼロを維持しながら、大阪府の条例に基づく保育士の配置基準を満たすよう、各保育所等で必要となる人材を確保していただいております。

さて、保育士の確保の取組ですが、民間園では福利厚生に力を入れるなどの魅力ある職場づくり、参加特典つきの就職フェアの開催により採用活動を強化するなどの努力をされております。町立に関しても、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入による期末手当や各種休暇制度の創設に加え、育休代替職員については、保育士という専門性が必要な職種を勘案し、任期付正規職員の任用などに努めているところでございます。

また今後、保育士を確保していくためには、就職に当たっての一定の経済的な支援が有効と考えられますので、支援策導入済自治体の状況を調査しながら検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「 2番、お願いします」の声あり)

健康福祉部理事(松浪敬一君)はい。そしたら、続けて2点目、保育士不足・解消に向けた就職フェアの民間との共同開催についてでございますが、このフェアは、主に民間園の主催により保育士養成校の新卒者や正規職員の採用を狙いとしており、今年度に関しては、本町は現時点では保育士の正規職員の採用を予定していないことから、協力という形で実施をさせていただきました。

具体的には、町の広報紙への記事掲載やホームページへの掲載などを通じた周知において協力を行っており、また、フェア自体には、非正規職員である会計年度任用職員を希望される方への相対対応として、関係職員が参加をさせていただきました。

町が正規職員の募集を行う際の共同開催については、今後、運営方法などを調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長(河合弘樹君) 田中圭介議員。

7番(田中圭介君)一言だけ。体育大学に今回、幼児、新しい科ができました。4年後を見据えてこの民間とちゃんとタッグを組み合わせながら、保育士確保、補助とかもいろいろあると思いますけれど、それはもう率先して熊取町がやってください。民間が率先じゃなくて熊取町がやっていただくよろしくお願いを申し上げ、僕の質問を終わらせていただきます。

議長(河合弘樹君) 以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、石井議員。

4番(石井一彰君) 議長のほうからお許しいたいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、小学校、中学校のプログラミング教育とAI教育の現状と今後について質問をさせていただきます。

人口減少、少子高齢化が進む中、本町では令和4年度の30歳から39歳の子育て世代の社会増減数が42人増加したとのことは、これは子育て、教育のまちとしての皆様の取組のおかげだと感謝申し上げます。今後も本町への移住者を増やしていく上で、さらなる教育内容の充実が必要だと考えます。

10年に一度の学習指導要領の改訂のタイミングで、2020年、小学校でプログラミングが必修化され、2021年、中学校では技術分野においてウェブサイトを自ら作成できるようなテキストプログラミングの授業が追加され、2022年、高校では普通科にて情報Iが履修科目になり、2025年度からは大学の入学共通テストでほぼ100%の国公立大学で情報が出題されるという状況において、ここ熊

取町の小学校と中学校におけるプログラミング教育、A I 教育について幾つかの質問をさせていただきます。

現状のプログラミング教育、A I 教育の熊取町の具体的な取組やカリキュラムの内容があれば教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、石井議員の小学校、中学校のプログラミング教育とA I 教育の現状と今後についてのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1つ目の現状のプログラミング教育とA I 教育の実施状況についてですが、プログラミング教育につきましては、新たな社会Society5.0の到来を背景に改訂された学習指導要領にも示されております。

小学校のプログラミング教育の狙いは、大まかに3点あります。まず1点目に、プログラミング的思考を育むこと、2点目に、プログラムの働きやよさに気づき、コンピューター等を上手に活用してよりよい社会を築こうとする態度を育むこと、3点目に、教科等での学びをより確実にすることを狙いとしています。これを受け、町内の小学校では、発達段階に応じて子どもたちが1人1台端末でプログラミングソフトを活用し、実際にプログラミングを体験しています。また、例えば算数の作図の学習では、プログラミングソフトを活用して図形を完成させるといったプログラミングを各教科の学習と関連づける学習を取り入れております。子どもたちの資質、能力の効果的な育成を図っているところでございます。

また、中学校では、学習指導要領の改正に伴い、プログラミングの内容が充実しました。技術の学習において、様々なプログラムがあることを知り、実際にプログラムを制作するという学習が位置づけられています。これを受け、各校では、実際に作成したプログラムを機械で動作することを通し、プログラミングそのものだけでなく、自分なりに工夫してプログラミングする喜びを体験する学習を進めているところでございます。

続いて、A I 教育につきましては、令和5年7月に文部科学省より生成A I の利用に関する暫定的なガイドラインが示されました。この中で、生成A I の利用に当たっては、教育活動や学習評価の目的を達成する上で、効果的か否かで判断することや年齢制限・保護者の同意等の利用規約を遵守すること等が明記されています。生成A I は現在、発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、学習意欲への影響等、様々な懸念が指摘されています。教育利用に当たっては、利用規約を遵守するとともに、生成A I の性質やメリットデメリット、A I には人格がないこと、そして、生成A I に全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを子どもたちに十分理解させることが大切だと考えております。

本ガイドラインは機動的に改訂を行うことが予定されております。今後、国の動向を注視し、教育活動の目的を達成する観点で効果的か否かをしっかり見極めながら活用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

今のご答弁でありました、小学校のほうではプログラミングソフトを活用というふうにあったんですけど、今、中学校のほうでは民間のプログラミングソフトとかという活用はされているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）実際に確認したところ、いわゆるソフトを入れて、それを基本的にはやっぱり活用させていただくと。いわゆるプログラマーがやっているような言語を使ってプログラミングするということというのはやっぱりまだ中学生には難しい部分もあり、基本はあくまで学習活動の一つとして、プログラマーになりたい子もそこから出てくればというような観点

からの取組になっていると考えてございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）その答弁内容でいきますと、プログラミングソフトというのは、民間の教材は利用されているのか、されていないのかというのはどうなんですかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）民間のそういうソフトを入れてやらせていただいています。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）それはどのぐらいの費用ですかね。実際私のほうで調べましたら、泉佐野市も実際、民間のプログラミング教育ソフトを使われています。1人当たりアカウント2万円ですか、払うことによって3年間活用できると。だから、大体泉佐野市の場合でしたら、中学生、新入生が大体900人ぐらいいると。年間1,800万円で中学3年間そのままソフトを利用できると、そういったものを活用されているみたいなんですけれども、熊取町ではどんなソフトを使われているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）熊取町のほうでは、今、泉佐野市がやっておられるような1人アカウント幾らというような形でのプログラミングではなくて、プログラミングソフト自体をパソコンの中へ入れて、例えばアカウント云々は必要がなくて、例えばそれで多面体を作ってみましょうであるとか、例えばこれが百角形になるとどうなりますかとか、そういったような形を命令を入れて、それを作っていくといったような授業を行っていますので、いわゆるその費用に関しては各学校の教材費で賄いながら、買える範囲内のもので今やらせていただいているという状況です。

ただ、それに関しても授業見学も実際に行かせていただいていますけれども、結局四角形、三角形から始まり、多面体になると最終円に近づくんだなって、これは当然のことなだけだけど、自分がプログラミングをしていく中でそれに気づく子どもたちもいるという状況がありますので、そういったものを今度は発展的に応用した取組をするなど、費用はそれほどかけてはおりませんが、学校で工夫してお取組いただいているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）そのソフトではウェブサイトを作成するというようなことは可能なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ウェブサイトを作るというのは、まだそこまでは行けていないというのが現状でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）泉佐野市のほうで使われているプログラミングソフトの場合ですと、やはり学校の先生の授業準備とか、あと教師の負担軽減とかというのがかなりできるらしいんですけれども、そういったことは熊取町のやつでは不可能ということですかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）熊取町で使っているのは、あくまで子どもたちが学ぶためのもの、また、それを活用して教職員が工夫し教材づくりをするといった観点で導入をしているというふうなことでご理解いただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）今後、泉佐野市で使っているような、そういう教材を導入するとかというご予定とかは、検討とかはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今お話がありましたように、当然ながらプログラミング教育をどう充実していくかということは、当然考えていくことは必要であろうかと思っています。ですから、そんな中で例えばどういった教材があるのか。あるいは今おっしゃってくださったように、他の市町ではどういったものを活用しているのかということについては、やっぱりしっかりと取り

入れながら、実際の学校現場とも話をし、あるいはどういう子どもをプログラミングで育てたいのかということを確認しながら、どういうものを導入するかということについても、やはり前向きにはいろいろと研究を重ねていく必要があるかなというふうに思っていますので、やっぱりそのあたりを子どもにしっかりと返せるようなプログラミング教育はどういったものがあるかということについては、いろいろな情報をいただきながら研究していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）どうしても中学校の技術の先生となると、のこぎりの使い方とか、そういうことは得意な先生はたくさんおられると思うんですけども、やっぱりプログラミング教育というのはなかなか難しいのかなと。そういう意味では、先生の負担を軽減するためにもぜひ検討していただきたいかなと思っています。

熊取町は教育のまちと言われていまして、今後ともまちの将来を担う子どもたちにとって、高度な技術や習得することができる環境の整備はもうぜひ必要だと私は思っております。次世代のリーダーやイノベーターを育成する上でも欠かせない教育領域になっていると思っておりますので、熊取町の子どもたちが先進的な教育を提供し、地域の発展に貢献するための計画と具体的な取組を要望させていただきます。今後よろしくお願いたします。

続きまして、不登校児童の現状と今後について質問をさせていただきます。

実は、先ほど多和本議員からの質問もございました。不登校の小・中学生は年々増え続けていて、令和3年度には文部科学省の調査で24万人超報告されております。先般ニュースにもありました、小・中高生の自殺者500人超、過去最高だというようなニュースもございました。

熊取町の不登校児童の現状と今後については、先ほど多和本議員の質問でもご回答がありましたので割愛させていただきますが、令和4年度の熊取町の不登校生徒数は小学生が27人、中学生が54人、合計81名ということだったと思いますが、これは令和3年度と比較しても1.7倍。かなり令和4年度は極端に増えているのかなというふうに思います。これはどのような形で分析されているのかなと、それ、ちょっとご回答お願いたします。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今ご指摘がございましたように、令和3年度と4年度を比較した中で、不登校生の数というのは増加しているというふうな状況でございます。これは世の中でも言われていますが、1つはやっぱりコロナの影響もあったのではないかなと。コロナの中でなかなか窮屈な生活をしていく上で、あるいは学校へなかなか登校を物理的にすることができないというふうな状況の中で不登校にというふうな形も増えているというふうなことも、これは世の中では言われております。

それと同時に、いわゆる学習の場。先ほどもご答弁させていただきましたが、子どもの学びの場が多様化しているというふうな考え方。つまり、学校だけではなくて、やっぱり子どものいわゆる居場所、また学びの場というのがやっぱりいろいろ選択肢があるという状況の中で、先ほどありましたフリースクールでありますとか、あるいはオンラインを活用した学びであるとかというようなことへの、いわゆる学校じゃない場でも学びができるというふうな国の方針等も含めた状況の中で増加傾向にあるのかなというふうにも考えております。

ただし、この不登校の数ということよりも、我々は子ども一人一人にやっぱり視点を当てて考えていくことが必要だと。いわゆる数が増えた減ったということよりも、そのご自身が今どういう状況にあって、この子にはどういう支援が必要で、今、こんなふうに取り組んでいかなければならないということを一人一人やっぱりしっかり見詰めていきながら、その対策、対応については考えていくことが必要だと思っておりますので、そのあたり、やはり原因や背景は多様化している状況の中で、その部分の一つ一つ解決していくことが必要であるというふうに考えております。

ですから、数が増えた直接的な原因は何ですかと言われたときに、当然、国等も学校の影響、あ

るいは家庭の影響、あるいは社会生活の中での影響というようなことは申しておりますけれども、焦点化してこれが原因だということがなかなか見当たりにくい。となれば、子ども一人一人の状況を把握しながらその子に応じた対応をすることが何よりも大事なのかなというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）令和3年度は四十数名の不登校児童がおられたと。継続してそのまま不登校のおられるとは思いますが。このスクールカウンセラーやソーシャルワーカーというのがおられて、そういう子どもたちとやっぱり面談されていると思うんです。来ない理由も聞かれていると思います。だから、社会情勢はこうだからとかというよりも、もっと正確には情報の把握はできないものなんでしょうかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）その原因が何かということよりも、そのご自身が今何で悩んでいるのか、どんなことでつまづいているのか、どういった理由でなかなか学校に行けないのか。人となかなか会うことができないというふうに苦しんでいる子ども一定います。じゃ、その子と会うために学校はどんなふうな働きかけ、誰が働きかけ、どの人が関わっていけば一番いいのかというふうなことを考えて、子どものほうから話をいただいたりであるとか、保護者の方からお話をいただいたりであるとか、あるいはいわゆる専門家のカウンセラーがうまくその学校へ行きにくい子どもとつながっているのであれば、その子の心情をしっかりと聞かせてもらって、じゃ、次の対応をどうすればいいのかというふうに考えさせていただいているので、先ほども申し上げましたように、子どもにとっても何が原因ではっきり行けないのであろうかということ自身が見えなくて、もがいているという子どもたくさんいらっしゃると思うので、そこの部分を丁寧にに関わりながら、つながりながら、子どもに寄り添いながら取り組んでいくということが何よりも必要なのかなというふうに考えて日々取組をさせていただいています。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ということは、面談もされているけれども、複合的な問題があって、一人にこれだからとかいうことも分かりにくいということですよ。分かりました。

先日提供されましたK P Iの調査表とかを拝見すると、福祉的なアプローチが必要な家庭や児童・生徒が増加しているというようなコメントがございました。具体的に福祉的なアプローチが必要な家庭とか児童というのは、どういった家庭を言っているんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）一概にこれがそうなんだということはなかなか、それぞれ諸事情があって述べにくいところはございますが、当然ながら、家庭の状況の中でおうちの方にもしっかりとアプローチしながら、教育委員会だけではなくて、例えば福祉の専門家であるとか、そういった様々な方が一緒にそのご家庭も支えていながら、子どもも支えながら学校へも登校できるようにといったようなアプローチ。つまり、学校という一面的なアプローチだけではなくて、多面的にいろいろないわゆる経験のある方、あるいはいろんな権限を持った各部署がそのご家庭に関わっていきながら、多面的に総合的にやっぱり支援をしていくということ、そういった意味で書かせていただいているということでございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）3番目になるんですけれども、児童心理やカウンセリングの専門家との連携についてお聞きしたいんですが、まず、先ほどの多和本議員のときの答弁でありましたが、スクールカウンセラーは昨年度546件の相談を受けていますと、スクールソーシャルワーカーに至っては1,998件の相談を受けましたというようなことは回答がありましたが、実際、この中で復学することができたお子様というのは何人おられたかは把握されていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）細かく何人の子が復帰できましたといったようなちょっと統計というか把握はなかなかできていないんですが、ただ、情報をいただく中で、やっぱり学校へ来られなかったけれども、取りあえず教室には入れないけれど、保健室には来られるようになりましたよ。あるいは別室に来られるようになりましたよ。

ある学校などは、先生方は時間割で各教科の授業をお持ちになられているというふうに思います。そんな中で先生の時間割を組むときに、いわゆる不登校の子たちが登校してきたときのための別室指導というのを時間割に組み込むんです。ある先生は国語の授業も教えるけれど、別室指導という時間も1時間持つんです。だから、職員30人いてたら、全員が1時間ずつ持つことによって、来たいときに来たとき、その子はその別室で必ず誰か先生が関わることができるという体制づくりをしている学校も中にはございます。

そういった形で、やっぱりソーシャルワーカーやカウンセラーが関わることによって、あるいは学校の体制づくりによって子どもたちが学校へ登校することができた。あるいは、そんな常に登校できていない、まだ30日を超えた不登校の状態ではあるけれども、今まで日数がたくさん出席することができたというふうな状況も実際にございますので、やっぱりその辺は安心して話ができる人、あるいは居場所、自分の心の開ける人がいてるというふうなことが影響をうまく与えているのかなというふうには思っています。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）そのスクールカウンセラーというのは大阪府からの派遣事業ですかね。ほんで、スクールソーシャルワーカーは熊取町で採用している任期つきの方だと思うんですが、この方たちに来年度もじゃお願いしますよとかというその評価基準ですよ。結局これだけカウンセリングしてもらいました、この方は何件持っていましたが、そのうちの正直何人が復学が可能になったとか、そういった具体的な任期を継続していただく上での査定基準というのはあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員が申し上げていただきましたように、カウンセラーの評価は学校で行っています。府から派遣をしていただいている、年度の終わりに次年度の希望を当然書かせていただく、あるいはその方の評価をさせていただくと。その評価の中にはどういったところがよかった点なのかということも書かせていただくというふうな状況になっています。

ただ、カウンセリングをすることによってすぐに登校につながる場合と、なかなか時間がかかってつながらない場合が実際にあると思っています。でも、ただ単に登校する子が何人いたからそれを評価するしないではなくて、そのカウンセリングを通してやっぱり子どもとどういう関わりをつけてくれているのか。あるいは、カウンセラーもそういうカウンセリングをする時間でないとき、いわゆる自分の空いている時間帯は校内を巡回してくれるんです。子どもの様子を見て、ちょっと元気のなさそうな子どもがいてたら担任に声をかけて、あの子ちょっと今日は元気ないんやけれど、一回カウンセリングルームに来てもらうというようなことはできないのかなというようなアプローチをしてくれたり、あるいはカウンセリング便りというのを出して、保護者の方にもカウンセリングの部屋ってこんなんですよということを常に周知してくれたりというような取組もしていただいています。

つまり、やはり子どもに寄り添い、しんどい子をしっかり見つけ出して、あるいはしんどい子に対してしっかり対応しようという思いを持ってくださっているという方については、次年度もやはり来てほしいというふうなことで希望を出させていただくということになっています。ただ、継続して来てほしいと思いますが、一応府のほうも継続年限というのも決められていますので、ある年が来ればやっぱり交代せざるを得ないというようなこともあります。そういったところも含めて、府には要望も出しながら、やはり機能的に動いてくださる方、しっかりと子どもと寄り添っていただける方を選びたいという思いで評価もし、府に要望も出しているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）学校のほうで評価されているということですね。かしこまりました。

次に4番目、今後の対応と予算計画についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど多和本議員からもありましたとおり、教育支援センター等の設置、これもやっぱり予算云々の問題があると思います。不登校児童の対応というのは長期的な取組が必要だと思うんですが、今後どんな形で予算配分というのを考えられているのかお聞きしたいです。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、予算につきましては、まず、配置する人間、いわゆるそのセンターへどういった方をどれぐらいの日数配置するか。その背景には、結局何日それを稼働させるのか、どの時間帯に稼働させるのが一番子どもが来やすいのか。そういったことも考えながら、いわゆる人件費、どれぐらいの人数でどんな人をどれぐらいの時間やるかということも考えないといけない。あるいは、もう既に視察もいろいろさせていただいていますが、やっぱりどういった備品、物品が必要なのか、子どもが学ぶために何が 필요한のか。それから、続いてソフト面では、どういった支援をそこでやっていくことが子どもにとってプラスなのか。そういったところもやっぱり研究というか、今考えているところであります。

ただ、そういったことを全てまとめて、当然その場所の問題もございまして、どれぐらいの予算が必要になるかということも含めて調整も必要かなというふうに考えているというふうな状況でございまして。ですから、予算規模等に関してはまだ最終明確なもの、これぐらいがあればこんなことができるだろうということは、そこについても今調査している最中であるというふうにご理解ください。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございました。

続きまして5番目、地域の連携と社会復帰支援についてお聞きします。

熊取町内の地域の団体や機関との連携を通じて不登校児童の社会復帰に対する支援とかは行っておられますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、5つ目のご質問、地域の連携と社会復帰支援についてご答弁申し上げます。

先日開催されました子ども子育て会議におきましても、不登校の課題は教育委員会として喫緊の課題であることをお伝えさせていただいております。教育委員会のみならず、町の関係機関と共に、家庭や地域と連携しながら課題解決に努めてまいりたいと考えているところでございまして。地域との連携を通して社会とつながることができるように、今後もしっかりと取組を進めてまいりたいと考えてございまして。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）資料のほうをご覧くださいでしょうか。

こちらは7月13日の産経新聞に掲載された、大阪府の八尾市で行っている不登校児童の新たな居場所として、オンライン空間を使っただけの支援という記事になります。なかなか不登校の子どもたちは、フリースクールでさえハードルが高いという子どもたちがやっぱりたくさんおられます。実際このオンライン支援というのをやっているところは、もともと八尾市の教育長の方で、フリースクールの運営されていた方がやられているサイトになります。やはりフリースクールでも足を運ぶことにハードルを感じる子たちに非常に有用な取組であるというようなニュースの記事になります。

不登校、学校に来てもらう、それは一番ベストなんですけれども、来られていない状況でもいかにして学習の保障をしてあげるか、そこが一番なのかなど。親としては無理してでも学校にも行ってほしいというのはあるけれど、もうそういう時代ではないのかなというのがあります。だから、来られていないときにいかにして学習の保障をするかということをご検討いただきたいと思います。

それでは、続きまして、塾代助成について質問をさせていただきます。

学生たちの学力向上や教育格差の解消に向けて、塾代助成の導入について、具体的な計画と取組について回答をお願いしたいと思います。塾代助成の導入予定について、予定のほうはございますでしょうか。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、塾代助成制度の導入予定についてご答弁させていただきます。

塾代などの助成制度については、近年、就学困難世帯に対する学習支援策として実施される市町村が出てきておりますが、本町では現在、実施のほうを検討はしていないという状況でございます。

21年度からといいますのは、平成21年度より小学校放課後子ども教室というものを実施しております。平成27年度よりは、中学校で放課後自習室というものをそれぞれ実施してございます。児童・生徒の方に無料で学習支援を実施してきたことから、これらの既存事業を有効に活用できるよう、現在周知に努めているところでございます。

ただ、議員おっしゃるように、昨今そういうふうな形での塾代助成というのが出てきているので、塾代の助成といった特定の支出への助成ではなく、子どもたちのやってみたいを応援できるような環境づくりとして実施できる事業はないか、他団体の状況等も参考に研究してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君） 石井議員。

4番（石井一彰君） 今ご回答ありました放課後の学習支援なんですが、これは講師というのとはどの方が担当されているんですかね。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 基本的には、若干のボランティアということで地域の人であったり、中学校等とか、小学校によっては時間が空いている先生方が子どもの様子を見に来てくれて、ちょっと放課後に授業とかいろんな勉強の内容を教えてくれたりというふうな形。あと、学生たちのボランティアというふうなものも入っていただいたりしてしているという状況でございます。

議長（河合弘樹君） 石井議員。

4番（石井一彰君） これは実施している小学校、中学校というのとはどちらになるんですかね。

議長（河合弘樹君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 子どもの放課後自習室を実施している学校ですけれども、小学校についてはコロナが入ってから事業のほうができおりませんでして、最新が平成31年度、令和元年度の実績ですけれども、ここで西小学校、北小学校、東小学校の3校で、中学校につきましては、3校と、あと煉瓦館のほうでも会場として自習室をやっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 石井議員。

4番（石井一彰君） 要するに自習が中心ということですよ。学力向上が目的というのは、やっぱり復習、予習というものがあれなんですかね。

熊取町ってやっぱり教育のまちという、子育てのまちというのが売りで転入者、定住者を増やしていこうとしているまちなので、やはりこの部分に関してはぜひやっていただきたい事業なのかなとは思っています。ただ、やっぱり財源をどうするんだとかいう問題は大きいにあるのは重々理解はしております。

こっちもちょっと資料をご覧いただきたいと思います。これは私のほうで他の自治体で塾代助成をやられているところの一応一覧になります。7月の時点でやられている自治体をピックアップさせてもらいました。一般財源でやられているところが確かに多いんですが、茨城県のつくば市であったり千葉県千葉市の場合でしたら、寄附であったりクラウドファンディングを使って、全額それを活用して取り組んでいる自治体もございます。やっぱり厳しい財源の中で難しいのは重々理解はしておるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、やはり教育のまちとしてうたっているわけです。

から、ほかの自治体に負けないような取組をぜひお願いしたいなど、そのように考えております。
議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろと資料のほうを頂いて、また参考にさせていただきたいと思います。

最近でしたら、隣の泉佐野市がこの秋から取り組むということで出ておりましたけれども、大阪
市が非常にいろんな形でされているというのも研究のほうはさせていただいております。塾代だけ
に限らず、当然いろんな、音楽関係の習い事であったりとかスポーツでの習い事、同じような部分
があると思いますので、総合的にそのあたりについていろんな取組ができないかということ。先進
市の取組というのもまだ出かけたところですので、いろんな方法を検討しながら、今回議員から頂
いた資料も参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思いますので、引き続きまたいろ
ろあれば教えていただければと思います。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）よろしくお願ひいたします。

それでは4番目、送迎保育ステーションの設置について質問をさせていただきます。

これは昨年度、公明党の渡辺議員からもこの送迎保育ステーションの設置は質問があったかなど。
議事録を、過去のやつを遡ってみたらちょっと見つけたんですが、子育て世代にとって魅力のある
まちづくりとして、共働き世帯を応援し、共働き世帯の移住者を増やす施策として、また、熊取町
の駅前を活性化させるというのを含め、熊取駅周辺に送迎保育ステーションの設置はどうかなとい
うことで質問させていただきます。

実際、送迎保育ステーションの導入計画、熊取町のほうではありますでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、ご質問の4点目、送迎保育ステーションの設置についてご答
弁申し上げます。

送迎保育ステーションにつきましては、駅の近くなどに保育環境を確保し、そこで一旦お子さん
をお預かりし、送迎バス等を利用することにより、自宅から遠距離にある受入れ可能な保育所等
の利用を可能とすることにより、保護者の負担軽減を図る事業でございます。

そして、事業の実施に当たりましては、送迎のためのバスの運行経費、また、運転手や同乗する
保育士の経費、送迎ステーションとしての場所の確保に係る経費などが必要となるものでござい
ます。

一方、本町の保育施設につきましては、現在町内に9か所あり、地域に偏りなく配置され、それ
ぞれの施設に定員に見合った児童の受入れを行っています。また、現時点で待機児童を発生させる
ことなく運営ができています。

なお、この事業の実施に当たりましては、国の補助制度がございますが、実施条件として、地域
ニーズを適切に把握した上で実施することが示されているところでございます。

このような状況において、現時点で当該事業を導入する予定はございませんが、今後の保育ニー
ズを注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答
弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）回答ありがとうございます。

待機児童ゼロ、十分理解しております。ただ、熊取町の今後の自主財源等を考えると、やっぱり
なかなか会社、サテライトオフィスを造るとか企業を呼んでくるというのはなかなか難しい状況
の中で、やっぱり移住者を増やすことによる町税の増収というのは考えていかないと駄目ではな
かなというふうに考えております。そのためにも、現状の待機児童ゼロ云々じゃなくて、熊取町に共
働き世帯の移住者を増やすという観点でこれを提案させていただきました。

実際、埼玉県のさいたま市のほうでは、こういった施策をすることによって東京都からさいたま
市のほうにかなり移住者が増えていると。子育てに力を入れているまちとして増やしているそう

んです。だから、あくまでも現状の問題とかじゃなくて、現状待機児童がどうのこうのじゃなくて、そういった観点で、移住者を増やすという観点でぜひ積極的に考えていただければどうかかと、そんなふうに思います。どうでしょうか。その観点でちょっとお答えいただければと思いますけれど。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）熊取町に移住者を増やすという観点での事業実施ということで議員のご提案なんですけれども、まず、熊取町の子ども的人数の状況なんですけれども、例えば今年度小学校1年生になるお子さんというのがこの4月現在で405人おられました。この世代の子どもたちが生まれたのが平成29年、その時点では324人ということで、大体熊取町の傾向として、現状として、生まれてから小学校就学までに大体25%増えるという傾向がございます。これがここ最近5年間ぐらい継続しているという状況でございます。という状況の中で、やはり出生のときは少ないんですけれども、それから小学校就学までの間にそういった子育て世代が増えてくるという状況にあるのかなというふうに考えております。

今回の事業につきましては、駅の近くに保育所に空きがないとか、子どもを預けて電車通勤したいとかの理由で、一旦送迎ステーションでお預かりして町内の幾つかの保育所に分散して保育、子どもをお預かりするという事業でございますけれども、例えば今後、熊取駅前にマンションがかなり建設されてきて、駅前周辺の保育所がかなり需要ができてきて、あと、駅から遠い保育所については児童数が減ってバランスが取れなくなってきたという状況とかが発生してきましたら、その時点でこの事業を検討する時期ではないかというふうに考えております。ですので、そういった意味で今のところ、子どもの動きをちょっと注視していくという段階であるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

先ほど国の補助金が入るという回答がございました。私のほうでも調べたところ、広域的保育所等利用事業ですかね。保育対策総合支援事業補助金の対象であるということで、結構な補助が、国が半分でバスの購入費であったり運転士の雇い上げ費、駐車場の賃貸料、あと保育ステーションの賃貸料、保育士の雇い上げ費、また、ステーションの改修費等々は全てが国が半分負担していただける事業にはなっていると思います。ぜひ熊取町の活性化も含めて、熊取町もやっぱり駅前には空きが多いですし、熊取駅西地区もまだあまり開発が進んでいないと思いますので、何とかぜひ前向きに検討していただければなというふうには思っております。泉佐野市は今、今年の秋から検討していくということにはなっているみたいなので、ぜひ熊取町のほうでもと思っております。

では、続きまして5番目、若者定住、就職促進の施策についてお聞きします。

本町の高校、大学の卒業生に対して、本町での定住、就職の促進のための施策について、現在までの取組や今後何かあるのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、ご質問の5点目、若者の定住、就職促進の施策について答弁申し上げます。

まず、現在までの取組と今後の予定については、本町では主に若年世代の転入を促す施策として、平成30年度から社宅誘致支援制度を実施してございます。制度概要につきましては、町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人に対して、1戸当たり15万円を上限とし、その費用の一部を助成するものでございます。

次に、今後の予定につきましては、同制度の実施期間が今年度末で終了することから、次年度以降の施策については、当該制度を継続するかどうか含め、現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）その社宅誘致制度を利用された方は何名おられますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）令和4年度の直近の実績で1件でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）何年度から始められたとおっしゃっていましたでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）これは転入促進のアクションプログラムの中で、3、4、5の3か年でやっていく事業の一つとして組み立てているものですので、3、4、5の、言ったら現状3か年の3年目という状況でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）令和3年度は利用は何件ですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）令和3年度は交付決定件数ゼロでございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）予定はどのくらいだったんですかね、もともと年度の利用者の予定は。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）お問合せはそこそこいただくんですけども、要件としてやはりこちらで設定しているものと合わないというような、そういう状況もあって、数件実績を出していければなというところを考えてございました。特に若者の方がやっぱり比較的長く住んでいただけるというのは、やっぱりおうちということが大事になってくると思いまして、こういう制度もつくったところではございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）じゃ、先に2番目にいきます。

大阪府の他の自治体で既に実施されております奨学金の返還支援事業について、これまた仕組みと、また本町の考え方について教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目の大阪府内の6自治体で実施されている「奨学金返還支援事業」について答弁申し上げます。

奨学金返還支援事業は、域内の企業へ若者が就職する場合などに、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援することにより、地域の産業などの担い手となる若者の地方企業への就職やU・I・Jターンを促す奨学金返還支援による若者の地方定着を推進するものでございます。

当該事業につきましては、これまでも導入の検討を行ってまいりましたが、過去に実施した大学生を対象とした住民登録を促進する事業の実績が芳しくなかったこと、奨学金返還支援制度に関する国の財政支援が事業費のおよそ3割にとどまること、加えまして、制度を新たに導入した府内団体がある一方で廃止した団体もあることから、現時点におきましては、本町の新しい転入・定住促進事業として導入することにつきましては、政策効果を慎重に判断すべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）私は6月でも若者定住促進で質問させていただいた際に、大阪府の松原市の施策を例に挙げさせていただきました。若者定住のために、住民票を本町に置いていただくことによって家賃の一部の補助ができないかという、そういった施策はどうかという質問をさせていただきました。

今回、この奨学金返還支援事業もそうですけれど、なかなかやっぱり単体での支援事業だと残っていただけない学生たちも、こういった複合的な支援によって残っていただける可能性は少しは出

てくるのかなど。

先ほど田中圭介議員からもございました。先日、私のほうも民間の保育園の方たちと保育士不足の件で意見交換会をさせていただきました。大阪体育大学では今年の4月から幼児教育コースができました。ただ、そういった学生たちも大半は本町じゃない。卒業後、熊取町から出ていってしまう可能性が高いというふうにも聞いております。そういった方たちに対しても、こういった複合的な補助があれば残っていただける可能性はあるのではないかと。特に、先ほど言った社宅でも大した結果が出ていないのであるならば、ぜひ一度ご検討いただけないかなと、そのようには思っております。いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今回、保育士に特化した形でいろんな制度をつくったらどうですかというご質問も数多く出ております。それで、今現状、社宅誘致とか奨学金の制度はどうですかということでお話をいただいている中で、例えば人材、個別の分野で保育士とかを確保するという目的と、広く若者を捉まえたときと、ちょっとまた目的とか仕組みとかは多分考えていかないかんやろなという部分はありますので、その辺も含めて検討させていただければなというふうに思っています。

実際のところ、3、4、5で現状アクションプログラムでやっている中で、6年度以降新たにどうやっていくんやという部分については、その他の定住・転入促進で3世代とかもやっていますので、そのあたりもアンケートをちょっと分析中なんですけれども、どういう効果があったのかというところも踏まえて令和6年度からのこういうもの、いわゆる支援制度がどうあるべきか。どうあるべきかというより、どうやれば効果的に若者に定住してもらえるかというのも考えていきたいなというふうに考えております。

一方で、ちょっと数字的には30代の方は増えたということで成果とかにも書かせていただいた部分もあるんですけれども、やはり20代というのはどうしても減ってしまうと。実は、令和4年度の数値で158人の、いわゆるプラス・マイナスの中ではちょっとやっぱりへこんでいる分はあります。ただ、そのへこみ方も実はちょっとずつ小さくなってきております。そういう中でもやはり学生、特に大学から社会人になるところでの部分で見たときに、これも数値的なところでちょっとご紹介させていただきたいなという部分で、20から24歳までのいわゆる転出、転入も含めてなんですけれども、他府県とか、場合によっては国外というところの部分をやっぱり半数ぐらい占めているような状況です。やはり大学とかを卒業されて、新しい自分の人生設計の中で自分が憧れていた仕事にやっぱり就きたいという形で引っ越される場合なんかでいいますと、これはどこの市町村でも一緒なんかなとも思いますけれど、やっぱり東京一極集中というのはまだまだ是正されている感がないと思います。一旦そういう中で社会人になって、自分の仕事をつかまえた中でそういうところで頑張ってみるといふところの部分で、何とか熊取町でというのなかなか難しい面もあるかと思っております。そういう中で、次年度以降のまた取組について検討させていただければなと思います。

それと、私が先ほどご答弁した中で、ちょっと1点訂正させていただきたいんですけれども、社宅誘致は、今のR3からR5については、これは第2期になりまして、その前の第1期分がございまして、これは平成30年から始まっています。この平成30年、令和元年、令和2年ということで、この期間で3件というような、そういう実績となってございます。3件10戸となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 石井議員。

4番（石井一彰君） ありがとうございます。

私も実際、学校を卒業した後は東京に出たいと思って出ました。だから、そういう子らはよく分かります。ただ、熊取町は急行停車駅でもございます。天王寺、なんば、梅田、そんなに遠いわけでも正直ございません。ほんで、ましてややっぱり卒業してすぐの初任給も安いです。補助することによって、やっぱり熊取町がいいなというのでそのまま定住に結びつくことも少なからずあろう

かと、そのようにも考えます。

厳しい財源、財政が厳しいのは分かっています。ない袖は振れないのも重々分かっております。いかにして移住者を増やすかというのは、今後も皆様と一緒に考えていかないといけないかなど、そのようには思っております。

ご答弁、誠にありがとうございました。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時25分まで休憩いたします。

（「14時57分」から「15時25分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君）長田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、スマートシティ構想についてでございます。

先端技術を活用しまして住民の皆様の利便性、幸福度を向上させるとともに、業務効率化を図るためのスマートシティ化を推進しております。

デジタル社会の実現に向けて社会全体で先端技術の活用が進み、様々な行政サービスや手続等が、今後クラウドやサイバー空間から提供されるようになっておられます。その社会の中では、利用者となる住民お一人お一人のサイバー空間、クラウドでの本人確認・認証の仕組みが必要となります。この役割を担うのがマイナンバーカードとも言われております。

そこで、現状、このマイナンバーカード、本町での交付枚数、保有枚数、人口に対する保有枚数率をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問のスマートシティ構想についての1点目、マイナンバーカードの交付枚数、保有枚数及び人口に対する保有枚数率について答弁申し上げます。

まず、これ令和5年7月末現在のデータになるんですけれども、交付枚数につきましては3万3,365枚で、交付率にしますと77.6%でございます。また、保有枚数については3万1,704枚で、保有枚数率にしますと73.7%ございまして、全国平均や大阪府平均とも比べても高い保有枚数率という状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

全国よりも大阪府よりも若干数値は上ということで、ありがとうございます。

マイナンバーカードの普及や活用を推進するとともに、消費を活性化させるためのマイナポイント事業が実施されていた頃は、申請数も毎日すごい勢いで伸びていたと聞いておりますが、ポイントの申請受付も今月いっぱい終了ということで、最近の申請状況というのはどういう傾向でしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ポイントの要は申請については今月末ということになっているんですけれども、その以前に交付の申請につきましてはもう既に終わっていますので、現状、マイナンバーカードの交付申請というのは、いつきに比べると落ち着いているというような状況になってございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そんな中で、あと、マイナ保険証に別人の情報が登録されているとか、あと、国の給付金などを受け取る公金受け取り口座、こちらのほうに本人ではない家族名義の名前が、口座が登録されていたりとか、コンビニでいざ申請書を自分で発行しに行ったら他人の証明書が出てきたという、報道等でも皆様、いろんなミスが報道されていますけれども、そんな中で、中にはそういった不信任の中から、わざわざ申請して交付されたカードをまた返納されている方が若干おられるということをお聞きしましたがけれども、本町のほうでも町民の方が自主的に返納されたという方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）2点目の質問にご答弁ということでよろしいでしょうか。

続きまして、2点目、自主返納数について答弁申し上げます。

マイナンバーカードの自主返納数につきましては、制度開始以来これまでの間で、令和4年度に1件、本年度は7月末時点で3件の計4件というところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）私が想定したよりも大分少なかったんで、よかったですと思います。ちなみに、この1件、3件、計4件の方の、返納をされる場合に返納届というのを出されると思うんですが、その届けの欄に返納の理由というのを書く欄があるんですが、この4件について何か理由というのは把握されているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まさに先ほど議員がおっしゃられたように、この4件につきましては、返納理由としまして、データ管理に不安、信用できない、また、個人情報の確保といった点、で、単純にもう不安だからといった理由が記載されてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）今後もこういう自主返納というのは想定されると思うんですが、その中で、今、町のほうでは、もし私が返納します、返納届を書きます、ぽっと出したときに、その場で返納ですねということでさっと要するに受け取られるような状況なんのでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際、現実としまして、先ほど自主返納で返納された方が4件ということで答弁させていただいたんですけども、実際のところ、やはり窓口で不安やからとか、ちょっとご相談といったような内容は受けてはおります。それがもう現実でございます。ただ、その中で担当職員のほうもいろいろご説明させていただいた中で、実際、最終的に提出されたのが4件という状況になってございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）やはりこのカードというのは、これから先ほど申しましたけれども、スマート構想という部分で必ず必要になってくるアイテムだと思いますので、少しでも交付率を上げていこうという形で進んでいるのであれば、その返納された方、町民の方にメリット、デメリットをきっちり説明していただきまして、できればその場で思いとどまらせていただけるような形で、窓口のほうで対応していただけたらと思っております。

次の質問なんですけれども、このミスがいろいろ明らかになったことで、政府のほうはマイナンバー情報総点検というのが実施され、それぞれその該当する各自治体には、膨大な照合作業が必要とされておりますけれども、実際本町でのその作業というのがどういう内容で、職員の方々にどのような負担がかかっているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、マイナンバーカードの3点目のご質問に答弁申し上げます。

令和5年6月に、デジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置され、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、個人情報とマイナンバーのひもづけが正確に行われているか必要な点検が行われることとなっており、それに先立ち、令和5年7月に各制度所管省庁から各自治体の制度所管部局に対し、申請時のマイナンバーの提出の有無など、現状のひもづけ方法について確認依頼がありました。

具体的には、本町では確認対象となったおよそ10制度について実態を確認し、各制度所管省庁に回答を行ったところでございます。なお、当該回答にはおよそ180時間を要したと報告を受けております。

今後におきましては、各制度所管部局からの回答結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理が行われる予定であり、現時点では照合作業にどれぐらいの負担が発生するかは見込むことができない状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）すみません、確認なんですけれども、まず、最初の段階で職員の方が180時間の作業を要したということでしょうか。その180時間というのは。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、どういう形でマイナンバーのひもづけを行っているかという、そういういわゆる手続という事前の調査がまず今来ているわけです。それに180時間全体でかかっているという、そういう状況です。本来のマイナンバーにひもづけと言えば、AさんとAさんの情報が合っているかという、当然これを確認する作業になるんですけれども、Aさんの例えば医療関係の情報をひもづけるにはどういう手続で順番でやっているんですかとか、そういうものを、まず事前の確認作業が一旦市町村に来ていると。それが今180時間要しているという状況です。ですから、本格的な作業をどうするというのは今後指示が来ますので、それはどのぐらいかかるかはまだ分からないというような状況です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）よく報道で、秋までにその総点検を実施すると言われておりますけれども、現状このような状況で、秋までにその総点検は終わる見込みなんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際どういう形で各制度上のひもづけを点検するかというのが、総合政策部としましてはマイナンバーのちょっと総括的なことで今日ご答弁させていただいているわけなんですけれども、基本的には課税の手続とか、あと、特に社会保険関係の制度がひもづけの対象となっていますので、その中で膨大な作業が、本当に何をどこまでやればそれが点検作業となるのかというところがまだ明確ではないので、そのあたりが今ご心配いただいているように、本当に終わるのかどうかというのも私どもははっきり申し上げられない、終わらせないとあかんというのは当然使命としては思っているんですけれども、どういう形で進めていけるのかというのも、ちょっと今後の国からのある意味情報待ちというところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）なかなかそれぞれの自治体の事情というのを酌んでこういう発令を国のほうは行いませんので、すごい負担がこれからかかってくるかと思われるんですけれども、今後、政府政策の中でもマイナンバーカードの利活用拡大とか、市町村における交付体制の強化に向けた支援などが推進されていると思いますけれども、本町では、マイナンバーカードの普及に向けた取組を今後どのようにされていくんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、4点目、マイナンバーカードの普及に向けた取組について答弁申し上げます。

住民の皆様が安心してマイナンバーカードをご利用いただくために、引き続きマイナポイント及び健康保険証とのひもづけ等の設定支援を行うとともに、パンフレット等を活用したマイナンバーカードの利便性の周知及びスマートフォン教室をはじめとするデジタルデバイス対策を進めながら、デジタル化の利便性を丁寧に情報発信することにより、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）もうこの施策は何年もされていると思いますので、マイナンバーカードとしての交付の普及に向けた施策というのは、実際どういう形か、何か計画とかされているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際、本町のマイナンバーカードの交付率、保有率については、府内でも上位のほうで推移しております。これは、交付率向上のために、月2回の夜間開庁や月1回の休日開庁による交付実績に取り組んできた成果でもございます。コロナ禍の状況を見ながら、昨年1月からは、地域に出向いての申請受付も実施している成果であると考えております。

加えて、コロナ禍におきましても、申請をされてカードが出来上がっているにもかかわらず、窓口に取りに来られていない方が1,000件近くありましたが、これらのカードにつきましても、可能な限り廃棄せず、取りに来ていただくよう督促をさせていただいたところであります。

今後におきましても、マイナンバーカードの利便性が向上することで交付申請も増えてくることが見込まれますので、これまで同様、申請等の機会をしっかりと周知して、ご利用いただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）開庁時間の延長や、また、出張申請もされているということなのですが、昨年の一般質問の中でも、議員のほうからショッピングセンター等に出向いて出張申請受付所を開設してはいかがかという提案のほうに、答弁としまして、コロナ禍で実施を延期しているが、いつでもスタートできる状態だという答弁をいただいております。ぜひとも近々こういった活動をしていただけたらと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）先ほど総合政策部のほうからご答弁いただきましたように、出張申請、コロナ禍の中で状況を見ながら細々とではあるんですけども、依頼があったところについては出向いていっていったという状況でございます。

改めて、そのショッピングセンターのところという形になりますと、まずこれ不特定多数のところに出向いていってということになりますので、申請サポートという形になってしまうんですね。あらかじめ本人の明確な本人確認証とかって事前に準備いただけない、その辺にお買物に来ていただいている方もつかまえてという形、他の自治体がやっているのは重々分かっておるんですけども、まずは、本町としましては、ホームページにも上げさせていただいているんですけども、地域とか各施設で一定の数が集まればお声かけくださいと。あらかじめ必要なものを用意しておいていただければ、もうそこで写真もお撮りして申請もしていただいて、あともう本人限定郵便で送らせていただくというところまでできますので、まずそちらのほうは申請者の方にとっては利便性としてはいいのかなと思っております、できるだけ今後は申請の機会をしっかりと確保するというところで、その辺のPRのほうには努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

いろんな報道がありまして、いい報道もあれば悪い報道もあります。また、プライバシーの懸念やカードの必要性を感じないという方もおられる中で、実際にキャンペーンも終わりました、申請数が伸び悩んでいる状況だとは思いますが、町としても交付の推進をするという方向にあるのであれば、例えばなんですけれども、大阪府で交付率を1位を目指すとか、そういった目標を、別に公表するわけではないですけれども、何かしらの目標を課内に持ってこの事業を進めていただけたらと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）目標というのは、もうそもそも国のほうからしっかりとお尻をたたかれておられて、交付率向上という形で計画のほうをつくって、これはもうどこの自治体もそうなんですけれども、一定目標を達成に向けてこれまで取り組んできておったところなんです。ただ、その期限というのがもう到来というようになっていますので、ただ、これは府内で1番云々とか勝ち負けの問題では私は個人的にはないと思っていますので、やはり交付率、先ほどの申請の機会を設けるといのはもちろんなんですけれども、例えばそのインセンティブどうのこうのというのは、私はこれも間違っていると思っていますので、やはり本来の目的のマイナンバーカードを持つことによって生活、利便性の向上につながっていくものやというところで、様々な、先ほど冒頭に議員もおっしゃられたような、今後マイナンバーカードを持っておくことで生活の質、利便性が向上するんですよと、そういうPRをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また、国のほうでもやっていただけたらと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございました。

本当に冒頭にも申し上げましたけれども、もうスマートシティ構想、これに向けて本当に必要になってくるアイテムですので、ぜひ一日も早くカードが熊取町民の皆様に行き渡ることを目指して、これからどんどん交付のほうを推進していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、大きな2点目になります。学校プールについてでございます。

私が子どもの頃、水泳の授業中、寒くて唇が真っ青になりまして、がたがた震える子どもがいました。もう40年ほど前のお話にはなるんですけれども、あの頃は気温が低くてプール授業が中止になることがありました。しかし近頃は地球温暖化に伴って、寒さよりも暑さにより水泳授業が制限されることがあると伺いました。そして、この授業実施には、気温と水温の両方の温度、それと、暑さ指数、これが目安だとされております。

1学期を終えまして、まだ熊取町のほうでは2学期の授業も若干回数残っているというお話も聞きましたけれども、1学期を終えまして、水泳授業が中止または延期、そして陸上での実習に振り替えられたということがありましたら、その回数をそれぞれお教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、長田議員の水泳授業についてのご質問の1つ目、水泳授業が中止、延期、陸上実習に変更になった回数についてお答えいたします。

各小・中学校では、6月より水泳の授業を開始しております。中止になった回数につきましては、中央小学校で1回、西小学校で6回、南小学校で4回、北小学校で1回、東小学校で5回、熊取北中学校で1回、熊取中学校及び熊取南中学校はゼロ回となっております。

中止になりました理由としては、雷雨などの天候不良によるものや、気温、水温が低いことによるもの、また、体調不良者が多いことによるものや設備整備によるものがあります。

延期になった回数は西小学校の4回となります。各校とも中止になった場合を想定し、若干の余裕を持って計画設定をしていますので、延期とした学校は非常に少なくなっているという状況でござ

ざいます。

また、陸上実習に変更になった回数は、南小学校の1回となります。外部講師による着衣水泳の授業を計画していましたが、天候不良のため教室内で映像を使用し、講師よりお話をいただいて、映像で実習を行ったという状況でございます。

以上、中止等の状況でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

ちょっと先ほど私が申し上げましたけれども、熊取のほうでは気温が低いので中止になったんですね。ありがとうございます。今後、これは低いというのを聞いてちょっと言いづらいんですが、今後ますます温暖化が進んでいく中で、夏の野外授業というのが見直し、または制限されていくことが予想されるんですけども、お隣の貝塚市では、3年前から水泳授業を民間へ委託されております。もともと貝塚市というのは、各学校にプールがなくて、いろいろ市民プールのほうへ各校が出向いて授業をするということをしてございました。現在、貝塚市のほうでは、市立幼稚園、市立認定こども園、小学校、中学校、全ての授業がその委託先の屋内プールで実施されております。

今回、貝塚市ではないんですけども、令和4年、昨年度に実証期間として取り組まれた枚方市の報告書がホームページ上にありましたので、資料として提出させていただきました。その一番最初に、児童の泳力向上の効果については、9割以上の教員から児童の泳力が向上したとの回答がありました。そして、9割以上の児童が泳ぎやすかったと回答しております。そのうちの6割以上が指導が分かりやすいとの回答もありました。

本町は、各学校にきちんと学校プールのほうが併設されておまして、ほかの自治体等のこの事業を始められた状況とは異なるんですけども、今後、各学校が持っているプールが老朽化していく、維持費削減や教員の負担軽減という観点から、この屋内プールを利用することについてのお考えはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のご質問、水泳授業を貝塚市で実施しているような屋内プール施設を利用することについてご答弁申し上げます。

現在、屋内プールを使用しての水泳授業を行うことは検討はしておりませんが、今後、天候不順等により計画どおり実施ができない状況になることも想定して、近隣の市町の状況を確認しながら研究のほうも進めてまいりたいと考えております。ご理解、ご協力いただきましてご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）まずは、全ての学校は無理でも、本町でしたらひまわりドームの中に屋内プールという立派なプールがございます。そしてまた、ひまわりドームの横に東小学校というプールが併設されております。例えば、来年度の夏場の実証実験としまして、移動時間の観点から、東小学校をひまわりドームの屋内プールで年間計画をきちんと立てて、授業回数をきちんとこなすという、そういう実験等、実施の考えはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ありがとうございます。

今ご答弁はさせていただいたんですが、当然ながらプール自体の老朽化でありますとか、今後に関しては、当然その時期時期で検討していくことは必要かなというふうに思っています。例えば、先ほどご提案いただいた貝塚市の水泳の授業、こちらのほうでも確認してみますと、小学校と中学校1年、全校でやっていると。実際に年間で2から3回民間施設を利用しているということなんです。

各学校では、大体水泳の授業を5時間から10時間、実際に行っています。小学校の場合は学年全てを通して、今熊取町では2時間単位の枠組みで水泳の授業を行っているんです。1時間であれば

授業の時間数が非常に短い。しかも、プールの指導は教員1人ですと非常に危険ですので、学年3クラスをまとめて、3人の教員がいる中で授業する等の工夫も行っています。これを施設を移動してやるとなると、当然その時間の確保、移動の時間も含めた時間の確保をどうしていくのか、やはり授業時数も、当然水泳の授業をやったり1回、2回、3回ではなくて、やはり子どもたちにしっかり水泳の体験、経験をさせて泳げるようにするには、ある一定の授業時数は必要になってこようかと思っています。そういったところから、なかなか民間の、確かにうちはひまわりドームがございしますが、そこへの移動であるとか、確かに東小とひまわりドームは近いんですけども、しかし距離を歩いて子どもたちが移動することの時間、あるいは着替えること、そういったもろもろのことを考えた中でどうできるかということについて、やはり実証実験も含めてそういったところも今後考えていく、研究もしていくことが必要だと。

ただし、こういう学校のカリキュラムを組んでいるのは学校長を中心にしておりますので、やはり水泳の授業の目的がどこにあって、どれぐらいの授業を確保し、どんなふうな授業をしたいのかということも当然学校と相談をしながら、よりよい方法を考えていくということが何よりも大事だと思いますので、今のご提案いただいた内容も含めて、今後、教育委員会、学校等のほうでもいろいろどうしていくのが一番いいのであろうか、子どもにとってということを考えていきたいと考えております。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほど着衣水泳の指導を陸上に変えてされたということをお聞きしましたけれども、やはり着衣水泳というのは、水泳よりも特に着衣のまま、そういう水辺の環境に入ったときの対応というのを体で習得できる機会なんですね。やはりそれは言い換えれば、自分の命を守ることを自分の体に体得させるという、本当に非常に貴重な機会だと思うんです。そういう機会が、今後、暑さや気温の低さ、それからこういった流行する病気等で貴重な機会が失われるのではなく、そういう屋内プールでしたら、それが少しでも計画どおりに進むのではないかなと考えておりますので、ぜひともちょっと一度ご検討していただけたらと思っております。

また、同じことになりますけれども、本当に水泳授業というのは、水辺環境において安全に行動する能力や、いざというときに命を守るための能力を育む唯一の教科内容になるんですね。水中での自己保全能力を身につける貴重な機会です、水の中での行動というのは、日本は海に囲まれた島国で豊かな河川にも恵まれていますけれども、一方で、毎年水難事故により命を落としてしまう人が後を絶ちません。

さらに、近年はこれまでに経験したことがないような台風や集中豪雨による水害、町長も冒頭のご挨拶でおっしゃっていましたが、本当に考えられないような雨が降り、ふだん何もなかったところが濁流になり、川の境目が分からなくなり、ふだん歩いているところですけども、自分がそういう水たまりにはまってしまうということが非常に想定される時代になっております。水泳授業を通して、水辺で命を守るための能力を学習することの重要性がより高まっていると考えております。泳ぎ方というのは、自転車の乗り方と同じで、一度体が覚えると忘れないんですね。それが、授業時間や授業形態が外部要因や状況により変わることなく、きちんと水泳授業が行われる環境を子どもたちに与えてあげたいと思いますので、ぜひともご検討のほうよろしく願いいたします。

そして先月、神奈川県の方で、公立小学校でプールの水を張る作業に不手際があって、5日間水が出しっ放しになりまして、約220万リットル、これは25メートルプール6杯分に相当する量とのことですけども、水道代は約190万円だそうです。調べましたら、実はこのプールの水の出しっ放し事件というのは結構起きているんですけども、ちなみに本町では、こういったことがないような対策というのは取られているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）施設の管理のほうですので、私のほうからご答弁させていただきます。

先ほどの神奈川県の記事も含めて、プールの水を誤って流してしまうということは、水の多い少ないにかかわらず、やっぱり若干事例としては過去にもございました。

防止策としては、当然プールの授業が終わった後でろ過器の操作等をするんですけども、そのときにバルブを閉め忘れたとかということで起こるんですけども、そこは授業が終わったタイミングとかでチェックをする、そこをもう徹底する以外にはないのかなというふうに考えてございます。

あと、そのヒューマンエラーの防止とは別に、水道メーターというのが学校のほうにはプールとか教室ごとについています。これはプールの水だけじゃなくて学校のほう、水道管がやっぱり敷地内、いろんなところの地面に潜っていますので、破損による漏水というのもやっぱり事案として起こってきます。ですので、月当たり、定期的に学校が子どもが帰った後のメーターをチェックして、翌朝チェックして、水道メーターが異常な動きをしていないかというふうな部分については、月に何回かということで点検をしております。プールのほうの回線が始まった時点では、当然週に何回というふうに、特にプールのほうの漏水、それから操作忘れによる水の垂れ流し等の防止のために、校務員によるチェックをして、その内容について教育委員会のほうにも報告をいただくという体制を取ってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）では、本町ではこのような事件は起きないということで、ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

夏季小学校プールの一般開放について、今年度の一般開放における各校の利用人数、水代、薬品代、監視員の人件費を一覧表で提示いただけますでしょうかということで、資料を頂きました。ありがとうございます。

次の質問にもなるんですけども、昨年9月に田中豊一議員のほうからの通告で、これと全く同じ資料を提出されていると思います。その際にも、費用対効果の面から事業の見直しを提案されてきて、今回アクションプログラムの一般開放事業の見直しが掲げられております。ちなみに、この見直しに関しまして、進捗状況をお聞かせいただきたいんですけども。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、長田議員ご質問の2点目、一般開放事業の見直しについてご答弁申し上げます。

小学校プールの一般開放につきましては、これまで子どもたちが夏休みの楽しみの一つであるという期待に答えるだけでなく、町内の子どもの居場所づくりといった側面から、可能な限り地域に身近な小学校でのプール開放が望ましいとの認識で、これまで事業実施をしてまいりました。

一方で、お示しをさせていただいている資料のとおり、入場者数が減少しているという状況に加え、猛暑による熱中症リスクによる開放中止、また、プールの監視員、特に統括監視員の確保が難しくなってきたという、そういう現状もございます。

こうしたプール開放を取り巻く意義や課題等を総合的に勘案しながら、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に掲げております一般開放する学校数の縮小や、ひまわりドームを活用した実施方法などの検討を今後も引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

一般開放というのは、プールを開けることによるいろんな背景があるんだよということは理解するんですけど、出ている数字だけの解釈にはなるんですけども、令和4年度では、経費のほうから人数で割りましたら、1人当たり単価としまして2,557円という数字が出ております。それが、令和5年度は、ここに出ている数字だけを見ますと1人当たり4,081円という経費がかかっているん

ですね。これだけの経費をかけるのであれば、その居場所づくりに適したプールではなく、各施設を利用するなり、一般開放につきましても、本町ではひまわりドームの屋内のプールがございませう。そういったところを利用する。有料であるなら、小学校の皆さんに無料券をお配りするとか、ひまわりバス、こちらのほうのバスを利用する、現在は無料ですので、そういったことを進めるとか、そういったちょっと違う形に、実証実験的に早急に取りかかっていたらという計画はありませんでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ひまわりドームのまずチケットの取組に関しましては、既に無料というわけではないんですけれども、一定お安い料金で夏休み中利用できるような定期利用券というのを発行はさせていただきます。これがまず一つあるということと、あとコストが少しかかっているということで、これ、事業実施の懸案事項というふうに捉えております。

ただ、各小学校区内の子どもが居場所づくりという観点で、その校区の小学校のプールに行っているという現状があつて、先ほどひまわりバスを使ってというふうなご提案のほうもいただいた中で、本当にそれで適切なものかどうかというところの検証というのは必要だろうなというふうには思っておりますので、いずれにしても、この一般開放の状況が何も問題ないということでは決してなくて、この課題については真剣に取り組んでいきたいというふうには思っております。

ただ、ちょっと具体的に今ここでこういう案がありますとかいう部分については、すみません、まだちょっと持ち合わせていないところであります。課題としてはたくさん認識をしているところでございますので、今後検討はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

ちなみに、愛知県の一宮市なんですけれども、通年開業施設、要するに屋内のプールとスポーツ施設と夏季開業施設、夏季限定に開業する施設、今回でしたら学校プールの一般開放、それを一括して指定管理者制度の導入というのをされております。そういうことで、町の運営ではなく、そちらのほうに管理していただくことで、こういう経費的なことが見直されたりとか、そういうこともあると思うんですね。ですので、そのときそのときの状況に合った事業の必要性というのを見極めていただいて、継続・廃止、またそれに代わる取組、今までの既存の在り方にこだわるのではなく、どんどん新しいものを取り入れて、よそはやっていないけれども、こういうものはどうなのかと、そういったことにどんどんチャレンジして改善していただけたらと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

大きな項目の最後の質問になります。

2025大阪・関西万博に向けた機運醸成を本町でも既に、今日も万博のロゴマークの入ったポロシャツを着ている理事の方がいらっしゃると思いますけれども、いろいろ取り組まれておりますけれども、各市町村単独での活動には限界があると考えらるんですね。そこで、K I X泉州ツーリズムビューロー（DMO）のほうから、泉州地域9市4町広域で機運醸成の提案があつたとお聞きしましたけれども、内容、もしお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の1番、K I X泉州ツーリズムビューローによる泉州地域13市町広域での機運醸成の提案があつたと聞きましたが、その内容についてにご答弁申し上げます。

一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローでは、現在、大阪・関西万博の機運醸成のための取組として、13市町に提案すべく企画案を作成しているというところでございます、具体的な詳細について現在のところ示されておられません。

しかしながら、当法人の令和3年から令和7年を計画期間とする中期運営方針により、多くの来場者が見込まれる大阪・関西万博は泉州地域の地域活性化の絶好の機会であると十分認識されてお

り、この好機を生かすために、機運醸成に向け、開催前年度から泉州13市町の連携を象徴するイベントを実施していくことが予定されております。

本町といたしましても、当法人と連携を密にし、今後展開される様々なイベントに参画することにより、町内だけにとどまることなく、広く泉州地域全体で2025年開催の大阪・関西万博への機運を醸成してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

まだ具体的なお話というのは形になっていないということで、今後、せっかくですので、積極的な機運醸成に関しましては本町のほうでも本当に積極的に参画していただきまして、盛り上げていただけたらなと思っております。

このDMOに関しまして、ずっとKIX泉州ビューローのほうの主催されておりますKIX泉州国際マラソン、これには例年、本町のほうも共催として参画してきた経緯がありますけれども、今度の2月、来年度の実施から運営組織のほうの形態が変わるというお話も聞いたんですけど、その何か情報等は入っていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）当法人のほうで今年度より、KIX泉州ツーリズムビューロー本体とは別建ての実行委員会形式で開催するという見込みでございます。なので、これまで第30回を迎える歴史ある大会ですから、ツーリズムビューローとして関わってきた中ではありますけれども、また別の実行委員会形式のほうで開催されると、昨年度もう決まった内容でございますけれども、実行委員会形式で開催されるということが決まっています。

ただ、いかんせんマーケティングとか観光ツーリズム、あるいは情報発信というのはKIX泉州ツーリズムビューローの専門的な分野でございますので、それは連携しながら実施していくというふうに決定してございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今、下中理事から答弁させていただいたんですけども、ちょっと補足になります。

この泉州国際マラソンの実行委員会については、現在のところ準備委員会という形で今は設置してございますので、今後、その実行委員会というのが正式に立ち上がっていく予定というのは聞いておりますけれども、今は準備委員会という形で運営をしているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）その実行組織の形態が変わるということで、本町からの要するに参加に関しましては、例年どおりということでよろしいでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この泉州国際マラソンの準備委員会としてのメンバーとしては、9市4町の首長がメンバーになっているということでございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

最後になりますけれども、この2025大阪・関西万博に向けて、本町、熊取町として今後の取組等、お決まりのことがありましたらお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、ご質問の2点目、関西万博に向けての本町の取組について答弁申し上げます。

2025大阪・関西万博は、2020年東京オリンピック・パラリンピック後の大阪・関西、そして日本の成長を持続させる起爆剤として期待されている国家プロジェクトであり、本町においても、2025大阪・関西万博の成功に向け、オール大阪で機運醸成に積極的に取り組んでいるところでございます。

本町の具体的な取組といたしましては、万博公式マスコットキャラクターをプリントした原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付や職員用名刺、オリジナルポロシャツの作成をはじめ、JR熊取駅や庁舎1階テレビモニターでの万博PR動画の放映など、様々な媒体を活用しながら機運醸成を図っているところでございます。

さらに、今年度実施予定の取組として、万博デザインのマンホール蓋の設置や、大阪府・大阪市万博推進局主催の万博関連イベントへの出展を予定しているほか、2025大阪・関西万博地域連携イベント部会開催支援事業補助金を活用し、環境フェスティバルにおいて万博デザインのマイボトルの配布を予定してございます。

今後におきましても、博覧会協会や大阪府・大阪市万博推進局と連携しながら、万博の機運醸成に努めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございました。

関西万博の開催が、当然のことですけれども、関西地域とそして国全体にとって大きなメリットをもたらすと確信しております。泉佐野市のほうも本日発表されておりましたけれども、万博期間開催中、毎日何かしらのイベントを開催すると。すごく大変だなと思うんですけれども、そのときにもおっしゃっていましたが、関西空港が日本という国の第1パビリオン、そして、りんくうタウンが第2パビリオンになるんだと、そして、万博会場の本当のパビリオンに皆様足を運んでいただけるようなそういうまちづくり、その隣にある熊取町ですから、それにぜひとも参画していただいて、本当にその関西万博成功実現に向けて本町のサポートを強く希望いたしますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これで私からの質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、帯状疱疹について少しお話をさせていただきます。

水ぼうそうにかかった人は誰でも帯状疱疹になる可能性があると言われております。発症率は50代から急激に多くなり、60歳から80歳がピーク、80歳までに3人に1人が発症すると言われていて、50歳以上の人が患者全体の7割を占めます。高齢者に多い病気なので、高齢化が進むと発症率も上昇します。また、糖尿病などの生活習慣病のある人や関節リウマチなどで免疫の働きを抑える薬を使っている人、またがんを患った人などは免疫が低下しているため、帯状疱疹を発生する可能性が高くなります。顔面神経痛及び麻痺など重い後遺症が残る場合もあり、日常生活の質の低下の原因にもなります。健康長寿を伸ばして誰もが健康で長生きできたらと思っている中で、今高齢者の間で深刻な話題になっております。そして、ご相談も多くいただきます。また、疲労、ストレスが重なれば、高齢者にとどまらず、20歳から40代の発症率も増加傾向にあると言われております。

帯状疱疹は、50歳以上であればワクチン接種によって予防することができます。そして、帯状疱疹予防ワクチンには2種類があり、生ワクチンであれば費用が1回打って8,000円程度、持続期間が6年から8年ぐらいいなります。そして不活化ワクチン、これにつきましては2万2,000円程度で、2回打てば約10年以上もつというふうなワクチンになっております。全国的にも帯状疱疹を発疹されている患者さんも年々増えてきており、帯状疱疹発生でのリスクの軽減等、ワクチンの接種

は有効であると言われております。しかし、接種したくとも料金が高額なこともあり、特に年金暮らしの高齢者などは予防接種の必要性を認識しても、ちゅうちょしているところであります。

そこで、質問になりますが、带状疱疹ワクチンの接種の助成をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、1つ目のご質問の带状疱疹についての1点目、带状疱疹ワクチン接種の助成についてご答弁申し上げます。

認可を受けた带状疱疹ワクチンは、50歳以上が対象で、2種類ございます。一つは、小児用水痘予防ワクチンとして認可されていたものを、2016年に带状疱疹用ワクチンとして適用拡大された生ワクチンで、もう一つは、2020年から販売開始された不活化ワクチンでございます。

前者は、1回接種で費用は約1万円であり、特に注意すべき副反応といたしましては、接種後1から3週間後の発熱や全身性の水痘様発疹が1から3%に見られることがあります。

後者は、2か月間隔で2回接種するもので、発症予防効果は前者より高くなっていますが、費用は約5万円と、予防接種の中でも高価な予防接種と認識しております。特に注意すべき副反応といたしましては、注射部位の痛みや腫れ、筋肉痛が約40%、発熱が18%と、前者より副反応の出現割合は高くなっています。また、いずれのワクチンも、アナフィラキシー等、重大な副反応が起こることがございます。

現在、国では、定期接種化の必要性について検討されているところであり、引き続き国や府に対しても定期接種化について要望してまいります。

なお、ご質問いただきました接種費用の助成につきましては、現時点で府内で実施している市町村はございませんが、全国的には約16%の市町村が実施しており、任意接種での助成制度の趣旨や町の財政状況等を考慮しながら、制度構築の研究は進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）带状疱疹をめぐることは、先ほどおっしゃいましたように、今、定期接種化に向けた検討は国のほうでも続けているような状況で、まだまだ時間がかかるのかなというふうに思っております。熊取町議会といたしましても、国へのワクチンの助成と定期接種化の意見書を令和4年の12月議会で提出をさせていただきました。独自に踏み切る自治体は、関東のほうからどんどんと全国的に増えてきている状況ではあります。先ほど、全自治体の16%ぐらいが今助成をしているような状況であるというところでありますが、高齢化や水ぼうそうの流行の現象の影響によって、今後さらなる患者の増加が予想されて、抗ウイルス薬というのが治療薬としてありますが、これが割と高額であります。私も带状疱疹になったことがありますけれども、1週間飲み続けられないといけないというところで、費用については少し普通の風邪よりも高いなというふうに感じたところであります。

そして、また後遺症として神経性の後遺症が出た場合、それらの治療ということは結局医療費の増大にもつながっていくのではないかなというふうに思います。ワクチンの使用によって、带状疱疹や神経痛に悩まされる患者さんの減少に役立つことはもとより、高齢者の方の医療費の削減になるのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）带状疱疹になられる方というのは、高齢化に伴って増えてくるということは議員もおっしゃいましたとおりで、本当に、もしかかりましたら早くにちゃんと病院にかかって、議員のようにしっかりと服薬していただく、それが次の長引かない、痛みが続かないというところにつながっていく、そこもしっかりと周知はしていきたいと思っております。

今、16%の市町村が任意で実施しているところが増えてきているんですけれども、その状況を見ますと、今年度から始められたところというのが多くございます。その状況を見ながら、あと、

財政的な面でも、熊取町の50歳以上の人口というのが2万人を超えております。2万1,000人以上おられますので、その方々への助成を財政的などころ、全額単費になりますので、そういったところで、国と同じなんですけれども、50歳以上全員いきなり実施するということになるのか、年齢を分けていくのか、また副反応というのはどのようなものがあるのかというのを、今年度実施している市町村の状況もちょっと研究させていただきたいというふうには考えております。府内でやっているところは今ございませんので、他府県の状況というのは注視していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）大阪府では全くやっておりません。和歌山県で町で何自治体かがやり始めたというところでありまして。本当になられた方はやっぱりかなりしんどかったというところで、高齢者の方で何とか助成があったらということで、ワクチンを打つということの意識というんですか、金額を全てということではなく、またその市町村、272自治体ぐらいが統計的にやられているというのを内容を見ましたら、その助成についても様々な助成の仕方をされているわけです。50歳以上のところと65歳以上のところと、全ての金額ではなくて本当に2,000円、3,000円というところもありますので、そのあたりで、この带状疱疹ワクチンが有効であるということの周知も含めて、やはりどんどんと高齢化していく中で、ワクチンが有効であるということが分かっているので、そのあたりしっかりと取り組んでいかないといけないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）やっぱりかかった方の痛みであるとか、夜も寝られないというお声はこちらにも届いております。高額なワクチンになりますので、助成を行ってもまだ自己負担というのはある程度残るとい形の中で、ほかの市町村の接種率が大体どれぐらいになるのかというのは、今年度のされているところの状況が、議員言われたみたいに市町村によって助成額が全然違う状況ですので、そういうところも鑑みながら、ちょっと研究させていただきたいというふうには思っています。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

しっかりと接種率等も見ていただきたいなというふうに思います。

ちょっと2番に移りますけれども、以前質問をさせていただいたときに、令和4年の3月の予算委員会で質問したときには、定期接種でない予防接種を町で実施するに当たっては、やはり何かあった場合、デメリットを懸念するという発言と、今年度、令和5年の3月の予算委員会のときには、この2番の医薬品副作用健康被害救済制度を提案させていただいたんですが、健康被害があった場合自分で手続をしないとイケないというところがなかなか手間がかかるというような発言でもって、定期接種化というような話もありました。

今、定期接種を待つのではなくて、先ほどの接種率等を見ながら進めていくに当たっては、もうこの救済制度が使えるのではないかなというふうに思いましたので、この2番目の質問をさせていただいたんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の2点目、任意接種での健康被害が生じた場合、医薬品副作用健康被害救済制度で対応できるかについてご答弁申し上げます。

予防接種法における定期接種及び臨時接種の位置づけのある予防接種で健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度がございまして、町が申請窓口となり対応することとなります。

一方で、任意接種での健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医

薬品副作用被害救済制度となり、申請窓口は独立行政法人医薬品医療機器総合機構で、接種を受けたご本人様等が直接手続きいただく必要がございます。

ご質問の対応できるか否かにつきましては、制度としてはございますが、先ほど申し上げましたように、町が対応窓口ではないという違いがございます。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）定期接種化を待ってということのほうが大きいというところで、費用的なものもあってなかなか前には進まないのかなというのは分かるんですけども、これ、多くの自治体が定期接種化をされていない中で進めていくというところは、この制度を使っているのだらうというのが思われます。

東京の小金井市が带状疱疹ワクチン助成事業のリスクというのを明記されて、この带状疱疹ワクチンの予防接種については、予防接種法に基づかない任意の予防接種となっており、接種の義務はありません、接種を受けるかどうか、副反応等を考慮した上で各自でご判断くださいということと、また、この救済制度というのは、この医薬品副作用健康被害救済制度がありますというのを明記した上で、独自の助成ということでされているということもありますので、その辺を含めた上で、高齢者の方、やはり今80歳までに3人に1人が発症するということにもなりますので、助成があれば、やはり意識をしてワクチンを受けやすくなるのかなと。またテレビで最近コマーシャルをし出しました。いつときコロナでこのコマーシャルがなかったんですけども、ちょっとコロナが落ち着いたというところで、やはりコロナのときに少し発症が増えたのか、今またテレビでワクチンをということも言われていますので、多くの自治体が助成することで、国としてもやっぱり定期接種化というところに動いていくんじゃないかなというふうに思いますので、一日も早い助成を要望したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番目については質問を終わります。

次、2点目の各種相談事業についてですが、この各種相談事業ということで、弁護士による法律相談、また行政書士の相談、保健師、管理栄養士の健康相談、税理士による税金相談と、専門的な相談があるんですけども、社会保険労務士の相談というのがこの各種相談事業の中にはないんですが、これについてはどういうことか、ご答弁をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の1番目、各種相談事業があるが、社会保険労務士への相談はないがなぜかという、ご答弁を申し上げます。

社会保険労務士は労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発展と労働者等の福祉の向上に資する労働や社会保険に関するプロフェッショナルとして活動されていることは十分認識しております。

ご質問の社会保険労務士による労働相談は実施していませんが、本町では、毎月、町広報紙にてお知らせしておりますとおり、各種相談を実施しております。その中でも、本町の弁護士相談や商工会での労務相談、大阪府をはじめ労働基準監督署における相談体制により、現状では対応できているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）社会保険労務士の相談といえば、労働の相談だけではなくて年金の相談についてもしていただけるというところがあるかと思えます。障害年金であったり遺族年金であったり、老後の生活を支える老齢年金以外の給付制度や離婚したときの厚生年金保険の分割制度など、知らない、分からないで年金が受けられないことというのもあります。

障がいをお持ちの子どもさんが成人になられるとき、障害年金の申請をするわけですけども、そのときもどうすればいいかわからない、個人で申請するには大変だというふうなこともお聞きし

ます。町に社会保険労務士の相談窓口があれば、無料ですので受けていただいてやっていただくということではないですけれども、相談することで、一定不安が取り除かれるのではないかなというふうに思います。

また、最近身近ですけれども、本当に若い世代の女性の方で、若い子が勤めている会社で、やっぱり上司からの暴言などのパワハラを受けるようなことを聞いたんです。耐えられなくて仕事を休職した上、結局辞めてしまったというようなこともお聞きしました。この相談体制があれば、何か対処できることがあったのではないかなというふうに思います。町としては弁護士であったりとか商工会とかということもあるんですけれども、どこに相談したらいいかなというのが分からないというような状況であるのかなというふうに思います。

大阪府では、窓口として社会保険労務士だけでなく弁護士や臨床心理士などにつなげてもらえるということもあるようですけれども、熊取町からなかなか大阪まで相談にそれに行くということというのがちょっと難しいのかなというところで、やっぱり身近で相談できる体制があればいいんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、それで、2番目の社会保険労務士の相談を入れてはどうかというふうに聞かせていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 続いて、ご質問の2番、社会保険労務士の相談を入れてはどうかでございますが、現在の府内自治体の労働相談体制の実施状況を見ますと、府内で労働相談を実施している自治体は43自治体中22自治体でございます。その中で、実際に社会保険労務士による相談を実施している自治体は13自治体となっております。

1点目のご質問で答弁いたしましたとおり、現状では様々な相談体制により支援できているものと考えているところでございますが、議員ご指摘の、居住している町で身近なところでの相談を受けることができる寄り添う相談体制というのは有意義であろうかと思っております。

今後の労働相談の件数を確認もしながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 先ほど大阪府内で13自治体ですかね、労務士入れられて、近隣をちょっと調べたんです。泉南市でも労働相談として社会保険労務士、5月、8月、11月、2月の第2木曜日に1時から4時までやっています。泉佐野市は、労働相談は弁護士にお願いしているような形です。泉大津市のほうも、社会労務士によるのと弁護士、税理士などでも相談をされています。町では忠岡町が同じように労働相談、社会保険労務士での毎月第3木曜日で、月1回やられています。岸和田市も社会保険労務士相談を毎月第2木曜、和泉市も労働相談、社会保険労務士、第2金曜、第1日曜というような形で、先ほどのこの13自治体を考えたときに、泉州におけるされているところってすごく多いなというふうには思ったんです。それほどやっぱり大阪までなかなか出て行って相談というところがしんどい、難しいのかなというのがありますので、毎月とかという形ではなくて、やはり定期的にそういう労働相談で社会保険労務士、専門の方が話を聞いてくれますよ、相談の窓口になりますよというような形で取り入れていくというのは重要じゃないかなというふうに思うんですけれども、それはどうですか。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 大阪府の窓口はエル・おおさかだったと思いますが、大阪市内までということでもあります。ただ、先ほど答弁で申し上げましたとおり、労働の総合相談窓口というのは労働基準監督署、ここで言えば岸和田管内、岸和田市になるかと思えます。大阪市内までとはいわず、ちょっと近いところでお受けいただけるんじゃないか、より専門的な相談をお受けいただけるんじゃないかと、そのように考えています。

ただ、議員のほうからご紹介ありました各市町の状況を全て電話でお聞きいたしました。これ、件数で申し上げるわけではないんですけれども、年間やはり1桁台というのが実際の実績の状況でござ

ざいます。議員もご承知かと存じますが、ただその中で、件数が全てでは決してございません。やはり住民の皆様にとって一番近いところで安心して受けていただける、一元的なワンストップとして受けていただけるというのは、やはりそれも大事だと思います。

その中でも、やはり今は相談を受ける住民の皆様からのお声というのちょっとより専門的な窓口にまで、年金であったり障がい者福祉であったりという、そのそれぞれの担当課のほうでの相談体制というのも非常に充実しておるかと思っておりますので、今はまだ対応できていないものではないかなと、そのように考えてございます。ただ、答弁申し上げたとおり、今後の推移を見ていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

各市町も確認させていただきまして、そんなに件数があるわけではないというところは把握した上で質問させていただいています。社会保険労務士の協会がありますし、そこをお願いして年に数回、出張という形で来ていただくということもできるのではないかなというふうに思いますので、窓口がないから相談に来る人がないということじゃないかなと逆に思います。どこに相談していいかわからない。でも、このこと、このことに関しては社会保険労務士が相談を受けますよというふうな周知があれば、相談に来ようかなというふうなお声も上がってくるのではないかなというふうに思いますので、そのあたり、また前向きに考えていただいたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしたら、3点目に移ります。

3点目、保育士の人材確保についてです。

先日、民間の保育園の方々と議会で懇談という形でお話をいろいろ聞かせていただきました。その上で、人材の確保ということで今回質問させていただきます。「ほほえみ 子育て」の熊取町として、若い世代の転入・定住促進には、子育て支援をすることがやっぱり重要だというふうに考えます。持家率が高い熊取町では、若い世帯が家を建てて引っ越してこられる場合、共働きの方が多いいと思います。保育所に預けられるか預けられないか、すぐに入れるかというのはやっぱり大きな鍵になるのではないかなというふうに思います。町立、そして民間の10園が充実した内容で展開できるかというのは、やっぱり保育士の確保がポイントになるのではないかなというふうに思います。

現在、保育士の国の基準は、0歳児は3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人、4、5歳児は30人に1人の保育士ですが、今後、配置基準改善で、1歳児は5人、4歳、5歳児は25人に1人に見直しというふうな形にもなってきますし、また、民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善の検討とか、また、今後保育所の利用要件を緩和して、親が働いていなくても子どもを預けられる制度なども検討されているような状況でありますので、さらなる人材の確保が必要になってくるのではないかなというふうに思います。

そこで、1点目の民間、町立の保育士の人材の確保の状況はどうかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3点目、保育士の人材確保についての1点目、民間、町立、保育士の人材確保の状況について答弁申し上げます。

保育所等については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、年齢児クラスごとに保育士の配置基準が定められており、その基準を満たすよう各保育所で人材を確保しながら、現時点で待機児童を発生させることなく運営を行っているところです。

なお、保育士の確保につきましては、最近の保育士不足の状況を受け民間、町立ともに厳しい状況にあり、民間園では、保育士の確保に向けて福利厚生に力を入れるなどの魅力ある職場づくり、参加特典つきの就職フェアの開催により採用活動を強化するなどの努力をされております。

町立におきましても、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入による期末手当や各種休暇

制度の創設に加え、育休代替職員については、保育士という専門性が必要な職種を勘案した任期付正規職員の採用などに努めているところでございます。

現在、保育所運営に必要な人材は確保できている状況ではございますが、今後の採用に向けた環境については厳しさを増しているものと認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）人材が確保されれば、預ける側としては、子どもたちの安全が守られて個々に寄り添った保育をしてもらえるとこのようにも思いますし、預かる側の保育園のほうは、保育士自体の負担の軽減もされて、保育園の運営がスムーズになるのではないかなというふうに、この人材確保というのがすごく鍵になってくるなど。どことも人材不足ですので、じゃ、どこに保育士として働こうかなというふうな今選択をするような状況じゃないかなというふうに思います。

2番の次の質問ですけれども、町内の民間保育園等7園では5月に就職フェアを実施しましたが、町としてのこの参画というのはどうだったのか教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、次に2点目、民間園が実施している就職フェアへの参画についてでございますが、このフェアは主に保育士養成校の新卒者や正規職員の採用を狙いとしており、今年度に関しては、本町は現時点では保育士の正規職員の採用を予定していないことから、協力という形で実施をいたしました。

なお、会計年度任用職員の募集は行っておりましたので、フェアへの来場者で、非正規職員を希望される方への相談対応として、フェアには関係職員が参加をさせていただきました。

町が正規職員の募集を行う際の参画については、今後、参画方法などの調整をしてみたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）町は公務員ですので、採用というのがそんなにたくさんというところで、そういうところを問うているわけではなく、熊取町の町立が3園、民間7園という中で、やはり民間の保育所にたくさん熊取町の子どものさんを預けられているわけですので、そこにやはり町も一緒になって人材確保をしていくという働きをしていかないといけないんじゃないかなというふうに感じております。

資料の1番目に、保育士就職フェアと熊取町が周知をしていただいたこの資料があるんですけども、この一番下に協力ということで、熊取町保育課というふうになっているんですけども、協力というのは、ただ周知をしたということになるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）今回は協力という形で実施をさせていただきました。熊取町もこのときは関係職員が参加いたしまして、民間園は1園ずつブースを設けたんですけども、熊取町も加配、保育士の確保ということで、会計年度任用職員の確保も必要だということで、一応相談ブースは設置をさせていただきました、そういう対応をさせていただいたところです。

あと、言われるように、広報紙あるいはホームページでの周知、そういったところでの役割をさせていただきましたということなんです。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと資料の2つ目、3つ目ということで、西宮市が大きく就職フェアというのを4月と7月にされています。4月の就職フェアでは、協賛という形で西宮市がこの私立保育協会と一緒に協賛をされています。7月の時点では共催です。西宮市と共催で保育協会が開催されているということで、共催、協賛という形でされています。熊取町においては、協力というところになるんですけども、西宮市も公立の保育所もありますし、今公務員の採用を見た場合、保育士の採

用はたしかないのかなと思ったんですけども、でもやっぱり人材というところで、熊取町内の子どもさんを預かっていただけの私立の保育園でありますので、そこはしっかりと協力ではなく協賛であったり共催という形で、もっと町が主導してやっていかないと、人材確保というのは難しいのではないかなというふうに思います。

今、人材不足というところで、他市、ただ、他の自治体も同じように就職フェアだったり、そういうのをしているのかなという中で、その選択肢の一つに入れてもらわないと、民間の保育士という保育園にはなかなか就職しにくいのかなというふうにはあるんですけども、そのあたりはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）民間保育所、町立保育所も、やはり保育士の年齢構成というのが園によってまちまちなんですけども、民間保育所においても、若い世代が少なくて年齢の高い方が多いという保育所もあれば、若い世代が多いという園もあります。公立保育所につきましても、やはりちょっと年代の偏りも今後気になるところでもございますので、正規職員の採用というのは、今後やっていく必要もあろうかと思っております。

コロナ前につきましては、ハローワークもご協力いただいた中で、熊取町の保育所が主催をして就職フェアというのを実施していたという実績もございますので、今後、今回、民間保育園の協議会も設置されておりますので、町立、民間双方適切な保育士が確保できるように、適切な役割分担で就職フェアのほうもやっていければというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）以前、町としての保育士の就職フェアというのをハローワークを通じての分を秋頃か冬頃かにはやっていたというふうには思いますけれども、実際その時期に若い保育士というよりは社会人になられた方の対象でやられたのかなというふうに、潜在保育士とかもいらっしゃるので、でも、今その新しい人材というふうに見たときに、やっぱり長く勤めていただきたい方をターゲットにしていくというところにおいては、この西宮市も4月、7月ぐらいで就職フェア、やはり早い時期にされているというので、今回5月に就職フェアを民間の保育所たちもされたんですけども、やっぱり早くしないと、保育士になる方の選択肢の中にも入ってこないというふうになるのかなと思いますので、そのあたりはしっかりと早いうちに一緒になってやっていただきたいなというふうに思いますので、その辺はどうですかね。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）今回5月20日にさせていただいて、これは日程調整の段階から協議会のほうと話をしながら決めていったんですけども、次また11月に一応予定をしております。今回5月20日にやったときに参加人員も15名ということで来ていただきまして、そのうち学生が7名で、一旦子育てが終わられた方、一般の方で8名の参加がありました。その学生7名のうち複数の方、もう3回生の方が来ていただいたということもございます。今後、卒業して就職を決められるときに、どの保育所を選ぶかというところの中で、いろいろ話を聞いていただくという目的で来られたということでもございますので、時期については、また適切な時期を調整して決めていっていききたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

社会人になられた方も、人材不足というところでその採用というのはありやなというふうに思いますので、その辺しっかりと民間保育園と一緒にやっていただきたいなというふうに思います。

3つ目に、この人材確保のために奨学金の返還支援制度を活用したらどうかなというふうに思うんですが、資料のほうのちょっと西宮市ばかりになるんですけど、あと大東市というところで、

今回その若い人たちに転入していただきたいというよりは、保育士とかを、その人材をしっかりと確保するためにこの奨学金返還支援制度を活用していくのはどうかなというふうに思ったので質問させてもらっているわけなんですけれども、例えば西宮市であれば、保育士として就職をした者に奨学金返済費用、年額上限10万円、6年間補助する、大東市は保育士だけではなく、社会福祉関係の方に特化してのということもある、一般企業の方とかもあるんですけれども、年額上限15万円ですら8年間補助というような奨学金返済支援制度というのをつくっていますので、このあたりを転入・定住促進という観点から見る奨学金制度というところと、また、人材確保のための奨学金返還支援制度という見方が2つあるかなと思うんですけれども、今回その人材の確保というところで、この奨学金の返還支援制度というのを活用してはどうかというふうに思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、続いての3点目、奨学金返還支援制度の活用についてでございますが、先ほどの石井議員の奨学金返還支援事業についてのご答弁にもございますとおり、制度の導入につきましては、政策効果を慎重に判断すべきものと考えてございますが、保育士に関しましては、修学資金の貸付制度など各種の支援策がほかにもございますので、そういった制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）この国の奨学金を活用した特別交付税措置の分は使えるんですよね、町としてやろうと思えば。6番目に、最後に資料をつけさせていただいているんですが、この交付金の特別交付税措置というところで、奨学金返還の全部または一部を負担したことによって特別交付税措置がなされるというようなものがあるかと思うんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）資料につけていただいております奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置という分なんですけれども、これがまさに先ほど石井議員のご質問の中の奨学金返還支援事業のことの事業と認識をしております。これが、保育士の確保だけに使えるのかどうかというところについては、ちょっと、そこは他担当課とも調整をして確認をしないといけないところだと思うんですけれども、単独で使える制度であれば検討の余地はあるかなというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）定住・転入というところで考えた場合、使えないことはないのかなというふうには思っておりますので、町の持ち出しの分が幾らであるとかというところが関わってくる、先ほど石井議員のときに30%というところしか国から頂けないというところは大きなところなのかなというふうに思うんですけれども、でも、国からこの地方定着促進ということですので、特別交付税措置があるときにやっぱりしっかりと、人材確保の観点から町に若い人に住んでいただくということもありかなというふうに思いますので、しっかり国の支援事業ですので、活用をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の、すみません、質問になります。

4番目の、就職祝い金として、保育士等就職支援補助金というのを支給してはどうかというふうに思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、最後に4点目、保育士等就職支援補助金の支給についてでございますが、ご質問の補助金につきましては、保育士確保策の一つとして導入する自治体が増えて

おり、近年においても複数の市町で導入されています。

保育士不足を踏まえ、より優秀かつ多くの人材を確保するためにも、こういった補助金は有効と考えられ、また、人材が増えることは保育所等での子どもの受入れ増加にもつながりますので、導入済み自治体の状況を調査しながら、一定の経済的な支援策の導入を検討しているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと先ほど西宮市の資料を挙げたんですけども、西宮市は保育士の就職で1年目、3年目、5年目で10万円、5年間で30万円を支援していますと、うまいことやってはりますよね、1年目飛び、3年、5年とって、5年は逃がさないような形で上手に支援されているなどという。5年も保育士になればキャリアも上がってくるので、その保育士として就職も続くかなというふうに思います。

岸和田市は保育士応援特別給付金として、居住地問わず6か月勤務したら3万円、1年で5万円、1年半で7万円、2年で10万円、3年目以降については岸和田市に住んでくださいよ、それで20万円、4年目、20万円と、4年間で65万円を給付するというような形も取っていますし、保育士就職祝い金も、初年度には1回限り10万円あるというところです。

和泉市は、新卒の保育士を対象に保育士等就職支援補助金で25万円支給、これは在住でない方も頂けるといことで、まさに保育士の人材を確保するというような制度になっているのかなと思います。

泉佐野市は、保育士等就職支援補助金を10万円。泉佐野市は、市外から泉佐野市に転入してください、市内の民間保育所に就職してくださいというふうに、またご自身の保育士の子どもさんについては優先的に保育園に入所できるようにしますよというようなこともされています。

泉南市については、就職祝い金ではなくて、その潜在保育士復職支援プログラムというのをされております。あと、保育学生就職支援プログラムということで、保育の学生が6か月間、公立の認定こども園で保育補助として現場に入らせていただいているという、そういうこともされていますので、この人材不足というのはどの自治体も同じような状況であるというのは、本当に町としても分かっているかなというふうに思います。

働きやすい環境とか支援、そして補助というのは、やはりお金ではないですけど、やはりお金というところで、同じ泉州の中で、じゃ、熊取町じゃなくても岸和田市でいいのか泉佐野市でいいのかというふうに動くのかなというふうに思いますので、やはり、熊取町も人材確保のために施策というのは打っていくべきじゃないかなと。その内容の枠については、各市町でもいろんな条件をつけていますので、その条件をつけていくことでいいのかというふうに思うんですけども、そのあたりは考える余地というのはないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。続けてください。松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）まさに今、保育士の確保というところで、就職フェアの開催とかをやっているんですけども、やはり熊取町の保育所を選んでいただいて、継続してお仕事をさせていただくということが非常に大切やと思っています。そのためには、何らかの経済的なインセンティブというのが必要やと考えておまして、ちょっと具体的な検討も進めているところでございます。

やはり議員おっしゃったように、岸和田市の状況、泉佐野市の状況、泉南市の状況、全て我々も把握しているところでございます。そんな状況の中で、若い人がどの保育所を選ぶかというときに、やはり一定のインセンティブというんですか、ほかの市町村とやっぱり比べてしまうと思いますので、そういった面で遅れることのないように、しっかり熊取町を選んで継続して働いていただけるような内容でちょっと検討を進めているというところでございます。内容については、また町内での協議が必要になるかと思うんですけども、そこは前向きに検討しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）結局、その保育士の人材を確保することによって転入されてくる方が増えるのであろうということも想像できるのではないかなというふうに、転入・定住促進につながる、やっぱり「ほほえみ 子育て 熊取町！」という、今まででしたら、本当に熊取町が抜き出て子育てのまちと言われてきましたけれども、もうそれぞれのまちがやっぱりいろんな特化したことをやっていますので、人材確保というところをやっつかないと、やっぱりこのままでは、若い人ってやっぱりそこをシビアに、家を建てるとなると同じ金額で家を建てられるとなった場合、緑が多いから熊取町にという思いはあっても、じゃ、働くときにどのように子どもを育てていけるか、学童があるのか、いろんなことを含めて、預けるところがないとなればやっぱり来なくなるのかなと。

その上で、やっぱり今民間保育園の7園が担ってくださっている、町立も3園ありますけれども、そこは休日保育であったり夜間保育であったりとかというところは大きいので、人材がいなければその運営も成り立っていかないのかなというふうに思いますので、前向きにしっかりと検討していただきたいというふうに思うんですけども、町長、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来議論を聞かせていただく中で、というよりも、以前から人材確保ということについては、これはもう本当に優先される施策かなというふうには思っています。

話の中での補助制度、検討していくということでございますので、他市町村にどれだけの見合うようなというか、引けを取らないような新しい保育士、来られる方にどんなふうに熊取町を受け入れてもらえるか、そんなことを考えながら、担当のほうでしっかりとその制度を構築していきたいというふうに私も思っておりますので、ご理解いただければと思います。しっかりと人材確保については、前へ進めてまいります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）町長からもしっかりと前に進めていただけるというふうに答弁いただきましたので、民間の各保育園も本当に厳しい状況の中、しっかりと園を運営するために頑張ってくださいと思いますので、町としても一緒になって保育士の人材を確保していただきたいなというふうに思います。

11月にも就職フェアを民間保育園は開催するというふうなお話も聞いておりますので、やはりしっかりと保育士として働くことのメリットというのも示していく中での就職フェアにさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時06分」延会）

9月熊取町議会定例会（第2号）

令和5年9月定例会会議録（第2号）

月 日 令和5年9月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	木村 直義
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	山田 大河	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
議案第59号 公平委員会委員の選任同意について
議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第61号 教育委員会委員の任命同意について
議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例
議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例
議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例
議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について
議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について
議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議長（河合弘樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君） 発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの、十分ではありませんので、水分補給などおのおので暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

11番（江川慶子君） おはようございます。

それでは、私から一般質問させていただきます。

まず、1つ目は自衛隊への個人情報の提供についてお伺いします。

皆様には私が作りました議員の資料を見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

知らないうちに自分の情報が自衛隊に渡り、ある日突然自衛官募集の案内が自宅に届く。その個人情報が熊取町から自衛隊へ名簿が提出されていたこと、これ、あまり知られていませんでした。私も、7月25日に担当課に聞くまでは知りませんでした。

2022年、令和3年度までは、住民基本台帳法により自衛隊関係者が熊取町役場へ来庁され、18歳男女の4情報、氏名、生年月日、性別、住所を書き写しされておられました。しかし昨年、2022年、令和4年度から、住民に説明もなく熊取町から紙媒体で個人情報が提供されたとのことです。

資料をご覧ください。

1ページ右側、7月25日、情報を閲覧から提供へ変わったと私自身がお聞きし、驚きました。そして、9月議会で質問のテーマにするかもしれないとお伝えしました。そして、8月21日に熊取町はホームページに、資料の左側ですね。「自衛官等募集事務に係る対象者情報の情報提供について」という情報提供の公開と、1-2の資料になるんですが、名簿への記入を希望しない人への除外申出をアップされました。こちらにも一言、アップされる前に連絡が欲しかったです。その2日後、議会では、8月23日に一般質問の通告締切日となり、質問日の今日を迎えたわけです。私がもしホームページに掲載されていることを知らないでこの質問をしたのであれば、既に対応済みだとして答弁されていたかもしれないと思いました。

実は質問の通告後、大阪の団体や他行政区の議員からは連絡が入り、熊取町では、公表されているのは質問されたからこのホームページがアップされたのかというような問合せが来て、私自身も知らずに大変恥ずかしい思いをいたしました。早く対応したことは大変いいことだと思いますが、ただ、連絡があってもよかったと思いました。

また、私以外にも、私が知っている範囲では2つの住民団体から若者の情報提供はやめてほしいという申入れや懇願があったことをお聞きしました。江川の議会質問が終了してからお答えするというような対応をしてくださったということですが、既にホームページにアップされた時点で公開になり、これが返事になっています。議会待ちでなく、きちんと住民へのお返事もして対応してほ

しかったと思っています。

前置きが長くなってしまいましたが、質問に入らせていただきます。

自衛隊への名簿提供をめぐるのは、国会での日本共産党の質問に対し、住民基本台帳法に提供の義務はない、これは2003年、畠中誠二郎総務省自治行政局長、当時のね。答えられないというのであれば致し方ない、同年、石破 茂防衛庁長官（当時）と発言するなど、あくまでも協力義務はないとされてきました。

こうした中で、自衛隊が各役所を訪れ、住民基本台帳を基に対象年齢の市民情報を書き写していました。ところが、2019年2月の自民党大会で当時の安倍晋三首相が6割以上が協力を拒否していると発言したのに続いて、自治体からの住民基本台帳の一部の写しの提供は可能とする閣議決定（2020年12月）が出され、防衛省と総務省が各市町村に対し、防衛相が市区町村に提出を求めることができるとする通知を发出（2021年2月）、これらを背景に大阪でも一気に名簿を提供する自治体が増えました。

熊取町でも昨年、2022年、令和4年度に提供に変わったわけです。今まで閲覧だったのを提供に変えた、この判断を熊取町はいつ誰が行ったのか、経過をお伺いいたします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、自衛隊への個人情報提供についてのご質問の1点目、閲覧から提供に変わった経過、判断についてご答弁いたします。

自衛隊への募集対象者の情報提供につきましては、従前は住民基本台帳法の規定に基づき自衛隊からの閲覧申請を受け、住民課で対応していたものでございますが、令和4年6月28日付で、自衛隊大阪地方協力本部長から紙媒体での住民基本台帳の一部の写しの提供の請求がございました。この請求を受け、本町としての対応を検討いたしました。

まず1点目は、自衛官の募集事務について、自衛隊法第97条の規定により市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条の規定に基づく防衛大臣から市町村長に資料の提出を求めることができること、2点目は、住民基本台帳の一部の写しを国に提出できることの明確化について、閣議決定を経て、防衛省及び総務省の担当課長の連名により、募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではない旨の通知がなされていること、3点目は、2点目と同内容で大阪府知事からも各市町村長宛てに自衛隊募集等の推進についての通知があったこと、4点目として、自衛隊の任務が国防や災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助に携わっており、任務を適切に遂行するには有能な人材を安定的に確保することは必要不可欠で、その人材確保を行うための自衛隊募集事務には一定の公益性があること、5点目は、個人情報の提供先は国という公的機関であり、個人情報の管理・保護についても法律により徹底されていることなど、近隣市町の対応状況や法的にも問題ないと総合的に判断し、紙媒体による資料提供に変更したものでございます。

今後におきましても、法令の改正や通知等における運用の変更がない限り、令和5年度においても紙媒体での提供をしてみたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。5つの理由を今ご答弁あったんですが、この対応検討というのはいつ頃どのような形でされたのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）これは昨年、令和4年に名簿の提供をさせていただいたんですが、その当時から、やはりこれは名簿の写しをしているのではなしに提供している団体が多数出ていたということで、令和4年度からですね。従前からずっと検討してまいりました。

それを受けまして、後のちょっと答弁にもなるんですけども、7月28日の自衛隊の大阪府内の担当課長会議の席の中でも情報提供などを含めて依頼があったので、変更したというものでござい

ます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）もう一度聞きたいんですけど、令和4年度提出した後に多数あったのでそういうふうにしたというふうには聞こえたんですが。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）令和4年度の提供につきましては、自衛隊のほうから紙媒体での請求があったので、それを法的に問題ないかということを検討した結果、今ご答弁させていただいた事情で出したということです。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。そういう請求があったので、検討して紙媒体で出したということですね。

これは総務課で決められたということで判断してよろしいですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）主担課は総務課ですけども、当然熊取町という組織として決定しておりますので。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）であれば町長が決めたということでよろしいですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）役場の業務全て町長が一から十までどこまでご存じというのもありますので、当然専決がありますので、私の判断によって決定するものもあれば課長で止まるものもあります。ただ、今回については、町長のほうは決定したことについては存じております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）知っているということですね。分かりました。

この件について議員からの働きかけはありましたか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）今回の4年度の提供に当たってですか。ございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

昨年情報を提供したということは、住民には知らされていませんよね。そのことについて、2つ目の質問になりますが、ホームページで公開していない理由は何なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、2点目の提供したことをHPで公開しない理由についてでございますが、条例上の義務はございませんが、情報提供するに際し、個人情報の内容、利用等の目的を記載した個人情報目的外利用等可否決定通知書の写しを住民情報コーナーに配架し、自衛隊募集事務のため個人情報の利用を行っていることは公開しておりました。また、現在は町ホームページにおいて、自衛隊に対して住民基本台帳の一部の写しを提供していることを掲載し、お知らせしているものでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。ホームページとかには掲載されていなかったけれど、これまでね。住民情報コーナーには公表していたということですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）一旦整理させていただきたいんですけども、令和3年度までは住民基本台帳法に基づく閲覧請求でございます。したがって、資料にも添付いただいているように、住民基本台帳法上公表する義務がありますので、そちらで公表していたと。

令和4年度については、法令に基づく請求を受けましたので、先ほどご答弁させていただいた条例上の義務はないですが、運用上、総務課から住民課に対して個人情報の請求依頼を行いますので、その手続の事務を情報公開コーナーで公開していたということでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）法律と法令ではどちらに重きを置かれるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）というか、令和4年度までは個人情報保護条例に基づいて実施していたということです。令和5年4月から個人情報保護法ができて条例が廃止されたことによって、今後は令和5年度の個人情報保護法に基づいて手続を進めるということです。今、令和4年度のお話ですので、条例主体にご答弁させていただいております。

議長（河合弘樹君）ご答弁ありがとうございます。

ちょっと資料を見ていただけますか。

資料に戻りますが、自衛官の募集事務に関わる対象者の情報提供についてということで、1-1と1-2、これはつながっているんですが、このように8月21日にアップされた分です。それに添付されていた除外申請の申出の分を1-2の右には示させていただきました。

それから、1-3については、先ほど令和3年度までこれで対応していたという住民基本台帳法、これを載せてあります。これによっては、一部の写しの閲覧という規定があって、閲覧させることについての内容が書かれております。

最後に、第11条の第3項にはこれを公表しなければならないと書かれているんです。それで対応されていたと。私どもは、住民基本台帳法第11条では、法令で定める事務の遂行のために必要な場合に限り、国による住民基本台帳データの一部について閲覧は認めています、提供まで認める根拠は存在していないと考えます。

それから、その分の住民の公表がどうなっているかというのを1-4につけさせていただきました。右側の表が令和2年度の公表、令和3年度の公表、これは今ご説明があったように、住民基本台帳法にのっとって公表されたという分ですね。閲覧のところで「住民基本台帳法第11条第1項による閲覧（国又は地方公共団体の機関が請求したもの）」ということで、閲覧年月日、請求者、請求に係る住民の範囲、それから閲覧の概要ということで書かれております。令和3年度、翌年は、同じように閲覧された方の日にちと請求者、請求に関わる住民の範囲、閲覧概要、このように書かれています。

先ほどご説明があったのは、令和4年度からは住民基本台帳法ではなく個人情報の保護に関する法律に基づいたために、ここには公表されていないということですね。ですので、この右側のほうは閲覧年月日、請求者、請求に係る住民の範囲、閲覧概要というのが書かれていますが、これまでのような18歳を対象にした閲覧は記載されていません。そのようでいいですね。

それは、公表は1-5にあるように公表の位置づけがされていない、この個人情報の保護に関する法律については公表の位置づけがないからしていなかったというふうに認識するものですが、ちょっと気になるのは、令和4年度に新たに15歳の男子の閲覧がプラスというか、今までなかったのに入ってきていますね。これは、1-4の資料を見ていただきたいんですが、一番上の「平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの男子（日本人住民）」というのが新たに書き写しに来られたということなんですね。これもちょっと驚きました。15歳の男子も対象に動かされていたということは、これ知らなかったのが驚きました。

資料1-1に戻っていただきたいんですが、先ほど、8月21日にホームページでアップしたことで、自衛官等募集事務に係る対象者情報の情報提供については、この文章を読みますね。「自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。本町では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官及び自衛官候補生の応募のために必要な住民情報を提供します」と書かれています。これ、「提供します」とい

うのはこれからの表現ですよ。これ、ちょっとごまかしがあるように思ったんですが、令和4年度は提供していたですね。それで令和5年度は提供する予定、まだされていないんですよ。申請が来れば出す、そういうふうにするんですが、これ、正しくないですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ご指摘のように、下を見ていただいたら分かるんですけど、資料提供の対象者、平成18年というところで、2月に自衛隊のほうから資料提供の依頼があるというふう聞いておりますので、それに基づき出しているということでございます。その対象者が平成18年4月2日から19年4月1日の方、令和6年度に18歳に達する方ということで明記をさせていただいております。

あともう一点、さきのご質問で、これはちょっと住民課のほうでの閲覧ですけど、15歳ということでご指摘あったんですけども、これは自衛官募集じゃなしに、右の閲覧概要を見ていただいたら分かるんですけども学生の生徒募集でございますので、本来の自衛隊法に基づく自衛隊の募集とはちょっと違うんで、本来の住民基本台帳法の手続に基づいて来ているという、住民基本台帳法は、閲覧に来られる方は一定の条件が整えば閲覧させる必要があるということで、今回出させていただいているというものでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。もう分かっていたんですけどね。15歳の方はそういった陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務としてここに書かれているんで、理解した上で説明させていただきます。

それで、今回については令和6年度の2月に依頼があるので、このホームページは書かれたということですね。では、4年度、5年度については提供したということは、これからもホームページでお知らせしないということなんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）令和4年度については、先ほど言いましたように条例に基づく提供をしておりますので、これもあくまで条例上の公表義務はございません。ただ、便宜的に住民情報コーナーに、提供していること書類を置いて縦覧に供しているということでご理解いただいたらと思います。ただ、それはホームページに出しているものではございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

じゃ、令和4年、5年度については住民情報コーナーの中で知らせているので、全体にホームページで知らせるものではないということと判断しているということですね。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）令和4年度はそういう対応です。令和5年度についても……

（「まだや」の声あり）

総務部長（藤原伸彦君）それでよろしいですか。はい。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）失礼いたしました。令和5年度はまだ請求が来ていないので、まだということですね。分かりました。失礼いたしました。

それでは、1-3を見ていただけますでしょうか。

これ、住民基本台帳法ですね。住民基本台帳法に基づいて、第11条、国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧が規定されています。ここに、閲覧させることであり、第3項では公表も位置づけられています。それから、提供は公表していないという矛盾が先ほどの説明であったんですが、ホームページではですね。住民基本台帳法では閲覧のみで、提供まで認める根拠はありません。

先ほど5つの理由をおっしゃられたんですが、名簿を提供しても法律違反ではないからというご

意見もありましたが、法令の定めとは、市町村に対して本来の目的外での提供を例外的に容認する旨の規定を指します。例えば、災害対策基本法第49条の11は、第1項で市町村長は個人情報につき内部の目的外利用ができる旨を定め、第2項で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めるところにより、外部の書記官に名簿情報を提供するものと定めています。

このように、個人情報保護条例という法令等に定めがあるときは、当該自治体が保有する当該情報を目的外に提供することができる旨と定める法令がある場合のことで、これとさきに述べた自衛隊法令の定め方とを比べると、その違いがございます。

自衛隊法施行令第120条は、情報の提供の協力を求める防衛大臣の権限を定めるにすぎず、市区町村の長の権限を定めていません。自衛隊法施行令第120条が個人情報保護条例に言う法令等に定めがあるときに当たるとは言えません。

大阪府全体で提供する方向などのご意見を聞いたんですが、大阪府知事からも申入れがあって、何か全体とするんだというような同調圧力、そういうのをかけられたということはございませんか。
議長（河合弘樹君） 藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君） 特にございません。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） 今後の名簿の取扱いに関しては慎重に検討し、自衛隊への名簿の提供はやめてほしいと思っています。

それから、自衛隊は災害派遣のために必要だからという理由も言われましたが、自衛隊法には災害対応について明記されておられません。あくまで自衛隊の災害対応は派遣であり、緊急的、一時的な支援であるとして、その権限は都道府県知事等からの要請があり防衛大臣が派遣するという形になっています。

3つ目の質問に入りますが、自分の情報を名簿から除外する申請、除外申請を広報やホームページで広く知らせるべきではないでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君） 藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君） それでは、次に3点目の自分の情報を名簿から除外する申請、除外申請を広報やホームページで広く知らせるべきではないかについてですが、自衛隊の募集事務に際し、一部の自治体において除外申請を受け付けていることも承知しており、本町についても従前からその運用について検討しておりました。

そのような状況の中、江川議員のご相談や、今年7月28日に開催されました自衛官募集事務主管課長等会議におきまして、自衛隊大阪地方協力本部より自衛官募集事務の協力依頼に加え、対象者の情報提供に際しては、除外申請の運用について配慮いただきたい旨の依頼がありました。

これを受けまして、除外制度を設けなければならない法的な義務はございませんが、住民への配慮のため、現在、ホームページにおいて除外申請の案内を行っており、自衛隊への情報提供を希望されない方については除外申請をいただくことで、提供する情報から除外することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） ありがとうございます。

それが8月21日にホームページでアップされた。資料でいいますと1-1と1-2、どっちかというと1-2のほうになりますね。こちらに自衛隊への情報提供を希望されない方の申出についてアップされております。令和6年度に情報を出してほしくない方は、1月31日水曜日までに右の、これ添付された分を貼り付けてあるんですが、この除外申出をしますという用紙を提出すると。また、これが保護者だったりほかの方であれば委任状と一緒に提出してくれということがアップされております。

これ、7月28日に主幹課長会議で自衛隊からもというお話があったんですが、この課長会議とい

うのは熊取町内部ではなくて外のですか。そこを詳しく教えてください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）これは大阪府内自治体の自衛隊募集事務を行っている担当主管課長ですね。そ
やから府内の43市町村で、それに自衛隊の方が集まっての会議でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）その会議の中に自衛隊が来て説明するという案件がその会議の中で位置づけられて
いたんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ちょっと私自身、その会議に参画していないんですけど、基本的には毎年1
度、募集事務の、当然毎年依頼が来ますので、その辺の協力依頼であったりそのときの諸問題につ
いて、自衛隊からご説明があるものというふうに認識してございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ということは、令和4年度、提出した年度のときもそのような説明があったと理解
してよろしいですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）4年度はなかったということでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。令和4年度はなかったけれど実施したと。ちょっと分から
ないんですけど、また分かりましたら教えてください。お願いします。

そしたら次、今行われている、1－5ですね。個人情報の保護に関する法律、提供の制限、ここ
で今行われているということ、令和4年度からという判断が変わったということをお聞きしたん
ですが、ちょっと赤を入れるところを間違ったんですが、これは第69条の利用及び提供の制限の
ところの分をここに添付したんですが、第2項の3のほうですね、自衛隊ね。相当の理由があるとき
ということで判断されたということなんでしょね。この辺についても、体制が変わったという
ことを事前にお知らせしていただければよかったですかなと思っております。

それから、自衛隊への情報の提供は義務ではないし、市町村が独自で判断できることなんで
すよ、現在のところは。自分の情報を絶対に提供してほしくないと思う人の意思を確認すること
も、その機会を設けることも自治体としての姿勢が問われる問題でありますので、これも周知徹底
して取り組まれるよう要望しておきます。

日本は戦争による同じ過ちをしないと日本国憲法が生まれ、我が子や孫、教え子を二度と戦争
の犠牲にしてはならないと決意した歴史があります。子どもの個人情報を優先的に自衛隊に提供
することは自治体住民として耐え難いことです。名簿は提供しない、そのことを強く求めます。

また、提出の拒否者、その方にその旨を申告せよと除外申出を求めています、1－5の資料に
ありますように、個人情報の保護に関する法律に基づき、自衛隊の勧誘を欲しいと希望する青少
年とその親が、個人情報を提供してほしい、そのような本人の同意がある、そういった場合に出
すのであれば、自衛隊の要望と合致しておりますので、自衛隊の予備知識を町が提供すること
を前提にして自衛隊の情報提供要請に応えることについては反対はいたしません。そのことを
述べておきます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2つ目は国民健康保険についてお伺いします。

この質問は6月議会にも質問した内容ですので、まだ新しいので分かっていたかと思
いますが、資料に国民健康保険財政調整基金の推移という6月議会の資料と同じものを添付
させていただきました。

国民健康保険財政調整基金を活用して、国保加入者へ必要な支援、サービスの拡充を
求めます。この基金の目的をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）国民健康保険についてのご質問の1点目の基金の目的についてご答弁申し上げます。

国民健康保険財政調整基金につきましては、本町国民健康保険財政調整基金条例において「国民健康保険事業における療養給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要の財源に充てるため」と規定しております。また、大阪府国民健康保険運営方針においては市町村が設置している基金からの繰り出しのルールを示しており、具体的に申し上げますと、収納不足の場合の事業費納付金への充当や府財政安定化基金への償還、過去の累積赤字の解消、府内共通基準を上回る保健事業等の実施、市町村が独自で実施する保険料の激変緩和措置、府内統一基準を上回る保険料・一部負担金の減免の実施となっております。しかしながら、保険料の激変緩和措置及び減免等への基金繰入れは激変緩和措置期間、つまり令和5年度までとされているところでございます。

なお、当該基金残高につきましては、議員からお示ししていただいている資料のとおりでございますけれども、令和4年度末で約1億7,000万円となっておりますことから、府の方針に基づいた基金活用について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

この資料に基づきますと、黄色の部分が大阪府の統一国保になってから基金が増えているということの説明させていただいたんですが、前回の議会のときに。これは国保の加入者の保険料から積み上がったものですので、国民健康保険に入ってもらえる方にぜひ還元して活用してほしいということをお願いしました。

その中で、前回は能勢町の事例をご紹介したんですが、能勢町では1万5,000円ですか、加入者の1人、健康増進という形で給付したということだったんですが、その後、この基金の活用について何かご検討されましたでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）基金の活用につきましては、6月議会のときにもご答弁申し上げましたように、やはりまずは基金条例、また府の運営方針に基づいて先ほどご答弁申し上げたとおりでございますけれども、今現在、次の質問の中にも関わることなんですけれども、やはり医療費の抑制、ひいては保険料の引下げといったところにつながるよう、まずはそういう医療費の増加をいかに抑えるか、そういったところのインセンティブ的なところを、現在先行導入自治体等々の状況を今いろいろ調査研究しているといったような状況でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

今、物価高で本当に生活、大変なんです。それで収納率が決算の資料の中では令和4年度は95.95%ということで、これがちょっとどうなのかというのはまた決算のときにお聞きしようかなと思ってるんですが、本当に黒字が出るんだったら保険料を下げしてほしい。でも保険料は下げられない、激変緩和措置にも使えない、こんな歯止めがある財政調整基金ですので、何か本当に健康増進に使うのであればそちらのほうに力を入れてほしいなということで、2つ目の質問に入ります。

第4次総合計画、第2、実施計画の大綱の中に国民健康保険事業特別会計、保健衛生普及事業があり、10年後のまちの姿や支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に支援サービスを受けて、自分らしく安心して生き生きと暮らしていると書かれています。人間ドック・脳ドックの助成事業とめざせ！がっちり健幸の取組の効果、財源等をお聞きします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、2点目の「人間ドック・脳ドックの助成事業」と、「めざせ！がっちり健幸」の取り組み効果、財源等について答弁申し上げます。

国民健康保険人間ドック・脳ドックの助成につきましては、人間ドックで3万円、脳ドックで2万円を上限に助成を行い、被保険者の健康の保持増進、疾病の予防・早期発見治療の推進を図ってございます。また、めざせ！がっちり健幸につきましては、生活習慣病に特化した特定健診の受診を促し、適切な服薬、食生活や運動などの生活習慣を見直していただくなど、しっかりと健康管理を行っていただくことで健幸の好循環の継続につながるよう取り組んでおります。

まず、取組の効果でございますが、コロナ禍で受診率が下がりましたが徐々に回復の兆しがございます。どちらの事業も被保険者ご自身の健康状態を把握いただき、生活習慣の見直しや疾病の予防、早期発見などにより、適切な服薬・治療など医療費の抑制に一定の効果があるものと考えております。

次に、財源についてでございますが、普通交付金分の保険給付費等交付金を主な財源とし、加えて、保険者努力支援制度でも特別交付金も受けており、財源を確保しながら取組を進めております。

今後も引き続き、交付金等をしっかり活用し取組を進め、さらなる受診率向上、医療費抑制等のための基金の活用につきましても検討を行っているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。

本当はこちらの用紙も添付しとけばよかったかなと思っていたんです。第2次実施計画の作成調書というのがホームページで出ておりましたのでちょっとこれを見ていたのですが、財源を書くところがあって、今交付金ということをおっしゃられましたが、国と府の補助金、こちらにはそう書かれているんですが、ジェネリック医薬品の普及啓発、そして人間ドック・脳ドックの助成事業の実施、めざせ！がっちり健幸というこの3つの取組についての財源を示されております。

これについては、国保の会計や基金の活用を今はしていない、ゼロであるというふうに判断してよろしいですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）財源についてでございますけれども、基本的にただいま答弁申し上げましたように、普通交付金分の保険給付費等交付金、これが主な財源になってございます。令和4年度で約2,300万円程度の交付金を受けてございます。もう一点が保険者努力支援制度での特別交付金、こっちは令和4年度実績で1,950万円ほどの交付金を受けているということで、基本的には今おっしゃられた3事業、人間ドック・脳ドック、また、めざせ！がっちり健幸、こちらにつきましてはこの特定財源のほうで、交付金のほうで賄っているといったような状況でございますので、基金からの繰入れは基本的にはないということでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

それで、ここでもし基金を活用するんだったら、この辺の範囲を広げるとか金額を拡充するとかいうことを検討されたらいかがかなと思っております。

2-2の資料を見ていただけますか。

ちょっと時間が短くなってきたので早口になりますが、2-2の資料の中に、これは町が出しているめざせ！がっちり健幸についてです。

健幸で始めま賞を受賞しましょうということで、令和4年度中に病院（医科）にかかっておらず、これ、歯科は関係ないんですね。医科だけで、かかっておらず、また特定健診や人間ドックを受けていない方、だから全然健康保険を使わずにおられる方、その方が今年度中に特定健診や人間ドックを受けると副賞がもらえますということですね。これは申請が必要です。申請が必要ですけども、その下に書いてあるオレンジのところですね。それぞれの対象者になる方には町から別途ダイレクトメール等で案内させていただきますということなので、そういう案内が来たら、申請すれば500円のQUOカードがもらえるということですね。これは一人一人ですよ。40歳から74歳の国

保被保険者の方のみ対象ですということですね。これが対象者、令和4年度は25人ということを決算資料のほうで書かれていたんで、25人の方が受けられたということですが、この方たちの年齢というのは何か分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）年齢につきましては、そこまでの資料はまだデータとしてはないんですけども、やはり若年層の部分につきましてはなかなか受けてもらっていないというように認識してございます。ですので、そういう方を対象に先ほど申しましたように、今、議員もご紹介いただいておりますけれども、何か基金を活用してそういったところのインセンティブ的なところを今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。これ、個人ですよ、支給はね。

それから、次のスマホドックというの、これちょっと驚いたんですけども、どこか議員全員協議会か何かでも説明があったときにも、ああこんなのができたんだと、科学はすごいなと、医療のね。自分で血液を採取して、少量の血液をその容器に入れて、それで常温ですよ。常温で郵送して、それでその人の健康診断をするというスマホドック、すごいのができたなと思ったんですが、何名ぐらいいるんだろうと気にしたら39名おられたということなんです、この方たちの検査結果とかいうのはどのように把握されているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）すみません、その辺につきましては個人の多分情報になっておりますので、どこまでどう把握しているのか、ちょっと私、現在資料を持ち合わせてございませんので、申し訳ございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）人間ドックとかを受けたら、国保に持っていったら補助を受ける方は全部コピーされるんですよ。スマホドックというのが、常温だし数滴ですか、血液を送る。それで血液検査をする。血液を採る人が第三者がいて、これが本当にその人の血液かどうかという判断もできない中でこれを行うということに対して、すごく疑問を私は感じているんです。それで、精密さとか精度に欠けるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）これも当然のことながら医療の関係になりますので、精度が低いといったような認識は全然ございません。こちらから検査内容を示した上で、きちっと業者のほうと契約を行いまして実施しているものでございますので。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）科学が発展していてそれができるのであれば、これ、金額で見たら、ネットで見たら8,000円ぐらいするんですよ、キット、検査してね。それだけお金がかかるんだということで、結果もきちんと把握して対応していただけたらと思います。

それで、健幸でがっちり賞、これについては、世帯全員、20歳以上の国保被保険者が令和4年度に特定健診や人間ドック、これらを受診してかつ令和4年度中に病院にかかっていない方、これ32世帯が対象で、世帯主に漏れなく1万円をプレゼントということで書かれております。健幸でがっちり賞で32世帯もあるんだということで、これもすごいことだなと思ったんですが、添付していないんですが、国民健康保険についての6月の資料、これを見て計算したんです。1人世帯が3,694世帯、2人世帯が1,947世帯、3人世帯が436世帯、4人世帯が191世帯、5人世帯が280世帯、このように世帯としては1人世帯が非常に多い。この中で健幸でがっちり賞を受賞された方は主に1人世帯、2人世帯なのと違うのかなと思うんですが、その辺いかがですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）すみません。そちらも年齢の構成というんですか、世帯構成というのは資

料を持ち合わせておらないんですけれども、国保世帯ほとんどが今、議員がおっしゃられた世帯構成となつてございますので、基本的には世帯全員がこの条件に当てはまらないと駄目だということになってございますので、単身でありますとかお二人の世帯というところが基本的に多いのかなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）均等割の負担が非常に多い、だから家族が多いほど保険料に負担が大きいということとをずっとご報告させてもらっています。そういう中で、そういう人にも対応できるような何かそういうものにしてほしいなということを、これ要望しておきます。よろしくをお願いします。

それでは、3つ目の介護保険についてお伺いします。

来年は9期介護保険料の改定になります。高齢者に過大な負担となっている介護保険料を介護給付費準備基金を活用して引下げを求めますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、介護保険についての1点目、介護給付費準備基金を活用した保険料の引き下げについてご答弁申し上げます。

まず、簡単に介護保険料についてご説明させていただきます。

介護保険事業は、半分は公費、あとの半分を介護保険料で賄っており、保険給付費及び地域支援事業費等各種サービスの財源となっております。この介護保険料は、3年に一度見直しを行い、本町の第1号被保険者数や要介護（要支援）認定者数、保険給付費等の実績を踏まえ見込額を算出します。今年度は第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の年に当たり、この計画見直しの中で令和6年度から8年度における保険料の算定を行い、高齢者保健福祉推進委員会で審議いただくことになってございます。

ご承知のとおり、高齢化の進展により要介護（要支援）者数も増加していることから、今後介護サービスの利用者も増加すると見込まれており、おのずと介護保険料が上昇する見込みとなっております。この上昇を抑制すべく、第9期計画においても第8期計画で実施した介護給付費準備基金の活用を継続するとともに、引き続き介護予防事業にも取り組んでまいります。ご理解くださいますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

資料3-3をつけさせていただきました。これは、昨年12月議会で質問させてもらったときの資料を添付させていただきました。準備基金とは何か。65歳以上の保険料を3年間管理する基金だということで、中期財政運営で、先ほどもご説明ありましたが、3年ごとに行われるということで、今年が3年目であるということですね。それで、右手に基金の状況を書かせてもらいました。

決算書を見ると、3年度の末が3億9,833万2,000円、それで積立金がここにまた上乘せになって、5,174万円プラスされて令和4年度の現在高が4億5,007万2,000円ということで、またこれ積み上がっております。ぜひこれ、活用していただきたいなと思います、次の保険料にね。上がりを抑えるためにお願いしたいなと思います。

それから、次の質問の答弁をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、2点目の第9期介護保険事業計画の策定状況と8期との違い、特徴についてご答弁申し上げます。

まず、策定状況でございますが、昨年末に本町の高齢者に対してアンケート調査を実施し、高齢者のニーズ把握を行ったところでございます。また、7月末に第9期計画策定における国の基本指針が示されたところであり、これから国が全市町村に導入している見える化システムにより、本町の人口動態や高齢者人口、認定状況等の実態把握により将来推計を行った上で、具体的な計画の見直しを進めてまいります。

次に、第8期計画との違いでございますが、基本的には第8期計画の基本指針を踏襲しながら、見直しのポイントとしましては、中長期的な視点で介護サービス基盤を計画的に整備することや、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進すること及び介護人材確保、介護現場の生産性向上などが示されてございます。これらの内容を踏まえ第9期計画の策定に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。具体的なことはこれからということですね。分かりました。

コロナ禍を迎えた第8期は、自粛生活が続き、計画どおりに実践できなかったことが多かったのではないかと思います。診療報酬と介護報酬の改定が来年度あるということで、その分も保険料に影響が出てくると思われまます。

物価高騰で生活が苦しくなっている中、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりになるようこれからもよろしくようお願い申し上げます、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、日程第4 議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和5年7月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費、6月2日の大雨及び台風第2号で被災した災害復旧に係る経費などでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億9,499万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるとしており、順次説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。まず、農業施設災害復旧事業につきましては、6月2日の豪雨及び台風第2号で被災した大池水路の復旧に係る実施設計委託業務に充当するもので、限度額を240万円に設定するものでございます。

次の河川災害復旧事業につきましても、6月2日の豪雨及び台風第2号で被災した準用河川見出川の護岸の復旧に係る実施設計委託業務に充当するもので、限度額を590万円に設定するものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金 1億1,056万3,000円の増額につきましては、当初予算では1億円と想定していた今年度の寄附額を上回ったため、想定寄附額を3億円に変更し、今後必要となる関連経費を歳出予算で補正するに当たり、同額を歳入予算として計上するものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金235万1,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次の款 町債、項 町債、目 災害復旧事業債につきましては、第2表のところでご説明申し上げた内容でございます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、クレジットカード等決済手数料854万円の増額につきましては寄附金額に応じて必要となる決済サービスの手数料、その下の返礼品委託料8,000万円の増額につきましては寄附に対する返礼品に係る経費、その下の駐車場使用料9,000円及び有料道路通行料等1万4,000円の増額につきましては大阪府庁等への出張経費、その下のポータルサイト使用料2,200万円の増額につきましては、本町が契約しているふるさと納税のポータルサイトに対し、取り扱った寄附額に応じて支払う使用料でございます。

次に、款 消防費、項 消防費、目 災害対策費の防災事業につきましては、女性防災士育成研修の受講定員の増に伴うもので、謝礼品19万8,000円の増額につきましては一時保育の実施に係る経費、防災士育成研修委託料205万1,000円の増額につきましては受講定員を増額するものでございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 農業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料249万5,000円の増額につきましては、大池水路の復旧事業に係る実施設計委託料でございます。

その下、同じ款の項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料590万7,000円の増額につきましては、準用河川見出川の護岸復旧事業に係る実施設計委託料でございます。

続いて、14ページの地方債補正調書につきましては、第2表にてご説明いたしました地方債補正を反映した現在高を示してございます。

以上で、議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）13ページなのですが、防災事業の防災士育成研修委託料205万1,000円の増額というところで、今年度当初予算の中で女性防災士50人育成するというところで予算計上していただき、取り組んでいただいていることに本当に感謝するものです。今回、この応募者が増員の増額補正というところなのですが、何人応募していただいたのか、その辺教えてください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）予算上は、もともと50人の枠に対して85名まで増額いたしました。結果、申込最終の氏名としましては82名の申込みをいただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）予算上は85名上げて82名やったということですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）専決処分した事情にも関わるんですけれども、一旦50名の枠で募集定員をかけたところ、委託事業者のほうからも、テキストの発送等を含めると、一定氏名がございます。前の段階でもう50名から足りないという状況が判明しましたので、その時点からの一定の申込みも含めて85名という枠をまずは7月13日の時点で措置させていただきました。最終、結果としては80名に落ち着いたという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

それであってでも、応募が多かったからまず85名というところで予算を取っていただいたというところで現実には82名になったというところ、本町におきまして、前回一般で100名の方を募集、防災士を育成していただいて、今回は特に女性の防災士育成というところで取り組んでいただき、こんなにたくさん、当初予定していた50人を上回る82人も応募があったということは、女性の防災意識が高いというところ、本町のすばらしい女性のそういう意識を持つてはる方がいらっしゃるということは改めてすごいなと感動させていただきました。本当に皆さん防災士になっていただき、女性の視点を生かしたこれからの防災対策に取り組んでいただきたいことを要望させていただきたいと思っております。

実際、この育成研修は今度の土日に行われるというところですよ。分かりました。本当に、またしっかりと女性の視点を生かしていただきながら防災対策を進めていただきますよう、また研修、今回この防災士になられた方を含めてそういったことも企画していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第5 議案第59号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第59号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の田宮悟志氏が令和5年9月30日付で任期満了することに伴い、同氏の後任として前田美穂子氏を選任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第59号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(河合弘樹君)次に、日程第6 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田畑雅康氏につきましては、令和5年9月18日付で任期満了となることに伴い、引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君)以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第60号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(河合弘樹君)次に、日程第7 議案第61号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第61号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。
教育委員会委員の梶山慎一郎氏につきましては、令和5年9月30日付で任期満了となります。引

き続き同氏を再任したいと考えてございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第61号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第8 議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、この条例案を提出するものでございます。まず初めに、制定の背景、経緯についてご説明いたします。

国におきましては、犯罪被害者に対する公的支援策として昭和55年5月に犯罪被害者等給付金支給法が制定されました。その後も、平成7年に発生した地下鉄サリン事件など無差別殺傷事件を契機に支援対象の拡大や給付基礎額の引上げなどの法改正がなされ、犯罪被害者に対して様々な支援がされているところでございます。

また、平成16年12月には犯罪被害者等基本法が制定され、その第5条では、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されているところでございます。

そのような法の趣旨を受け、町民に最も身近な存在として犯罪被害者等に寄り添う施策を推進する必要があることから、本条例の制定を行うものでございます。

それでは、各条文の概要についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1条は目的の規定で、提案理由でご説明した内容について定めてございます。

第2条は定義の規定で、この条例における用語の意義を定めてございます。

第3条は基本理念の規定で、3項目定めており、第1項は被害の状況及び原因、犯罪被害者等に置かれている状況その他の事情に応じて適切に途切れることなく行わなければならないこと、第2項は犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう行わなければならないこと、第3項は、町、町民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進させなければならないことを定めてございます。

第4条は町の責務、第5条は町民の責務、第6条は事業者の責務の規定をそれぞれ定めてございます。

第7条は相談及び情報の提供の規定で、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことや、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置する旨、定めてございます。

3ページをご覧ください。

第8条は見舞金の支給規定で、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために見舞金を支給する規定でございます。遺族見舞金は1事案につき30万円、重傷病見舞金は1事案につき10万円を支給することとしております。

なお、見舞金の支給に関し必要な事項は規則で定めることとしておりますが、遺族見舞金については、支給する優先順位は国の給付金制度と同様で、死亡被害者の配偶者、次に被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち死亡被害者の収入によって生計を維持していた遺族、最後に前述した以外の親族の順位で支給することとしております。

次に、重傷病見舞金につきましては、医師の診断により一月以上の療養が必要であり、かつ3日以上以上の入院を要する障害及び疾病、2、医師の診断により一月以上の療養が必要であり、かつ傷病の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患の場合に見舞金を支給することとしております。

次に、第9条は広報及び啓発の規定で、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穩への配慮の重要性について、町民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うこととしております。

第10条は支援の制限の規定で、犯罪被害者と加害者の間に親族関係がある場合や自らの行為に起因または犯罪等を誘発した場合などは、支援を行わないことができるものとしております。

第11条は委任規定でございます。

次に、附則でございます。

第1項は施行期日で、令和5年10月1日から施行することとしております。

第2項は適用区分の規定で、この条例の施行日以後に発生した犯罪等の被害について適用することとしております。

以上で、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第9 議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、令和5年5月11日から施行されたことに伴い、多機能端末機、これはコンビニに設置している端末機のことでございます。による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備、いわゆるスマートフォンのことでございます。による交付を可能とするため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらは印鑑登録条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては3ページの新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをご覧ください。

印鑑登録条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

まず、今回の法律改正により、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに記載されている利用者証明用電子証明書が移動端末設備にも記録することが可能となることで、使い分けをする必要がございます。

第10条に規定する窓口における印鑑登録証明書の交付におきましては、マイナンバーカードで申請できるものであることから、第2項の「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改めるものでございます。

次に、第11条に規定する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付におきまして、マイナンバーカードに加えてスマートフォンでも交付できるようにするため、「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、規則に定める日から施行するものでございます。これは、法律改正がされたものの、移動端末設備を使用したコンビニ交付サービスの利用開始が年内予定ということだけで、現時点で具体的な開始日が示されていないことによるもので、町としましては、開始日が決まり次第遅滞なく利用いただけるよう、施行日を規則に委任させていただくものでございます。

以上で、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第10 議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、図書館会議室等を一般に利用範囲を広げることで社会教育活動の活性化及び住民サービスの向上を図るとともに、一般利用を行うに当たり他の社会教育施設との整合性を踏まえた使用料等を新たに規定するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

2ページは改め文でございます。

改正の内容については新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、全体的な内容になりますが、改正案では、第5条から第14条までは施設利用に当たっての必要な規定を新たに定めるものでございます。改正案の作成に当たっては、さきに全部改正により制定をさせていただきました公民館条例に定める規定内容と意味合いが共通するものがほとんどでありまして、改正案の第6条、第7条、そして使用料の額を定めた第8条を除いて公民館条例の規定の趣旨に合わせた改正を行ったものでございます。

それでは、改正案のご説明をいたします。

まず、改正案の第5条は、施設の使用許可に関する条文でございます。

第6条は施設の許可の制限に関する条文であり、会議室等の使用を許可しない場合を各号列記で定めております。このうち第3号、第4号、第5号の規定については、公民館条例では社会教育法第23条に該当する行為と規定しており、内容は今回の条例改正案も社会教育法第23条も同様の意味合いとなっております。公民館も図書館も社会教育法で位置づけられていますが、施設運営に関する法規定は公民館はありますが図書館はございませんので、この条例で図書館運営に必要な規定と判断し、第3号から第5号を規定するものでございます。

第7条は施設の使用許可の取消し等に関する条文であり、使用の許可を取り消す場合を各号列記で定めております。第2号については、条例規則に違反した場合に許可の取消しを行う旨、規定しております。こちらも社会教育法の規定の関係で、法規定のある公民館は条例、規則に加えて法令に違反した場合も取消しできる旨の規定となっておりますが、法規定のない図書館については、条例規則違反のみの許可の取消しができるとするものでございます。

第8条の使用料に関する規定は、8ページをご覧ください。

使用料を設定する部屋は、会議室1と2、ホールの3つの部屋としております。2つの会議室は、広さはおおむね同じであり、使用料も同一の1区分2時間当たり700円としております。また、ホールについては1区分当たり2,000円とするもので、金額設定に当たっては、コスト計算結果を一定踏まえ、他の社会教育施設の使用料も勘案しながら設定したものでございます。また、使用区分につきましては、記載のとおり2時間ごとに区分をしており、区分ごとに1時間の間を設けるものでございます。

6ページにお戻りください。

第9条以降の規定は、公民館条例の規定の趣旨と同様でございます。

第9条の使用料の減免については、教育委員会が必要と認めた場合に使用料の減免ができるとするものでございます。

第10条は使用料の還付に関する規定で、基本的には既納の使用料は還付しませんが、1号から3号に該当する場合には還付できる旨を規定したものでございます。

第11条は、許可を受けた目的以外の使用の権利を譲渡すること、部屋を転貸することを禁止する旨の規定でございます。

第12条は、使用後の原状回復義務について規定しております。

第13条は、建物や設備、備品等を壊したときなどは、使用者でその損害を賠償する旨の規定でございます。

第14条は、教育委員会が免責となる場合を各号列記で規定しており、該当する場合には、教育委員会としてはその責めを負わない旨を規定しております。

第15条、第16条は条ずれ、文言修正による改正でございます。

最後に、附則でございます。

4ページをご覧ください。

施行日は令和6年4月1日から施行するもので、この施行の日より前の準備行為については、附則の第2項で行うことができるものとしております。

以上で、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第11 議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育・子どもセンターの減免規定について、整備に合わせ見直しを行った熊取町公民館・文化ホールと社会教育施設全体の整合性を図ることから見直しを行うため、また、使用時間について、施設管理や利便向上の観点より一部の使用時間を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

2ページは改め文でございます。

改正内容については、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

第7条の見出し部分と本文につきましては、現行の使用料の「免除」から「減免」に文言を改め、本文の現行の「町長」を「教育委員会」に改め、社会教育施設全体の整合性を図るものでございます。「免除」から「減免」への改正は、現状では免除のみの運用を行っていたものですが、改正後は、公民館条例と同様の減額または免除の運用を行うものでございます。また「町長」から「教育委員会」への改正につきましても、公民館条例、文化ホール条例の規定内容を踏まえ、改正を行うものでございます。

別表第6条関係につきましては、別表のうち時間区分を、現行の「午後3時～午後5時」を「午後3時30分～午後5時30分」に改め、時間区分ごとに間を設けたものでございます。

最後に、附則でございます。

2ページをご覧ください。

施行日は令和6年4月1日から施行するもので、この施行の日より前の準備行為については、附則の第2項で行うことができるものとしております。

以上で、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第12 議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についてご説明をいたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町公民館・文化ホール什器一式について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品については、熊取町公民館・文化ホール什器一式でございます。

次に、契約の方法ですが、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、1,044万4,500円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代表取締役迫田 洋でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和5年7月19日付で指名連絡をファクスにて5者に行い、同年8月18日執行の応札業者4者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、購入物品の概要についてご説明いたします。

2ページをお願いします。

購入物品及び数量については、消火器ボックスをはじめとした25品目について記載の数量を購入するものでございます。

納品場所については熊取町公民館及び熊取町文化ホールで、納入期限は令和6年2月29日としてございます。

以上で、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第13 議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品については、熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式でございます。

次に、契約の方法ですが、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、600万3,800円でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号、パナソニックEWエンジニアリング株式会社近畿支店、支店長荻野 龍でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和5年7月19日付で指名連絡をファクスにて6者に行い、同年8月8日執行の応札業者1者による開札において、予定価格の範囲内の応札をした者を落札者として決定をいたしました。

次に、購入物品の概要についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

購入物品及び数量については、1つ目として照明器具、LEDフルカラーPAR、いわゆる舞台照明本体が24台、2つ目としてデュアルゴボローテータ、これは照明機器に取り付けて舞台上で照明効果を出す機器、こちらが2台及びメタルゴボ、こちらはデュアルゴボローテータに取り付ける照明効果を出すプレート、こちらが16枚、3つ目のエリプソイダルスポット用レンズチューブ、こちらは照明の輪郭をはっきりさせる機器で、投影角度をつけるために使う機器でございます。こちらが12台、照明スタンドが8台、このほかケーブル類とケーブル収納籠となります。

納品場所については熊取町文化ホールで、納入期限は令和6年2月14日としてございます。

以上で、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第14 議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

令和4年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金8,988万3,298円の内訳としましては、令和4年度熊取町下水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございます当年度未処分利益剰余金となっております。

2つ目の利益剰余金処分数額8,988万3,298円の内訳でございますが、（1）減債積立金3,743万3,298円、（2）組入資本金5,245万円であり、当期純利益の全額を次年度以降の資本的支出の補填財源として使用する減債積立金にいたします。また、令和4年度に使用した減債積立金が組入資本金になるものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましてはゼロ円となっております。

なお、この処分の内容につきましては、令和4年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに令和4年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第68号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。永橋都市整備部理事。都市整備部理事（永橋広幸君）議案第68号のご可決ありがとうございます。

お手数ですが、令和4年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに記載してございます令和4年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（河合弘樹君）次に、日程第15 議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、6月2日の豪雨及び台風第2号で被災した水路、河川護岸の災害復旧工事に係る経費、老人福祉センター改修工事に係る経費などがございます。

それでは、内容のご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,305万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億1,804万9,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条は地方債の補正でございますので、順次ご説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

款 民生費、項 社会福祉費の老人福祉センター維持管理事業1億1,500万円でございますが、当該事業の工期を年度内に設定することが困難であるため、次年度に繰り越すものがございます。

款 土木費、項 都市計画費の公園清掃作業用小型ダンプ購入事業613万7,000円は、部品供給の大幅な遅延により年度内での納入が困難であるため、次年度に繰り越すものがございます。

続いて、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1、追加でございますが、老人福祉センター改修事業につきまして、老人福祉センター改修工事

の財源として借り入れるもので、限度額は3,960万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、2、変更でございますが、ごみ処理施設整備事業につきましては、当初予算に計上しておりますごみ処理広域化計画調査業務負担金に充当するもので、起債算定額の変更により、限度額を6,960万円から6,990万円に変更するものでございます。

その下、河川維持事業につきましては、普通河川見出川の河川法面整備に充当するもので、限度額を4,370万円から4,500万円に変更するものでございます。

その下、総合体育館非構造部材耐震補強事業につきましては、当初予算に計上しております総合体育館非構造部材耐震補強工事に係る測量・設計・監理等委託料に充当するもので、起債算定額の変更により、限度額を1,640万円から2,350万円に変更するものでございます。

その下、農業施設災害復旧事業につきましては、大池水路の災害復旧工事に充当するもので、限度額を240万円から400万円に変更するものでございます。

その下、河川災害復旧事業につきましては、準用河川見出川、普通河川見出川及び普通河川和田川の災害復旧工事に充当するもので、限度額を590万円から4,210万円に変更するものでございます。

その下、臨時財政対策債につきましては、令和5年度発行可能額が確定しましたので、限度額を9,600万円から7,500万円に変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款、項、目とも地方交付税の普通交付税1億4,324万2,000円の増額につきましては、令和5年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金32万円の増額につきましては、令和4年度の精算額確定に伴う追加交付金でございます。

その下の目 災害復旧費国庫負担金の河川災害復旧費負担金2,336万1,000円の増額につきましては、河川災害復旧工事費に充当するものでございます。

次に、同じ款の項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金の都市構造再編集中支援事業費補助金3,640万円の増額につきましては、老人福祉センター改修工事費に充当するもの及び補助金内示に伴う調整分でございます。

その下の目 教育教育費国庫補助金のポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金470万6,000円の増額につきましては、雨山青少年集いの場休憩所内便所設置工事費に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の低所得者保険料軽減負担金16万円の増額につきましては、国庫と同じく、令和4年度の精算額確定に伴う追加交付金でございます。

その下、同じ款の項 府補助金、目 災害復旧費府補助金の農業施設災害復旧費補助金343万1,000円の増額につきましては、農業施設災害復旧工事費に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金の財政調整基金繰入金1億1,944万2,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下、同じ款の項 特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金1万3,000円の増額及びその下の介護保険特別会計繰入金4,000円の増額につきましては、令和4年度精算額確定に伴う繰出金返還金でございます。

次に、款、項、目とも繰越金の前年度繰越金2,238万4,000円の増額につきましては、令和4年度決算確定によるものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金448万8,000円の増額につきましては、国民健康保険料の産前産後保険料免除対応に伴うシステム改修に伴う負担金でございます。

次の款 町債につきましては、第3表でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当2,052万1,000円の増額につきましては、自己都合退職2名分の退職手当でございます。その下、非常勤職員関係事業、会計年度任用職員報酬942万6,000円の増額及び期末手当107万2,000円の増額及び費用弁償1万8,000円の増額につきましては、突発的事案の対応分でございます。

次の目 財産管理費の庁舎維持管理事業、庁用器具費2,407万6,000円の増額につきましては、議場及び東館3階の空調設備更新に係る経費でございます。その下、財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金3,836万3,000円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和4年度実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

その下、目 企画費の企画一般事務経費、会計年度任用職員報酬90万8,000円及び期末手当18万6,000円及び費用弁償1万2,000円の増額につきましては、育休代替に係るものでございます。

次の目 自治振興費の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金99万円の増額につきましては、五門公民館内部改修工事に係る補助金でございます。

その下、目 人権啓発費の人権啓発事業、犯罪被害者等見舞金40万円の増額につきましては、犯罪被害者等支援条例の制定に伴い予算を計上するものでございます。

その下、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料448万8,000円の増額につきましては、国民健康保険料の産前産後保険料免除対応に伴うシステム改修経費でございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の障がい福祉一般事務経費、会計年度任用職員報酬73万6,000円及び期末手当15万4,000円及び費用弁償2万6,000円の増額につきましては、育休代替によるものでございます。

次の目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金2,874万2,000円の増額につきましては、令和4年度自立支援給付費負担金等の確定に伴う返還金で、その下、地域共生社会推進事業の国・府支出金等返還金156万円の増額につきましては、令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の確定に伴う返還金でございます。

次の目 老人福祉費の老人福祉センター維持管理事業、老人福祉センター指定管理者選定委員会委員報酬6万3,000円及びその下の食糧費1,000円の増額につきましては、老人福祉センター指定管理者選定委員会の開催に係る経費で、その下、耐震補強等工事費1億1,500万円の増額につきましては、老人福祉センター改修工事費でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

同じく款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児養育医療給付事業、国・府支出金等返還金26万9,000円の増額につきましては、令和4年度未熟児養育医療費等国庫負担金の確定に伴う返還金で、その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、国・府支出金等返還金416万8,000円の増額につきましては、令和4年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金の確定に伴う返還金、その下の目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金1,997万2,000円の増額につきましては、令和4年度障がい児通所支援給付費国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

その下、同じ款の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金607万1,000円の増額につきましては、産前産後保険料免除対応に伴うシステム改修に係る繰出金及び育休に伴う会計年度任用職員の任用に係るものでございます。

その下、さらに同じ款の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出金64万1,000円の増額につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う追加繰出金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の会計年度任用職員報酬88万3,000円及び期末手当18万9,000円及び費用弁償2万6,000円の増額につきましては、育休代替によるものでございます。

次の目 予防費の健康増進事業、国・府支出金等返還金3万3,000円の増額につきましては、令和4年度感染症予防事業費等国庫負担金返還金で、その下の新型コロナウイルスワクチン、国・府支出金等返還金4,908万2,000円の増額につきましては、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金、補助金の返還金でございます。

次の項目は財源振替ですので、省略させていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

1つ目の項目は財源振替ですので省略いたしまして、その下の款 土木費、項 都市計画費、目 公園費の野外活動ふれあい広場管理事業、消耗品費6,000円の増額につきましては木柵の修繕に係る消耗品で、その下の立木伐採委託料99万6,000円の増額につきましては広場入り口横にございます立木の伐採委託料、その下の諸資材費28万1,000円の増額につきましては木柵の修繕に係る諸資材費でございます。

次に、款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の教育委員会運営事業、会計年度任用職員報酬83万9,000円及びその下の期末手当16万円の増額につきましては、職員の退職に伴う事務補助員の任用経費でございます。次のスクールソーシャルワーカー活用事業、費用弁償42万2,000円の増額につきましては、スクールソーシャルワーカーの通勤手当差額分でございます。

その下、同じ款の項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、修繕料1,167万7,000円の増額につきましては、中央小学校の教室不足に伴う既存教室の修繕業務でございます。

次の目 学校給食費の小学校給食事業、会計年度任用職員報酬72万1,000円及びその下の消耗品費9,000円の増額につきましては、育休に伴う栄養士の任用によるものでございます。

その下、さらに同じ款の項 社会教育費、目 公民館費の公民館文化事業、謝礼金27万円の増額につきましては熊取吹奏楽団の指導者への謝礼金で、その下の消耗品費8万4,000円の増額につきましては吹奏楽団用楽譜の購入経費、その下の印刷製本費192万2,000円の増額につきましては、文化ホール及び公民館の周知に係るポスター等の作成経費でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

同じ款、項の目 文化財保護費の文化財保護事業、施設整備工事費1,360万5,000円の増額につきましては、雨山青少年集いの場休憩所内便所設置工事費でございます。

その下の項 保健体育費、目 体育施設費の総合体育館運営事業、総合体育館等指定管理者選定委員会委員報酬6万3,000円及びその下の食糧費1,000円の増額につきましては、総合体育館指定管理者選定委員会の開催経費でございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 農業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業、印刷製本費1万6,000円及びその下の災害復旧工事費527万9,000円の増額につきましては、大池水路の災害復旧に係る経費でございます。

その下、同じ款の項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、印刷製本費9万6,000円及びその下の測量・設計・監理等委託料1,496万7,000円及びその下の復旧支援業務委託料38万円及びその下の災害復旧工事費4,318万1,000円の増額につきましては、準用河川見出川などの河川護岸の災害復旧に係る経費でございます。

20ページ以降でございますが、20ページから23ページまでは補正予算給与費明細書でございます。今回の補正予算における報酬及び職員手当の増減額について、比較の行でお示ししております。

最後の24ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。それぞれ後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第16 議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第17 議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、まず議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入については激変緩和措置等に伴う保険料の収入見込額の減額、職員の産休・育休に係る会計年度任用職員の任用及び産前産後保険料免除に係るシステム改修に伴う一般会計繰入金、国民健康保険料激変緩和措置等に伴う国民健康保険財政調整基金繰入金、令和4年度決算剰余金の繰越し並びに会計年度任用職員に伴う雇用保険料個人負担金の補正となっております。

歳出においては、職員の産休、育休に係る会計年度任用職員報酬等及び産前産後保険料免除に係るシステム改修費並びに令和4年度の事業費確定に伴う国・府支出金や一般会計繰入金の精算に伴う補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,379万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料8,139万円の減額ですが、これは、令和5年度保険料率の激変緩和措置実施に伴う収入見込額の減額等によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金607万1,000円の増額でございますが、これは、職員の産休、育休に係る会計年度任用職員の任用及び産前産後保険料免除に係るシステム改修に伴う増額による一般会計からの繰入れでございます。

次に、款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,979万円の増額でございますが、これは、国民健康保険料激変緩和措置等に伴い、国民健康保険財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金5,536万8,000円の増額でございますが、これは、令和4年度の実質収支黒字額を令和5年度に繰り越すものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入9,000円の増額につきましては、職員の産休、育休に係る会計年度任用職員任用に伴う雇用保険料個人負担金でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費608万円の増額につきましては、職員の産休、育休に伴う会計年度任用職員の任用及び産前産後保険料免除に係るシステム改修のためのものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金375万5,000円の増額につきましては、令和4年度の事業費確定による精算に伴い、剰余金を返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金1万3,000円の増額につきましては、令和4年度国民健康保険事業特別会計繰入金の確定による精算に伴い、剰余金を一般会計に返還するものでございます。

以上で、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の決算確定による剰余金を繰り越し、当該剰余金を令和5年度の大府後期高齢者医療広域連合負担金として加算するための補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,392万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金354万1,000円の増額でございます。これは、令和4年度の実質収支の黒字額354万1,000円を繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金354万1,000円の増額でございます。これは、令和4年分の保険料収納額のうち未精算であった分を、令和5年度予算で大府後期高齢者医療広域連合に支払うため増額するものでございます。

以上で、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第18 議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。
健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和4年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積立てや介護給付費等の精算額確定に伴うものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,488万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございまして、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございしますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 低所得者保険料軽減繰入金64万1,000円の増額につきましては、令和4年度の低所得者保険料軽減繰入金の精算額確定に伴い、一般会計から繰入れするものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金4,989万円の増額につきましては、令和4年度における実質収支黒字額を令和5年度に繰越したものでございます。

次に、歳出でございまして。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金1,284万9,000円の増額につきましては、令和4年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後黒字額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金の国・府支出金等返還金3,767万8,000円の増額につきましては、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び地域支援事業交付金を国・府に返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金4,000円の増額につきましては、令和4年度の一般会計が負担すべき事務費等の確定に伴い、超過繰入れ分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

（「12時19分」から「13時20分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19 議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程

第23 議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第24 議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括議題といたします。

本6件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君） それでは、議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたくご提案申し上げます。

なお、令和4年度各会計の決算書をはじめ、関係書類をあらかじめ配付してございますので、併せてご覧ください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入が減少した一方で歳出が増加しました。また、実質収支におきましては黒字決算となりました。

歳入総額ですが、177億1,844万5,650円となっており、前年度決算額に比べると4億8,749万3,711円減少しています。

次に、歳出総額ですが、175億6,853万3,891円となっており、前年度決算額と比べますと2億3,861万1,284円増加しています。

これら歳入歳出の差1億4,991万1,759円を令和5年度に繰り越すものですが、この繰越額には翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額6,075万円及び継続費繰越額1,327万3,000円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は7,588万8,759円の黒字となっております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は48億2,913万3,262円、歳出は47億7,376万4,319円で、歳入歳出の差引きは5,536万8,943円の黒字となり、これを令和5年度に繰越ししました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は8億590万243円、歳出は8億235万9,691円で、歳入歳出の差引きは354万552円の黒字となり、これを令和5年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は37億7,742万8,490円、歳出は37億2,753万8,907円で、歳入歳出の差引きは4,988万9,583円の黒字となり、これを令和5年度に繰り越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は2,285万7,080円、歳出は2,285万7,080円となり、歳入歳出とも同額となりました。

下水道事業会計につきましては、総収益は10億8,081万1,694円で総費用は10億4,337万8,396円となり、差引き3,743万3,298円の当年度純利益となり、この額にその他未処分利益剰余金変動額5,245万円を加えた8,988万3,298円が当年度未処分利益剰余金として計上されます。

続いて、令和4年度を振り返りますと、収束傾向と感染拡大を繰り返した新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰により、住民の日常生活や企業などの事業継続にとって困難な状況が続きました。

新型コロナウイルス感染症対策については、ひまわりバスの無償化による外出支援を継続しながら、医療・大学関係者の皆様のご協力により、円滑なワクチン接種などを進めることができました。

本年5月8日、感染症における位置づけが5類感染症に変更され、平時の社会経済活動が取り戻されつつありますが、いまだ感染者数は増減を繰り返しています。国内での感染が確認されて3年余り、医療従事者、高齢者施設や介護施設の職員などのエッセンシャルワーカーをはじめ現場でご尽力をいただいてきました関係者の皆様に、この場をお借りして改めて心から感謝申し上げます。

物価高騰対策については、住民生活を下支えし、町内事業者などの事業継続を支援するため、全

住民への1人5,000円分の地域振興券の配布、保育所や町立小・中学校における副食費、給食費の無償化、介護・障がい福祉サービス事業所も含め事業者向けの給付金事業を実施するなど、時期を逃さず迅速に対応してまいりました。このほか、後ほどご説明いたしますように、各分野できめ細かな施策を展開しながら計画的で効果的な行財政運営に努めたことにより、令和4年度一般会計決算は、財政調整基金をはじめとする主要基金からの繰入れを行わず、黒字決算を迎えることができました。

それでは、令和4年度に取り組んだ施策の成果について申し上げます。

最初に、住民協働・住民参画については、動物と共に暮らす楽しさ等を体感するイベントや、ペットの防災に関する啓発活動などを通じ、人とペットに優しいまちづくりを目指す「人とペットに優しい街、くまとりプロジェクト」、町内事業者のブランド力の向上、販路の拡大や地域活性化などを目的としたMarket Kumatori、子どもの居場所づくりなどを目的としたViento Kitchen（子ども食堂）の3つの新規事業を含め、9つの住民提案協働事業を実施しました。また、令和5年度の実施に向け、町内での新規就農希望者の育成と就農を目的とする新たな事業であるくまとり新規農業塾を含め、9つの協働事業を採択しました。

防災については、大規模災害を見据え、自助・共助の意識を高め、防災知識と行動力を身につけることを目的に、4,199人の住民の方にご参加をいただき、町内全地区で避難行動から避難所運営までを行う実践型の総合防災訓練を実施しました。また、地域住民の自助・共助を基本とする自主防災活動を推進するため、防災士フォローアップ研修を開催するとともに地区別自主防災マニュアルの作成支援に努めたところ、新たに6地区でマニュアルが作成されました。加えて、消防団訓練の実施や消防学校の教育訓練への参加により、地域の消防力の核となる消防団員の技術力向上に努めるとともに、消防団車両を2台更新し、消防力の強化を図りました。

土砂災害の未然防止の取組としては、土砂災害等における連携協力に関する協定書に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現地調査や住民向け宅地地盤相談会などを実施し、災害の未然防止対策に努めました。

このほかにも、地域住民の安全、生活環境の保全を図るとともに空き家の活用を促進するため、空き家等実態調査を実施しました。今後は、本調査結果を基礎資料として、空家等対策審議会において対応策を検討してまいります。

男女共同参画・多文化共生については、男女共同参画社会の実現に向け、本町の施策の基本的な方向とその推進方策を定めた熊取町第3次男女共同参画プランを作成しました。

子育てについては、令和4年4月1日に施行した子どもの権利に関する条例を当事者である子どもや子どもを取り巻く方々に広く理解してもらえるよう、講演会の開催や啓発リーフレットの作成等により、周知・啓発に努めました。

また、不妊治療費助成事業については、令和4年4月から保険適用となりましたが、町独自に保険適用の有無にかかわらず助成制度を継続するとともに、出産・子育て応援ギフト事業として妊娠届と出生届後に各5万円を給付する経済的支援を開始しました。加えて、産前産後ヘルパー派遣事業を新たに実施し、サポートの必要な家庭への妊娠期からの支援充実を図りました。

保育・幼児教育については、令和4年度から民営化した西保育園について、保護者、西保育園、町の三者懇談会を開催し、民営化後の保育内容について意見交換を行うとともに、運営に対する助言等の支援を行いました。

町立保育所については、保護者の負担軽減等を図るため、使用済み紙おむつの保育所での処分を新たに開始し、同様に処分を行う民間園に対しては補助を行いました。

また、安全で質の高い保育環境を整備するため、東保育所の大規模修繕工事を実施しました。長期休業期間限定学童保育については、中央小学校、北小学校に加え、新たに西小学校でも実施し、保護者の就労形態に応じた保育サービスの充実を図りました。

学校教育については、子どもを取り巻く様々な問題や教育に関する諸課題を多面的に支援するた

め、スクールソーシャルワーカーを1名増員するとともに、教育相談、カウンセラー、英語指導助手や学校図書館司書などの専門的人材を引き続き配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めました。

また、GIGAスクール構想を推進するため、全小学校に大型掲示装置（電子黒板）を整備するなど、教育ICT環境の充実を図りました。

加えて、コロナ禍における児童・生徒の日常の検温確認・集計ができる健康観察アプリを導入し、適正な管理と教職員の負担軽減に努めるとともに、学校図書館の蔵書検索システムを導入し、図書検索の迅速化と蔵書管理の効率化を図りました。

さらに、全小学校への生ごみ処理機の導入に加え献立作成システムを導入するとともに、各給食調理室に大型スポットクーラーを2台設置し、安全でおいしい学校給食の充実と労働環境の改善を図りました。

安全・安心で良好な教育環境を整備するための取組としては、北中学校及び南中学校に防犯カメラ録画機を設置するとともに、東小学校の大規模改造工事、南小学校のグラウンド改修工事、熊取中学校のトイレ洋式化改修工事などを実施しました。

生涯学習、文化・芸術については、人生100年時代の到来を見据え、生涯にわたり学び続け、活躍できる環境づくりに対応するため、熊取町第4次生涯学習推進計画改訂版を作成しました。

文化ホール、公民館整備事業については、詳細な整備内容を反映した実施設計を取りまとめるとともに、工事に着手する前には、長年住民の皆様にご利用いただいた施設でいま一度楽しんでいただくため、町民文化祭をはじめ、町内中学校合同音楽祭やお笑いライブなど、様々な催しを開催しました。

図書館については、来館が困難な方にも様々なジャンルの本を楽しんでいただけるよう、約3万3,000点の電子書籍を有する電子図書館を導入しました。

健康・長寿については、介護予防に取り組む住民運営の通いの場であるタピオステーションを新たに2か所立ち上げました。また、各地区のタピオステーションに薬剤師や管理栄養士などの専門職を派遣し、生活習慣病などの重症化を予防するための保健指導やフレイルチェック・相談を実施するなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しました。

運動・スポーツについては、ひまわりドームにおいてくまもりスポーツフェスティバルの開催など、指定管理者による様々なスポーツ教室の開催や各種競技団体による全国規模の大会が開催されるなど、スポーツの参加意欲を高める機会の創出に努めました。

高齢者福祉については、老人福祉センターを地域共生社会の拠点施設として有効活用するために、耐震補強工事などの実施設計を取りまとめました。また、運動指導などを通じて生活機能向上を図るふれあい元気教室については、要介護（要支援）の新規申請窓口受付時に、個々に応じたきめ細かな支援につなげるため、申請者の現状を把握するための窓口シートの導入や、2クール制から3クール制に拡充するなど、サービスの充実を図りました。加えて、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症に関する理解の深化やチームオレンジへの参画などの実際の支援活動につなげることなどを目的に、新たに認知症ステップアップ講座、認知症フォローアップ研修を開催しました。

障がい者福祉については、障害者手帳アプリ「ミライロID」を導入しました。これにより、スマートフォン画面に表示された手帳情報の提示によって、手帳現物を提示することなく町内施設において障がい者割引を受けていただけるようになりました。

地域福祉・社会保障については、地域共生社会の実現に向け、豊富な実務経験と専門知識を有するスーパーバイザーから事業の進め方などの助言をいただきながら、多機関の協働による包括的支援体制を構築するなど、令和6年度から本格実施する重層的支援体制整備事業への移行準備に取り組みました。また、子育て世帯がより安心して子育てができる環境を整えるため、子ども医療費の助成対象を15歳到達年度末から18歳到達年度末までへ大幅に拡充しました。

市街地整備については、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた熊取駅西整備事業を推進し、令和4年12月10日から新たな施設である熊取駅西交通広場、熊取駅東西自由通路の供用を開始しました。駅西側に新たに整備した広場とこれまでの東側を併せて、町の玄関口にふさわしい駅周辺のにぎわいを創出することを目標とし、まちづくりに取り組んでまいります。

道路・交通については、都市計画道路の整備促進として、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化や泉州山手線の事業化に係る要望活動を実施したほか、泉州山手線の整備促進のため令和2年度から貝塚市と合同で実施してきた七山北地区の地籍調査業務を完了させました。

町道については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点までの区間で1メートルの歩道から4.5メートルの自転車歩行者道に拡幅する工事を実施し、「歩行者・自転車が安全で安心して使えるみち」として整備しました。

持続可能でよりよい公共交通網の形成に向けた取組については、A I オンデマンド交通実証実験の結果や公共交通ワークショップでいただいたご意見等を踏まえ、住民、交通事業者などの多様な関係者で構成される熊取町公共交通会議において、地域公共交通計画の策定に向けた検討を行いました。

公園・自然環境については、令和元年度から取り組んでまいりました長池オアシス公園の水生植物体のボードウォーク、園路や遊具の更新と駐車場の整備工事が完了し、住宅街の中で自然に触れ合いながら、これまで以上に楽しんでいただける空間となりました。また、奥山雨山自然公園については、老朽化が進んでいた西ハイキングコースの階段について、一段一段しっかりと踏み締めて安全に登ることができるよう整備を行いました。

下水道事業については、小垣内、大宮、久保地区において公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率が83.8%となりました。また、ストックマネジメント計画に基づき、幹線管渠等において点検調査を実施しました。

循環型社会については、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に資する取組を推進するため、マイボトル用給水器をひまわりドーム、永楽ゆめの森公園及び小学校に設置しました。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住民、事業者、外部有識者などの多様な関係者で構成される熊取町脱炭素住民会議において議論を重ね、地域総がかりで本町の再生可能エネルギーを導入していく方針や、行政・住民・事業者の各主体が取り組むべき具体的な方策などを示す熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を作成しました。同計画では、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2013年度を基準年度とし、2030年度までに温室効果ガス排出量を59%削減することを中期目標としております。本町ではこれまでも、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）をはじめ、熊取町エコプロジェクトとしてプラスチックごみや食品ロス削減に向けた取組を推進しており、町全体では、排出量が推計できる直近年度の2019年度時点で25.7%減少しております。今後も、同戦略計画の作成をきっかけに、地域全体でカーボンニュートラルの実現に向けた取組をさらに推進してまいります。

商工・サービス業については、産業活性化を図るため、令和4年度から新たなメニューで運用を開始した産業活性化基金事業補助金を活用し、創業支援や熊取ブランド創造のための商品化促進支援など新たなチャレンジの支援に努めたところ、熊取駅周辺における3件の創業などにつながりました。

観光・交流については、にぎわい創出や交流人口の増加を図るため、和田山Berry Park第1農園、第2農園のユニバーサルデザイン化や排水改良を行うとともに、ブルーベリー狩り体験事業を引き続き支援しました。また、熊取町駅前観光案内所（駅下にぎわい館）については、これまでも熊取町ブランド認定品「くまとりやもん♪」などの販売や手荷物の一時預かりなど利用者の利便性の向上を図ってきたところですが、運営団体であるくまとりにぎわい観光協会と連携し、新たに「くまとりやもん♪」などの販売のためのECサイトを開設しました。

行財政運営については、健全で持続可能な行財政運営の実現に向け、住民代表や学識経験者で構

成する行政改革審議会における活発な審議等を経て、改革の目標や主要な改革項目等を示す第4次行財政構造改革プランと、具体的な取組内容と目標効果額の概略などを示すアクションプログラムを作成しました。自主財源の確保に向けた取組としては、くまとりふるさと応援寄附において魅力的な返礼品の企画や新たなポータルサイトの導入等に取り組んだ結果、12億7,000万円の寄附を頂くことができました。

スマートシティ化の取組としては、熊取町スマートシティ構想において、令和4年・5年度は蓄積された先行事例を本町で横展開する第2フェーズと位置づけており、令和4年度は、各施策分野で申し上げた取組に加え、マイナポータルからマイナンバーカードを用いた子育て・介護・罹災証明書発行の全27手続のオンライン化、転入・転出ワンストップサービスの開始、住民票、印鑑登録証明書や課税証明書など主な証明書の交付において、窓口で手数料を支払う際のキャッシュレス化を開始しました。

また、ペーパーレス、業務効率化や職員間のコミュニケーションの円滑化を図るため、文書管理・電子決裁システムとチャットツールを導入しました。効果の一例を申し上げますと、文書管理・電子決裁システム導入後の令和5年1月から3月までのコピー用紙使用料を前年の同期間に比べ14.5%を削減することができました。

これらの取組と併せて、令和5年度に向け、全庁的に先行事例の調査研究を進め、スマートシティ熊取プロジェクトチームで共有・検討を行ったことにより、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金において府内トップの5事業を採択いただくなど、財源確保に努めながら住民の利便性の向上につながる取組をさらに推進することができました。

転入・定住促進については、人口減少社会が進む中、令和4年の30歳から39歳の社会増減数が42人増加となりました。これは、とりわけ子育て・教育のまちとして、先ほど申し上げた取組をはじめ、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援や安心して子どもを産み育てられる環境づくりと一体的に教育内容の充実、教育環境の整備を推進してきた結果、多くの子育て世帯の方に本町を選んでいただくことができたものと考えております。

情報の公開、シティプロモーションについては、正確、迅速な情報発信を基本としながら、専門事業者との連携による戦略的な情報発信を行いました。具体的には、既存の公式LINEやフェイスブックに加え、新たに公式ユーチューブチャンネル、インスタグラムアカウントを開設するなど、他情報発信媒体の特性を生かし、発信する情報の内容や情報の受け手に応じた効果的な情報発信を行いました。

多種多様な連携については、民間企業等との連携による持続可能なまちづくりに資する取組を推進するため、一元的な窓口機能を有する公民連携デスクを設置し、こんにちは赤ちゃん訪問事業や住民向けの講座など、令和5年度からの具体的な公民連携事業の実施につなげることができました。

以上、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にご説明しました町政運営方針を基本に、社会情勢の変化を的確に見極めた施策を展開しながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めてまいりました。

今後におきましても、第4次行財政構造改革プランに基づき、改革の手綱を緩めず、住民の皆様と積極的に対話を行うとともに、民間企業や多様な関係機関等と連携しながら、安全・安心なまちづくりを基本に、地域共生社会の実現に向けた取組、子育て支援やカーボンニュートラルの実現に向けた取組など、きめ細かな施策を展開してまいります。

これらを通じて、自然に恵まれた豊かな住環境の中で子どもから若者、高齢者まで元気で生き生きと長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進し、第4次総合計画に掲げる将来像である「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」の実現につなげてまいります。

別に配付しております主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況などについて、第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどご覧

ください。

引き続き、議員各位をはじめ住民の皆様、関係機関の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、令和4年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、自由民主を代表して、矢野議員。

8番（矢野正憲君）それでは、議長よりお許しが出ましたので、会派自由民主を代表し質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目のテーマは小学校・中学校のいじめの実態についてであります。

熊取町いじめ防止基本方針の初めにも記載をされておりますが、「子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑化になり深刻化する傾向にあります」、このように記載がされております。

まず1点目、いじめの認知件数について、直近3年間と令和5年8月末までのいじめの状況について、各学年別の実態件数を説明してください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ただいまのご質問にご答弁させていただく前に、資料の配付につきまして、本来であれば事前にタブレットのほうへ上げさせていただかなければならないところ、お手元に直前の配付となり、誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

それでは、矢野議員の小・中学校のいじめの実態についてのご質問の1つ目、直近3年間と令和5年8月末までの各学年別いじめの認知件数についてお答えいたします。

お手元に、いじめの認知件数、学年別推移の資料を配付させていただきました。この資料に記載する内容に関し若干ご説明させていただきます。

令和2年度から令和4年度の3年間の各学年別のいじめの認知件数となっております。令和5年度分につきましては、現在解消に向け取組を継続中のものもあり、個別の事案が特定される懸念もございますので、お示しは控えさせていただいております。また、しっかりと確定した値というのでも調査している最中で、出にくい部分もございます、そういった形でご対応させていただいているところ、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）ありがとうございます。

いじめの認知件数というのが、これが全てではないんでしょうけれども、この見方というのは理事、例えば令和2年の5年生が8件あって、6年生になるということで令和3年度で13件になって、中1になったら令和4年度も17件というふうな形になっていきますけれども、やはり学年といじめの件数の多さというのは相関関係ってあるんですか。その辺どういうふうな分析をされているんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学年が上がるにつれどうなのかといったような状況について、様々なデータがいろんなところでお示しされている部分がございます。

中には、中学校1年、2年、3年と小学校から中学校3年まで見たときに、やはり中学校3年になれば年が上がれば上がるほど増えてくる、高校生になれば減ってくるといったような実際の報告もございます。また、中学校2年、3年生あたりになってくると、子どもたち自身も成長し大人に近づいていくという中でやはり仲間関係のことをしっかり考えるようになり、減ってくる状況にあるというふうなこともございます。

ただ、今ここで見ていただきました例えば小学校5年から中1、年度別に見ていただくと若干増

加傾向にありますけれども、これに関しましては、継続して同じ子がいじめを受けたとかいじめをしたというような形で推移しているものではございませんので、その都度その都度取組をし、解決していったというふうなこともございますので、その辺の相関関係といいますか、学年が増えるにつれどうかということは、なかなか必ずこうですということをお伝えしにくい部分があるのかなというふうに思っている状況でございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 学年学年によって変わってくるというふうなことなんでしょうけれど、僕、これさっき頂いてちょっとびっくりしたのが、小学校2年とか3年もそれなりの件数、あるんですよ。僕は、例えば小学校の4年生ぐらいから徐々に増えていって、中1というのが中1ギャップという言葉があるんで、その辺でピークを迎えて、中2、中3となって大分緩やかになるのかなというふうに想像しよったんですが、そういうふうなことも言えるんでしょうけれども、今もらっているやつで見たら小学校の低学年の2年とか3年で多いというふうなことになっていますよね。この辺はどういうふうな捉え方をされているんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） まず最初に、いじめの定義が変更されたということも非常に大きいかんと思っています。従前は、いじめに関してはやはり継続的に特定の者が嫌な思いをさせられているというふうな形で定義されていたんですが、今現在の定義は、例えば1回でも友達からたたかれてしまった、たたかれた子がすごく嫌だと思った、そうなるそれはいじめ1件というふうにカウントすることになっています。ですから低学年の場合、ちょっとお互いにじゃれ合っていて、たたいてしまって痛かったんや、いじめられたんだというふうなことを子ども自身がそこを認識すると、こちらがいじめということでカウントし、当然ながら、いじめだから、あるいはそうじゃないからではないですけど、そういった子どものトラブルに対して対応しているというふうなことになっておりますので、やはり1年生、2年生あたりでも若干数、数字が上がってきていると。だから、過去のような陰湿な継続されたものでないものもいじめとしてカウントするという形になっていきますので、こういった数値が上がってくるということでございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） いろいろな形で法律とかもできたので、そういうふうな中での認知件数を実態調査したら、やはり2年生、3年生の子らでも、理事がおっしゃるような形で正直な回答で返ってくるというふうな形で増えてしまうような傾向があるというふうな形で理解したらいいんですよね。分かりました。

理事、続いてなんです。中学校1年生ですよ。小学校6年生で卒業をされて、新たな生活が中1から始まるわけですよ。中1ギャップとかという言葉があるんですけども、友達が、小学校が5つあって中学校が3つですから、集まってくる度合いも変わってくるじゃないですか。そういうふうな生活環境が変わる中であって、やはり中学校の1年生というのはいじめの件数も多かったりとか、それに付随したような不登校ですよ。そういった数もやっぱり増えるような傾向にあるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、議員からございましたように、熊取町内の校区を見ていただいても複数の小学校から1つの中学校へ進学してくるというふうな状況がございます。当然ながら、年度当初についてはいろんな学校の子どもたちが集まりますので、最初は同じ学校の仲よしで集まっています。ただ、そのうちに他校とも仲よくなりますが、当然ながら他校間でなかなか知らない者同士のトラブルというのも実際起こることはございます。ただ、だからといって必ずしも、この数値を見れば数が若干増えているようには見えるんですけども、それによっていじめが中1で増えているというふうな認識は、現場では特には持っていないという状況です。ただし、幾つかの学校が集まってまいりますので、そのあたり仲間づくりをしっかりしていこうというふうな形で

学校のほう、教職員はしっかりと取り組んでいるというのがございます。

それから、今不登校の中1のギャップのお話もいただいたんですけども、過去何年間か見てみますと、熊取町の場合、1年上がってすぐではなくて、1年生しばらく過ごして、2年生あたりから若干やっぱり学校に来られなくなるというふうな子の数もあるというふうな現状でございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。いろんなケースがあるというふうなことなんですよ、恐らくね。

今回僕、この9月の会派代表者質問をするに当たっていじめの問題を取り上げているんですが、長期休みの直後は児童・生徒にとって非常に生活環境が変わるんで、新聞等を読んでいると、実はこの8月の末から9月の頭、ちょうどまさに今ですよ。ここの期間に統計を取っていると、自ら命を絶つというような数が一番多いのがちょうどこの8月の末から9月の頭だというふうなことを書かれていたりとか、新聞報道されたりとかしているんですが、やはりその辺の相関関係とかもあるんですか。時期、長期休みの明けにいじめが増えるとか、先ほど言うたような不登校になるとか自ら命を絶つというような、そういった相関関係ってやはりあるんですかね。その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 不登校等に関してですと、長期休業になるまで例えば頑張って登校していたと。なかなか本当は学校に足が向きにくい部分もあったけれど、頑張って登校していたんだ。しかし、長期休業になって家庭での生活を過ごしていく中で、新学期が始まるとやっぱりもう家庭での生活というところに慣れてしまっただけというのか、しばらく学校に行っていない状況の中でちょっと学校に足が向きにくくなってしまったというふうな事案も実際にはございます。

ただ、いじめに関しては、ご質問の中にもあるんですが、いじめの対応というのは様々でして、例えば最近増えているのがSNSに関するいじめです。これは、学校で子どもたちが顔を合わせながら起こるものではなくて、いわゆる自宅で持っているスマホであるとか携帯電話でやり取りがなされるということもあって、ただ、これは夏休みだからというふうなことではないんですけども、ただ、長期休業の間にも実際にそういったトラブルが起こるということもあります。ただ、そういった際には必ず学校のほうにも連絡してくださいと、悩みがあったら伝えてくださいということで、当然夏季休業中でも教職員はしっかりと対応していきたいと思っています。

このいじめの数が夏休み後に増えているかということ、そんなに顕著に夏休み明け、増加しているというふうなことは、あまり今までにはあったように思っていません。ただ、自殺の件数がどうなのかということについては、それについては細かいところまではなかなかちょっと私どもも把握できていない部分はございますが、ただ、統計的に見てみますと、やはり長期休業明け等の自殺についての報道等もされておるといふような状況もございますので、それを考えてみますと、長期休業中あるいは長期休業に入る前も含めて子どもたちとどう関わりながらケアしていくかというふうなところ。当然、家庭のお力も借りながら、あるいは地域のお力も借りながら子どもにどう接していくかというふうなことも考えていくことは、当然ながら必要ではないのかなというふうなことでございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） ありがとうございます。

1980年ぐらいから統計を出されている厚生労働省の資料によると、8月の終わりから9月の末までにやはり自ら命を絶たれる児童・生徒が多いというような統計は出ているようです。去年の2022年の同じような時期というのが550人ぐらい、過去最高ぐらいの児童・生徒が自ら命を絶っておるといふようなことなので、だからそういった意味ではこの時期、やはり注意というのが必要になるだろうなというふうなことを思いながら、9月議会なんで、ちょうどいいテーマかなと思って取り上げているところなんです。

そういったことがある中で、ちょうど中学校・小学校が始まって2週間ですよ。学校において

そういうふうな厚生労働省の統計の中で自殺が多いというふうなことが出ていますけれども、それについての配慮とかというのは学校ではどうしているんですかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学校によって様々な取組をしておりますけれども、例えば、年度が始まってすぐに教育相談を行うと。この教育相談は何かと申しますと、担任が子ども一人一人と面談する時間をしっかりとつくって話をします。あるいは嫌なこと調査であるとか悩み調査みたいな形でアンケートといたしますか、子どもに何かしんどいことはないの、何か今つらいことはないのというふうなことで、そのペーパーを集めて、それを基に教育相談というのを実際に行うんです。その中に上がってきた子どもの悩みに対して、当然、学校が対応する場合もあれば、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやカウンセラー、当然保護者の方にも子どもの理解を得てですけどもご相談をしながら、その問題に向き合っていくというふうなことで取り組んでおるという状況です。

ですから、議員から今ご指摘ありましたように、長期休業明けの子どもの様子、やっぱり変化のある子も実際におりますので、そういった形でしっかりと子ども一人一人を見ながら、今ありました自殺といったようなことは絶対にあってはならないと考えておりますので、そういったところを含めて丁寧に対応しておるという状況でございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）私も理事の教え子でもあるんで、いろいろな対応をされてきたというのもよく分かっているつもりでもあります。そういった意味では心配はしてはいないんですが、やはり社会の情勢がいろいろと変わってきていますから、そういった意味では昔のようないじめでというふうなことではなく、理事の答弁にもあったけれど、SNSで見つけにくいようなところも出てきているというふうな話なんですけれども。

2点目に移るんですが、いじめというのはなかなか見えにくいですよ。大人にとって見えにくいところで行われたりとかしているわけでしょう。さっきのネットのいじめなんかで言うたら子どもたちの世界の中でやっているわけなんですけれども、2点目のいじめの発見のきっかけですよ。それはどういったところからいじめというのが分かってくるんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のご質問、いじめ発見のきっかけについてご答弁申し上げます。

いじめの発見につきましては、学校の教職員が声をかけたり、見かけたりし発見したものや、アンケート調査などの学校調査の中から発見したものもあります。また、本人や保護者からの訴えにより発見されたもの、他の児童・生徒からの情報等により発見したものと様々なきっかけで発見に至り、指導・支援につなげているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）5つか6つぐらい今、理事に上げていただきましたけれど、いじめとして発見できるというのはやっぱり学級の先生が一番見つけやすいというような形なんですかね。その辺を教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本は、学校で生活する時間というのは子どもは非常に長いので、やっぱり教職員が発見をするというふうなことが多くなっています。ただ、なかなかそれを表に出せない子どもも実際にいますので、ですからそういったことを考えると、いじめに対して調査をしましょうとかアンケートをしましょうということ以外にも、各教職員がやっぱり子どもが相談しやすい学校の雰囲気づくりであるとか、この先生に相談したらしっかり話を聞いてくれるねんといったような教職員であるべき。だからこそスクールソーシャルワーカーと相談できる人員を配置させていただいているという状況もございますので、そういったこちらから積極的にいじめ

に対して認知していこうという姿勢と、何かあったときにしっかりと相談しやすい雰囲気づくり、こういったものをつくっていくことが大事かなというふうに考えています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） そういった意味では、教職の先生だけじゃなくてスクールソーシャルワーカー、今もう全校配置なんですかね。令和4年度のを見ていると中学校は北中だけであって、令和5年度からはもう全てというふうな形になっているんで、それが相談しやすい体制の一つだとは思いますが、やはり全校にスクールソーシャルワーカーを配置できなかったときと、今は配置できているわけですよね。全然対応というのは変わってきているんですか。その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今まで配置させていただいていた、やはり全校ではなかったもので、その年々によってこの学校をこういった課題に対応してほしいということで、目的意識を持って配置はさせていただいていました。

ただ、やはり配置されていない学校はじゃどうしていたのか。当然ながら、ちょっとスクールソーシャルワーカー、専門的な視点でご助言いただきたいんですと言えば、他の学校へ行かせていただくことも実際にごさいました。でも現実問題は、そういったソーシャルワーカーの仕事も含めて教職員がやはり担っていた部分も実際ございますので、今、全校に配置することによって、それぞれの学校にそれぞれの専門家がいてというふうなことは、やはり子どもにとっても、また保護者にとっても、さらに教職員にとっても非常にありがたいこと、特に、子どものそういった課題を発見し対応できるという点では本当に有効に活用させていただいているというふうに考えています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） そしたら、全校配置になって有効に活用できていると、それとともに相談しやすい体制にもなってきているというふうに理解すればいいんですね。分かりました。

あと、いじめられている被害者の児童・生徒本人から、また、その保護者からというような話というのはなかなか難しいのかなと思うんですよね。本人がいじめられているというふうなことをまず親には言わないだろうし、仲間にも隠すだろうしというふうな中で、何かいろいろ聞いているとアンケート調査等がそういうふうな効果を発揮するというふうなことも聞いているんですが、その辺についてはどうなんですかね。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 教職員等が子どもの様子だけを見てどうだ、大丈夫なのかという判断というのは、なかなかできない部分があります。子どもが自分から言葉でしんどいねんと言ってくれたらすぐに対応もできるんですけども、なかなかそれを口に出して言えない児童・生徒が実際にいます。ですから、何とかペーパーにでもええから書いてねというふうなことで対応することによって、詳しいことは書かなくても、先生に相談したいですとか話がしたいですといったようなことを書く子も中にはいるんです。そういった場合には当然、その子にしっかりと関わっていきながら、どうしたことなのというような対応ができるので、本当に学校は、どの方法云々ではなくて、子どものしんどさをどう発見できるか、子どもが今どんな思いで生活をしているかということにやっぱり常に注意しながら、こういった取組をしていかなければならないのかなと。

ですから、子どもの様子とアンケートと、やっぱり友達の関係と、いろんなところから子どもの今の、この子悩んでるんじゃないかなというところも見えるところがありますので、そういったところも含めてしっかりとやっていかなければならないというふうに感じているところです。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） アンケート調査をいろいろ読んでみると、効果があるよというふうなことを書かれておるんですが、それはどれぐらいの頻度でアンケート調査をされるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） アンケート調査、実際に書いてするのは、基本的には各学期

に2回程度。そやけど、その合間合間に関しては、例えば必要に応じてやる場合があります。例えば、ちょっと子どもの状況が気になるな、でも個別になかなか聞きにくいよねといった場合には、もう全体に学年にばーんと網をかけて1回調査を取ってみようかというようなことで、定期的なものと同機応変に、本当はあるターゲットのこの子の様子が気になるから知りたいというところを、やっぱり個人でいくとなかなか言いにくいので全体に網をかけてやってみるとか、そういう工夫をしながら取り組んでおりますので、回数は、各学校、学期に2回程度だというふうに考えていただければ。あと、同機応変にやっています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 1学期に2回、2学期に2回、3学期に2回と。あとはもう先生方が気になったときに同機応変にやっているというふうな形ですね。その中で、やはりいじめられているというような、そういったものが引っかかるというふうな形で考えていいんですかね。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） それはそんなに考えていけばいいと思うし、例えば、乱暴な字で、ないと書くような子もいてるんですよ。その乱暴な字で、ないとこののをどう読み取るかなんです。この子、もしかしたら言いたければいいと言えなくて、ないと、その気持ちが文字に表れていたりするので、そういったところも読み取るように努力はしています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 教師のやはり経験が物を言ったりだとかするのかなと理事のお話を聞きながら思ったんですが、それはベテランの先生であればそういった形でできるんでしょうけれども、そういうふうなベテランの先生ばかりじゃないですよ。10年選手ばかりじゃないんで、やはり新しい先生であるとか若い先生であるとかというふうな形でいろいろあるじゃないですか。その辺は、教師に対する研修であるとか教師間のそういうコミュニケーションとかというのが必要になってきますよね。もう技術の伝達みたいなものでしょう、今、理事がおっしゃっているようなやつなんて。その辺はどうされているんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 例えば、今アンケートをどう読み取るかというところですけども、各学校には生徒指導担当の教職員がいます。大体こういった者は何かが起こったときに全体の采配をする者ですので、しっかりと経験も積んだ者がやっています。

そしたら、例えば各クラスで行ったアンケートの結果は担任だけが見るんじゃないんです。全部集めて、その生徒指導担当者ももう一回見ます。だから、担任だけが1人で見てそれを理解するんじゃないで、みんなで共通理解をするということなので、場合によっては何か記述もない子、この子は大丈夫だなという子以外の記述している子のペーパーを全て増し刷りしてみんなで共有します。この子が今こういう思いをしている。特に小と中で見てみますと、中学校なんていうのは教科担任制なので、いろんな先生がその教室へ行くんですよ。ほんたら、全部の先生が知っていたら、その都度その都度子どもの状態を見ることができます。だから、1人の教師が見る云々ではなくて、やはり複数の教師の目で見られるよう配慮、工夫はしているという状況です。

研修に関しては、やっぱり生徒指導の研修というのを実際に行っていますので、そこについても、なかなか経験とそういった研修というのはやっぱり積んでいかないとなかなか力にならない部分になるので、その代わりに経験のある者がいない者をフォローする形、体制づくりをしているという状況です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） アンケート用紙はそういうふうな形ですよ。このアンケートというのは、理事、生徒の名前を書かすんですか、無記名、それはどないなっているんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） そこが非常に難しいところで、名前は書かせています。ただ、

無記名でやると書きやすいというのもあるんですよ。だから、名前を書いたらもう書かないけれど無記名でしたら書く子もいてるので、だから無記名でやったことも実際あるんですけども、大体筆跡を見ればこの子なのかなという見当はつくんだけど、なかなかピンポイントで分かりにくいので、だからそれぞれにメリットがあるんですよ。記名ですればその子が分かる、無記名であれば、何となく分かるけれどその子かどうなのかということも分かりにくい。ただ、無記名でやるということも実際ありますし、記名ですることもあるというふうにご理解いただけたらと。その時々でやっぱり判断する必要があると思っています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。アンケートについてはよく分かりました。

あと、ほかの児童からの情報というのも今答弁の中にありましたけれど、これは、やはり先生たちがおらないところでいじめを受けているという者があまりにも目に余るんで、先生あの子いじめられてるよ、こういうふうなことになってるよというようなことを教えてくれるというような、そんな形なんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 原則、基本はそんな感じです。

ただ、言ってくれる子たちの中には、私たちが言ったと言わないでねということまで話をしに来てくれる子もいてるんです。だから、そういった場合には絶対にそれを言ってくれた子を守らなければならない。ただ一方で、それを言われた子は誰がそんなことを言ってたんだというようなことも実際に言うこともよくありますので、ただ、そこはやっぱり情報をくれた子をしっかり守るという意味でどうアプローチしていくのか、この件はええんやろうというのはやっぱりかなり悩んで考えて、一番最善の方法を選んでやっているというのが状況です。

大体、こんなことがあったよというのをこっそり言いに来てくれるというのが一般的です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。

いずれにしても、いじめのきっかけというのは何個かあって、その複合的な形で把握をするようなことに努めているというふうなことなんですよ。それはよく分かりました。

そしたら、次にいじめの内容ですよ。あとはいじめに対する対応策ですよ。この辺、理事、どういうふうな形でされているんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、対応策までお話しいただいたので、これは2つのご質問一緒と考えていいんですか。

（「そうですね」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 3つ目と4つ目ということでご答弁させていただきます。

それでは、まず3つ目の具体的ないじめの内容と重大事態の有無についてご答弁申し上げます。

いじめの内容につきましては、冷やかしかからかい、悪口などを言われるや、仲間外れや無視をされる、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるなどの行為、また、ぶつかられたりたたかれたりするなどの暴力行為、金品等を取られたり壊されたりするなどの行為が発生しております。

重大事態につきましては、生命、心身または財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と定義されています。本町では、重大事態と認知し対応を進めたケースはございませんが、発生した事案につきましては全て重大な事案として捉え、対応を進めているところです。

続きまして、4つ目の対応についてでございます。

各校では、学校いじめ防止基本方針に沿って、子どもたちの人権意識を育むなどの未然防止に努め、小さな変化を見逃さないことや教職員間の情報を共有し迅速に対応するなど、早期発見に努めているところです。実際にいじめと認知した際には、事実関係を確認し、被害者のケアと安全確保

を行い、加害児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを示しながら粘り強く指導しているところでございます。また、集団生活の課題として捉えられるよう取組を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） ありがとうございます。

一番最初にいじめの認知件数で表で頂きましたけれど、この中で理事、どういったことが一番いじめで多いんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 基本的には、よくある嫌なことを言われるとか悪口を言われるといったような案件というのがやっぱり多いです。その中で例えば仲間外れという子が複合的に入ってきてしまったりであるとか、ちょっとぶつけられてしまった、嫌な思いをしたというような形で、ですから、単体で起こっている場合と幾つかのものが複合的に起こっているというようなことも実際にあるという状況でございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） 単体で起こっているのと複合的というのは、それはグループでもいじめられているという、そういうふうなことですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今申し上げましたのは、申し訳ございません、ちょっとご答弁の仕方がよくなかったかもしれません。

例えば、悪口を言われることと同時に仲間外れになってしまうといったような感じで、いわゆる1つの現象ではなく、やっぱり幾つか、こんな嫌なこともあり、こんな嫌なことがあったというような形で子どもたちから訴えがあるというようなことがあるということでございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） スマホでの誹謗中傷というのも答弁の中にありましたけれど、これって大人にとっただら見えない世界でされているわけですよね。ここはどういうふうな発見、やっぱり先ほどのあれですか。友達が言うてくれるとかそういうふうな感じなんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今おっしゃられましたように、スマホ等でのSNSのものというのはなかなか見えないものなので、発見しにくいというのは実際にあります。

今まで発見のきっかけというのは、例えば本人が言いに来てくれること、あるいは保護者の方が、実際子どもには言わんといてと言われてるけど、こんなことがあったんやというふうなことで報告をいただくこと、また友達が、例えばSNS上に拡散されている何か情報があったら、先生こんな載っていたよというのを言いに来てくれたりすることも実際にあります。そういった状況で発見、だからなかなか被害者自身もこんなんで嫌やったということは言ってくれますが、やっぱり周りから声かけてもらうこともあります。ただ、なかなか地下へ潜ってしまったというか、見えにくい部分であるのは、これは間違いございません。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） それは、デジタルリテラシーでしたか、そういうふうな形でもやってはるというふうに聞いてはおるんですけども、あとは重大事態ですよ。例えば、それは軽傷で済んだけれども自殺を企図したとか、そういうふうなことになるわけでしょう。蹴られて大けがしたとかというのが重大事態というふうなことなんですけれども、そういったことは今のところは起こっていないんですか、そういう答弁でしたけど。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 当然、たたかれてけがをしたといったようなことというのは

実際起こったりはしていますが、ここに言う定義されている重大事態というふうな形で認知するというふうなことは、今までにはなかったというふうなことでございます。

ただ、重大な事案として我々は常に取り組んでいるというふうにご理解いただければというふうに思っています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） 重大事態が起こったときの対応というのはどうされるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 重大事態が起こったときには、すぐに委員会を立ち上げて、まずは再調査を行うというふうな形で進めていくことになろうかと思っています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） それは、もう有無を言わず再調査をするんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 重大事態の場合は、学校あるいは教育委員会、ここがまず最初にもう一度しっかりと調査を行うというふうなことでございます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） 分かりました。

あと、いろいろと読んでみると首長による再調査というのものもあるわけですね。公平性や中立性を担保して第三者委員会を立ち上げてというふうに書いてはありますが、こういったことというのはやはり首長が必要に応じたらやるというふうな形になっているんですか。それは首長の判断をやっぱり尊重するというふうな形になっているんですか。その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 第三者委員会と申しますのは、今申し上げた重大事態であるというふうになりました、訴えがあつて再調査を行いました、当然その再調査した結果を保護者にお伝えします。でも、保護者のほうはそれに対して納得をしないと。これは納得しないのでということで次にいくのがいわゆる第三者委員会というふうな形になりますので、当然ながら保護者からの要請があつて、こういった形で今要請がございましてということで立ち上げていくというふうなことになろうかというふうに思っています。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） 分かりました。

ここが、例えばテレビとか見ていると教育長がテレビの前でしゃべったりとかというふうなシーンになってくるのかなと思ったりするんです。その中で、しゃべっていることが何か日本語じゃないようなことを言うたりもしていますよね。もう言い訳じみたことを言うたりだとか、よく伝わってこないというふうなことになっているんですけれども、熊取町の場合は、そういうふうなことがあれば、被害者のご両親とかが再調査してくれというふうなことを望むのであれば、それはもう必ずするというようなスタンスになっているんですか、もう一度。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） していくというスタンスで取組を進めております。

何よりも、いじめられている子どもの気持ち、これをやっぱり尊重した形で対応はしっかりしていかなければならないというふうに認識しております。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8 番（矢野正憲君） 分かりました。その点については、熊取町の中ではそういうふうな事態はまだ起こっていないけれども、起こったときにはどうするんやというのはそういうことですね。分かりました。了解しました。

それでは次、5 点目ですね。対応によっていじめは解消しているんですかというふうな質問なんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、5つ目のご質問、対応によっていじめは解消しているのかについてご答弁申し上げます。

いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為がやんでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている必要があります。

教職員は、目安となる3か月を経過するまで、被害・加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断しております。行為がやんでいない場合などは、改めて相当の期間を設定して状況を注視し、事案ごとに解消に向けて取組を進め、そしてその結果、解消としている状況でございます。

今後も、児童・生徒が安全・安心な生活を送ることができるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かるんですが、例えば、具体的に言いますね。

表を頂きましたんで、令和3年中1、20件のいじめの認知件数ですよ。それが中2になって令和4年度になると17になっているわけですよ。3つが減っているという形で、新たないじめが発生したりとかしているんだとは思いますが、さっき言うた令和3年中1の20といういじめ件数というのは大体解消されるんですか。その辺どうなんですかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本的に、多くは解消されていきます。ただし、年度をまたいで表立った嫌がらせはないけれども、やっぱり子どもの様子が心配だなというようなところはまだ解消とせず、次年度まで当然引き継いでやっていくというふうなことを考えております。

ですから、多くは解消していきますけれども、なかなか解消せずに次年度までしっかりと見ていくと、あるいは指導していくということも実際にはございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）解消するケースもあれば次年度に持ち越すという、要はそれは解消に向けて取組をやっているというような進行形なんですよ。それは、解消するのとそういった取組をまだしないといけないというのを、さっきの20件であれば大体どれぐらいの比率になるんですか。それはもう全然難しいんかもしれませんが、その辺ちょっと教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）すみません。解消したということを決定的に決めていくところで、実際ちょっと20中どれだけかというのを今ちょっと手元には資料はないんですけども、大方と申し上げましたのは、数件がやはり継続で残っていくというふうにご理解いただけたらいいかなというふうに思っています。これは、実際に現場で対応している中で当然自分自身も子どものこういったいじめの状況について対応してきたというふうなことも実際ございますので、その中で、そのような形で推移しているというふうにご理解いただければ。

大体のケースは、事が起こったら子ども、保護者、そしてお互いに謝罪し、保護者の方々もご理解いただき、ごめんなさいねということで仲よくやって元に戻っていくというのが大体一般的な傾向ではあります。そのようにご理解ください。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。おおむね大多数は解消するというふうな形ですね。了解です。

いじめの認知件数、実態については、いろいろな形で教えていただいた中で安心をするようなところもあったと思います。教育委員会や教職の先生方にはいろいろとご苦勞をかけるんですが、やはり子どもたち、地域の宝であったりとか国の未来でもあったりしますので、特に8月の終わりから9月の頭というのはさっき言うたような傾向にもあるというふうに聞いていますので、くれぐれ

も注意を払っていただいて対応していただければなというふうに思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次のテーマに移ります。

転入・定住促進についてでございます。

人口減少社会の中、令和4年度の30歳から39歳の社会増減の数が42人増加をしてございます。3世帯の近居支援や社宅誘致支援だけではなく、子ども医療費助成の18歳までの拡充、妊娠届と出産後に5万円を給付したり経済的支援を開始したりと、自主財源の確保のために生産年齢人口の増加につながる施策を推進しているというふうなことは、先ほども町長からありましたので理解をしておるんですが、ただ、スクールソーシャルワーカーの全校配置、これはもう既にやっておるということになるんですが、長期休業の限定学童保育の運営拡充など、まだやれることというのはもう少しあるのかなというふうに思っておるんですが、この辺についてはどのようにお考えでありましようか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、矢野議員の転入・定住促進についてのご質問のうち、スクールソーシャルワーカーの全校配置についてお答えいたします。

これまでも、町立小・中学校におきましては児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう取組を進めてきました。

なお、相談体制の充実に向け、これまでもスクールソーシャルワーカーの配置に努めてまいりましたが、令和5年度は当初より全小・中学校に計8名を配置しております。児童・生徒との触れ合い活動を通して悩みの相談を受けたり、保護者や教職員からの相談に福祉的な視点から対応したりしているところです。

令和4年度、スクールソーシャルワーカーによる支援人数、この支援というのは、深刻な相談だけではなくて、子どもと立ち話して話をしたよとかいうことも全て入れますと、延べ1万3,581人になります。

今後も、複雑化する事案対応に向け、個々のスキルアップにつながる研修等を実施し、相談体制の充実を図り、安心・安全な学校となるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、続けて答弁させていただきます。

それでは第2点目、転入・定住促進についてのうち、長期休業限定学童保育所の運営拡充についてお答えします。

まず、長期休業限定学童保育所は、待機児童対策として令和2年度から開始しましたが、コロナ禍のために東小学校1か所での最初は開設にとどまりました。令和3年度からは、東小学校が令和5年度まで大規模修繕工事で教室を使用できないということから、中央小学校と北小学校の2か所で開設をしました。さらに、令和4年度は夏休みから新たに西小学校でも開設し、3か所体制としたところでございます。

しかしながら、令和5年度は、引き続き3か所の開設予定で設けた定員81名に対しまして、当初見込んだ利用希望の状況を大きく上回る121名もの申込みがあり、通年利用での入所調整も行ったところですが、受入れ拡大に向けた人員体制が整わなかったことから、最終的には約30名の方の受入れをお断りせざるを得ませんでした。

長期休業期間限定の学童保育所は、引き続き利用のニーズは非常に高く、令和6年度も同じ傾向が予想されます。受入れの拡大を図るべく、指定管理者と調整をしてみたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）学童のやつは受入れ拡大の方向でやると。東小は大規模工事の関係でできていなかったんだけど、令和6年ぐらいからはやっていくと、そういうふうな形でよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）今回かなり人数が増えて、これはコロナが5類移行に伴って社会が動き出して、パート就労に出る方が増えたというところが、これはNPOの担当者とも話をした中でそういったところかなと思うんですけども、拡充に向けて取り組んでいきたいと思うんですけども、やはり学校の特別教室を使うということになりますので、そのあたり、東小も含めて教育委員会、学校との調整、また、受入れするためには人員体制も必要ですので、そのあたりは学童保育所との調整も同時に進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）その辺はしっかりとやっていただきたいなと思います。

次なんです。転入・定住促進で2つの大きなメニューでやっていますよね。3世代近居というのは55名ですか、当たっているのかなというふうな認識はするんです。もう一つのほうが社宅の誘致ですよね。これが1件でありましたけれども、一般質問の石井議員の答弁とかも聞いていると、平成30年、令和元年、2年が第1期で、3年、4年、5年が第2期だというふうな話を答弁されてきましたね。ということは、令和6年、7年、8年というのは第3期でやっていくんだろうなというふうな認識を持ったんですが、これの社宅について、答弁の中では、いろいろ問合せはあったんだけども実はなかなかまい具合にいかなかったというふうなことを東野部長がおっしゃっていたように記憶しているんですが、この辺の理由というのは何なんですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、要件の中で、社員として住んでいただく方が、翌年の1月1日以降に住民票で置いていただいている方で引き続き継続して会社にお勤めいただけるということもそういう中に入ってくる中で、要件がなかなか厳しいというふうなところで見送られたという、そういう事例もございました。

実際、社宅自体の要件なんですけれども、今、実際初期費用だけということになっていまして、そのあたりも一定訴求する部分が少ない部分もあるのかなというふうな現状感じている次第でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。要件が厳しいんで、ちょっと残念で、もう使ってもらえないようなこともあったというふうなことですね。

これから令和6年とかに向けては、その辺は是正されるんですよ、当然のことながら。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今の制度の組立て自体が、入ってもろうたときに当初の費用等を一定、町のほうから支援するという形になったときに、お渡ししてすぐまた引っ越しされるとというのは、やっぱり税金を投入する効果として、そこはできるだけ一定住んでいてもらいたいということも含めて制度設計ができているところもあります。

昨日来からも、保育士についての確保が大変やということで、そういう側面からの制度もつくったらどうですかというのはご意見を数多く頂戴していると思います。特定のそういう分野の人材を集めるという部分と、あと、広く熊取町の住民を増やす、越してきてもらうというところの部分については、やっぱりそう思うおのおのの課題がどうしても重なり合う部分とちょうど重ならない部分というのはあると思うんで、そのあたりは個別の個々の政策課題をきちっと検討していく中で、次年度以降、やっぱりいいものをつくっていききたいなというふうな考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）民間幼稚園、こども園、保育所の7園との懇談と意見交換を皆とやりました。そこ

の中で、やはり欲しいというような話は出ておりました。

僕自身が社会福祉法人を経営していて、介護施設をやりの、それで本人自身はこども園の園長をやっているというような友達からの話でこれ、なったんですが、介護人材については、もうその連れはこう言うてましたよ。大阪でリクルートするんじゃなくて、九州まで行って人材をリクルートしているんやと。それをこっち側に、岸和田市のほうに持ってきてもらうために、社会福祉法人でそういった住むところを造っていますというふうな、そういうふうな話でありました。だから、恐らくはもうそういうフェーズに入ってしまったんですよね。だから、大阪の中で人材の取り合いというふうなことよりも、そういったことじゃなくて田舎のほうへ行ってリクルートしているというようなことがもう岸和田市ぐらいまで来ているんだから、だから熊取町もそういったところというのはちょっと考えたほうがいいのかもしれないね。

特に、保育士の確保についての保育士の住むところというのは、国ももう制度をつくっているわけですよ。補助費の半分は国が出しますよ、4分の1は事業者が払いますよ、4分の1は市町村が持ってくださいねというふうな、そういうふうな制度をもう国はつくっているんですよ。だからそういったところもやはり見ながら、熊取町もそういった形に合うような組替えとかも必要になってくるのかな。そういったことで人材不足も解消できるし、熊取町にも住んでもらうことができるというような一石二鳥になるのかなというふうな、意見交換をしながら多分皆さん全員思ったことだと思います。そういったことが一般質問等でもされたのかなというふうな認識をしておりますので、その辺についてはちょっと考えていただければありがたいというふうに思います。

国は、2030年までに結婚して子どもを産み育てるような数を、もう2030年までがラストチャンスやと、少子化対策は2030年前までがラストチャンスやというふうなことをよく口にされています。僕らいろいろ話を聞くとね。それは、もう結婚できるようなボリュームゾーンが100万人ぐらいのあれが2030年ぐらいまで続くんで、そこで子育て支援をがんがん、異次元の子育て支援をやって子ども増やさないと、もう子どもが増えるようなことはないというふうなことなので。子どもを産み育てるということは結婚するということになりますから、そこの中で、この地域であれば泉佐野市と熊取町どっちに住むかというふうな形になっているんでしょう。いろんな形に、令和4年度であれば30歳から39歳は、熊取町が42名で、泉佐野市もそれぐらいの人数がおって、ほかはもう全然、青色吐息やというふうなことなんですよ。だから、熊取町も勝てる側に入っているんでしょうけれども、そこはやはり2030年というのは一つのベンチマークみたいになつとるから、それに向けての施策の展開というのはやってほしいなというふうに思います。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 会派質問ということで、成果、決算に関わるものということでの範疇になりますので、今、議員おっしゃられていることは国全体の課題となっていて、どこの市町村でもやっていかなあかんというのはそれはよく伝わってきて、承知しているところではございます。

今、お言葉でもあったと思うんですけども、やっぱり組替えとか、これ今あまり機能していないからこっちに替えようとか、またそういう視点も非常に重要と考えております。

そういう中で、限られた財源といういつものことが出てくるんですけども、また決算とかで見えていただいた場合お分かりかと思うんですけど、やはり市町村自体が今、物価高にかなり追われているというのがあります。それに対していわゆる一般財源となる地方交付税でまずついてこないというところで、特に経常収支比率もがんと上がってしまいました。そういう中で、本当に限られた財源を今喫緊の課題にどう踏み込んでいけるか、そこが一番大事やと思っていますので、また次年度の予算編成の中でもいろいろ頭を悩ませたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 歯を食いしばって、つけないけないところにはしっかりと予算をつけていただいて、

そういった形で誘引策をするというふうな形で、うちの家の前、田畑やったのがもう宅地造成されて、ほぼほぼ埋まっちゃいました。見てると若いお父さんお母さんで、お子さんはまだ小学校に上がる前ぐらいの小さいお子さんが多いです。ごっついにぎやかです。よう聞いたら、何でここで家を買ったのと聞いたら、駅に近い、奥さんが熊取町出身とかそういうふうなことなんやけれど、話を聞いていると、やはり子育てしやすいまちというイメージをまだ持たれていますよ、まだと言ったら失礼やけど。あと、学校教育のレベルが高いというようなイメージをやはりまだ持っていますよ。というふうなイメージがやっぱりついてるんですよね。先人のやってきたことというのが評価されているんだと思います。

そういったイメージを吸収しながらどんどん前に進めていっていただければ、熊取町もまだまだもう少し人が増えるのかな、家を買ってくれるのかなというふうに感じますので、その辺はしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

その辺で今回の会派代表者質問を終えたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時20分まで休憩いたします。

（「14時55分」から「15時20分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大阪維新の会熊取を代表して、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは私のほうから、大阪維新の会熊取を代表しまして令和4年度主要施策の成果・決算に関する会派代表質問をさせていただきます。通告に従い、大きく4つの点について質問させていただきますと思います。

令和4年度は、まだまだコロナ禍の中で町も職員の方もいろいろ苦労しながらいろんな政策を進めてきた、それが成果の発表でよく分かるわけなんですけれども、コロナ禍になって、特に令和2年度なんかは町の道路網計画を策定するのに交通量調査を実施しているということで、途中で交通量が少ないということで、この計画をまとめるのは基礎データがないということで進められてきました。それで、約1年半ほど遅れての道路網の計画の策定であったわけです。

令和4年6月議会の前の議員全員協議会にその内容が説明され、その後、パブリックコメント等を経て9月に成案となって、熊取町の道路網計画が十数年ぶりに改正になったわけなんですけれども、この進捗状況についてのご説明をいただきたいと思います。

まず1番目に、優先順位1番の駅前延伸線、令和5年当初予算に関連する予算は計上されておりませんし、地元への働きかけは予算がなくてもできるわけなんですけれども、この進捗についてはどう進んでいるか教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の熊取町道路網計画の進捗状況についての1点目、駅前延伸線に関する地元への働きかけの進捗について答弁申し上げます。

令和4年9月策定の熊取町第3次道路整備計画では、事業着手へのプロセスにつきましては、計画路線の必要性・重要性について地域住民との協議・調整を図り、熟度を醸成の上、整備に対する合意形成の下、事業化について最終決定を行っていくこととしてございます。

ご質問の駅前延伸線につきましては、本町にとって将来的に必要な路線であり、今後、地元協議を進めるに当たって、路線整備の必要性についてしっかりと説明を行い、理解・協力が得られるよう合意形成を図ってまいりたいと考えてございますが、まずは、現在大阪府が実施している大阪岸和田南海線との交差点部におきまして、大阪府と連携しながら交差点協議の調整を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）交差点協議を進めていきたいということなんですけれども、この道路は永山病院のところから紺屋の中の岸南線との接合部分までの間を言っているわけなんですけれども、都市計画道路の駅前線の延長になるわけなんですけれども、家が連担していて、これ通常事業ですので、都市計画道路ではございませんのでいろいろ縛りはかかっておりません。任意事業としてやっていくので非常に困難であるというのがよく分かるんですけれども、この交差点部の協議については現在アプローチを地元区にされているのか、それともいつ頃されるのか、それが分かれば教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）岸南線との交差点部に関しましては、大阪府のほうで路線として用地交渉に努めております。その際、町においても交差点部の地権者に対して計画路線であるという旨の説明をしながら地域には入っているというところでございます。協議につきましては、今年度内に本部協議まで完了させる予定としてございます。これについては、大阪府のほうで岸南線として調整に入っただけという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）岸南線の関連道路ということで交差点部の協議をするということなんですけれども、今のところでは、その例えば絵を描いているのか。大阪府の事業計画の中では交差点部を、交差点部ということは要するに信号機があるか車の行き違いができないと駄目だと思いますので、最低、幅が7メートルぐらいなかったら駄目かなと思うんですけれども、そのあたりの絵については進捗どうなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）交差点協議、所轄大阪府警本部協議に当たりまして、岸南線として大阪府のほうで絵を描いていただいて、今、今後協議に当たっていくというふうを考えてございます。絵のほうについては、一定の交差点部の絵についてはできてございまして、近々に警察協議に入るところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）公安協議というのは非常に大事で、それが道ができるか、交差点部、要するに交通規制のかかる関係がどうなるかというのは非常に大事なことなので、まず第一義だと思うんですけれども、例えば警察協議が終わって地元との協議ということになってくると思うんですけれども、そういった段階では我々のほうも目にできるんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）一定、交差点部分については、確定した図面となった際には地元区にもしっかりと合意形成を図ってからの事業となりますので、その時点では、今は特定の地権者にご相談をさせていただいているところなんですけれども、絵が固まれば、事業中路線でもありますので、どこまでオープンにできるかというのはちょっと今の段階でお答えしにくいところなんですけれども、計画についてはお示しできるというふうを考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）支障になるような公表の仕方というのはよくないと思いますので、スムーズにいくように、今の話では大阪府の事業の中での交差点協議ということになるということですので、その絵がある程度地元との協議も進んでできてくれば、今度は次の延伸線については絵も描いていかなくはならないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）岸南線の進捗状況を踏まえ、地元区への説明も必要かというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）岸南線が地権者との絡みで3か所ほど支障があるということは聞いているんですけども、これは6月議会でも確認をさせていただいたところなんですけれども、それがスムーズにいけばいいと思うんですけど、やはり土地の所有者が住んでいるところであるとか自分の所有地の中で重要なところであるとか、そういうことがあると思うんでなかなか一気に進まないと思うんです。

一応、やっぱり外環4車化との絡みがあって令和12年という目標設定がある中で、そのあたり、次の質問になるんですけども、平成30年の事業で、これ元年の決算のときに私、質問させていただいたんですけども、駅前延伸線の詳細設計を実施して、その記憶があるんです。その図面とかというのは地元説明、要するに交差点部とは言いながら地元を下ろしていくと、ここから駅までの間、永山病院の前の道路の交差点部まではどうなっているんだという話に当然なってくると思うんですけども、その図面は「詳細設計をしてある」、「詳細設計ではない」という話も聞いたことがあるんですけども、その図面とかというのは出さざるを得ないように思うんですけども、それはいかがですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）詳細設計図面を地元への説明にということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問2点目の平成30年度作成の駅前延伸線の詳細設計図面を利用した地元への説明について答弁申し上げます。

大阪岸和田南海線の事業進捗を見据え、平成30年度に駅前延伸線道路詳細設計業務を実施してございますが、財政的な問題や地元協議の結果から事業を見送った経緯がございます。

なお、ご質問の詳細設計につきましては、当時、地元説明会や個別協議の中で計画線形案に対しての意見や要望をいただいていることから、今後の大阪岸和田南海線の事業進捗を見据えながら設計の見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今までの流れの中ではそういう話になるかも分かりませんが、やはり今日初めて聞かせていただいた岸南線の事業としての交差点の設定ということになれば、たしか交差点部は最低、横幅が7メートル、それから25メートルから30メートルぐらいは永山病院のほうに行き違いのできる、要するに停車できる部分が必要やと思いますので、そういう部分を含めて地元のほうから、ここから先どうなるのという話は当然出てくると思うんですけども、その場合はどういふふうな説明をされるんですかね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）道路整備計画の路線としても接続というふうに町としては位置づけておりますので、計画はございます。ただ、どういう線形でといたしますのが、議員おっしゃったように、平成30年度には一定地元協議をするに当たって線形案をつくったところですけども、やはり地元に入った段階でいろいろご意見等も頂戴いたしましたので、外に出せる図面としての設計案というところはないというところで、まだ交差点部については、まず先ほど説明させていただいたように先行して対応させていただくんですけども、計画はあるものの、どこからどこまでという幅とかというものについては、全体としてのまだ絵はないという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）図面としてはまだ地元に出せるものは、前には詳細設計的なことはしているけれども、それはないということの解釈でよろしいですかね。はい。

ただ、やっぱり地元の方は交差点部、特に役員なんかはどうしてもやっぱり起点と終点の話が当然出てくると思いますので、その計画はあると。ほんなら幅員どのぐらいで、要するに今の補助金をもらうとか警察協議の中で道路構造令とかの絡み、それから歩道の設置の幅員の幅とか、そうなたらある程度やっぱり手前としても、町側としてもそれは腹積もりとしては必要ではないんですかね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃるように、令和12年に岸南線のほうを完了、概成を目指すというところの中で、その進捗状況を踏まえた上でしっかりと地元のほうに説明にも入らせていただいて、合意形成を図って事業を進めたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今の段階ではなかなかちょっと答弁もしにくいようなので、私の解釈としてこれでいいかというものを確認させていただいて、この点については終わりたいと思うんですけれども、要するに岸南線の完成めどを令和12年、これは相手があることですからそのとおりにいくかどうか分かりませんが、一応目標としては持っている。その上で、大阪外環状線が4車化になるかという非常に重要なポイントになってくると思います。

もう一つは、町の道路網計画で点数をつけて優先順位を決めた中で、ここの延伸線というのは1番に上がっています。これは、条件としては地元の合意形成があって初めて進むんですよということを我々説明を受けていますけれども、これはやはりその3つはセットじゃないかなと思うんです。岸南線ができると、どうしてもやっぱり外環状線はメインなんですけれども、駅のほうへ行くのにぐるっと回っていくというのは非常に考えにくいので、この延伸線については非常に重要な道路になってくると思うんですけれども、今の段階では、先ほど答弁いただいた内容が今年度とか来年度の話になってくるのかなと思うんです。

これについては、その絵だとかを出せる段階で結構ですので我々のほうにもお知らせいただきたいなど。特に交差点部はもう警察協議もやっているということですので、我々の議会のほうは、地元よりも先に見せてくれと私は言うているわけではないんですけれども、ほかの議員はちょっと分かりませんが、それがスムーズにいくような、合意形成のできるような出し方をお願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）先ほど説明させていただいている中で、議員のほうも警察協議はやっているというふうにご発言いただきましたけれども、絵のほうは大阪府のほうと一緒に描かせていただいております。これから所轄協議で、今年度中に大阪府警本部協議をさせていただくと。今している段階ではないです。これから所轄のほうに入っていくという段階でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）はい、よく分かりました。

3番目、もう今までのやり取りで大体答えは分かったんですけれども、とにかく岸南線にまつわる道路というのは町の中核になってくると思いますので、要するに熊取町の道路網では、なかなかメインの道路である現代では国道170号、それと府道泉佐野打田線、これから完成されるであろう岸南線、また将来事業化には都市計画道路泉州山手線、この辺りがちゃんと整備できないと熊取町の交通網、また防災面、流通面、いろいろやっぱり今にかかっていると思いますので、この点、熊取町が進めるのはこの延伸線がメインですので、事業主体ですのでよろしく願いまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は町内都市計画道路の進捗について、これ、6月議会でも一般質問させていただいたんですけども、8月1日に大阪府議会議員と熊取町の町長をはじめ幹部の方と、令和5年度大阪府政に係る市町村の諸課題についての意見交換会の場に私も陪席させていただきまして、そのときに、気になるというか、6月議会でお話しさせていただいた点を採用していただいたというか、そういう気になる点がございましたので、ひとつこの熊取町議会で質問をさせていただきます。

まず、大阪外環状線の4車線化について、山田理事から河内長野市の外環状線の4車化を例に挙げて、熊取町内の外環状線の4車線化を促す踏み込んだ要望がありました。私の6月議会の質問を酌んでいただいたと感謝しておりますけれども、今後の外環状線の4車線化の見通しはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、まずご質問の町内都市計画道路の進捗についての1点目、今後の外環状線の4車線化の見通しについて答弁申し上げます。

6月議会でも先般ご質問いただきました国道170号大阪外環状線の4車線化につきましては、まず、そのとき大阪府都市整備中期計画に基づき、令和12年までに条件付着手や、現在事業中の都市計画道路大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手と答弁のほうをさせていただきました。

その際、田中議員のほうより熊取町としての姿勢をご質問いただきましたので、それらを踏まえまして、先般行われました意見交換会におきまして、都市計画道路大阪岸和田南海線の供用開始に合わせた全線4車線化、機能強化の着手について要望のほうをさせていただいております。

結果、大阪府より、読み上げますと、南河内地域の大阪外環状線の機能強化については、令和3年公表の大阪府都市整備中期計画において、4車線化などの機能強化方策や効果的な事業区間・箇所設定について関係機関と合意形成を条件に位置づけており、熊取町域の着手については、現在事業を進めている大阪岸和田南海線の完成見通しを踏まえつつ、4車線化の進め方についても議論を深めながら事業化に取り組んでいくとの回答をいただいております。

以上、簡単となりますが、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ボールを放っていただいたんでそれはありがたいなと思っているわけですけども、河内長野市や和泉市でも片側1車線だったやつを片側2車線にしたところもありますので、今後も粘り強くやっぱり要望していただいて、地元ではそういうふうなことを言っているんだなど、町長のほうからもその話をしていただいておりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと再質問なんですけれども、この席で、町長から都市計画道路大阪岸和田南海線の地主対策として、該当するスーパーへうまく店に入れるように駐車場の対策要望が出ておりました。以前から要望されているという話でしたけれども、どのような場で大阪府にどなたに要望されたか教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）すみません。今、田中豊一議員のほうからご質問いただきました地主対策の要望についてなんですけれども、まず例を挙げますと、令和5年7月14日になりますが、岸和田土木事務所より今年度の事業計画の関係で、都市計画道路大阪岸和田南海線、附属になりますけれども住吉川の調整池について、事業説明の関係について会議を開催するというところで、岸和田土木事務所のほうが足を運んでいただいて話を聞いております。その会議の中で出席していただいたのが藤原町長以下我々幹部職員並びに岸和田土木事務所も濱田所長以下関係者の方について出席のほうをしていただいております。

その会議の場の中で、先般申し上げている地主対策の要望関係につきましていろいろとお話のほうをしていただいておりますけれども、その席で藤原町長より、もう一つ、かねて加えて言っていたのが、金銭補償だけの考え方ではなく、スーパーの駐車場に配慮し、営業の継続を前提とした補償の考え方について深く考えていただきたいという形の発言のほうを所長以下関係者の方に話

しさせていたいただいているという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先般、次の質問になるわけですが、6月議会で町議会に要望の出ていたスーパー関係者のオーナーでの用地買収、要するに線形を変えてほしいという要望が出てきたんです。これは、我々聞いているのでは、そういうのは都市計画決定しているのでは変えられないという話なんですけれども、こういった中で、そういう線形を変えてほしいという署名なり協力者の方ですね。スーパーの関係者の方々に対するお話だったと思うんですけれども、これについての用地買収のめどというか、進捗が何かありましたら教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今のご質問の関係ですけれども、6月議会で陳情書が提出されていた都市計画道路大阪岸和田南海線のスーパーの駐車場の用地買収のめどということで答弁をさせていただきます。

6月議会でも一度報告させていただいておりますけれども、府道泉佐野打田線から国道170号までの第2期事業区間の約600メートルの用地買収については、現在、地権者64者中16者、おおむね30%の用地の取得という形で答弁をさせていただきます。

その中で、ご質問のスーパー関係者のオーナーがお持ちの用地についてなんですけれども、6月議会でもご質問あった中で、岸和田土木事務所とも会議のほうを3回ばかりやっておりますけれども、そのときにいろいろお話を聞いている中では、関係者の方と交渉を進めるに当たり、協議の申入れを6月から電話連絡という形になりますけれども行ってはおりますけれども、現在、鋭意交渉に努めている中で、なかなかご本人、関係者の方のほうからは、やっぱり6,000名の署名活動という形の方々に対する意見をいただいておりますので、今の交渉の関係については基本的に会わないという形での返答をいただいているという形の話聞いております。めどについては、今の段階では不明確という形の状況の中であるという形の答弁になるかと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）状況は分かりました。なかなかちょっとガードが固いかなというふうな。この要望が出てくるまでにもう少し、こんな計画なんか変わりませんよということをはっきり示す機会が必要だったのかなと。これは終わったというか、もう結果論ですけれども、今後、これは岸和田土木が進める話なんですけれども、地元としてもまだまだ地元の土地の所有者もおられますし、幼稚園の関係者であるとかおられますので、できるところからやはり解決していくということを岸和田土木とタッグを組んで進めていただきたいなど。それが進んでくればスーパー関係者のほうも考えざるを得んというふうに思いますので、そのあたりの点、よろしく願いますけれども、町としてはどのような形で岸和田土木に協力していくか、教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今、田中豊一議員からもおっしゃいました特に今の用地買収の関係で、すごく大きな面積を持っているのが特に幼稚園ですね。今の関係でいきますと、第2期区間の一番南端のところになりますけれども、やっぱり幼稚園、こういうものについての買収を用地のほうにかけていったときに、やっぱり幼稚園というものは我々熊取町の中にも残しておくものというのが必ず必須の話になりますので、幼稚園の代替地なんかの候補の関係を複数案岸和田土木に提示したりとか、地元交渉に係る話の中で地権者の関係についての情報収集、これはまた継続的な話でもずっと進めておりますけれども、これについてまた鋭意進捗していく中で、我々としても努力していきたいという形のほうで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）いろいろ用地買収に関しては秘密の保持も必要やと思いますけれども、地元の情報も大事な話やと思いますので、そのあたり、やっぱり相手とも意見交換するとか、今の地域の状況はこうですよというような話も出てくる可能性もありますので、その情報もいただいております前に進むように努めてまいりますので、我々議会のほうも協力は惜しみませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

民間保育所の休日・夜間保育の実態と町立保育所での実施の方向性についてお尋ねします。

一般質問でも3名の議員から、特に保育士の雇用についてのインセンティブを町としてはつけたらどうですか、協力をしたらどうですか、連携をしたらどうですかという話が出ておりますし、私の後の会派代表質問でも2人の議員からそういう話が出ていますけれども、私のほうはちょっと1点に絞って成果ということですので、待機児童ゼロを実施されているというのは非常にありがたいことですので、これは町立保育所だけじゃなしに、民間の保育所の協力も得ながらこれが堅持されているわけなんです。

前からちょっと気になっているのが、特に休日保育なんですけれども、今は子どもを持つ保護者の方は共働きの人が多くて、特に休日出勤の方もありますし、休日に何か用事があるという方もありますし、そのために指定管理であるとか委託事業の中で条件を出して、今はたしか休日保育についてはアトムと、それからすみれが一応するようになっていっていると思うんですけれども、この前も懇談のときにお話を聞かせていただくと、なかなかやっぱり採算性の問題があるんだと。私、以前はすみれなんかコロナもあったし、その前、認可を受けてからいろいろ人の問題とかあって、なかなか本体自体を前へ進めるのに苦労されたということを知っていましたので、今言うべき話じゃないかなと。

ただ、担当課についてはどうなのという話をさせてもらっていたんですけれども、先日の懇談会で話を聞きますと、まずアトムは、常時人を置かなあかんので赤字なんやと。関連する園でありますつばさ共同保育園のほうの黒字を補填してやっとやっていると。非常に負担がかかっている。それと、すみれは人が確保できない。それと当然、人を雇うとそれを確保しておかなあかんので、赤字になるのが目に見えていると。

一般の人から考えると、それはそういう条件を受けて実施されるし、認可を受けたんやからやってほしいなどというのはあるんですけれども、実績は、たしかすみれは1人やったかな、ここ数年間の中で。それで、その席ではアトム共同保育園のほうにお世話になっていますというふうな話でした。それでアトムのほうは、実態としてやっぱり赤字であると。これ、やっぱり続けていこうと思ったら、また民間園にお願いしていこうと思うのであれば、実態をきっちり調べられて、町のほうからはそういう条件をつけてお願いしているんですけれども、何らかの援助が必要と違うかなと。

ほかの同僚の議員が今回、保育士の確保についていろいろ苦労されているという話をされていましたが、どうもやっぱり世間の実態から見れば、我々の世代というのは保育所の先生というのは憧れの職業だったんですけれども、私の家内の世代はですね。ところが少子化であるとか、いろいろ縛りとか事件が起こったりとかということで、だんだんそうでもなくなっているようなんですよ。あと、養成する学校も減っていると。定員も減っているような話を聞いています。

幸い、何人かの議員からも話がありましたけれども、体育大学に幼児教育のそういう養成の学課というんですか、できたということで、チャンスと違うかという話もございました。これ、ちゃんとやっぱり調べていただいて、これを続けていこうと思ったらずっとその赤字に甘えていくわけにはいかんかなと思うんです。これはもう担当課のほうは私らよりよく分かっていると思うんですけれども、今後この休日保育をやっていくについては、町としてはこのままでいいと思っているのか、何かやっぱりてこ入れをせなあかんと思っているのか、このあたりを含めて1番の実態について詳しく教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、3点目の民間保育所の休日・夜間保育の実態と町立保育所での実施の方針についてご答弁申し上げます。

まず1点目、アトム共同保育園、すみれ保育園で行っていただいている休日保育の実態についてのご質問にお答えをします。

休日保育を利用いただいている実態でございますが、アトム共同保育園は令和4年度で年間延べ352人、令和3年度で623人、令和2年度は584人の利用実績がある一方で、すみれ保育園は、平成30年度は年間延べ18人の実績があったものの、令和元年度の1人を最後に令和2年度から4年度までは利用実績ゼロとなっております。これにつきましては、休日保育を実施する児童がアトム共同保育園に在籍している割合が高いことにより、同園に偏重している状況でございます。

すみれ保育園につきましては平成28年4月に認可をしております。そのときに、すみれ保育園の規約の中には、休日保育をやるんだというふうな中身の中で設置認可の申請をして許可を得ているという状況でございます。ただ、これについては町として休日保育をやらないと認可を同意しないということではなくて、すみれ保育園の考える中で休日保育をやるというふうなことであったというふう聞いております。

この実績が現在アトム共同保育園に偏重しているという状況も踏まえて、我々としてもすみれ保育園、またその運営法人に対して協議をしているところでございます。今年度に入りましてからも一度協議をいたしまして、その状況をお伺いした中で、我々としたら町のホームページであったりとか、園側としては休日保育をやっているということを標榜しておられますので、町としたら、申請というか申出があれば受けてほしいという申入れはやっております。また継続して話合いの場を持つ予定もしているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） ありがとうございます。

町立保育所のほうで休日保育をできていないわけですが、それ、できない理由というのを教えていただきたいなと思うんです。これ、アトムでたくさんやっているから、それを町立のほうでやるというのは難しいことがあるのか、やっぱり分散されると負担が減るかなと単純に思うんですけれども、地域的にもいろいろばらばらですので、集中するほうがいいのか、そのあたりも併せてお願いします。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） そしたら、3点目の町立保育所でできない理由という答弁でよろしいか。（「はい、いいです」の声あり）

健康福祉部理事（松浪敬一君） そしたら、2点目と3点目ともう一緒に答弁をさせていただきます。

それでは、民間園におきましては、アトム共同保育園、すみれ保育園は午後10時まで、つばさ共同保育園、西保育園、さくらこども園が午後8時まで、フレンド幼稚園は午後7時までの開所となっております。町立保育所は午後7時までの開所となっております。

夜間保育の令和4年度の1日平均の利用実績を見ますと、民間園では、午後8時まで開所の3園とすみれ保育園におきましては、ほとんどの児童が午後6時30分までに降所し数名が午後7時前後まで在園といった状況ですが、アトム共同保育園では午後7時前後で20人弱、午後7時30分以降で10人弱の利用があるところです。町立保育所全体では、午後6時30分までにほとんどの児童が降所しており、午後7時まででは3保育所全体で20人弱の利用となっております。

続いて、3点目の休日保育・夜間保育を町立保育所でできない理由、そのめどについてお答えをします。

議員ご指摘のとおり、休日保育及び夜間保育につきましては民間園で担っていただいているところですが、経費負担の面で申しますと、休日保育に関しましては民間保育園が実施することで公定価格において加算がなされ、園への保育委託料が増額になるとともに、夜間保育に関しても子ど

も・子育て支援交付金において国3分の1、府3分の1の一定の財源措置が行われるもので、町立保育所で実施する場合は国や府の補助金はなく、全てが町の負担となります。

このような状況の中で、現時点では国などの財源が活用できる民間園での実施を継続してまいりたいと考えているところでございますが、安定的に継続して実施していただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）交付金、町でやるとそういうものはないよと、みんな単費だということのようですが、考え方としてはやはり2つあると思うんですよ。1つは、経費のことだけじゃなしに、公立保育園でやるというのはやっぱり社会的なそういう町としての進み方ですね。全部3園ともするという話ではなくて、責任という問題があるかなと。

ただ、民間園で交付金が出るからやってもらって、自ら選んでやっていただいているような感じを受けたんですけども、それでもやはり経営的にいろいろ問題があると。要するに国の基準の金額が少ないということであれば、町のほうはやっていないわけですから、逆に2つ目としては町が何か補助していくというようなことも考え方としてあると思うんですけども、そういう考えを、すぐというわけじゃないんですけど、よく調べていただいて、この制度が続かないと住民に不利益になりますので、やっぱり持続可能な制度であるべきだと思いますので、そういう問題が出てきている中では検討が必要かなと思いますので、そのあたり、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）午後7時を越える延長保育については、ご指摘のとおり民間保育園に実施いただいているところでございます。国の補助制度ですけれども、補助基準というのがございまして、例えば1時間を越えて2時間延長する、8時まで延長する場合は7時から8時の間に6人以上いないと一定の補助基準に達しないというふうな基準とかもございまして、なかなかその基準をクリアするのは難しいと。だから必要な補助金が交付されないという実態もございまして、前年、国家予算への要望の中でも、その基準がやはり補助要綱の中ではその時間帯に2人の保育士を必ず必置せなあかんというふうな条件もございまして、子どもの人数にかかわらず、やはり体制は取らなあかんところですので、その補助基準についてはしっかりと見直していただいて、補助金額についても上げていただきたいというふうな要望を上げさせていただいているところです。

その内容も踏まえた中で、町としても何か改善策ができないかというところを検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この件については、休日、それから夜間保育についてもいろいろ補助金の基準とかそういうその都度その都度のいろいろと問題があるということなんですけれども、やはり制度が続いて今の社会状況に合った保育の在り方というのが必要で、それを今のところは民間にほとんど委ねているということもあるので、どちらの団体も法人ですので、そのあたりの経費とかというのはどうかかっているかというのは分かると思いますので、ちゃんと調べていただいて、町のほうがこの制度を維持していくにはてこ入れが必要であると判断されるのであれば、そういう援助とか委託なり、そういうことをやっていく必要があると思います。その点一度よく調べていただいて、調べられているとは思いますが、我々はそういうふうに赤字になるんやというふうなことを聞いていますので、それは根拠があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、4点目の質問をさせていただきます。

4番目、駅西広場の使用状況とまちづくり協議会の進捗状況についてお尋ねします。

昨年12月10日に完成、供用開始がございました駅西広場並びに都市計画道路駅西線ですか、それから泉佐野市と連携してやってきた駅西の広場が完成をしまして、熊取駅が東西ともそろったわけ

ですけれども、私は、その完成の前には町民の方に、雨が降ったり朝夕の混雑が、駅西ができるまで2割から3割ぐらい減るん違うかと、これはすごく有効ですよというふうなことを担当課にも聞きながらそういう話をしていたんです。現実、正月を挟んでその後、寒い時期ですので、朝晩、それと雨が降った日の出勤時、それから帰宅される時間帯とか車の利用とかどうなっているか見に行きますと、この春は町会議員の選挙がありましたので、駅には朝夕よく行きまして、向こうの駅西広場のほうからの利用者をかいつまんで見ていたんですけれども、そう使っている方が多くないんですよ。何か最近ではバスが待ったりとか、企業とかいろんなバスが駅西広場に待ったりとか、そういう団体が使っているというのはちょっと見たことがありますけれども、これ、できてすぐなんでそんなすぐ変わるわけではないんですけれども、我々としては、駅西の広場が完成することによって山側の駅の東のロータリーの混雑が解消されるかなというふうに思っていたんですけれども、そうでもないような私の感じとしては受けています。

これ、利用される方は恐らく泉佐野市に住んでいる方が多いんだろうと。車の場合、中庄方面から上がってきてガードのところで熊取町に入って、それから防災公園の交差点を駅の東の交差点の広場まで来る車、これ結構、朝夕、それから雨の日とかございます、現在でも。これの利用について今後やっぱり泉佐野市と連携して、というのは泉佐野市もそれを望んでおったわけなんで、協力してあそこの開発ができたんですけれども、駅西広場の利用について、広報であるとか泉佐野市の市報であるとか自治会への働きかけだとか、そういうような必要があるのかなと思うんです。そういうことは考えたことがあるかどうかも含めてちょっとご答弁いただけますか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）質問ありがとうございます。

今のご質問の關係の駅西広場の使用状況とまちづくり協議会の進捗状況についての1点目としまして、熊取駅東ロータリーの混雑緩和への効果と泉佐野市と連携した駅西広場の利用促進について答弁申し上げたいと思います。

まず、今、田中豊一議員おっしゃいましたように、現状の駅西を利用される方々ですね。乗降客数が一定数おられることについては確認させていただいております。具体的な利用状況としまして、令和5年8月29日の火曜日になりますけれども、自由通路において乗降客数の調査のほうを実施しております。ピークとなります1時間ずつ朝夕の計2時間、具体的な時間帯で申しますと、朝は7時20分から8時20分、夕方につきましては18時20分から19時20分の間につきましては全乗降客数の計測のほうを行いまして、まず合計が3,678名、その内訳としましては、東口を利用される方々が3,327名並びに西口を利用される方が合計で351名という形の計測の結果が出まして、全体の約10%の方が西口を利用しているという状態であります。

ただし、東側と西側の広場の一般車両の關係のほうなんですけれども、おっしゃられたように西口のほうにつきましては、朝並びに夕方もうほとんど利用される車両はございません。見ていても1時間の間の中に約10台以下というところです。東側のほうにつきましてはおおむね120台程度、1時間の間に一時的な停車という形になりますけれども利用されている状況でございます。

このような状態の中で、渋滞の緩和並びに渋滞の解消という考え方をいろいろ進めていく必要性も当然ありますので、今の状況の關係について、少し利用客数の關係を西側のほうに誘導するという考え方が必要になってくるかなと思いますので、今後、東側に乗り入れられている事業者のバスの關係、特に河崎リハビリ大学とか関西医療大学とか、このような事業の關係をやっておられる方々について西側の利用を提案するという形で、今年度中に一度働きかけるということを考えております。

あわせて、泉佐野市についても積極的な利用促進を市民の方々にPRしていただき、どのような形でまた西側の利用の促進が図れるかどうかというものをお互い協議しながら進めていきたいと思っておりますので、それをもって答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）長年の時間と汗と予算を使って駅西の広場ができてあの開発ができたところですので、やはり使ってもらわないと、今後ずっとありますのでそれは広がっていくとは思いますが、そのPRのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

泉佐野市と一度また協議をしていただいて、どういう方法があるかということも、こちら側では見えないこともあるかも分かりませんが、やはりバス路線が東側にしかないということも大きいかなと。大学のほうへ行く関係の浪商学園、それから関西医療大とかへ行く関係のバス、この利用者が結構あると思いますので、それも大きいかなと思いますけれども、今後、駅西の利用、それから駅東のロータリーの緩和、この点についてよろしくお願ひします。

もう一つ、最後の質問ですけれども、駅西のほうの開発については、橋を渡った泉佐野市側ではスーパーが開業して、熊取町の方も大分利用されていると聞いています。それから高層マンションの建設が進んでいるところですが、熊取町側のまちづくりについての進捗をお尋ねします。

熊取町のほうは土地が限定されますので、なかなか何人も所有者があるということで難しいというのは聞いているんですけれども、この間、オープンしてからまだ10か月ぐらいしかたっていないのでなかなか難しいとは思いますが、今の状況と今後についてご答弁いただけますか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、2点目のまちづくりの進捗状況について答弁申し上げます。

今おっしゃられましたように、まちづくりの進捗状況ですけれども、西側と東側の状況の差異の関係を緩和するために、いろいろとこれまでコンサルタントなどに、事業者へこういうところの開発ができないかというヒアリングのほうを行っております。ただ、その中でいろいろとお話に出てくるのが、まちづくりの対象エリアとしての面積が約6,500平方メートル程度という形で、並びに形質が特にいびつな形になっているというご意見も踏まえる中で、面積の関係についても若干小さいという考え方の中で、なかなか進出の意向のある事業者について手を挙げていただく方についてはちょっと困難であるというような形の返事もいただいておりますので、なかなか事業者との協議に至っていないというのが今の現状でございます。

現在も、土地所有者の方々と協議を行うに当たりまして、今の社会情勢の関係、コロナやなんかで経済活動が停滞した状況もございますけれども、長期的な土地利用だけではなく、短期的な土地利用の検討をしてはどうかというご意見もいただいておりますので、その点も踏まえて今の地権者の方々と再度また引き続き協議を行う中で、まちづくり支援を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）状況は分かりましたので、今後についてまちづくり、要するに泉佐野市側のほうが店ができたリマンションができたリしてくると、熊取町のほうはどうなってんねんという話が我々の耳に届きますので、そういうことで、別に焦る必要はないと思うんですが、確実に進めてほしいなという要望をさせていただいて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、熊愛を代表して、文野議員。

1番（文野慎治君）本日2日目で、もう最後だと思います。あとしばらくよろしくお願ひします。

私のほうの会派代表質問、熊愛として久しぶりにやらさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

私のほうは、大きく言えば2点やっております。

『ほほえみ子育て熊取町』の現状についてというちょっとふわっとした、まさに熊取町のホームページを見たらこういう見出しでまず出てくる、これをちょっと活用させていただきました。

この9月議会一般質問あるいは会派代表質問で、それぞれの会派、それぞれの議員が保育所、民

間保育園の方と懇談を持ったということが現実ございまして、それで非常に中身の濃い会議をしたものでございますから、やはりこの9月議会でぜひそういう声を、そしてまた議員として気づかなかった点、いろいろ考えた点、多々それぞれの議員の胸に刺さりまして、それが各この一般質問、会派質問でそれぞれ項目が上がっているということでご理解いただけたらいいなと思っています。

2023年8月16日に事業厚生常任委員会と総務文教常任委員会合同、ということは全議員で民間園と意見交換をさせていただきました。熊取町には3つの町立保育所、4つの民間保育所、2つの認定こども園、1つの民間幼稚園があります。それぞれの園が特色ある保育を行い、先生たちが笑顔で子どもたちを見守り、指導していただいています。まさに「ほほえみ 子育て 熊取町!」、子育てするなら熊取町、そういう形で転入促進策をずっとやっております我が熊取町にとっては、本当に大きな子育てという分野で安心して子どもを見守り育てていただく、そういう形、親は安心して共働きで子どもを預けて仕事に行ける、こういう部分がございます。

その熊取町には3つの町立保育所があつて、4つの民間保育所、2つの認定こども園、1つの民間幼稚園ということを行いました、その民間園の皆さん方と8月16日、機会を持ちました。これは、議会基本条例に基づきましてこの先、2年前からですかね、それぞれコロナ禍で各地域を回る議会基本条例に基づいた議会報告会、住民の皆さんの声を聞く、そういうことがもう全く止まっておりましたので、3月なりこの9月の一般質問、会派質問をやる決算とか予算の時期に年に1回、2回、民間の団体の方、そういう方と懇談を持とうということで、1回目は商工会とやらせていただきました。2回目は、去年は小・中学校の校長先生と懇談を持たせていただいて、今回3回目と、こういう歴史というか経過の中で3回目が実現してまいりました。

その中で、もう一つ今日前提として言わせていただきたいのは、私の資料としてつけさせていただいております熊取町議会と民間園の意見交換会 会議次第ということで、そのときに、これは熊取町民間保育園・こども園協議会、こういう組織が結成をされておまして、この8月16日、矢野議員のお骨折りで接点を持っていただいて実現をしたわけなんですけれども、その資料、レジュメというのも民間園の事務局のほうで作っていただいて、それに基づいてその日、交換会をさせていただきました。

冒頭申し上げましたように、今回それぞれの議員が本当にこの問題一つ一つ視点を変えたり言い方を変えたりしながら皆さん方の町側の見解を聞きたいというぐらい熱い思いを、民間園の責任者の方とお話で我々議員としては本当に目が覚めたような部分もありましたし、叱咤激励も受けた、どうなってるのというような話も受けた、そういうことをこの9月の議会で質問するだけでは前には進みませんが、その第一歩として、議員もそういう意味合いの中で本当にその思いを受け止めてこれからこの問題に当たっていくぞという決意というような意味が今回の質問者の数にも現れているというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

もういろいろ私の質問の順番等にも書いている、この意見交換会のレジュメを見ていただいたらお分かりのように、それをまずそのまま書かせていただいています。それぞれの議員にもう質問をピックアップしてやったことについては担当のほうからお答えいただいていると思うんですが、そういう前提で今回臨んでいるということをもまずご報告とご理解をいただきたいと思っています。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

1点目、人材確保、特に新卒採用あるいは人材確保の継続雇用についてということで、就職フェアの補助、就職祝い金、家賃補助、雇用継続のための補助ということで①から④まで上げさせていただいていますが、用意していただいていると思うんで、まずご答弁よろしく申し上げます。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）いろいろご指摘ありがとうございます。

それでは、ご質問の1点目、『ほほえみ子育て熊取町』の現状についての1番目、保育所・認定こども園・幼稚園の人材確保・雇用継続についてご答弁させていただきます。

保育士の求人状況につきましては、国の統計では昨年10月時点の有効求人倍率が全国平均で2.49

倍、大阪府では3.07倍と、人材確保の厳しさが顕著な状況でございます。なお、町内の保育所等におきましては、こういった状況下ではありますが、待機児童ゼロを維持しながら大阪府の条例に基づく保育士の配置基準を満たすよう、各保育所等で人材を確保していただいております。

それでは、まず1点目、就職フェアの補助についてでございますが、人材確保が厳しい中、民間園では協働して5月に就職フェアを開催するなど、新卒者や正規職員の確保を目指す努力をされております。11月には2回目の開催も予定されておりますが、本町では、町広報紙やホームページへの記事掲載など周知の面で協力をしたところがございます。今後も、この就職フェアの開催は継続していただきたいと考えており、民間園と運営方法を調整する中で支援策も検討してまいりたいと考えております。

次に、就職祝い金については、保育士の確保策の一つとして導入する自治体が増えており、近隣でも複数の市町で実施されていることから、導入済み自治体の状況を調査しながら、一定の経済的な支援策として検討を行っているところでございます。

3点目の家賃補助につきましては、国の補助制度を活用するためには待機児童が発生していることなどの条件があり、現時点で待機児童ゼロを維持している本町では適用できませんが、本町には独自に社宅誘致支援制度が今現在ございまして、現在その制度の継続を検討しているところでもございますので、その方向性を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

4つ目の雇用継続のための補助につきましては、雇用後数年間継続して支援金を支給する形態を行っている市町もあります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、保育士の確保と雇用の定着の面から経済的な支援策の検討の中で併せて検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）もう4つ一遍で、ありがとうございました。

ちょっと大林議員、田中圭介議員、二見議員、そして田中豊一議員、矢野議員、そしてまだ私の後で会派で坂上巳生男議員、入っているんですね。前提として昨日から一般質問があって、特に「ほほえみ 子育て 熊取町!」と、もうキャッチコピーをぼっと前へ出したという意味合いもあって、他の議員への答弁でちょっと僕が首をかしげている点があって、就職フェア、今回あったのはこれですよ。資料でもつけていますけれど、民間園だけでやっていますと。

何で熊取町がお手伝いなりそういうこと、出ていないんですか、ブースを出していないんですかとかいうような話の中では、熊取町は来年、保育士の採用の予定とかそれがないからやということでご答弁があったんですけども、今までやったらああそうかと思うんですけども、民間園の熱い方々と我々全員が対峙して本当にいろんな話をお伺いしたり僕らも質問する中で、現実を聞かせていただいたときには、やっぱり熊取町、今回まさに就職フェアやから、学生で保育士の免許を取られて、さあどこに就職しようか、地方から出てきておられる方は自分のふるさとへ戻って先生になるのか、あるいは熊取町、岸和田市、泉州、ほか神戸市、どこでもそういう公立、私立も含めて資格を取れば就職できるんですよ、倍率の部分も含めて人材難ですから。そういう中で熊取町を選んでいただくという形で、過去の例を言えば熊取町もそのフェアについての参画はしておったこともあるし、今回は何で行けへんかったんかというたら、今言うたようなことで今年は行ってない。実は、それでいいのかなという思いがすごくあります。

というのは、何度も言っていますように、民間園の代表の方も含めて本当にご挨拶の中でもそのことが僕もすごく胸に残ったんですけど、「ほほえみ 子育て 熊取町!」というタイトルで、ホームページを見たらこういう形で、そこには「なにより子育てファミリーにうれしいのは、ひとり育てるんじゃないこと。熊取町は、町ぐるみで子育て応援をしているんです」というような本当に心に刺さる、カラーでそういうのもきれいなのがありますし、「まっすぐ育て!」「子どもの学力や、財政状況が良いのが魅力!」「町の『ファミリーサポート』がとても便利です!」、そし

て「熊取町では、子どものことをまん中に、自治会を中心とした地域コミュニティ団体やボランティア団体、NPOなどにより、町ぐるみで子育てファミリーを応援しています」というようなことであつたりとか、それと保育の面のページなんかを見ますと、「仕事と子育ての両立を応援します。～これなら共働きも安心してできる～」 「熊取町では、産休明け保育や延長保育など、きめ細かなサポートにより、仕事と子育ての両立をしっかりと応援しています」「待機児童はゼロ」「貝塚市との広域により病児・病後児保育を実施しています」「一部の保育所では、夜10時までの延長保育をはじめ、産休明け保育、一時保育、休日保育も実施しています」「学童保育は、全学年対象で午後7時まで実施」しています。「子育てはひとりじゃないんだ！～子育てをみんなで応援～」と、こういうまさにああ子育てするんやったら熊取町、ええとこやなあ。お父さんも大阪市内に通えるし、これが熊取町の今までずっと人口が増えてきて、それに私自身も子どもが小学校4年ぐらいのときに熊取町を選んで、来たんですね。そのときもやっぱり熊取町は子育てに優しい、中学へ行っても給食があるんや、大阪ではまだ画期的やったですよ。ですから、熊取町というのはこういうイメージで皆さん来てくれていたわけですよ。

しかし、子どもの数は今度はすごく減ってきていますよね。その中で、明石市なんかもそうですけれども、とにかく知恵を絞りまくって転入者を取ってこようというような形で首長自らいろんな施策をして、それこそ若い人がどんどん来て、神戸市とつく須磨区というところよりも土地の値段が上がってきていると、隣の町、明石市がね。そういうふうな経済効果まで、子育て支援というキャッチコピーで自治体を経営されているわけなんです。

そのときに、これはずっと継続してホームページにこうやって出ていますよね。熊取町は来年、新卒採りませんからというような、これは聞いたから言える話やけれど、そやけどやっぱり、どんな状況であろうが民間園の方も含めて待機児童はゼロやからもうどんどん入ってきてくれるんだけど、もっともっと来てほしいわけなんです。そのときに、民間園の皆さん方だけの情報だとかそういうことは、やはり熊取町のお墨つき、熊取町の職員の方の顔を見ながらその計画を立てたり、やるということが何よりの、そして皆さん方もいろんな面で民間園、今も言うたように、先ほどの田中豊一議員の中でもあったように、公立保育園ができないサービスを民間園がやっていたいっているんですよ。そのニーズに、ああやっぱり熊取町へ行こうということで来てくれているわけなんです。そういう意味では、待機児童がゼロで来年熊取町は採用せえへんから、この就職フェアは今年資格を取って来年就職する人のものやから、今回うちは採用予定ないから行ってませんということは、非常に違和感が余計僕は聞こえました。

何か言いたそうやからどうぞ。今この時点で言うてください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）すみません。

今回の就職フェアですけれども、熊取町の公立保育所、特に何もしていないというわけではなくて、企画段階から協議会とはお話をした中で、当日も職員2人参加をさせていただいて、会計年度任用職員なんですけれども、相談を受け付ける体制は取っていたというところですので、そういった意味で協力をさせていただいたというところでございます。

熊取町も、議員と8月16日に懇談をされて、いろいろと民間保育所の現状というのを伺いされたということで聞いていますけれども、その前段では5月31日に藤原町長とも懇談をしたりとか、我々事務局との懇談とかもさせていただいて、民間保育所の考えというのは受け止めさせていただいているところでございます。その中では保育士の確保ですね。やはり保育士の確保といえますと、近年配慮を要する子どもが増えているというところであつたりとか、あと年度当初であつたりとか中途入所を見据えた中でやっぱり一定の保育士を確保しないとイケないということであつたりとか、また、各園が将来にわたって安定的に運営できるように新卒者を確保したいというふうなお考えとかも把握してございます。

そんな中で、やっぱり民間保育所の人材確保というのは我々も重要やというふうに考えておりま

すので、ほかの市町に負けないような形で人材確保をして、これからの熊取町の子育てを支えていただくといいことだと思っておりますので、そのあたりはそういう認識でいろいろ検討を進めているというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういうことは重々、皆さん方、その担当でずっと仕事をご苦労されているんですけど、それは僕も分かっているからね。だから、質問に対する答えとしてあまりにちょっと、熊取町は採用ないから行ってませんというような形でやったら身も蓋もないんですよ。それは残っちゃうんですよ。こういう質問、今回みんなやりますよということで、民間園の人もみんなネットでこれ、見えていますよ。だから、そういう意味合いで、たまたまそやからこうやって突っ込んで聞いたら、いやいやそれまでの事前のという話がある。だから、そのことをやはりこういう場でも含めてそこを強調する答弁を初めからやっておくべきやったなど僕は思います。

ですから、何も今回ないからやってへんなんて思っていませんよ。でも、それがやっぱり議事録に残ってしまっているから今の答弁を引き出さな、やっぱり民間園の人と僕らが質問したことによって理事者側の担当の皆さん方と気持ちが離れてしまったら意味がないので、僕らはつなぎたいんですよ、誤解のないようにね。ですから、そういう思いがあるのでご理解くださいね。

そしたら、あといろいろ各議員もおっしゃっていたんですが、就職祝い金のこと、家賃補助、この2点ちょっと答弁一緒で。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、重複しますけれども、就職祝い金につきましては保育士の確保策の一つとして導入する自治体が増えております。近隣でも複数の市町、例えば泉佐野市であったりとか泉南市、岸和田市というところでやられているというところですので、その状況も参考にしながら検討を行っていきたいというふうに考えております。

あと、家賃補助については、国の補助制度を活用するには、これは保育の制度としてあるんですけども、待機児童が発生しているということが条件にありますから、これにつきましては本町が独自に今、社宅誘致支援制度というのがありまして、これを継続するかどうか検討というところですので、その中で対応してまいりたいと考えております。

あと、雇用継続のための補助につきましては……

（発言する者あり）

健康福祉部理事（松浪敬一君）ほんなら一旦ここで切らせていただきます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）資料で各近隣の市町、これも民間園の方がそろえてくれたやつをもうそのまま許可を得て出させていただいています。もうそれぞれの議員がそのことについては言うているからくどくは申し上げませんが、やっぱりその会の中で民間園の方が言われたことは、一つは、今の風潮かどうか分からないんですけど、若い男性もおるんだろうけれども多くは女性やと思うんですが、資格を取っても保育士にならない選択をする人もいるんですよ。もう一個は、就職祝い金やか家賃補助とかある市町村が近隣である中で、他の市町と比べて戦うべきがないんだと。熊取町に来てくれたら、石井議員なんかも言っておられたけれども、今みんな学校へ行っているときのお金を借りて、そういう部分の負担なんかも何とかなれへんかみたいな形で、それを助けていこうというようなこと、そういうこともこういういろんな新聞にもそういう市町のこと、やっぱり多くは府や県が率先してそういう部分の制度をつくっていくということなんであれなんだけれども、特に東京や大阪、東京はもう進み出していますけれども、やはり人がなかなかUターン、Iターンで帰ってきてくれない。都市の大学へ行って田舎へ帰ってきてくれない。それを引き止めるために奨学金の返済を肩代わりしようとかそういう融資をしよう、逆にね。そういった形も含めて、本当に熊取町の幼稚園の先生に来ていただく就職フェアだけれども、そういった問題までみんなそれぞれが

問題を抱えているんですよ。

だから、そういう意味で、今回この議会で多くの議員がそういうことを言って、二見議員は最後に町長を詰めていただいて、そういうことも何とか制度設計をするんやというふうに僕は素直に受け止めたんですけど、そういうスタートラインにやっぱり熊取町も一緒に立たないと、ゴールへ走っていったときに、ぶわっと片一方、そういう制度があるところにだけ就職が決まって熊取町が置いてけぼり、今年は新卒のあれじゃないけれども、それがやっぱり私らの先輩があそこの市へ行った、ここのまちへ行った、熊取町にはこの2年、3年誰も学校から行ってないよねというようなことになれば、それこそそのとき熊取町が先生の成り手不足、町立も含めて、そんなときにそれこそ、「ほほえみ 子育て 熊取町！」を選んでいただいた転入者の人たちの子育てについて責任が持てないですよ。

だから、そういうことも含めて、今まだ待機児がゼロやという平時のときの民間園や全体への付き合い方、気配りの仕方、そして先を見ていく。よその状況を見て、こういう民間園の方がおっしゃっていたように、個人でここへ来てねと言ったときに熊取町をPRする、戦うすべがない。そういう言葉でずっとおっしゃるんやけれど、それは非常にむなしい説得なんですよ。そういうことをやはり熊取町の子育てを担って事業を起こして、民間園だからそれこそそれでやっぱり利益も出してもらわなあかん。その上で子どもをちゃんと育てていただいて、熊取町の若い世代が安心して子どもを預けられるという環境をこれから5年先も10年先も確保せないかんと思うんです。

ですから、本当に僕らも思ったのは、いいときにこの会合をさせてもらったなど。だから今回、9月議会でそれぞれの議員がいろんな思いの中で多分質問しますよと最後に僕も言ったんですけど、本当にそうなっているんですよ。何の打合せもしていないんですよ。ですから、そういう意味合いで重く受け止めていただきたいと思います。

いろんな制度が遅れています。昨日、二見議員が町長の答弁というか思いをちょっと聞かせていただいたんですが、今日も含めて、まだこの後で坂上巳生男議員もおっしゃいますので、そういうことを踏まえて町長、昨日の答弁の部分でもう少し具体的な、何かこういうことをやろうと思ってるんやとか、そんなことを一晩寝て考えてませんか。ちょっとあれば教えてください。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） いろいろと協議会の方々との意見相談の中身について、また皆さん方からのご意見、本当にありがたく思っております。

先立って、私も協議会の皆さん方とそういう話合いの場を持たせていただいた中で、横に部長も担当者もおったわけでありまして、その会った中で私の受け止めた思いをそこで協議会の皆さん方には前を向いた話をさせてもらっていますんで、それを担当者がどんなふうに受け止めたかは、これからの事業とかそういうものに反映されるというふうに思っております。

民間企業との公民連携という言葉がありまして、まちづくりは行政単独では難しいというふうな社会情勢の中でありまして、協議会の皆さん方と話しする中で、定期的にそういった協議会の皆さん方と話し合うというふうなことは当然進めてまいりたいというふうに思っております。定期的なそういう情報交換の中で、よりよい熊取町の「ほほえみ 子育て 熊取町！」、そういったものを目指していきたいというふうに思います。町ぐるみをこういうところで実現できたらなというふうな思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（河合弘樹君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 急な指名ですみません。

せっかく答弁いただいたのでちょっと質問なんですけれど、町長、民間園の方と会われたというのはいつ頃の話なんですか。

議長（河合弘樹君） 木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君） 今、町長から答弁ございましたように、この意見交換会、5月31日に開催をさせていただいております。意見交換会の内容についてでございますけれども、今回、議員各

位のほうとお話しといいますか、意見交換会していただいた内容とほぼ同じような内容を私も含めお聞かせいただいております。

今回このような場を持ったのは、まず、この協議会が昨年11月に設立されたということで、その旨も町長のほうにも報告しておりまして、町長のほうからは、先ほど町長から申し上げましたように、やはり子育て支援、最前線で担っていただいている民間保育園の方、そういう方等の現場の声を直接そういう方と意見を交わして、現場の状況というのをぜひ聞いてみたいという町長の思いがございました。そういったことも含めて、コロナが5類に移行したこともありますので、5月31日にそういう意見交換会の場を持たせていただきました。

その中で、町長のほうからも当然、特に人材確保という面につきまして、諸課題はありますけれども、人材確保策に町長としてもぜひとも取り組んでいきたいというような発言がございましたので、当然私も事務方としてはそれを受けて、今、議員皆様のほうからいろいろご紹介いただいているような他団体での先進地の事例、そういったものを調査研究、そして導入に向け検討のほうを進めておったという状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）5月31日にそういうメンバーとやっていたんですね。それからすると、3か月たつて、我々はこれを受けてこの議会が一番直近なんで、町長と皆さん方とお話しできるのが。それやったら、何人も昨日の一般質問、今日も会派質問をこうやって立っていますけれども、その話合いがあってあの答弁なんですかということが言いたい。思いませんか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）現時点では、まだ具体的な内容について原課の健康福祉部内でいろいろ揉んでいるといいますか、検討を行っている状況でございます。それも含めて今後、庁内内部の手続を踏むというような状況でありましたので、具体的な支援策という形でのご答弁はできませんでしたが、答弁といたしましては、例えば人員確保策でのインセンティブ的なところ、そういったところ、就職祝い金という形になるんですけれども、そういったことも他団体には劣らないような形での制度設計、当然財政負担も伴うことでございますから、そういったことが健康福祉部内でまだ検討中であったということから、答弁といたしましても具体的な内容の答弁には、ちょっと申し訳ございません、できなかったという状況でございます。

ただ、答弁としては、一定の経済的な支援策を検討しているんだという旨の答弁はさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）昨日はわざわざ町長、二見議員からも指名でそういう場があったのに、そんなことをもうここから先も言えへんで、やっぱりそういうのをちゃんと直接聞いていますとか、それと今は部局間のまだあれやと言うけれども、やっぱりその話を聞いて3か月の中で、そしてこの9月議会の中で各議員がこれだけこの問題を出してきていて、民間園と全議員が会うという情報も当然入っている中で、同じ内容でしたということは今頃おっしゃるんやったら、もう少しその中のもう本当に金太郎あめみたいに、ほんまに昨日質問した人も怒っていると思っていますよ。今笑っていますけれども怒っていますよ、心の中では。

やはり3か月というのは、もう僕ら毎月しゃべりたいけれど、3か月に1回しかこういう場がないんですよ。皆さん方は毎日毎日行政で、住民の人の生活がかかっているから頑張ってくれているわけですよ。その情報を5月31日に部長以下聞いていただいている、ほんでこの議会で本当にこのテーマで議員が各会派が全部こういうことを質問しているという中で、いつあったんですかと今日僕初めて、前に聞いたと言うから聞いたんですけれども、そういうことはもう全く不誠実ですよ。まだ全体の町としての方針ではないけれども、こういう形で前に進んでいる、ちょっとにおわすよ

うなことのあれは挟んでいたと今、部長はおっしゃるけれど、それは各議員みんなその場で民間園の方といろいろ話をして、それを知らなかった部分も多かったから、本当にこれはやらないかなという思いでこの9月議会に臨んでいるんですよ。そういうことからしたら、本当にちょっと今のやり取りは不誠実ですよ。

議長（河合弘樹君）議事の途中ですが、本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

続けてください。

1番（文野慎治君）すみません。ちょっと頭を冷やしましたけどね、今ので。

そやけど、本当にさっきもちょっと言うたように、今これ同時で皆さん見ていただいているから、昨日からもね。みんなが質問をあのおりでやってくれているんやなと思っていて、そして今僕がえっと言うたけれども、そういう答弁を5月31日に町長に伝えているのに、これ、それぞれの議員に対する答えがそれなんですか、事前に通告して。何で、5月31日にもちゃんと町長もそういう同じ場で同じようなメンバーで同じような話を聞いていますよ。そのときの会議の内容は僕の通告の資料、もうそのまま出しているんだからお分かりのはずなんですよ。本当に何かちょっと時間の無駄やなというふうに、あるいは皆さん方のスピード感、それを聞いていて、僕らがその後で聞いて今回こういう形やったら、それに基づいてもっとすばっとこれはできますということをやっぱり言わなあかんの違いますか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）8月に議員と民間園との協議会との場を持っていたときに、私はその場で当然どういうやり取りがあったのかも分かりませんが、その中で一定、協議会の皆様からも町、町長を含めそういった場があったということは、全くそうした文野議員の今の発言からいきますと、協議会の皆様からも、実はこの前にこういう話があったんだけど、まだ例えば具体的な回答がないとか、そういうことも全く発言がなかったというふうに私は捉えております。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）それはおかしい。それはおかしいですよ。8月にあった、9月議会で質問通告して、このレジュメをそのまま資料として出していて、それを事前に見ているでしょう。だから、そういう言い方がおかしいよ。やっぱりもっとスピード感を持ってやるべきでしたという態度でやらないと民間園の人に対しても失礼ですよ。5月に、僕らが会う前にもうちゃんと町長には伝えているんやけどもということ、聞いてますよということを使うといてくれたらいいんですよ。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）私ども、決して民間園に対して何か軽視しているというんですか、そういったことは一切考えておりませんで、民間園に対しては本当にもう逆にリスペクトしているぐらいの気持ちで担当も頑張っております。ただ、その会議が5月ということもありまして、当然新年度が始まって、担当している保育課、今年度、5年度の事業も保育料第2子無償化でありますとか様々な事業が始まった、スタートしている時期であったと。それと並行して検討を進めておったということでございまして、具体的にこの9月の中で答弁できなかったというのは、それはもう仕事がスピード感が足りんと言われると、それはもうおわびするしかないんですけども、ただ、現状といたしましては検討は引き続き行っておりますというところは、もうこれは間違いございません。それで、できるだけ早いうちにこれは具体的な内容を庁内で詰めていって、また議員の皆様、住民の皆様にもオーソライズ、お示しできるような形を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

したがいまして、決して民間園に対して今後良好な関係を保ちながら、やはり熊取町の今後の子育て支援というのを考えていかないといけませんので、そこは今後も引き続き、民間園とはきちっと情報共有しながら、いろんな意見もお聞かせいただきながら、すぐにはできないこと、できないことはあるかもしれないんですけども、少しずつでも施策として取り組んでいきたいというふうに考

えてございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）町長の5月31日のその行動、部長も含めて行ったということやけれど、それは公にできない、ネットで町長の動向といつも出ていますけれども、そういう行動やったんですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）5月31日に町長と民間園の皆様方とお会いしたときの記事については、町長日誌というのがホームページの中でございます。そこで公開をさせていただいているところでございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）その後で、6月議会の始まる前に僕らが会うたということがやっていて、6月議会で一般質問するというような形ではないんですよね。僕らは8月に会って、9月に質問の機会があるから、民間園の方とお話で僕らもこれは大変やと思ったから、町がそういう思いで、松浪理事には失礼だけれども、何でフェアに行ってへんねんという質問に対しては、いや熊取町は採用の予定がないからとかそういう形でさっと返されていたら、ああやっぱりこの議会で言うてよかったわとみんな思っているんですよ。それでみんな、それぞれ打合せも何もしてへんけれどこれだけ出てきたんですよ。

僕は会派やから、もうこれに特化してと思って時間を取ってこういう最後に、順番で言うたらまだ坂上巳生男議員がありますけれども、だからそういう点については、もう隠密行動でも何でもなくて、ちゃんとやることをやっていると。昨日も二見議員から町長という形で、よそに見合うような助成とかいうようなのが来たときは、もう直接会ってそういう話も伺っていますとか、そういうことがあってしかるべきやし、部長や松浪理事らのそういうご答弁の中でもそういうことが一言、誰かのときにでも初めに言うておけば、もうほんま言うたら僕の熱量、変わってますよ。僕が伝えなあかんことがもうちゃんと聞いてくれているんやと、そしたらあとは、いつするのとか何が止まっているのとか、そういうやり取りに1時間使えるじゃないですか。そのことを僕は残念やと思ってらんですよ。

時間ももったいないですから次へいきますけれども、ぜひ、もう今後そういうことのないようにしましょうよ。

僕らは8月16日に会ったときは、民間園の方が町は町立やから上に町があります、民間園はそれぞれ皆さんが経営しながらやっています、その横のつながりがこうしてできましたということで、そういう規約も、そして役職の表も載せていいんですかと、公にしているんですかということも了解いただきました。それで僕の質問資料の中にこれも入れているんです。だから、ちゃんとそういう形も踏まえて、僕ら議員側はそういう思いでこの9月議会、この問題は大事やなと思ってきますので、ちょっと擦れ違いましたけれども、今後やっぱりちゃんとやっていきましょう。

保育課からの情報提供ですね、町からね。ほんで、それもこういう資料をつけさせていただいています。5月の時点、31日やったら、この資料は国のいろんな就業継続支援策とかそういうふうな部分については、誰かの答弁の中でメールとかそんなのでやり取りしていますと答弁だったんですが、5月はこういうのはまだないですよ、時期的に。ないですね。はい。

ですから、そのときの民間園の方々のあれとしたら、こういう情報を流してもらえるのはいいんだけれども、まあ言うたら役所の者が見たら分かりますよね。でもこれ、実施補助割合が国が2分の1、都道府市区町村2分の1とか書いて、こんなの国や熊取町、大阪府が採用してくれたら予算つくんやなということを感じる程度で、それがうちであげますとか言うたって詮ない話で、だから、こういうものをメールでぽんと送りつけられても、これがそこの保育園の経営というか、自分のところの職員にどう当てはまってくるのか、ぽんと流されるだけではさっぱり分かれへんと。だから、僕は今回あえて向こうの規約であるとか、向こうもばらばらやったから、その情報は先につかんで5月に会うたということなんですけれども、今までばらばらやったから、民間園は民間園でそうい

う組織ができましたから、今後はもうこの充て職で代表の方とお話しする場合でもそこへ連絡すればできますし、やっぱりメールでこういう文章で、国はこういう予算をつけますよ、こういう制度ができるか分かりません、そやけど大阪府も熊取町もまだ何のこれをどう活用するか皆さん方にご相談するとか、そういったことはできていませんということで、この文章がメールで来ただけでは、もうそこで持っているだけしかないんですよ。

そのことについて代表の方からは、やはり説明をちゃんとしてほしい、それを要望を聞いていただいて、町も何ぼか負担せなあかんわけですから、そういう施策として、ちゃんとその組織の民間園としては意思決定をこれからやっていますから、それぞればらばらに返事するのと違って、そこでもんでくれます。規約にも書いているように、ちゃんと定期的に会議をやられます。本当に真面目に熊取町のそれこそ「ほほえみ 子育て 熊取町！」というキャッチコピーがあるのに、現実はこのぼんとメールくれるだけでは、私らどう動いてええのか分かりませんんですよ。

だから、本当にキャッチコピーと民間園の方が孤独感というか、自分のところのやっぱり経営とかそういうことも考えながら、しかし日々毎日通ってくる子どもの笑顔を見て、ああ何とか頑張ろうとかいうてやってくれているわけですよ。そういう人たちの気持ちをぎゅっと一つになるように、向こうもばらばらじゃいけないということでこういう組織化されたんですよ。そのことは非常に大きなことやと思うんです。その思いをやっぱり町として受け止めなければいけないなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと質問の部分で最後に公民所長会の機能強化と書いているんですが、これについて答弁お願ひします。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、公民所長会の機能強化についてご答弁いたします。

公民所長会とは、規約などが存在する合議体ではなくて、町立保育所と民間園が参加し、保育に関する意見交換や情報共有を図る場として従前から運営しています。よって、会長といった役職もありませんので定期的な開催ルールはなく、園や町の発意を受けて必要に応じて保育課が開催を調整することになっています。

民間園とはふだんから個別でも情報交換などを小まめに行っておりますが、町立保育所も含めて一堂に会しての議論となれば、この機会を活用しております。特に、民間園では民間保育園・こども園協議会が発足したこともございますので、日程調整の煩雑さ等を考慮し、協議会と町立保育所の代表で構成する小回りの効いた話合いの場もつくるなど、先ほどの情報共有も含め、交流の活性化を図っていければと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。そしたらすみません、1点目は終わります。

2点目で資料を頂いているんですが、退職者のことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、文野議員からのご質問の職員の退職者数についてご答弁申し上げます。

ここ最近、定年退職者以外の退職者が増えているとのご指摘につきましては、資料でお示しするとおり、自己都合退職者については平成30年度と令和元年度が7人、令和2年度は9人に増加しておりますが、これは大阪府広域水道企業団へ6人が転籍したことが原因であるため、その人数を除けば直近3か年では5人以下で推移してございます。また、過去5年平均では5.2人、10年平均でも6.1人でございますので、ここ最近で増加しているとの認識は持ってございません。

しかしながら、自己都合退職される個人の方々には様々な理由がございまして、優秀な人材が退職されるということは大変残念であると考えております。

今後も、令和2年3月策定の熊取町職員働き方改革指針に基づき、職員が働きがいを持って定年に至るまでずっと働き続けたい職場づくりにつながるよう、業務改革やモチベーションの向上、ワーク・ライフ・バランスなどの充実等に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

退職者のそう増減はない中でも、やっぱり一定あるわけですね。年齢層に何か特徴はありますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ちなみに平成30年度、平均年齢でよろしいですね。27.1歳、20代が5人、30代が2人になっています。それから31年度、令和元年度ですね。こちらが20代が3人、30代が2人、40代1人、50代1人ということで平均34.1歳、そして令和2年度、ここは3人、水道の関係はちょっと除かせていただきます。20代2人と30代1人、平均28.6歳、それから令和3年度は、20歳代が4人で30歳代が1人で28.2歳、令和4年度は30代が3人、50代が1人で41.7歳ということになってございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）感覚的にちょっと想像したより若い層ですよ。ちょうど来年度の採用のやつがこの間、募集が始まったんですね。やはり公務員の試験を受けてせっかく熊取町に就職されて頑張っておられて、10年もたないうちに職を離れるということ、そのご本人のやはり人生の中で決断として、それはもう全く自由なんですけれど、熊取町の特徴として、やっぱり何というても町だからすごく構成人員は少ないですよ。1,000人の市役所とか800人、三桁にもっとおるとかね。だから、すごく職場環境というのか、ちょっと途中やけれど、そういう辞めはった方がどこかの部局に偏っているとか、そんな統計は取ってないですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）どこの部署で辞めたかは全て分かるんですが、その年、同じ部署で複数人というのはちょっと記憶の中ではございません。個々の新たな転職をする方もいらっしゃるし、家庭の環境、家族の関係とかで辞められております。特にそういうところは認識してございません。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）聞きたいのは、一遍でということじゃなくて、何年も続けてそういう部とかそういうところから辞めてはる人っていませんか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）特にそこまでの分析はないんですが、保育士の方とか保育現場がございまして、そういう方は専門職の方でいらっしゃいますし、当然、技術職の方も一定都市整備部に固まりますので、そういう方が辞めれば同じような部ということのご指摘には当たるのかなと思います。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）分かりました。

何を言いたいかといえば、本当に小ぢんまりした組織の中だから、人間関係とか、あるいは例えば専門職で今の言うた部なんか特にそうやと思うんやけれど、やっぱり大きなところというのは、例えば人間関係の組合せでこれとこれは合えへんからちょっとまた離しときみたいな形ができるんだけど、熊取町みたいなこういう状況の中でやったら、どうしても毎日毎日顔を合わせたり、異動したって隣のところでおるとか、そんな形でどうしても人間関係、今ストレスの状況の中でそういう心の病になってまでおらんでええわという価値観、きっとあると思うんですね。

ですから、今日はもう皆さん幹部の皆さん方ですから、やはりそういうところも僕ちょっといろいろ、ああ今年もうあの子おらへんようになったとか、そんなやっぱり小さいから感じるんですよ。だから、何かそういう外的というか、もう少し何か、せっかく熊取町を目指してきてくれて何年かでも仕事をやってくれたんやから、そこで大事な人材として育ててほしいなという思いの

中で、何かそういう人事の中で、こういう公のところやからあれやけれど、もっと知恵を絞って、人間関係で悩んでおられたり、今ストレスの時代ですから、そういうことで職を辞してまたほかへ行くというようなことをちょっとでも防げたらいいなと思っています。そういう意味合いで数字を出させていただきました。

そういう意味も含めて、理事者側の皆さん方でやっぱり職場環境とか人間関係とかそういうのを目配りしていただいて、防げるものは防いで、また環境が変わったら絶対その人材は生きるはずですので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、ちょっと延長になりました。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時21分」延会）

9 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和5年9月定例会会議録（第3号）

月 日 令和5年9月8日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部理事 野津 恵
総 務 部 長 藤原 伸彦	住 民 部 長 巖根 晃哉
住 民 部 理 事 下中 昭三	健 康 福 祉 部 長 木村 直義
健康福祉部統括理事 石川 節子	健康福祉部理事 松浪 敬一
都 市 整 備 部 長 田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸
会計管理者兼会計課長 野原 孝美	教 育 次 長 阪上 敦司
教育委員会事務局統括理事 吉田 茂昭	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの、十分ではありませんので、水分補給など、おのおので暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、主要施策の成果、決算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めですが、認知症施策についてです。

世界で最も高齢化が進む我が国では、2025年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されております。そういったことを踏まえまして、認知症基本法がさきの国会で成立をいたしました。基本法では、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進することを目的としております。それには、一人一人が認知症を正しく理解することが大切であります。本町においても令和4年度、認知症の理解を推進するためにいろいろ取り組んでいただきました。

そこでお尋ねいたします。

1点目ですが、認知症は早期発見、早期対応が大切です。パソコンやスマホを使って気軽に簡単に早期発見につながるように、認知症チェックシステムを令和3年度から導入していただいておりますが、その利用状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、認知症施策の1点目の認知症チェックシステムの利用状況についてご答弁申し上げます。

認知症簡易チェックシステムは、令和3年度から町のホームページ上に導入しており、パソコンやスマートフォンを使って簡単に認知症のチェックができるシステムで、本人向けと家族・介護者向けの2種類がございます。このシステムは、認知症の診断をするものではなく、気づきのツールとして活用し、早期に連絡先につなげることを目的として導入しました。

利用実績につきましては、令和3年度は7月から9か月間の実績となりますが、本人向けが1,664人、家族・介護者向けは1,655人となっています。次に令和4年度では、本人向けは1,466人、家族・介護者向けが1,504人となっております。令和5年度は、7月末までの4か月分の実績となりますが、本人向けが485人、家族・介護者向けが526人と、一定数を保ちながらご利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

認知症チェックシステム、本当に、ご報告いただきましたが、たくさんの方に検索していただき、チェックしていただいているかなというふうに思うわけなんです、私のほうもちょっとさせていただいたときに、自分でチェックしながら、そして最終点数というか、出てきて、まだちょっとかろうじて大丈夫というところで、認知症予防のための10か条が出てきたり、また相談先、包括支援センターとか介護保険課、そういったところを案内していただき、また相談するときにはどういったことを注意したらいいかという、そういったことまで出てきて、すごく使いやすい、分かりやすい、役に立つシステムかと思っておりますので、またしっかりとこういったことをお知らせもしていただきたいと思っております。

9月はアルツハイマー月間ということで、こういったチラシも広報と一緒に入っていたわけなんです、そこにこの認知症システムについても掲載していただいていたので、こういうふうなことがあればすぐにスマホで、ネットでなかなか検索してもやっぱりたどり着かないというのがありますので、こういうふうに紙媒体でこういうQRコードを載せていただいたら簡単に入ってチェックできるかと思っておりますので、これ、定期的にこのQRコードを広報等とかに載せることはできないですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） ご意見ありがとうございます。

広報等も使いまして周知するということは定期的に、9月はおっしゃっていただきましたようにアルツハイマー月間ということで広報を使って、今準備しているのが、駅前のシンボルツリーにオレンジの光を上げて、この月間の周知というのも9月は積極的に行っていきたいというふうにも考えております。

あとは、認知症カフェであるとかいろんな今取組を多くコロナ禍が終わってさせていただいておりますので、そういうときにも今回作りましたそのチラシも基に、またチェックしてみてねということでお声かけというのは合わせてしていきたいというふうに思っております。広報のほうも定期的にさせていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。9月はそういった月間というところで、オレンジにライトアップしているところでいろいろ考えていただき、ありがとうございます。やっぱり認知症に対しての皆さんの理解を進めていくということで、本当にいろいろな施策を推進していただくこと、ありがたいと思います。今言いましたように、QRコードもあらゆる目に見えるところで簡単に入れるようにまた工夫して、ポスターに貼るとかそういうこともしていただけたらいいかなと思いますので、お願いします。

次、2点目へいきます。

2点目ですが、令和4年度から、認知症サポーター養成講座の受講修了者を対象に認知症ステップアップ講座やフォローアップ研修を実施し、チームオレンジの構築に向け努められたということですが、その成果と課題についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 次に、2点目の認知症ステップアップ講座、フォローアップ研修の成果・課題についてご答弁申し上げます。

認知症ステップアップ講座とは、認知症サポーター養成講座受講者を対象に、認知症への理解を深めることで地域で様々な場面で活躍する人材育成を目指し、令和4年度から開催しております。具体的には、町内の認知症サポート医や講座の企画、立案、講師を努めるキャラバンメイト等の専門職の協力を得て、講義や声かけなどの実践、どのような支援ができるかなどをテーマにグループワークも行っております。

次に、フォローアップ研修についてでございますが、こちらも令和4年度から開催しており、認知症施策に携わるキャラバンメイトやケアマネジャーなどの専門職を対象に、町内認知症サポート医による認知症の最新情報を交えた講義と事例検討を行ったところでございます。

いずれも、受講者からは認知症への理解がより深まったなどの声が寄せられていますが、地域で支援活動を行うチームオレンジの構築が課題であり、引き続き、講座や研修を継続し推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。令和4年度いろいろステップアップ研修、またフォローアップ研修、認知症サポーターの研修をしていただいたということなんですが、その講座や研修に違いというんですか、対象者は今ちょっと説明あったんですが、対象者は全然違うんですかね。その講座と研修、研修は専門の方ということですかね。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） ステップアップ講座のほうは、まず多くの方に認知症のサポーター養成講座というのを受けていただいて、オレンジのリングであったりこういう受講者証と受けて、あなたもサポーターですよということをまず多くの方に周知させていただいている事業がありまして、その方々がもう一步進んで、地域に担い手として声をかけたり、認知症のカフェとかで少しお手伝いできるような人材になっていただけたらというような目的で行っているのがステップアップ

講座のほうになります。

フォローアップ研修のほうは、今、議員おっしゃっていただいたように、専門職の人のさらなるステップアップということで、地域で困った人への支援というところの中心となるような人物というか、専門職を育てていこうということで行っている研修ということで、住民の皆さんの向上と専門職の方の向上と、この2つが組み合わさることで地域の方々への認知症で少し困ったなという方を早期に発見して支援へつなげる、そういったチームオレンジ構築というところにこれから力を入れていきたいというふう考えております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。一応、そしたらステップアップ講座につきましては認知症サポーターになられたオレンジのリング、講習を受けた方というところで、この施策のところ、資料のところを見たら認知症サポーターというのが4,149人という形で、4,000人ぐらいいらっしゃるところで、住民にすれば10人に1人は今そのサポーターになっていただいているということ、すごく講座を受けてなっていたということはあるありがたいことなんですが、こういった方々がその講座に参加して受けていただくというところで、今回、4年度はそのステップ講座に何人の方が受講されたんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） ステップアップ講座のほうは31名の方が参加されております。フォローアップ研修のほうは24名参加していただきました。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） まだまだ、そしたらステップアップ講座につきましてはたくさんのサポーターがいらっしゃいますので、しっかりとまた講座を開催していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

次、そしたら3点目へいきます。

3点目は、徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業について、取組状況と成果、課題についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 続きまして、3点目の徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業の取り組み状況と成果・課題についてご答弁申し上げます。

徘徊高齢者等SOSネットワークとは、認知症の方が外出して行方不明になった際に、その方の特徴等を事前に登録している協力者・協力機関に情報発信し、地域で見守り早期発見する仕組みでございます。本事業を必要な方に利用いただけるよう、ケアマネジャーをはじめ町内介護事業所等の関係者に周知するとともに、広報やホームページ等を通じて周知を行っています。

しかしながら、現在の徘徊高齢者等SOS登録者数の状況は43名で、協力者・協力機関の方が138件と横ばい状況が続いており、今後も引き続き、効果的な周知啓発に努め、関係機関や地域住民の皆様のご協力の下、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

今、登録されている方が43人、協力者は138件ということでご報告がありました。いきいきまとり高齢者計画2021、第8期高齢者計画の中でもその分につきましては目標を定めておまして、その目標、令和4年度は55で協力者が145になっております。まだまだ目標にも達してなくて、令和5年度の目標が登録者数60人、そして協力者数が150というふうになっております。そういったところでまだまだその目標に達していないというところで、認知症家族の方のためにしっかりと登録し、行方不明になった高齢者をしっかりと見守る、そういった体制というのは必要ではないかなというふうに思うわけなんですけれども、今またこれ、次のところでもちょっと質問させていただ

くんですけれど、この分につきましてはどんなふうに推進をされているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）一つは、相談に来られた方には周知させていただいておりますので、どちらかというと、来られた方で必要な方の登録への窓口ということはあるんですけれど、協力員の方、協力事業所のところには、企業というか駅前の事業所を回ってみたり、サポーター養成講座をスーパーとか郵便局とかいろんなところでさせていただきながら、こういうものもあります、ぜひ登録してくださいということでの周知というものも、積み重ねて少しずつですけれどももってきている状況です。

ただ、今まで令和2年、令和3年、令和4年途中ぐらいまではコロナの関係でなかなかそういった機会ですっきりと取り組むことが少し難しい状況でございましたので、議員おっしゃっていただいたように、この件についてはこれから特に力を入れて、協力機関の方、協力者が増えるというところに力を入れていきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。そうやって協力していただけることはありがたいのですが、そうやって推進していただいて努力していただいていることありがたいことなんですが、協力者、事業者だけではなくて、町全体でそういった認知症の方を見守っていく体制というのも、サポーター養成と同じです所以需要かと思ひまして、4点目の質問になります。

4点目は、徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、SOSネットワーク事業の協力者に連絡して発見していただくようにされておられますが、さらに、早期発見に役立つように二次元コード付シールを配付している自治体があります。持ち物や衣服にその見守りシールを貼りつけていただくことで、発見者がスマートフォン等でQRコードを読み込むと、警察や基幹包括支援センターの連絡先が表示されまして、シールに記載されている番号に連絡するという事になっております。

泉佐野市は今年度より導入をいたしました。貝塚市は既に導入しているようであります。資料につけさせていただいておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。泉佐野市の分です。

泉佐野市徘徊高齢者等SOSネットワークということになっておりますが、こういうふうになっておりまして、現物はこれです。ちょっと小さいですが、こんなシールになっています。2.5センチ掛ける4センチの大きさのシールになっているんですけれども、そういうのがありまして、そういったシールを配付しているんですが、本町も高齢者の見守り強化のために実施しだしてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、4点目の徘徊高齢者等への二次元コード付シールの配布についてご答弁申し上げます。

議員ご提案の本事業につきましては、徘徊高齢者等見守りネットワークに登録されている方に対し、QRコードシールを複数枚配付し、衣類や靴など外出時に使用するものなどにこのシールを貼り付けるものでございます。

使用方法としましては、徘徊等で困っている高齢者に気づいた方がスマートフォンなどでQRコードを読み取ると市町村や警察の連絡先が表示され、シールに記載されている番号を連絡先に伝えていただくことで身元が分かる仕組みでございます。

この事業につきましては、先行自治体などに確認を行い、効果や課題などを整理した上で、必要性についてしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）必要性について検討ということですが、今、協力事業者がなかなか増えていかない

というところの中で、本当に地域の皆さんに協力してもらえる、そういった施策かと思いますので、この必要性はあるんじゃないかなというふうに思います。

泉佐野市の担当課のほう、健康福祉部地域共生推進課のほうに行って聞いてまいりました。泉佐野市は、事前登録者が今127人で、対象者全員に今回作ったので1人10枚のシールを配付したそうです。4月から実施して、新規登録者も今回11人あったそうですが、皆さん、以前から登録してきた人たちにも、そして今回の新規登録者の方にも10枚お渡ししてというところで、一番ネックになっていたのが、これを個人情報というところがネックやっみたいですが、個人情報としてあるのはここにある番号だけなので、名前も住所も何も分からないというところで、番号を警察とここに出てくる包括支援センターに連絡すれば、そこが誰と分かるというところで、そこが分かった段階でご家族に連絡し、その方をちゃんとお届けすることができるという形になっておりますので、個人情報の心配もないかなというふうに思います。警察のほうも協力していただけるということなんで、ありがたいことかなと思います。

徘徊高齢者の方、熊取町内だけにいるとは限らないです。熊取町の人であっても歩いてどこまで行くか分かりません。貝塚市の人でも熊取町に来るかもしれないんで、そういった中でこれを見たときに、何か泉佐野市に行って行方不明になっていた人を、熊取町の人かもしれないのを見つけた方がQRコードを見て連絡してくれるということが、もう広域にわたって、熊取町の事業者だけじゃなくて広域で発見につながるかと思っておりますので、ぜひとも必要性はしっかりと感じていただきたいなというふうに思うわけなんですけど、どうですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）いただきました意見ですけれども、徘徊、何かできないかなというところは思っております。

ただ、いろんなやり方を考える中で1点気になっていたことが、今先ほど言っていた個人情報のこと、あともう一点は、そのタグを貼ることで、私は認知症ですということで手を差し伸べていただく方もいらっしゃるかもしれないですけど、それによって何か事件に巻き込まれないかとか、そういうことも懸念をし、そういうことも含めて先行で行っている市町村のほうにはお聞きしたいというふうに考えております。

あとは、この事業によって少しでも効果が現れるのであれば、それは導入ということも併せて検討していきたいというふうには思っているところです。

あとは、認知症の方の特性としまして、徘徊されるとき、買物途中で帰り道が分からなくなって家にたどり着けない、その方は携帯も持っているだろうし、こういったタグをつけたものを着て多分おられているので、そういう方は多分発見というか、おうちに帰ることが容易にできると思うんですけども、反対に、よくあるのが夜中に気がついたらいなくなったと。その場合、靴を履いてなかった、携帯も持ってなかった、そういう方の行方不明になったときの、警察も一緒に捜していただくんですけども、本当に気がついたら、言われたみたいに広域に、ほかの市町に行ってきたとか、そういう方もおまして、いろんなネットワークというのも併せて必要ではないかというふうに思っております。

徘徊高齢者等SOSネットワーク事業のほうですけれども、これは熊取町だけで行っているのではなくて、例えば熊取町に他府県からも情報が来ます、こういう方がといった情報が大阪府を通じて来ますし、3市3町で、隣の市であった場合、その場合も来たりしますので、そういう方も含めてネットワークは一応つくっているということと、いただきましたご意見については一つのツールとして検討はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

今言われたように、寝ているパジャマで出ていったとき、そのパジャマにシールがあればそれで発見につながるわけなんです。その方が携帯を持っている必要はないんです。見つける方が携帯

でスマホでかざしてというところなので、その辺のところはちょっと言うてはることは違うん違うかなというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。

費用は、泉佐野市のほうに聞きました。そんなに費用のかかるものではないです。1枚200円というところなんです、介護保険の地域支援事業交付金というものを活用できるそうなので、泉佐野市も3,000枚作成して費用61万500円かかったんですが、その交付金を使いますと国が38.5%、府が19.25%、市町村が19.25%の負担なので、市の負担は11万8,000円だったというふうな説明を聞いております。本当に一人でもそういった徘徊高齢者の方の命を救う施策だということで、そちらのほうに重点を置いて検討していただきたいと思いますので、お願いいたします。

では、次へいきます。

5点目は、認知症予防につながる施策も重要かと考えます。一般的に運動機能の低下を予防するためにフレイル予防の取組が行われていますが、感覚機能の低下については自らの努力では難しい面があります。

その中で、特に心配なのが聴力の低下です。加齢による軽度、中等度の難聴の場合、個人差はありますが、年齢を重ねるごとに聞き取りにくいことを苦にしまい、外出を控えたり地域の方とのコミュニケーションを避けてしまう。そして、家で閉じ籠って人とのつながりを避けてしまい、その結果、認知症になるリスクが高まってしまうということがあるというふうに考えられるかと思えます。

高齢者の方が自ら外出して楽しくコミュニケーションを取りながら認知症予防やフレイル予防につなげるために、補聴器購入費助成事業を実施している自治体があります。この件はほかの議員も質問されておられますが、住民からの相談もたくさんあります。また、私たち公明党の国会議員も、難聴が認知症の危険因子の一つであるということを国会の質疑で行っておりますので、このたび質問をさせていただきました。本町も補聴器購入費助成事業を実施してはかがかとお伺いいたします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の5点目、認知症予防やフレイル予防につなげるための補聴器購入費助成事業についてご答弁申し上げます。

高齢者の社会参加の観点から、加齢性難聴はコミュニケーションの取りづらさから認知症や鬱の危険因子である可能性が指摘されていることは認識しておりますが、本年6月議会においてもご答弁させていただきましたとおり、高齢者に対する補聴器購入補助といたしましては、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度として購入費に要する費用の一部を支給しております。

加齢性難聴の方で障害者手帳の交付を受けていない方の高齢者補聴器購入費助成につきましては、全国的にもまだ導入実績も少ない状況であり、本町としましては、引き続き国や大阪府、また近隣市町の動向を注視しながら情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、幅広く多岐にわたる認知症施策をどのように推進することが本町にとって効果的なのか、第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定と併せまして広く検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。周辺の自治体の状況を見てということですが、貝塚市は5年度、300万円の予算を取りまして、65歳以上の方、非課税世帯を対象で補聴器の購入1台分の2分の1、上限2万5,000円を補助しております。身体障がい者の手帳のない方が対象ですよね。泉大津市は、令和5年度の予算360万円です。令和5年6月1日から、50歳以上の方、身体障害者手帳のない方、両耳聴力レベルが40デシベル以上の方が対象で、非課税世帯、生活保護世帯は2分の1助成で上限5万円、課税世帯は4分の1助成の上限2万5,000円補助しております。岬町は、令和5年度の予算は100万4,000円です。65歳以上の方、非課税世帯、生活保護世帯で聴力レベル40デシベル以上、上限5万円の補助をしておりますという周辺の実態でございます。担当課も調べてい

らっしゃるかと思いますが、予算的にはそんなに多額ではないかなというふうに思っております。対象者によりますけれどもね。そういう形であります。情報提供をさせていただきます。

先ほども言いましたが、この認知症施策、多岐にわたってということですが、まずは予防という意味で、今回もイギリスの「ランセット」という医学誌があるんですが、国会で國重 徹衆議院議員が質問しているんですけども、その「ランセット」という医学誌の中で難聴が予防可能な認知症の危険因子の一つであるということを描いておられます。国のほうでも今調査研究がなされているそうなのでございますが、しっかりとその結果も見たいわけなんですけど、まずは難聴で聞き取りにくくてやっぱりコミュニケーションが取りにくくなっている、そういった方に対するコミュニケーションを取って外出して皆さんと楽しく会話しながらそういった認知症の予防につなげていくような施策というところで、この施策を今推進している自治体があるわけなんですよね。

補聴器を買うにしてもやっぱり高額だということ、購入費の助成が、その負担を少しでも軽減することが購入する動機づけになるというところで、泉大津市もそういった施策を実施されたというところでございます。

もう一枚資料があるんですが、これは今年の9月1日付の公明新聞なんですけれども、上の真ん中辺に、東京の港区で導入して、今回それで補聴器を買われた方が、会話の声が聞こえなくて人と話すのが苦になっていたことがあったけれど、それが補聴器を使ってから本当によく聞こえるようになり、気持ちが明るくなったという声がありまして、真ん中辺に「国の交付金活用」というところで、相模原市は保険者機能強化推進交付金というものを活用してこれを実施したということが載っております。愛知医科大学の専門の教授が言われているんですが、真ん中辺で「男性の場合、70歳代では5～6人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えている。そのままにしておくと、会話や社会的交流が減少し、うつや無気力、認知機能の低下につながる。補聴器を使うことで一部の認知機能低下を防ぎ、認知症予防に一定程度の効果が期待できる」というふうに意見されております。「難聴を放置している間に認知機能の低下やフレイルが進行してしまうことを、幅広い世代の人に知ってもらいたい」というふうに、そういうふうなご意見が載っております。そういったこともしっかりと参考にさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）難聴によって認知症のほうにつながるということは、それはこちらもしっかりと受け止めているところでございます。

認知症予防という観点でいきますと、耳の聞こえもですし、人との関わりということもございまして、まず自分がどれだけ聞こえているのかという気づき、そういうところのフォローという点で入っていくこともできるだろうし、運動を多くすることがアミノベータの蓄積を下げて、それはアルツハイマーの予防にもなりますので、いろんな観点での認知症予防という施策がございまして。

その中で、どういう事業をしていくのが、同じ財政状況を見ながらしていくのかということ、今回、計画策定で、熊取町では認知症施策の推進委員会といたしまして、認知症に携わる方々が集まるの検討委員会も行ってございます。どういうことが必要かということその委員会の中でも先生方と一緒に話をしながら検討して、それで必要に応じてということ、施策も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今回、この補聴器助成の導入につきまして、認知症予防対策ということで取上げさせていただきましたが、熊取町だけではなくて、忠岡町も昨日質問させていただきました、一応、時期は言いませんでしたが前向きに検討するという答弁があったそうです。今、また田尻町も、泉佐野市も今回この9月議会で取り上げ、質問をすることになっております。また泉南市のほうもこの分については要望する、質問する方向になってございまして、本当に今、何が必要かというところを高齢者の声

をしっかり聞いて、今高齢者が求めていらっしゃるそういった施策を推進していただくことが一番、専門家の方のご意見を聞くことも大切ですが、住民のご意見もしっかりと聞いていただけたらなというふうに思います。

町長がよく、元気で生き生きと長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進したいと、そういうふうにご意見を伺われます。本当に生き生きと長く楽しく過ごせるために、そういった高齢者の方の施策も必要かと思いますが、ちょっと政治的に判断も必要かと思うんですが、町長のご意見も聞かせてください。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 子どもから大人、高齢者までが生き生きと楽しく、そういった感じで過ごしてもらえる熊取町、もう皆さん方と同じような思いで施策を進めておるといことはご理解していただいていると思います。

その中でいろんな、本当に多種多様なニーズがございます。それをいかに対策として、施策として盛り込んでいくのか、いろいろな方からご意見をいただきながら進めていくというのが私の政治的な基本方針でありますので、そういった皆さん方からのご要望、これは確実にお答えさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういう声の大きな、多数の方がそういうことを望まれるのであれば、また前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。本当に多数の方の声ですので、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

次に、2項目めへいきます。

2項目め、子育て支援事業についてです。

昨年、国において、全ての子どもの権利を保障することも基本法が6月に成立をいたしました。国に先駆けて、熊取町におきましては4月に子どもの権利に関する条例が制定されました。子どものための条例です。その取組状況についてお尋ねいたします。

1点目は、条例の周知、啓発にどのように取り組まれたのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、ご質問の第1点目、昨年制定された「子どもの権利に関する条例」の周知・啓発への取組みについてご答弁申し上げます。

今年4月に施行されたこども基本法に先駆け制定した本条例の周知・啓発につきましては、本条例の内容、具体的には、自分たちにどのような権利があって、どのように守られるのか、また、困ったときにどこに相談すればよいのかなどの内容を子ども向けに分かりやすく解説した啓発用パンフレットを作成して小学生及び中学生に配付するとともに、条例の内容や制定経過を町ホームページに掲載し、全ての町民等に対する周知と機運の醸成を図ったところでございます。

また、子どもに関する各関係機関の会合等で説明を行うとともに、日々住民の方々に応対する町内の職員向け研修での説明を行うなど、あらゆる機会を捉え本条例の周知に努めました。

また、昨年11月には、本条例に基づく子どもの権利月間の取組として、熊取駅前での周知啓発活動、また町民文化祭の一環として開催されたくまどりこどもまつりに子どもの権利に関するブースを設置し、紙人形劇を用いての分かりやすい説明や子どもの権利にまつわるスタンプラリーなどを行い、子どもたちへの周知を行ったところです。

また、11月23日には煉瓦館において「子どもの命の大切さを考える集い」を開催し、条例制定のため、子ども・子育て会議に設置した条例検討部会の森下部会長による「子どもの権利に関する条例の策定に携わって」のご講演、また泉州広域母子医療センター長の荻田和秀さんによる「奇蹟のすぐそばにということ～産科医から見た子育てとは～」と題しての講演会を実施し、100名を超える多くの方々の参加をいただいたところでございます。

また、11月27日には教育委員会主催の「子どもの権利の視点はなぜ必要か」とのテーマで開催された親学習講演会において、東洋大学の森田明美名誉教授から本町の条例の考察も交えたご講演をいただいたところでございます。

条例施行の初年度においては、おおむね以上のような内容で周知啓発の取組を行ったところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。いろいろ取組、条例制定についての説明等をやっていたいただき、ありがとうございます。

それで、2点目なんですけど、子どもたちの反響、また大人の反響はどうなのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 次に、2点目の子ども達の反響、大人の反響についてのご質問にお答えします。

まず、子どもたちの反響については、くまとりこどもまつりに参加した子どもたちからは、自分たちにこんな権利があるということを知らなかったといったことや、いろんな人から守られているんだといった感想が伝えられました。また、スタンプラリーに参加した全ての子どもたちに、困ったときに相談できる人はいますかと確認したところ、ほぼ全ての子どもたちから相談できる人がいるという回答があり、我々スタッフとしても非常に安心したところでございます。

また、大人の方々の反響については、11月23日の子どもの命を大切にする集いでのアンケート結果からは、子どもも大人も気軽に集える場、相談できる場が必要であるということ、人と人がつながり、お互いに知り合う、認め合うこと、子どもの思いを受け止め尊重することなど、大切にしなければいけないという声を多くいただきました。

また一方で、子どもの権利だけ特別視する必要があるのかななどの意見もあり、住民の方々が子どもの権利に関して改めて意識を持っていただくきっかけになったものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。本当に子どもも大人もしっかり考えることができた、その条例でね。子どもの権利、それぞれの権利を考えることができたということで、よかったかなというふうに思っています。

次、3点目ですが、今後、条例に基づき何か取組を検討していることがあればお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、3点目の今後、条例に基づき検討している取組みについてのご質問にお答えをします。

今年度につきましては、さらに子どもの権利に関する認識を深めてもらえるよう、小学校1年生、小学校5年生及び中学校1年生に対して啓発リーフレットを配付するとともに、11月の子ども権利月間には、各公共施設に子どもの権利月間ののぼりを設置して機運の醸成を図るとともに、くまとりこどもまつりに参画し、子どもたちへの一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、現在調整中ではございますが、熊取図書館において子どもの権利に関する講演会を関連図書展示とともに開催し、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

リーフレット、小学校1年、5年、中1というところで、なぜそないなったのかというところも聞きたいんですが、もう時間の都合でまたあれで、結局、権利についてというのを子どもたちがやっぱり今、いじめとか不登校とかいろんな問題もありました中で、本当に自分たちは4つの権利があるというところで、子どもは子ども同士でしっかりとそれぞれの権利を守っていかないといけないという、権利について考える機会にさせていただけたらなというふうに思いますので、この11月、いろんなイベントもしていただいています、各学校で子どもたちがこの条例について学ぶ、そういった機会にさせていただけたらなというふうに思うんですが、教育委員会のほうはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校のほうは、常日頃からそういうふうな形で先生方が取り組んでくれています。当然、先ほど松浪理事のほうからあったパンフレットについても子どもたちに配付する中で、自分たちがこういう権利でいろんな人から守られているんやでというふうなことを、ふだんの授業を通して子どもたちに伝えるようにはしていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。常日頃からが大切なんですが、特に11月というところで、その月ほどの学校もそういったことをみんなで話し合う場というのがあってもいいのかなと思って提案させていただきました。

次、4点目へいきます。

4点目は、条例の第3条に子どもの代表的な4つの権利を規定し、「参加する権利」の中に「自分の意見や考えを自由に表明できます。」とあります。そして第4条に「対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。」とあります。当事者である子どもや若者が意見を表明し、政策やまちづくりに反映できる仕組みづくりとして子ども・若者議会の取組を求めますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）次に、4点目の子どもや若者が意見を表明し、まちづくりに反映できる仕組みとしての子ども・若者議会の実施についてのご質問にお答えします。

本条例第3条には「自分の意見や考えを自由に表明できます。」第4条には「対話に努め、多様な子どもたちの育ちを支えます。」と規定しております。これは、条例制定の過程での子どもたちへのアンケート結果から、子どもには、大人と子どもの関係ではなく、対等に話し合える関係でありたいという思いがあること、そして、それを受け止めて子どもと子どもの周りの人々の対話の重要性を示したものでございまして、日頃、子どもが参加する身近な組織や活動の中で、子どもの権利を大切にしたい取組をしていくことが大切であることを表しています。

子どもや若者が意見を表明し、まちづくりに反映できる仕組みといたしましては、こども基本法に基づき、今年度から令和6年度、来年度にかけて、第2期子ども・子育て支援計画の後継計画となる（仮称）熊取町こども計画を策定することとしておりまして、この中で、子どもへのアンケート、また、18歳以上39歳以下の若者の会議への参画も今検討しているところでございまして、子ども・若者の意見等の把握を行ってまいりたいと考えております。

ご提案の子ども・若者議会につきましては、象徴的なイベントとしての効果、また、そのやり方もいろいろな方法が考えられるものと存じますが、まずは先述の（仮称）熊取町こども計画の策定過程の中で、子ども・若者の意見をしっかりと把握し、これを踏まえ、個々の施策の検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。こども計画の中でそういった子ども会議を検討しているということ、ありがたいかと思えます。

これ、取上げさせていただきましたのが、先般泉佐野市が高校生の熱意で小・中学生塾代助成導入と、泉佐野市を動かすというこういう記事があって、高校生の意見がまちづくりに反映されたと

いう記事がありました。そういった中で、やっぱり子どもたちが自分たちの意見もまちづくりに反映されるんだという、これってもうすごく、これを読んでいてびびっと感じたんですね。そういった意味で、こうした議会、子どもたちの声を反映できる場が必要ではないかなというところで、今回これも要望させていただきました。そういった子ども会議を検討していらっしゃるんでしたら、その中で子どもの意見をまちづくりに生かせるように検討していただきたいと思います。

愛知県の新城市は若者議会ということをやっております、条例もつくっているわけなんですけど、若者が提案した施策について、まず当初予算から予算を枠取りしてまして、ちょっとそこは金額が大きいんですけども、1,000万円の枠取りをしていて、その若者議会の中で提案された施策を、そのために予算取りした分で、その予算でまちづくりに子どもたちの意見を生かしているということをやっているそうなんです。だから、そういったことが子どもたちにとっては、自分たちもまちづくりに参画できているんやという意識づくりになりますので、そういった予算におきましても枠取りをしていただいて、子どもたちの声をまちづくりに生かせる施策というのでもいいのではないかな。そうすることによって、今6月議会で若い方の投票率が低いということも質問させていただいたわけなんですけど、若い方の投票率を上げるためにも、そういった若者の声をまちづくりの中で生かしてくれる場があるんだということがまた投票率につながるかと思えます。

熊取町の若い方、60歳代は60%ぐらいあるのに二十歳代は、熊取町だけではないかと思うんですけど、22%程度なので、そういったことも必要ではないかなということで提案させていただきましたので、これはまた調査研究していただきますようよろしくお願いいたします。

次へいきます。すみません。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）ちょっとよろしいか。すみません。

私、先ほどの答弁の中で、こども計画の策定の中で18歳から39歳までの若者の参画を検討して、そこで意見をいただいて、その計画の中でどういう施策をこれからやっていくかというところを計画を立てていくというお話をさせていただきました。その中で、子ども・若者議会の実施も含めてその中で検討していくということでご理解をいただきたいと思えます。

以前、熊取町子ども議会というのをやっております、若者というところを加えるというところでまた趣旨も変わってくるのかなと思うんですけども、ただ、それをやるかどうかにつきましては、子ども会議の若者も含めた検討の中でその実施の有無は検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。よろしくお願いいたします。応援していきたいと思えます。

3点目ですが、3項目めはヤングケアラー支援についてです。

ヤングケアラーとは日常的に家族の世話や介護を担う18歳以下の子どものことでありますが、国は2022年度から2024年度までの3か年をヤングケアラー支援の集中取組期間と定めて、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の予算を盛り込んでおります。本町も、まずは実態をつかむためにアンケート調査を令和4年1月、2月に実施されました。そのアンケート調査の結果につきましては、令和4年3月議会でもご報告いただきました。

その中で、1点目ですが、令和4年度ヤングケアラー支援についての取組について、主要施策の成果の中にそういった説明の記述が一言もなかったので、お聞かせいただけたらと思えます。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、ご質問の1点目、ヤングケアラー支援に係る令和4年度の取組についてご答弁申し上げます。

国では、令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、広報啓発活動を行うことにより、中高生の認知度5割達成を目指すとしております。

本町におきましても、令和3年度に教育委員会と連携して実施しましたヤングケアラーの観点で

の生活実態に関するアンケート調査において生活実態のアンケートを実施したところですが、そのうちの設問の一つである、ヤングケアラーという言葉をこれまでに聞いたことがありますかという質問に対しましては、小学校5、6年生で70.6%、中学生で70.4%という結果でございました。

令和4年度は、子どもの権利に関する条例を施行した年でもあり、子どもの権利の中の育つ権利を尊重していくためにも、ヤングケアラーの周知にも努めたところです。具体的には、町広報やホームページへ掲載し、ヤングケアラーとはどのような子どもたちを指すのか、また、自身が気になったときには子育て支援課など身近な関係機関まで連絡いただくことを周知したほか、子どもの権利に関する条例の啓発リーフレットにもヤングケアラーのことを掲載し、周知を行いました。これに加えて、地域での必要な支援を担う民生委員・児童委員協議会の児童福祉部会との交流会を実施しており、ヤングケアラーに関する説明及び地域でヤングケアラーに関する心配情報を提供いただけるよう依頼を行うなどの取組を行いました。

ヤングケアラーと思われる子どもへの対応につきましては、早期に発見し必要な支援につなぐということが大切であることから、学校におきまして児童・生徒の個別の相談支援などに対応するとともに、福祉部局では、住民の方々や学校等の関係者からヤングケアラーに関する相談を受けた場合に、要保護児童対策地域協議会の対応に準じた形で支援内容の検討及び決定を行い、支援につなげる役割を担っており、これに基づいて対応を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。まずはヤングケアラーについての認知度を高めるために情報提供していただいたということですが、子どもの認知度、大人の認知度についてはどうでしょうか、高まっているのでしょうか、ヤングケアラーに対する。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 令和3年度に小学校5、6年生及び中学生にアンケートしたときの結果は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、その後、国におけるPRであったりとかいろいろなマスメディアを通じたPR、また本町でもいろいろ、こどもまつりでのPRであったりとかそういった子ども向けのPRもやっておりますので、認知度はかなり上がってきているというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そしたら、研修についてなんですけど、先ほど民生児童委員とかいうふうにおっしゃっておられましたが、資料をつけさせていただきました。2ページに実態調査と研修推進事業ということで、国もそういった費用を助成しているわけなんですけど、この研修についてはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 研修につきましては、大阪府がヤングケアラーに関するちょっと規模が大きい研修会を毎年実施しております。それに関係職員が参加するというふうな形でやっておりますし、庁内的にも、関係機関に対してヤングケアラーを題材にした自主勉強会というんですか、そういうのを実施したりとかという形で、ヤングケアラーに対応するための備えをやっているというふうな実情でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

次、研修につきましても2ページにいろいろ対象者の方、載っております。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、全てそういった学校関係者の方、また介助員、病院関係者、そういった方にもしっかりと研修を、これは府のほうを対象にやっていたらいいのかなと思うんで

すが、そういった研修をし、ヤングケアラーに対する認知度と、そしてどういふふうにフォローしていくのかということも研修をしていただけたらと思うんですが、2点目へいきます。

その現状と対策というところで、さらなる支援というところで、2点目の質問をお願いします。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）次に、現状と今後の対策やさらなる支援についてのご質問にお答えをします。

現状につきましては、先ほど申しあげましたように、ヤングケアラーについて、地域社会での認識を高め、適切な支援につなげられるよう、見つける、つなぐ、支えるの視点を大切に取り組んでいるところです。具体的には、養育支援が必要な世帯でヤングケアラーと考えられる子どもに対しては、相談員との関係を保ちながら、世帯の状況に応じて家庭訪問して、子どもの様子、家庭の状況を細かく見守るとともに、必要なサービスにつながるよう支援を行っているところでございます。また、子ども・子育て部門、高齢者部門、障がい者部門など多くの担当が参画している地域共生ネットワーク構築会議において各分野の支援の内容も共有しているところであり、重層的な対応を行える体制を取っております。

次に、今後の対策につきましては、ヤングケアラーの早期発見及びその見守り対応を継続するとともに、できるだけ既存の福祉サービスを活用いただけるよう支援していきたいと考えておりますが、既存のサービスでは対応できない場合にどのような支援が必要であるかというのを検討して、新たな支援施策の実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今、いろいろ相談体制とかも国のほうで施策、補助事業という形でやっております、子どもたちが自ら声を上げていただけるように、LINEでの相談とか電話相談というところの分もあるわけなんです、その辺のところの検討はされているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）LINEであったりとか直接町とか学校、教育委員会のほうに相談するということがはばかれる子どもについては、LINE相談であったりとか国の機関、府の機関に連絡できるような、連絡先を子どもの権利に関する条例のパンフレットにも掲載をしております、これが、いつも子どもが見ていただいて対応できるような形を取っておりますので、それで連絡をいただくというふうなことを想定しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そうやって取り組んでいただいていることを主要施策の中でも少し触れていただけたらなというふうに思います。せっかく取り組んでくださっているのに、子どもたち一人一人の本当に声なき声を聞きながら、本当に一人も残さず子どもの命を守るというか、そういった生活改善までフォローアップする体制をしっかりと取り組んでいるということ、また取組を教えていただけたらなというふうに、また今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。時間になりました。すみません。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）それでは私のほうから、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和4年度の熊取町の主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行わせていただきます。

まず、1点目はスマートシティ化の取組についてであります。この間、各種手続のオンライン化によって住民の利便性が向上する、そういう方向でいろいろと様々な施策が行われているわけで

ありますが、そのこと自体はよいことだと考えておりますが、今回といたしますか、昨年度からであります、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけを政府が決定し、それを急いだこと等により、全国各地で様々なトラブルが発生しております。6月議会では江川議員がこの問題を取り上げましたが、6月議会の折においても、様々なトラブルがどんどん急増しており、その後、引き続き各地で別人の情報がひもづけられておったりとか、あるいは医療機関でマイナ保険証を利用した際にきちんと確認ができない、十分読み取りできないとか、あるいは保険負担、利用料負担の割合がきちんと反映されていないとか、そういったことが発生しております。

そこでお尋ねしたいことの第1点は、現在マイナンバーカードを持っていない人が国民の2割余り、マイナ保険証保有者は約5割と報告されています。これは直近のデジタル庁のホームページの報告の数字であります。そんな状況の下で政府は来年秋には健康保険証を廃止するとしているわけですが、このような状況の下で様々なトラブルが発生している下で、保険診療への影響が懸念されます。熊取町としての対応をお尋ねいたします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）スマートシティ化の取組において、来年秋に保険証が廃止された場合の保険診療への町としての対応についてご答弁申し上げます。

ご答弁させていただく前提といたしまして、こちら、我々国民健康保険証ということのご答弁ということでご承知おきいただきたいと思います。また前段、議員がおっしゃっていましたように、現在国民健康保険証におきましてのひもづけ等によるトラブルというのは、本町の場合は一切発生しておらないということをまず申し上げます。

失礼いたしました。それではご答弁させていただきます。

まず、本町におけるマイナ保険証の申請状況でございますが、令和5年4月時点での状況では国民健康保険で50.73%、後期高齢者医療で48.21%でございましたが、7月時点におきましては国民健康保険で54.89%、後期高齢者医療では54.71%の申請状況となっております。

さて、マイナンバー法等の一部を改正する改正法におきまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られ、現行の健康保険証の取扱いにつきましては来年秋の廃止が決定しており、保険証廃止後1年間は有効とする経過措置が取られてございます。また、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない方、つまりマイナ保険証を持っていない方に対しましては、資格確認書を発行することで全ての被保険者が円滑に保険診療が受けられることになってございます。

したがいまして、今後の本町の対応につきましても、国が示しております運用について適切に対応すべく取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただいた中で、本町ではといたしますか、町役場が確認している範囲では保険診療でのトラブルは発生していないというふうなご答弁でありましたが、それは恐らく正確ではないと思うんですね。トラブルが発生していないというよりも、トラブルについては把握できていないということじゃないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）トラブルといたしますと、まずもって1点大きいところで、いわゆる保険証のマイナンバーのひもづけ誤り、他人のデータが入っているといったようなことは、国民健康保険の場合はこれは住民基本台帳と瞬時に連携しておりますので、手作業でひもづけ作業を行うといった作業がございませんので、まず、そのひもづけというところでは現時点でトラブル等は確認されていないというところでございます。

診療、要は病院に行かれたときにマイナ保険証を読み取り装置というんですかね、それでかざしたときにきちんとデータが表示されないというのは、直接我々の国民健康保険、保険年金課のほう

にそういう問合せがあったというのが確認をされていない。ただ、現状としてそういうのが発生しているというのは、新聞報道等のほうでは存じ上げるところでございます。だから、そういう医療機関のシステム上のところは、なかなかこれ、町のほうとは全く別のシステムでございますので、そういったところでは把握ができていないというところで答弁とさせていただいたところでございます。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君） ただいま木村部長が説明していただきましたが、医療機関の窓口での様々なトラブルというのは、熊取町には逐一報告されるわけではありませんし、恐らく熊取町が把握していないところで様々なトラブルが発生している可能性は大であるというふうに思われます。

たしか6月議会の江川議員の質問の折にも全国保険医団体連合会の調査等が引用されておったと思いますが、保険医団体連合会の調査では窓口でのトラブルが非常に多く発生しているようであり、しかも、現時点ではまだマイナ保険証を保有しておっても今までの保険証を使えますから、窓口ではこれまでの保険証のまま診療、診察を受けている方が結構多いわけですね。割合としては圧倒的に多い。まだマイナ保険証を窓口で利用されている方というのは1割に満たないんじゃないでしょうか、いろんな報道等で知るところによりますと。実際、マイナ保険証の利用がまだ現時点ではさほど進んでいないという状況の下で、それであるにもかかわらず結構いろんなところでトラブルが発生しております。

今後、保険証の廃止が近づいていよいよマイナ保険証の利用が本格的になってくると、もっと保険の負担割合の実際の間違ひであるとか、そういったことがいろいろと出てくるのではないかと懸念されます。そういうことについては、ぜひ、そういった問題が発生してきた折に町としてどう対応していくのか。もちろん窓口でのトラブル自体は、熊取町の職員が出向いて行ってそれをサポートするわけにはいかないでしょうけれども、そういったいろいろと問題が出てきた折の町としての対応策といたしますか、そういったことはぜひ事前に考えておいていただきたいというふうに思います。

今回の保険証の廃止という決定については、私はこれ、とんでもない国の強引な方針だというふうに考えております。保険証の廃止ということによって、これはマイナンバーカードの取得へ国として誘導しようとしているわけですから、保険証廃止で今後、マイナ保険証でないと医者に行って診察を受けられないというふうな状態をつくってしまうと、これは事実上のマイナンバーカードの強制ということになるわけですね。ところが、本来マイナンバーカードは個人の申請に基づいて自治体が交付するということが個人番号法においても規定されております。個人の申請に基づいて自治体は交付するというふうになっているわけでありまして、そういう法律の規定からすると、保険証の廃止ということは、現時点では資格確認書で一時的に対応するとは言っていますが、保険証の廃止によってマイナンバーカードの利用というところに無理やり誘導していくというのは、これは法律の定めと相反していると考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君） 議員もご承知のことだと思いますが、先ほどもご答弁させていただき、現行の保険証、これ廃止後1年間は有効という経過措置が取られて、まず1点でございます。

それとあと、マイナ保険証を持っていない方については資格確認書を交付と。その資格確認書の有効期限が当初1年間というふうにされてございましたけれども、これもそういう国民の方とかいろんなところからのご意見を受けてのことだと思うんですけども、そちらについての有効期限は5年以内で保険者が設定するというような内容にも一部検討も進められているというふうに、国のほうの資料ではなっております。

あと、次のオンライン資格確認の義務化対象というんですか、医療機関側がそういうマイナ保険証での対応ができないという医療機関につきましては、また別途、資格情報のお知らせといったような何かそういう医療が受けられるような、そういった制度設計も国のほうでは現在進めていると

いうふうに聞いてございますので、基本的には、今いろんな団体等々からも国民のほうからもいろいろと課題というのが国のほうに入っていると思いますので、そういったことも逐次、今申し上げたように一部対応が変更になってきているという部分もございます。そういったことも、我々としてもきちっと情報アンテナを張ってキャッチしながら、町としての作業のほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）資格確認書について、今、木村部長がおっしゃいましたように、当初は期限は1年、しかも本人の申請に基づくという状況であったわけですが、それが5年以内というふうに期限が延ばされて、そして申請に基づくという資格確認書の交付がプッシュ型で、申請がなくてももう交付するという方向に変わろうとしているわけなんです、それもつい最近国のほうの検討会でその取りまとめをしたばかりです、まだきっちり固まったわけではないので、各自治体に対してもきちんと連絡はまだ来ていない段階だろうと思われましても、あと1年しかないわけですよ、廃止までに。そういうあと1年という時になってこんなばたばたといろいろ方針を変更したりしていると。これは、とてもじゃないけれども、まともに国民の医療を安全に守っていくという国の責任からすれば、まともな運用ではないというふうに考えます。私どもとしては、健康保険証は今までどおり発行すべきだと、そして、もちろんマイナンバーカードという制度自体は、もうこれは既に運用が始まっているわけですから、マイナンバーカードそのものを廃止せよと言うつもりはございませんが、マイナンバーカードに基づくマイナ保険証というものが既にもう発行されているわけですから、それはそれで運用するとしても、これまでの古い保険証といいますか、今までどおりの保険証は維持して発行し続けるべきだということをおっしゃりたいと思います。

今現在、国のほうから連絡がないことでしょうか、資格確認書そのものがどうなるのか、熊取町あるいは大阪府として資格確認書の期限とか、あるいは再発行の手続はどうなるのかと、そういうことをお尋ねしてもお答えは無理なんでしょうかね。その辺いかがですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）もう議員おっしゃられたとおり、現在、先ほど私がお答えさせてもらった分については、まだ国のほうの厚生労働省の検討会のほうで検討されているといった情報を我々もこの8月24日時点の検討会の資料を基にご答弁させていただきました。具体的な今後の資格確認書5年、現行国民健康保険につきましては1年ごとの更新になってございます、本町の場合。それも自治体によって2年のところもございまして、最長5年という中で保険者が決定ということになっている中で、今後、資格確認書についての更新の期限、これもどのように設定していくのかという考え方も、現時点では議員おっしゃるようになんとも示されておられない状況でございますので、その辺は府下の状況をきちっと情報収集といいますか、情報にアンテナを張って、遅れを取らないように対応のほうはしていきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）くれぐれも、熊取町の国民健康保険加入者に対して不利益が生じることはないように、ぜひ万全の対応をよろしくお願いしたいと思います。

スマートシティ化の問題での2点目ですが、今回の町長の決算に関する成果の報告の中で、文書管理電子決裁システムとチャットツールを導入したことによって一定の成果があったというふうなことが報告されておりましたが、個人情報保護の観点からの対策は講じておられますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問の2点目、文書管理・電子決裁システムとチャットツールの個人情報保護の観点からの対策について答弁申し上げます。

議員ご質問の両システムにつきましては、インターネット回線とは切り離された行政専用のネットワークであるL2WAN回線を利用しており、通信内容は暗号化されておりますので、高度なセ

セキュリティー対策が取られております。また、システムを使用する際には複雑なパスワードを入力する必要があるなど、容易にログインができない仕組みとなっております。さらに、運用ルールとして、マイナンバーの取扱いは禁止とさせていただきます。

今後も、個人情報の取扱いにつきましては細心の注意を払い、安全を確保しながらスマートシティ化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただいた中で、一般のインターネット回線ではなく、行政専用のLGWAN回線を利用しているから心配ないというふうな感じのご答弁でしたが、それであっても絶対情報漏えい等はある得ないというふうなことは断言できないと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、LGWAN回線は通常のインターネット回線と全く別の回線が取られていますので、技術的にはまず極めて難しい状況であります。

あと、今回用いたシステムの中でも、私、チャットツールのほうでの例をお話しさせていただきたいんですが、スマホの利用も実は可能となっている、そういうツールです。いわゆるLINEの行政版みたいな形になりますので、添付ファイルのダウンロードができないとか、あと、これは役所のルールとして当然なんですけれども、業務利用における個人ツール、こういうLINEなんかを使わないで、こちら専用で業務では使ってくださいとか、そういうルールも課しております。

あと、当然使っている中のそういうデータのやり取りのログなんかも当然機械的にも取っておりますし、先ほどもお話しさせていただいた分で、ログインの関係なんかでもパスワードを一定回数を超えて間違ってしまうと一旦ロックがかかってしまうとか、機械的なバックアップ的なセキュリティー対策も講じております。さらに、ヒューマン的なエラーも当然想定されますので、各種研修ですね。新人職員に対する研修など、あとマイナンバーを利用されている課の職員対象の研修なども幅広く実施しておりますので、いわゆる技術的な面のセキュリティー対策とヒューマンエラーに対するセキュリティー対策を両面で講じてやっているような状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ご説明を聞いていると心配はなさそうではあるんですが、自治体によってはチャットツールの利用に関する要綱、利用のための基準といいますか、そういったものを定めている自治体もあるようなんですけれども、熊取町の場合はそういった要綱は定めておられますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）チャットツールですけれども、今回業務用ということで、業務用チャットツールに係る運用要綱というのを定めてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。きちんとルールに基づいて運用しているということで、了解しておきたいと思います。

続きまして、大きな2点目の防災のまちづくりについてお尋ねいたします。

毎年のように豪雨災害が頻発しており、直近の台風6号、7号においても各地で大きな被害が発生しております。本町では、平成30年7月の雨山川の災害を教訓に、民間の専門団体との間で土砂災害における連携協力に関する協定書に基づき土砂災害の未然防止対策に取り組んだということですが、まず、その結果についてご報告願います。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の防災のまちづくりについての1点目、土砂災害の未

然防止に取り組んだということだが、その結果報告について答弁申し上げます。

まず、議員ご質問にあります土砂災害等による連携協力に関する協定書を、普通河川雨山川の災害を教訓に令和4年2月21日付で一般社団法人地盤品質判定士会と協定締結したものです。この協定は、相互に連携協力し、復旧支援業務及び予防対策業務を迅速・円滑に行い、災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とするものです。

この協定に基づきまして、土砂災害の未然防止対策としましては、昨年9月議会の会派質問の答弁と重複するところもありますが、土砂災害等技術アドバイザー業務を締結し、土砂災害の可能性がある公共用地及び自治会などが管理している法面を対象に、年に2回現地調査を実施しているところです。具体的な調査箇所としましては、美熊台の災害のありました普通河川雨山川の法面及びその下流側の法面、普通河川見出川の大宮橋上流の法面及び大久保区が管理します墓地の法面などを、専門的な見地から必要な対策などの助言や指導をいただいているところでございます。

その調査結果により、美熊台下流側の法面は、年次計画を立て法面の補修工事の準備を進めており、大宮橋上流の河川法面は今年度、整備に向けた実施設計を現在行っているところです。また、大久保墓地につきましては、現在大久保区が補強工事を行っているところです。

このほか、宅地防災として、年に1度、宅地の地盤・擁壁の心配事などの対策方法の相談の場として、宅地防災相談会を例年6月に開催しております住まいの耐震・リフォームの個別相談会と展示会と同時に開催しているところです。宅地防災相談件数としましては、昨年度は2件、今年度は1件の相談がございました。

今後引き続き、日頃の備えとして専門的知識を有する地盤品質判定士会の連携協定を活用し、土砂災害の未然防止対策に取り組むとともに、発生いたしました災害に対しても、迅速な応急対応、被害の最小化を目指すところでございます。

以上、ご理解いただきますよう、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）協定書に基づいて町内各地で様々な調査、そして対応策を講じていただいているということのようであります。その辺については非常に心強く思うところではありますが、昨今は本当に想定外の豪雨、短時間の豪雨がどんどこでも起こってきかねない。熊取町は比較的自然災害の少ない町ではあるんですが、それでも今年度も既にそういう災害復旧の予算措置をしなければならぬような事態も何か所か発生しておりますし、全国的には、今まで何十年の間こんなひどい雨は一度も経験したことがないといったようなことが、テレビのニュースなんかでもあちこちで報道されております。

熊取町も、今後どういった豪雨災害が発生するか分からないといったことで、くれぐれも日常のパトロール、そして万全の対策を講じていただきたいと思いますと思っているんですが、ここで1点、個別具体的な話で恐縮なんですけれども、私が住んでいる大久保地区のことなんですけれども、これは担当課にも既にお伝えしてあって、対応策を検討していただいていると思うんですが、ここであえてもう一度確認しておきたいんですが、大久保区の上出橋付近の住吉川に沿って設置されたガードレールのところがあります。そこが今にも崩れそうな状態になっておりまして、そしてそのガードレールについては町のほうで対応するというお返事をいただいているんですが、そのガードレールが崩れそうになっているだけではなくて、住吉川の法面も非常に、よく見ると危険な状況にもなっております。これについては岸和田土木等にも相談しているというふうなことなんです、その辺の対策はいかがなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）河川部局としてお答えさせていただきたいと思えます。

二級河川住吉川におきましては、地下調節池と、その下流域の上出橋から今言うています野添橋の付近まで河床掘削等の、そこも大久保地区におきまして昔パチンコ屋がございました裏の水路から、今、議員言うておりますその河川の改修も計画を同時に進めてございますので、その辺も併

せて大阪府にまた伝えおきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）一刻も早い対応をぜひお願ひしたいと思うんですけれども、私はほとんど毎日のようにそこをよく通りますので、そこを見るたびに非常に不安な思いもしております。ガードレールはもう手で押せば今にも倒れそうぐらいに崩れてきておりますし、ガードレールの根元の法面といいますか地盤も大きな雨が降ると崩れそうな、そんな感じもしております。専門家から見ればまだまだ大丈夫やという思いがあるんかも分かりませんが、ぜひ一刻も早い対応をお願ひしたいと思います。

そうしましたら、2点目の学校体育館へのエアコン設置の問題ですが、これについてはこれまでもいろんな議員各位が質問されておりますし、今回の9月議会でも既に質問がありましたが、学校体育館は、学校の教育施設であると同時に避難所ともなる非常に重要な施設であります。避難所となる学校体育館へのエアコン設置は急務だと考えております。近隣自治体においても設置が進んでいます。異常な夏の暑さが続く昨今、早急に具体化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは防災のまちづくりについての2点目、学校体育館へのエアコン設置についてご答弁申し上げます。

学校体育館の空調設備の整備につきましては、先日の大林議員の一般質問でもお答えしたとおり、適切な教育環境の整備や避難所開設時の利用など、特に夏場の熱中症対策としての必要性については十分認識しているところでございます。

しかしながら、空調設備整備につきましては多額の地方負担が必要となり、今後、中央小学校や西小学校の増築工事や、安全・安心な学習環境確保のための老朽化、経年で傷んでいっている学校施設の整備が続くことから、これら施設整備が必要な学校は優先順位を上位に位置づける必要もあると考えてございます。

今後、事業費の平準化が図られ整備可能な環境が整った時点で早期に着手できるよう、実施手法の検討、財源確保に向けた検討、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁で、実施手法の検討、そして財源についての検討を進めていくというふうなご答弁がございましたが、それは、めどとしてはどういうタイムスケジュールでいつ頃をめどにエアコン設置、空調設置をしていきたいと考えておられるのでしょうか。それはまだ現時点で示せないんですかね。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）大林議員の一般質問のときにも具体的な時期ということでご質問ございましたけれども、現在、いろんな方法があります。LPガスを使った方法であったりとか通常の電気でする分、補助事業についても、大林議員の質問でもお答えさせていただきましたように、義務教育の国庫補助金、それから地方債を活用した事業、経済産業省の補助事業、いろんなものがあって、その中でどれが一番適切なのか。当然、避難所ということ考えると、停電時も使用できるというような部分も検討の材料になってくると思いますので、現在、府内でも先行自治体いろいろございますので、どのような方法でどれぐらいの費用がかかっているのかというのは、もう既に大方の調査は終わってございます。今後の補助金の申請時期あるいは予算の確保の状況等、そのあたりについても財政担当のほうとも調整はさせていただいておりますが、今時点で具体的な時期についてはちょっと答えられないというふうな状況でございます。できるだけ早く検討を進めた上で、機が熟したときにすぐに実施できるよう、対応のほうは現在も進めているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）近隣自治体の整備状況とか、あるいは近隣自治体はどういう手法でどういった補助金を使って整備しているかといったことは、既に調べておられるわけですね。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ここ数年、避難所になる学校体育館への空調設備というのは進んでございますので、一定、府内の状況も含めて、特に近隣市町の状況については一定把握のほうは終わってございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）既に把握しておられると思いますが、一番近いところでは泉佐野市、そして貝塚市が全小・中学校が完了して、岬町も小学校体育館の設置が完了したというふうに聞いております。岬町の場合、泉佐野市、貝塚市もそうであろうと思いますが、LPガスを使った方法ですね。それで整備したと。設置の費用もお尋ねしましたけれども、小学校3校で5,000万円ぐらいですか、何かそれぐらいの初期費用だったというふうに聞いておりますが、熊取町では、どれぐらいの費用がかかるかということの計算はまだしていないんですかね。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員今おっしゃってくれたように、大体小学校で1校当たりで4,500万円から5,500万円ぐらいというふうなところの調査については近隣市町の状況を把握してございます。ただ、本町の場合の積算というのはまだ今ちょっと具体にはできていない、これからさせていただくという予定でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。文部科学省の調査によりますと大阪府全体の設置率が昨年度で27.4%、恐らく現時点ではもう30%ぐらいになっているのかと思われませんが、ここ2、3年の各自治体での小学校、中学校の体育館のエアコン設置がどんどん進んでおります。ぜひ熊取町でも早急な整備を求めておきたいと思っております。

続きまして、3点目の保育・幼児教育における「公民連携」についてをお尋ねします。

保育園、幼稚園、認定こども園等の民間施設が熊取町の保育・幼児教育において大きな役割を果たしておりますが、公民の情報共有、連携という点で熊取町はどのような努力をされていますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3点目、保育・幼児教育における「公民連携」についての1つ目、公民の情報共有・連携への町の努力についてお答えします。

まず、情報共有の点につきましては、国の交付金に関して、例年、大阪府を通じて国の予算案の情報提供がなされており、その内容を踏まえ、必要な情報の提供を行うとともに、民間園に大きく影響するものにつきましては町での予算編成の進捗に応じて情報提供などを行っております。その他につきましても、国からの様々な通知の共有はもとより、町立・民間ともに共通の対応が求められる、例えば新型コロナウイルス感染症などへの対応においては、町立保育所の方針の提供と各園の情報収集など、積極的に共有を図ってまいりました。また、町立保育所と民間園が参加する公民所長会を従前から運営し、保育に関する意見交換や情報共有を図る場として活用してきました。

なお、定期的な開催ルールがなく、必要に応じて開催を調整することとなっておりますが、町立保育所も含めて一堂に会して議論を必要とする場合はこの機会を設定するよう調整し、町立、民間との連携を努めてきたところでございます。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）熊取町の側からの情報提供、国の予算に関するものでありますとかそういった予算に関する情報提供や、コロナ対応の町立保育所の方針でありますとか、そういった情報提供にすることは、大体はメール等でなされているんですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）メールで行うこともございますし、直接電話で調整を各園とするケースもございます。特に、コロナの対応等につきましては各園の状況を電話で逐次確認して対応してきたという事実もあります。コロナの場合は、夜間、休日でありましても保育課の職員が電話で対応して、園の臨時休園であったりとかそういった決定に参画してきたという経過もございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）メールでの連絡等につきましては、連絡といたしますか情報提供、メールの中身について説明を求めたいというふうなことも多々あるようでございます。もちろん、急ぎの場合等やはりメールでの連絡あるいは電話での連絡、それはもちろん必要ですけども、やはり対面で説明するという必要も必要になってくるかと思えます。その対面での連絡とか調整とかいう点では公民所長会の開催が重要な役割を果たしていると思うんですが、公民所長会というのはどういう頻度で、そしてまた、どのような開催の仕方をされていますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これまでは年に1回ないし2回の開催ということで開催をしてきました。今年度も実は今日開催、昼から予定をしているんですけども、こちらからお伝えすること、あと民間園からも協議したいことというのが出ておりますので、そういった内容での話し合いをするということになっております。招集につきましては、保育課で日程調整して会議を開催するというふうな流れで実施しているところでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）民間園の方々のお話を聞いておられますと、やっぱり公民所長会の運営がどちらかというと行政側からの一方的な情報提供、連絡事項の伝達みたいな形に終始しているというふうな感じを受け取っておられるようです。せっかく集まった折に、本当の公民所長会、お互いに情報交換していろいろと協力し合うといたしますか、そういう公民所長会にはなっていないのではないかと。もちろん、それをどういうふうに運営していくかということの技術的な問題もあるかと思えますが、今後の公民所長会の運営の仕方の改善等については何か考えておられますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）議員言われるような問題点については我々も把握しているところでもございますので、今回公民所長会をするに当たっては、民間園のほうから何かこの公民所長会でお諮りしたい案件がございますかというような形でその内容をお伺いした上で、議題の中にも加える工夫をしております。

それとあと、公民所長会も今みどり幼稚園が加入されて民間園が7園、公立園が3園ということでもございますので、全部で10園ということになりますから日程調整もなかなか難しいというところも現実のところあるかと思えますので、例えば案件に応じたら、協議会の中でも会長、副会長がおられますので、その会長、副会長と公立園の代表の方1名で話をするとか、案件の内容に応じて臨機応変にそういった情報共有をやっていければというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。案件の内容によっていろいろと柔軟に工夫していくということですが、会議というのは誰が座長になって運営していくか、あるいはどういう運営のルールでやっていくかということによっても、会議の中身はうんと変わってくると思うんですね。だから、これまでは公民所長会、町のほうで招集していたわけでしょうけれども、それは、主催者側が行政という形にこだわらずに、場合によったら民間のほう主導でやっていただくというケースもあってもいいかなというふうに思います。柔軟な対応で公民所長会が、今回、民間の保育園・こども園の協議会ができた折でもありますから、公民所長会がより活発な情報交流、連携の場になっていくような改善策を模索していただきたいと思います。

続きまして、幼児教育における公民連携の2点目でございますが、夜間・休日保育において民間保育所が大変大きな役割を果たしています。これについてはここで強調するまでもなく、各議員の方々もよくご存じのことではございますが、民間保育所が果たしている夜間・休日保育に対して本当に必要な支援はなされているのでしょうか、答弁を求めます。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、2点目の夜間・休日保育を実施している民間保育園への必要な支援についてお答えをします。

夜間保育につきましては、子ども・子育て支援交付金において国3分の1、府3分の1の補助があり、町負担分も含め民間園に対し補助金を交付するとともに、休日保育については、保育所の公定価格というのがあるんですけども、これに加算がなされ、園への保育委託料が増額になるという形で、一定の財源措置を通じて支援を行っております。

なお、夜間保育の補助については、国の実施要綱において、保育士2名の配置や時間帯ごとに一定数の平均利用児童数があることなどの条件を満たす必要がありますので、経費に対する補助が少額になるケースがあり、赤字運営となっているところがございます。それに対しては、令和6年度の国家予算要望として、交付金の算定基準の見直しや交付金額の大幅な引上げを要望しているところでございます。

休日保育に関しましても、ニーズに対する受皿のバランス等について町村長会を通じて大阪府に要望しているところでありまして、町といたしましても、安定的に継続して実施していただけるようその実態を把握して対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁で、詳細な点についてはここではなかなかはっきりと細かいやり取りをする点については難しい点もございますが、おおむね、松浪理事のおっしゃったことは、実態としては必ずしも夜間保育においても休日保育においても本当に必要な補助がなされていないと。結局、現在の夜間保育においても休日保育においても算定基準が必要な人件費を補うような、そういう算定の仕方になっていないがための矛盾が生じていると。それについては、国に対してその算定基準の見直しを要望していると、そういう答弁であったと考えますが、それでよろしいですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）毎年民間保育園から補助金の実績報告というのが上がってくるんですけども、そこで実際に事業に要する経費と収入面の状況を見ていますとそういう状況にありまして、我々もそこに対する問題意識を持っているというところの中で国家予算要望とかにつなげていっているところでございますので、我々としてもそこは問題意識として把握しているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）夜間保育の場合も休日保育の場合も基本的な問題点はほぼ同様でございますが、例えば、休日保育の場合は公定価格に対する休日保育加算というものが適用されているわけですが、これは休日保育の利用人数に応じて休日保育加算が計算される、そういう仕組みになっております。これは、先般の民間の所長、園長との懇談の中でもそういうふうにおっしゃっておられましたが、ところが実際には、利用人数にかかわらず、休日保育のためには最低でも2人から3人、場合によってはもっとたくさんの保育士の配置が必要となります。

そしてまた、休日保育であっても長時間の休日保育を希望される場合には、結局、早朝から夜遅くまでの休日保育を希望されるというケースもございますので、そういう場合はその倍の保育士を配置しなければならない。途中で保育士が交代しますので、そういったことも発生しているという

ふうにお聞きしております。現在の公定価格に基づく加算の仕組みでは、そういったことを十分カバーし切れていないと。これは松浪理事もご承知のことかと思えますけれども、国に対して要望していく、それはそれで必要ではあると思います。そういう加算の仕組みあるいは補助の仕組みそのものを変えていっていただきたいと。それが、国の加算が見直される、改定されるまで、じゃ待つておくのかということなんですが、それは町として何とか頑張って、公立保育所でできていない部分を民間保育所にやっていただいているような格好なんですから、それは町の責任で何とかすべきではないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）例えば、保育所を認可するときの条件として、募集するときの条件として、延長保育については8時までというふうな条件をつけた中で募集をしたという経過もございますので、一定、延長保育等については町の意思もある中で民間保育園にやっていただいているというところもございますので、そこについては一定の財源は手当てする必要性というのはあるというのは認識しておりますので、そのあたりについては、今その部分を財源措置するというということ今すぐ申し上げられませんが、検討というか、実態を詳細に調べて対応していく必要はあるかというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）最後に、この件に関して藤原町長のご意見をお伺いしたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）民間保育園の運営状態については、年に1回、必ずそういった状況について報告を受けながら意見交換をさせていただいております。その中で、いろいろな保育の状況についての補助金の在り方については大いに問題ありやというふうなこともお聞きしておりますので、これは、松浪理事が申しあげましたように国への要望を行っているというところでございますが、議員おっしゃる町の対応でございます。これは、大局的に考えれば町も補助をしていくべきであろうかなというのは個人的な思いでありますけれども、それはいろんな状況がございますので、今、至ってないというのが現状であります。

ただ、これから子育てという大きな施策がありますので、これは官民一体で子育てを応援していく必要があるというふうに認識してございますので、これから担当部局と協議、検討していきたいというふうに思うわけですが、いかにせん財源をどこに求めるかということもございまして、いろいろとありますので、その辺またご配慮願えたらというふうに思います。あやふやな答弁になりますけれども、認識としては、町もそこには手助けをする必要があるという認識は持っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）最後に町長のほうから手助けをする必要はあるというふうにおっしゃっていただきました。それをぜひ具体化していただきたいというふうに思います。

細かい実際の数値的なことをここでどうこう言うつもりはないんですが、恐らく夜間保育あるいは休日保育についての特定の園に集中している問題等を改善するための人件費補助の上乗せについては、そんなにべらぼうな金額のかかるものではないと思います。計算しても恐らく数百万円単位で収まる、そういった金額かと思えます。1,000万円もかかるようなものではございません。だから、その辺のところはぜひきっちり検討していただいて、ふるさと応援基金があり余っているわけですから、そういう自治体が夜間保育、休日保育に頑張っている保育園に上乗せの補助をできないというのは、これはとても考えられないことだと思います。ぜひ早急な改善策を講じていただくということをお願いして、会派代表質問とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時58分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、みらい創生を代表して、坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして会派代表質問をさせていただきます。

1点目、町職員の労働状況についてということです。

まず1点目、休職している職員の数は、それによる会計年度任用職員の雇用状況はどうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、町職員の労働条件についてのご質問の1点目、休職している職員の数と、それによる会計年度任用職員の雇用状況についてご答弁申し上げます。

まず、休職者数についてでございますが、本年9月1日時点の状況といたしまして、育児休業中の職員が18人、傷病等による分限休職者が4人の合計22人となっております。

次に、それに伴う会計年度任用職員の雇用状況についてでございますが、現時点で専門職員1名の代替職員が確保できていない状況でございますが、そのほかの代替職員については全て雇用できてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。1名雇用できていないということなんですけれども、次、2番目なんですけれども、会計年度任用職員を雇用することで正職員の業務をカバーできているのか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）次に、ご質問の2点目、会計年度任用職員を雇用することで正職員の業務をカバーできているかについてご答弁申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、臨時的や突発的な業務が発生した場合の事務補助員として任用される方々のほかにも、業務の特殊性や専門性により、職員だけでは対応し切れない業務を担われている方々もあり、職員の超勤抑制や負担軽減を図るために不可欠な存在となっております。

その一方で、休職に伴う一時的な対応につきましては会計年度任用職員の任用を基本として考えているところではございますが、育児休業者に関しては復帰が数年後になる可能性が高いことから、本年度の新規採用職員の募集において、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の目標値の範囲内で、採用予定人数に育児対応枠数名を上乗せし、より安定的な業務運営が図られるよう取り組んでまいります。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）数名の枠、ちょっと増やしてくれるということやったんですけれども、今現状としたら、そしたら会計年度の方を雇って今はカバーできていると考えていますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）そもそも、先ほどご答弁させていただきましたように、会計年度任用職員と正規職員の役割というのはやはり区分をさせていただいております。事務補助であったり、あと専門性の高い相談員の方とかいう方もおられますので、一概に何をもってそれがカバーできているかというご答弁は難しいんですけれども、当然、課内の中でしっかりとフォローし合って、住民サービスの低下につながっていないという観点でいきますと、きちりできているものというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）年度当初でそうやって休職される方の人数は事前に分かるわけではないので、一定仕方ない部分があると思うんですけども、先ほど産休の対応でちょっと枠を増やしていただけたということやったんで、その辺は一定考えていただいているのかなというふうに理解します。

3番目の残業時間の推移と今年度の見込みはどうかということなんですけれども、昨日、文野議員の代表者質問の中でもあったんですけども、働き方改革指針、これ令和2年度にアンケートをその中で取っているんです。その中で、あなたの部下に割り振られている（あなたが割り振っている）仕事量についてお答えくださいという質問の中で、「適当である」という回答が一番多いんですけども、2番目、3番目が「少し多い」「かなり多い」という回答の数になっていて、「少し多い」「かなり多い」というのを足すと結局一番多い回答数になって、その次の質問で「かなり多い」「少し多い」と回答した方のみで答えるという質問で、仕事の量が多い原因は何にあると思いますかというので、一番多い回答が「不明」で、次に多い回答が「人員不足」、その次に多い回答が「組織としての過度な業務量」というのがあるんですけども、それを含めて残業時間の推移と今年度の見込みをご答弁お願いします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、3点目の残業時間の推移と本年度の見込みについてご答弁申し上げます。

全職員の超過勤務時間数の推移につきましては、過去5年間の実績でお示しいたします。

平成30年度は年間で約2万4,000時間、令和元年度が約2万7,200時間、令和2年度が約2万5,700時間、令和3年度が約2万3,600時間、令和4年度が約3万1,000時間でした。今年度につきましても7月末までの4か月で約1万2,200時間ございまして、昨年度と同時期の約1万700時間と比べますと、今年度のほうが約1,500時間増加しているというところでございます。

主な要因につきましては、4月当初に選挙の執行が複数回あったということ、また人事異動等による影響なども考えられますが、全体的な傾向といたしましてはやや増加傾向に推移しているところでございます。なお、7月の実績では前年度を下回る結果となりましたが、今後も引き続き、状況を注視してまいりたいと考えております。

また、超過勤務の抑制に向けた取組につきましては、これまでの超過勤務の上限規制や管理職に対するマネジメント徹底の呼びかけのほか、恒常的に超過勤務が発生する部署等へのヒアリングの実施など継続的に実施してまいりますが、職員一人一人の意識向上と働き方改革を推進するため、時間外勤務の申請がない場合には業務用パソコンを自動的にシャットダウンする運用を今年9月から試行的に開始したところでございます。

これらの取組に加え、行財政構造改革プランに基づく事務の改善や事業の見直しなどの取組も含めて、超過勤務の抑制につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。ちょっと増えていっているということなので、実際ちょっと人が足らへんのかなという印象は共有できているのかなというふうに思いますけれども、あと参考までに、先ほども恒常的に残業が出ている部署というふうな言葉もあったんですけども、各課で残業のばらつきはありますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）季節的な忙しい部署とかでしたら、そこが恒常的に毎年同じようなこともありますし、やはり課によっては時期的に忙しさが違う場合もございますが、基本的に固まっている部署もございまして。そこは、先ほど申し上げましたように人事課から担当課長のほうに何が原因かというようなところもきっちりヒアリングして、その上で、職員が必要であれば補充もいたしますし、そのような対策で日々上司とコミュニケーションを取っているというような状況でございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね、ぜひそういうところには人を増やしていただいて、1人にかかる負担ですよね。この質問でメインにしているのは正職員の方の負担なんですけれども、そういうところは過度に1人に負担がかからないようにしていただきたいなと思います。

もうちょっと正職員の枠を増やしていただけたということだったんですけれども、4番目の正職員の数、今で足りていると考えていますか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）そしたら、4点目のご質問、正職員は今の数で足りているかについてご答弁申し上げます。

正職員の不足を判断する基準の前提は様々でございますが、本町におきましては、正規職員のほか任期付職員や再任用職員、会計年度任用職員が連携・協力しながら適切に業務を遂行し、行政サービスを停滞させていないというふうに考えており、会計年度任用職員の方々を含め、職員が丸となって頑張っていることに大変感謝しております。

今後におきましても、住民サービスの維持・発展に必要な職員数の確保と適切な人員配置を行うため、各部署の業務内容の把握と分析に努めながら退職者の補充を適宜行うとともに、定年延長に伴う経験豊富な職員や再任用職員を活用しながら、必要な職員数の確保に取り組んでまいります。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）重々考えていただいているというのは伝わってくるんですけれども、働き方改革指針でアンケートを取った時点では50代の方が人員不足というふうに感じられているというのがあったんですね。50代の人というのは結構長く役場にお勤めの方やと思うんです。そういうベテランの方が人が少ないよねと考えている状況は、これ令和2年なんで、これは現在は改善されていると思いますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）確かにご指摘のように、余裕を持って職員を充てているわけではございません。やはり職員を1人雇いますと生涯賃金2億円以上の経費がかかりますので、十分、職員を採用する際には将来的な人数も含めて採用する必要があるがございます。そういう意味では、各職員の皆さん、管理職を含めて、本当にぎりぎりの中で先ほど申し上げましたように頑張っているというところがございますので、正直、個々のご意見を聞けば、やはりしんどいよという声は当然あるのかなと。その中で、しっかり人事としてできる範囲はフォローしていきたいなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）この点は改善できるように頑張りたいんですけども、あと、結構、今回の質問の中でも対応が遅いだ何だという、いろんな部署に対していろんな議員から指摘があったかなというふうに感じているんですが、そういう対応が遅れる部分として、役場全体として担っている業務量、各施策が多いから今の人数で足りないんじゃないかという考え方もできると思うんですね。だから、今の業務量に対して人を増やすんじゃなくて、もうちょっと絞るという考え方もあるかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まさにご指摘のとおりやと思います。うちも人事ヒアリングということで、会計年度のレクであったり正規職員のレクチャーを当然関係課長とするんですけれども、必要以上と言ったら語弊がありますが、やはりそこまでする必要のある事業があるかどうかということもまずきっちり各課で見直していただくというのも重要な観点やと思います。それはもう坂上昌史議員ご指摘のところやと思います。その上で、本当に真に必要なところにしっかり一から手当てして頑張っていくということが必要ではないかというふうに思います。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そういうことなんで、先ほども産休に対応するために職員の枠を増やしていただくとか業務量のこととも共有できているかなと思うので、この質問についてはまあいいかなと思うんですけども、最後、全体的なアクションプログラムでも職員を減らしていきますよというのがあるんですけども、でも、この一方で会計年度の方は増えていっているわけで、そういう方に支払う賃金と正職員の方に払う賃金をプラスして、トータル、アクションプログラムをやる前と今では全体として人件費という意味では上がっているんですか、下がっているんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）正規職員についてはどんどん減ってきております。会計年度任用職員についても月給と時給の部分があります。ちょっと比較はしにくいんですけども、月給の方については、基本的には大体100人前後で推移していますので、そんなに大きくは変わってございません。ただ、ここ近年、人事院勧告によって給料表の改正があります。それに伴う上乘せというのはございますが、そんなに大きく伸びているような状況ではないというふうには認識してございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。正職の方を減らして会計年度の方を雇って、全体として人件費が上がっているというんじゃ本末転倒なので、その辺は気にしていただきたいなと思います。

あと、さっきから言っているように、正職員の方、過度に1人に負担がかからないように、適切に人員配置で人の補充を行っていただきたいなと思います。

では、次の質問に移ります。

ふるさと応援寄附事業についてということで、令和4年度も寄附実績は増えていると思うんですけども、1つ目の質問、様々な取組により寄附額が増えているようだが、それぞれの効果はどうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、ふるさと応援寄附事業についての1点目、取り組みによる効果について答弁申し上げます。

令和4年度における取組としまして、泉州、熊取産タオルのブランド力を活用した商品などを中心に、寄附者にとって魅力があり、他市町村とも差別化できる返礼品を約250種類拡充するとともに、本町の返礼品の特徴などを踏まえ、効果が高いと考えられるポータルサイトを1つ追加してございます。

その結果、これらの取組などによる効果として約12億7,000万円のご寄附を頂くことができたと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）目立った施策としては返礼品を増やしてポータルサイトを1個増やしましたということやったんですけども、増えている要因というのはそれぐらいですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）やはり熊取町の今回増えている部分でいえば、かなりの部分はいわゆる組合せで作っている商品が伸びているような形となっております。そういう中でも、見ていただいて、やはりこれに対して寄附したいというようなそういう部分を、いわゆるその組合せの中で作ったものを数多く出していったということが一番大きいのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。今できることを考えてやっていただいた結果かなというふうに受け止めます。

おととい田中圭介議員もおっしゃっていましたが、組合せで作っている商品が多いということで、10月からルールが変わりますけれども、今後の見通しはどうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、ご質問の2点目、今後の見通しについて答弁申し上げます。

田中圭介議員の一般質問に答弁申し上げたとおり、ふるさと納税制度につきましては、地場産品基準等を定めた総務省告示が令和5年6月27日付で改正され、本年10月1日から新たなルールに基づく運用が開始されることとなっております。

ふるさと納税につきましては、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間を単位とし、ふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣の指定を受ける必要がございます。現在、令和5年10月1日からの指定に向け、返礼品として提供する地場産品等について総務省と協議を行っているところであります。今後の見通しにつきましては、9月下旬に発出される予定の総務省による指定通知で明らかになる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね。いろいろ駄目になるものもあればそのままいけるものもあると思うんで、ぜひ、今年度も昨年度実績を超えるような寄附額があればいいなというふうに考えているんですけども、田中圭介議員も心配していた、僕もこれはずっと以前から指摘しているんですけども、今はいいけれどルールってすぐ変わるんで、自力をつけていったほうがいいですよというふうにずっと言っていて、以前の僕の質問の中でも、産業活性化基金をもっとちゃんと使っていかなあかんのじゃないかという提案をさせていただいたんですけども、その辺について、昨年度は産業活性化基金を使った商品はふるさと納税で増えたんでしょうか、どうでしょうか。答弁いただけますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）新たな商品として産業活性化基金を活用して出来上がったものとしてジェラートですね。そのあたりは、ふるさと納税の返礼品として新たにラインアップに加わったものとしてお伝えできるかと思えます。ちょっと今、記憶の範囲で申し上げましたので、そういう内容もございますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）少しご答弁させていただきます。

新たに、部長から答弁あったようにジェラートと、あとブルーベリーを使ったビールも新たに認定されております。その中で今、合計といたしまして10品12業者の方がふるさと納税の返礼品に採用いただいているような状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。これから新たに開発していくというような産業活性化基金を使った場合は、商品なんで一気に何百、何十というふうなものは期待していないんですけども、もう少し増えていくほうがいいと思いますし、そういったルール変更があった場合でも、そもそもの地場産品というところではそういった商品は外されないかなと思いますので、産業振興課とすればここはもうちょっと力を入れていただきたいのかなと思うんですけども。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ありがとうございます。令和4年度につきましても、商品開発ということで3件の申請をいただきました。また今年度も、今、年度途中なんですけども、新たに2品ほど商品開発でも上がってきていますので、やはり町内を含めて、飲食もいずれも含めてですけども、じわじわと、令和4年4月に大幅に拡充させていただいた産業活性化基金の補助金を活用いただいて、周知も浸透してきたのかなと、そのように思います。ただ、甘えることなくこれからも周知に目いっぱい頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。今年も、来年度もずっとそういった基金を活用してふるさと納税の返礼品とか、そもそも地場産業が振興すればいいなと思います。頑張ってください。よろしくお願ひします。

次の質問にいきます。社会体育推進事業についてということです。

1つ目、大きな大会を誘致されていますけれども、人数や効果の実績はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、坂上昌史議員ご質問の社会体育推進事業についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目の大きな大会を誘致されている人数や効果の実績についてですが、大規模大会の誘致につきましては、これまで本町のスポーツ振興の一つとして、住民のスポーツ活動へのきっかけづくりや、またスポーツへの参加意欲を高めることを目的として、見るスポーツの充実について取り組んできたところでございます。

令和4年度に誘致を実現した主なスポーツ大会といたしましては、フットサルのFリーグディビジョン1第11節、シュライカー大阪対バルドラール浦和戦、2022年度関西大学バスケットボール大会、ドッジボールシニアチャンピオンシップ関西大会、近畿社会人クラブバドミントン連盟団体戦大会、近畿高等学校レスリング選手権大会がございまして、これらの競技参加者、関係者、観覧者を含めた総数として、延べ3,500人のご参加をいただいたところでございます。

また、令和5年度の主な誘致大会といたしましては、JOCジュニアオリンピック太極拳の部、第1回近畿トランポリン競技ジュニア選手権大会が既に開催されておりまして、延べ3,800人の参加を得たところでございます。

また、大会誘致による効果の実績ですが、全国規模の大会やプロスポーツの公式戦などを誘致し、ハイレベルな競技や試合を身近に見ていただく見るスポーツの機会を提供することで、住民のスポーツ活動へのきっかけづくりやスポーツへの参加意欲を高めることにつながっているものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）結構誘致していただいて、ずっと、バドミントンとかでしたらひまわりドームでやるというようなケースが多いのかなというふうに思って、結構大きい大会は定着してきているのかなというふうな実感を持っていますけれども、室内競技が多いのかなと思ったんです。

2番目の屋内競技ばかりのようだが、屋外競技の誘致はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の2点目、屋外競技の誘致につきましてご答弁申し上げます。

屋外競技といたしましては、町民グラウンドにおいて昨年6月に第18回ひまわりオープンペタンク大会、10月には第12回熊取ひまわりオープングラウンドゴルフ大会、3月にはスローピッチソフトボールである第21回ジャパンカップ親善ソフトボール大会IN熊取が開催されました。

今後も引き続き、住民のスポーツへの参加意欲を高められるよう、全国規模やハイレベルな競技、試合を身近に見ていただく見るスポーツを充実するとともに、新たにスポーツを始めるきっかけづくりにつながられるよう、スポーツが持つ魅力を様々な方法で情報発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ある一定誘致できているようですけれども、誘致するに当たって町民グラウンドとかそのほか屋外のグラウンド、何個かあると思うんですけれども、それで十分なんですかね、現状で。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）屋外競技については、一定の実績は積ませていただいておりますけれども、ただ、施設等あるいは設備のほうが十分かというところ、そうではないという面もやっぱりあると思いますので、例えばハイレベルな大会、全国大会レベルのそういうビッグイベントというのは少し難しいんじゃないかなというふうな認識はしてございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね。設備としたら、土のグラウンドでナイター設備もないしというところで不十分なのかなと思います。なので、そういう大会も誘致できるのであればしたいかなと思っていたんですけども、今後、そういった町民グラウンドをはじめとしたグラウンドの施設の整備とかがあってどんな感じで検討されていますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）町民グラウンドの整備につきましては、坂上昌史議員ほかの議員からも何件か議会を通じていただいている要望でございます。現状で、町民グラウンドの照明の設備とか、あるいはグラウンドの整備については一定の理解はさせていただいております。ただ一方で、この生涯学習、図書館分野においても文化ホール、公民館の整備が進み、今後ひまわりドームあるいは図書館の改修計画などもこれから進んでいくところで、施設整備に関しては非常にめじろ押し状態になっているところでございます。

財政的な面で優先順位という側面もやっぱり否定はできないと思います。非常に難しい局面ではあるんですけども、内部のほうで町民グラウンドの整備についてはよく協議、検討のほうは重ねていきたいなと思っています。これまでも協議は内部のほうではしてございましたけれども、今後も引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね。確かに優先順位としたらどうしても低くなってしまふのは仕方ないかなというふうな思いは持っています。現状使えなくはないしというような感じですけども、とはいえ近隣でもきれいなグラウンドも増えてきているし、体育館とか建物ばかり整備していても、じゃ町内でサッカーをやる子たちは、野球をやる子たちは、陸上競技をやる子たちはどうなるんやというふうなことを考えたら、もうちょっと、ある程度きれいなところも用意してあげるほうがいいかなという思いを持っていますので、多少なりとも優先順位が上がればいいのかと思って要望しておきます。

次の質問へいきます。

4つ目、学校図書館司書の配置についてということで、これは僕、ずっと決算委員会とかでも毎年質問させていただいていました。学校図書館司書の配置について、効果はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、坂上昌史議員の学校図書館司書の配置についての効果はどうかの質問についてご答弁申し上げます。

本町では、平成13年より学校図書館司書を全小・中学校に配置しております。学校図書館は、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童・生徒の主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能と、大きく2つの役割があると考えており、これらの機能を十分に果たすべく学校図書館司書を配置してまいりました。

その効果として、1つ目に本町の子どもたちの図書館の利用頻度の高さが上げられます。今年度実施の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、学校図書館や地域の図書館にどれぐらい行きますかといった趣旨の質問がありました。これに対し「週に1～3回行く」「月に1～3回行く」と回答した割合は小・中学生ともに大阪府の回答を上回り、特に中学生は全国の回答も上回る状況となっております。このことから、本町の子どもたちにとって図書館が身近なものであ

り、居場所の一つとなっていると捉えています。これは、子どもたちが本を読みたい、借りたいと思ったときにいつでも本を手にとることのできる環境にあるという、学校図書館に司書がいるからこそ得られた成果だと考えています。

また、効果の2つ目として、子ども1人当たりの貸出冊数の増加が上げられます。昨今、児童・生徒数の減少に伴い学校図書館の貸出冊数は減少傾向にあります。その一方で、子ども1人当たりの年間貸出冊数は、年度により若干の増減はございますが、直近5年間で32.5冊から33.4冊と増加傾向になっております。特に、教育課程上の図書の時間を位置づけている小学校においては45.4冊から48.2冊へと増加しており、子どもたちが読書に親しんでいる様子がうかがえます。

これらは、本の読み聞かせやブックトークをはじめ、朝の読書や図書委員を主体とした本の紹介、また、各教科における図書を活用した学習の推進など、各校の司書教諭と学校図書館司書が連携し、子どもたちが本を読みたくなるような取組を継続した成果だと考えております。

今後も、子どもの読書活動を支える支援体制を引き続き進めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ありがとうございます。効果が出ていますよね。で、図書館司書を配置することで、すごくいいことやと思っていて、ずっと今までの決算委員会でも質問していて、数字はないんですかというふうな質問をずっとさせていただいていました。今日ご答弁いただいたらちゃんと数字を出していただいて、実際に効果が出ていて数字としても現れているから、これをもう少し分かりやすく出してほしいなと思うんですけども、どうですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学校のいわゆる評価であるとかいったものも含めて、議員がご指摘いただいたように、せっかく活用して効果が出ているのであれば広く住民にお伝えすることが必要だと思っておりますので、そのあたりも含めてどういった形で周知することが必要なのか、また、できるのがいいのかということを考えてまいりたいと思っております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ちゃんと効果が出ている施策については町民の方に分かりやすく伝えていただきたいなと思いますので、出し方はいろいろ考慮しなければいけない部分もあるでしょうから、考えていただいて結構なんですけれども、効果が出ている施策についてはぜひ町内外に出していただきたいなと思います。

これで、私の代表質問を終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

以上で会派代表質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議案第73号から議案第78号までの6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に、議席1番 文野議員、議席5番 田中豊一議員、議席6番 大林議

員、議席8番 矢野議員、議席9番 渡辺議員、議席11番 江川議員、最後に私、議席14番 河合、以上の7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました7人を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。指名した7名の方は正副議長室へお願いします。

その間、しばらく休憩いたします。

(「13時35分」から「13時38分」まで休憩)

議長(河合弘樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に大林議員、副委員長に矢野議員、以上でございます。

議長(河合弘樹君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(「13時39分」散会)

9 月熊取町議会定例会（第 4 号）

令和5年9月定例会会議録（第4号）

月 日 令和5年9月28日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	木村 直義
健康福祉部統括理事	石川 節子	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局理事	三原 順		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記	阪上 高寛
-------------	------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例
議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例
議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例
議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について
議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について
議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について

追加付議議案

議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）
委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正する条例
議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの十分ではありませんので、水分補給などのおのおので暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る9月13日午後1時30分から、委員7名全員出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件、委員会提出議案として、議会基本条例の一部を改正する条例の件、議員提出議案として、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書、以上3件を追加議案といたします。

なお、これら3件につきましては委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、委員会提出議案1件、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件、日程第2 議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件、日程第5 議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件及び日程第6 議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、9月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。
総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、9月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第62号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）それでは、私から、日本共産党熊取町会議員団を代表して、今回の図書館条例の改正に反対の立場で意見を述べます。

今回の条例改正は、これまで無料で貸出しをしてきた熊取図書館の会議室とホールの使用料を徴収するための条例改正であります。

図書館は、生涯学習施設の中でもあらゆる人々に学ぶ権利を保障し、生涯にわたって自己形成に資することのできる施設として中核的に位置づけられ、図書館法第17条において、公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと定められています。会議室やホールの貸出しについては法律上の規制はありませんが、熊取町では図書館活動の一環として、これまで図書館を日常的に利用している団体等に無料貸出しが行われてきました。

今回の有料化を進める理由としては、議員全員協議会でも説明がありましたが、2点理由が述べられております。その1点目は、図書館会議室の使用の希望が増えており、一般貸出しするためには、他の生涯学習施設との整合性を図る必要がある。2点目に、第4次行革の一環として、無料施設の見直しを図る。このようになっております。

しかし、図書館利用の無料原則は、これまでもホールを活用したサイエンスの講演や映画会などに積極的に役立てられてきました。減免規定が規則で定められるとはいえ、原則有料化を条例で定めるべきではありません。

また、行革の一環として、無料施設の有料化を図るということですが、図書館は受益者負担を求め施設ではありません。生涯学習の中軸となる施設として、施設利用も原則無料を維持すべきと考えます。

以上、図書館条例改正に対する反対討論といたします。

議長（河合弘樹君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第65号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第67号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第69号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第9 議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第10 議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、9月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、9月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会

いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第63号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第70号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第71号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第72号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第11 議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12 議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15 議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第16 議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、9月8日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、決算審査特別委員会の報告を求めます。大林決算審査特別委員会委員長。決算審査特別委員会委員長（大林隆昭君）それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定の件ほか5件の審査を行うため、9月19日、21日及び25日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上5件の審査を順次行い、その審査については、活発な質疑応答がありました。

その後、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号及び議案第78号について順次採決した結果、まず、議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和4年度各会計決算に対する意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第73号から議案第78号までの6件について、一括して討論を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第78号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

11番(江川慶子君)日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和4年度熊取町一般会計決算及び国民健康保険事業特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算、下水道事業会計決算に対して反対の立場で討論いたします。

まず、一般会計ですが、引き続きコロナ禍と物価高騰の下で、町民の多くの方々が大変厳しい生活を強いられている中、熊取町として職員一丸となってワクチン接種の迅速な体制づくりや、住民生活を支援する経済対策などに取り組まれている、その努力に敬意を表するところです。

また、基金を活用した積極的な産業活性化策、町道久保高田線の歩道拡幅、18歳までの子ども医療費助成の拡大など、住民要望を反映した子育て支援策の拡充等も大いに評価するところです。

しかしながら、一方で、住民の福祉向上の立場から幾つかの問題点を指摘しないわけにはいきません。その第1は、西保育所民営化です。町立西保育所は、昨年4月より民間の西保育園としてスタートしました。住民の声を十分に聞くことなく結論ありきで民営化を決定し、ひたすら財政問題を理由にコロナ禍の下でも民営化を行いました。公立3か所は堅持し、民間園への支援を強め、公民連携で安心できる子育て支援の体制整備を求めます。

問題点の2つ目は、職員体制の問題です。第4次行革プラン、アクションプログラムにおいて、今後の職員数は311名を基準とすると定められました。311名は第3次行革の目標数値であり、令和5年度当初は305名、第3次行革取組前の333名から大きく減少した状態です。会計年度職員に大きく依存する体制は変わりません。職員数を増やし、防災、感染症対策などに機敏に対応できる職員体制を求めます。

国民健康保険事業特別会計については、来年度は大阪府に完全統一化され、保険料が上がる見通しです。就学前児童に関して均等割軽減が始まりましたが、さらなる制度の拡充を求めます。国民健康保険財政調整基金の効果的活用で、負担軽減や健康増進を図られたい。国民健康保険証の発行は継続し、きめ細かい納付相談を求めます。

後期高齢者医療特別会計についても、特例軽減の廃止、窓口2割負担の導入など、高齢者の負担は増大する一方です。負担軽減の努力を求めます。

介護保険特別会計については、後期高齢者医療と連携したフレイル予防対策など評価するところですが、介護保険料は上昇する一方です。介護給付費準備基金を活用して、次期保険料の引上げを抑制されたい。国の制度改革によって介護サービスを受けられない人が生じないように、利用料減免など、町としての施策拡充を望むところです。

下水道事業については、来年度は使用料の値上げが予定されていますが、物価高騰対策として、値上げ時期の延期を求めます。

以上をもって、日本共産党熊取町会議員団としての反対討論といたします。

議長(河合弘樹君)次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

6番(大林隆昭君)議長のお許しをいただきましたので、みらい創生を代表しまして、令和4年度熊取町一般会計決算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度の実質収支は7,588万9,000円の黒字ではありましたが、単年度収支及び実質単年度収支については赤字であり、大変厳しい財政状況がうかがえます。コロナ禍の影響が大きく残る令和4年度の各事業についても、町内事業者等の事業継続を支援するため、全住民への1人5,000円分の地域振興券の配布、保育所や町立小・中学校における副食費、給食費の無償化、介護・障がい福

社サービス事業所も含め事業者向けの給付金事業を実施するなど、可能な限り実施していただけていると評価いたしますが、各事業の方針を決める長期計画等については、コロナ禍の影響を鑑み、中間見直し年度ではなくとも見直しの必要があると思われまます。各施策についても効果が出ていると思われまますが、改善点もあると感じていまますので、述べていまます。

まず、ふるさと応援寄附金については、年々寄附額が伸びていますることは大変評価いたします。返礼品も増えているようですが、ラインアップに工夫が必要だと感じまます。先進自治体の取組などを参考に、貴重な財源となる寄附を多くいただけるよう取組んでいただきますようお願いいたします。

転入・定住促進については、3世代近居など、施策は転入に効果が出ていると見られまます。今後の施策にも期待いたします。

学校教育については、全小学校に大型掲示板装置の整備、健康観察アプリ、蔵書検索システムの導入など、教育ICT環境は充実されていままますが、さらなる業務の効率化、生産性の向上を求めまます。

産業活性化基金については、駅周辺での創業があったことは大変評価できますが、駅西側においても積極的な土地活用をお願いをいたします。

町有資産については、施設の長寿命化・更新など、施設の管理は以前の計画どおりそのまま進められているように感じまます。目標を達成できるよう、必要な施設なのか、役目を終えた施設なのか判断できるよう、基準を設けるようお願いいたします。

子育て・保育については、必要な事業は実施されているように感じまます。 「ほほえみ 子育て熊取町！」を掲げている本町として、子育て世帯の負担を軽減し、より子育てしやすい環境づくりに期待いたします。使用済み紙おむつの保育所での処分など、今後も様々な施策を実施し、効果が発揮されることを期待いたします。

令和4年度はコロナ禍からの再スタートの年度でありまましたが、その年度にしっかりと各施策に取組まれたことを評価いたしまして、会派みらい創生の賛成討論といたしまます。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許しまます。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許しまます。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、大阪維新の会熊取を代表しまして、令和4年度熊取町一般会計決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和4年度決算は、ふるさと納税寄附の増大の努力により、収入等による全ての基金の取崩しがゼロの決算となりました。健全な財政が堅持できたと考えております。しかし、行財政改革の取組は不十分であり、今後の健全財政維持にはさらなる行政改革の継続が必要あると言えまます。その成果の一端を述べまます。

1、あらゆる方法を検討した上での税込等の徴収率の向上の実現がされました。2つ目、永楽ゆめの森公園の指定管理者制度の導入や施策の展開により、経費の削減と民間活力の増大がされました。小・中学校の大規模改造の整備の充実及びトイレの洋式化への取組が評価されるどころです。4つ目、学校図書館へのデジタル化による貸出し方法の推進、蔵書検索の簡素化の取組は評価をいたします。5つ目、懸案の駅西交通広場の全面開通及び町道久保高田線の拡幅及び歩道の設置については、通学路の安全が確保され、長年の4年間における成果が達成されました。6つ目、廃棄物処理施設のし尿処理施設及びごみ処理施設の広域化の展開、今後の取組を評価いたします。7つ目、熊取町道路網計画の策定がされました。今後、この道路網計画に基づきまして、道路網並びに交差点の改良がされることを期待しまます。8つ目、大阪府との連携により都市計画道路大阪岸和田南海線2期事業の展開、泉州山手線の事業化及び国道170号線の4車線化の具体化への取組を今後期待しまます。9番目、マイナンバーカードの普及による住民票等の各種証明類のコンビニ交付の取組の拡大。10番目、駅下にぎわい館での観光拠点化の取組。11番目、下水道人口普及率83.8%の確実な

普及の実施。12番目、保育の待機児童のゼロの堅持。これらが評価をされるものと考えております。

健全な財政運営の上に確実な事業を実施されてきた。今後もこれを堅持されたい。それには、住民ニーズや時代に合った行政サービスの実施を望みたい。少子高齢化と人口減少が本町にも確実に押し寄せてきております。都市間競争が激化し、住みたいまち、住み続けたいまち熊取の実現には、職員の不断の努力が欠かせないと考えます。教育委員会の点検評価、監査委員の監査意見書に真摯に耳を傾け、今何が必要か、どうすべきかを問う姿勢を持って、今後の行政運営を進めることを望みます。

以上、大阪維新の会熊取の一般会計決算での賛成討論といたします。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）会派熊愛から、令和4年度一般会計決算に関する賛成討論を行います。

令和4年度の町政運営は、3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、感染拡大防止への対応と、大きく影響を受けた住民生活や地域経済の支援に邁進した1年であり、この間の熊取町行政に携わる全ての方のご苦勞とご努力に心から感謝し、敬意を表します。

9月議会は令和5年度途中であり、新年度予算への思いも込めて、今後の政策提言も含め討論させていただきます。

一般会計は、決算規模では歳入が令和3年度に比べ減少した一方で歳出が増加しましたが、実質収支において黒字決算となりました。特に、町税徴収率は前年度と同じ98.8%を確保しました。自主財源を支える担当部局の努力の成果であり、コロナ禍で経済活動が停滞する状況の中、昨年の高い徴収率を維持させたことは大いに評価する。今後とも、より丁寧な納税への理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力されたい。

コロナ禍によって停滞している地区別自主防災マニュアル作成を早急に進められたい。自治会、学校、町との三者協議が不可欠であり、また、地域ごとの防災に関する温度差を認識し、解消するための町担当部局の早期の精力的な取組を求めます。自治会の加入率の低下は、行政の根幹を揺るがす大問題であります。自治会からの意見要望は、町政にとって、町民ニーズを酌み取り、政策決定の指針であり、この状態を克服しなければ、地方自治制度そのものが機能不全になってしまいます。また、防災面においても、地域のつながりの強化は欠かすことができません。早急な対策を望みます。

教育のまち熊取をさらに充実させるため、町内の小学校、中学校の修繕、維持管理への投資についても大いに評価します。引き続き、子どもたちが快適に学校生活を送れる教育環境の維持、整備に努められたい。また、最近の異常な猛暑で、屋外での熱中症対策や災害時に避難所指定される体育館の空調設備導入を早期に図られたい。保育についても、官民保育現場の連携を強化し、保育士の確保等、町が率先して子育てするなら熊取町をさらにグレードアップするため、現場で支える方々の声を聞き、対策の強化を望みます。

都市計画道路整備促進事業については、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化、泉州山手線の事業化が対象であります。どの道路も熊取町民の日々の生活や事業活動に必要な道路であり、国・府へ予算獲得など、要望活動をさらに強化した取組を求めます。特に大阪外環状線の4車線化は、四半世紀にわたる熊取町の懸案事項であり、恒常的な渋滞の解消は急務であります。町が容認している令和12年の大阪岸和田南海線の概成を待ち工事着手することを了解する悠長な町民は誰一人いません。泉佐野市を巻き込んだ広域の交通網対策と地域住民の生活基盤の整備のため、町長の政治的手腕を最大限発揮すべき事案であります。現在の渋滞解消を含め、自らの公約実現を目指す強い行動を求めます。

コロナ感染症対策については、これからも継続する課題です。さらに、インフルエンザもこれからの季節に大流行の兆しが出ています。これまでの積み重ねた経験を、今後の体制面での強化や改

善点など意見や要望を現場から出していただき、これを現場からの提言と真摯に受け止め、予算措置を図り、実行、実現することを熊愛としてお約束し、令和4年度一般会計決算に関する賛成討論といたします。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議案第73号から議案第78号までの令和4年度熊取町一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計歳入歳出決算認定及び下水道事業会計決算認定につきまして、熊取公明党を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計におきまして実質収支は7,588万9,000円の黒字、単年度収支は5億3,839万円の赤字で、実質単年度収支は2億3,039万円の赤字となり、財政の硬直度を示す指標である経常収支比率は94.2%と、前年度より5.3ポイント悪化いたしました。今後も少子高齢化、人口減少により、町税収入が減少する傾向で、依然として財政構造が硬直化している状況であります。

そのような中、自主財源であるふるさと応援寄附金について、謝礼品のメニューを約1,100種類に拡充し、ポータルサイトも1つ増やし4つのポータルサイトで6,498件、約12億7,036万円と、前年度より約4億8,700万円増額したことは、大変に評価するものです。今後におきましても、クラウドファンディング等を取り入れ、地域企業と連携した寄附制度の導入や、企業版ふるさと納税等の取組等により、さらなる自主財源の確保に努められるよう期待するものです。謝礼品につきましては、10月より厳しい状況となりますが、「くまとりやもん♪」等の拡充に努め、熊取ならではの謝礼品の拡充に努められたい。

次に、自主財源の柱である町税が前年度に比べ約7,800万円増加いたしました。個人町民税においては、納税義務者や個人所得が微増したことによるものでありますが、25歳から39歳までの労働力人口が減少している状況に鑑み、若年世代を中心とした転入・定住促進策、3世代近居等支援の拡充、20歳から24歳の就職基礎をターゲットとした奨学金返還支援事業や、新婚新生活支援事業の導入と生産年齢人口増を図り、さらなる自主財源確保に積極的に取り組まれることを強く望むものであります。

令和4年度は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によるエネルギー物価高騰が住民生活に大きな影響を及ぼしている状況の中で、物価高騰対策として全町民への地域振興券配布、町立保育所等の副食費及び町立小・中学校の給食費の無償化、ひまわりバスの無償化、事業者や農業従事者に向け給付金事業の実施など、大変に評価するものであります。今後も、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策については、随時、迅速に対応され、保育所、町立小・中学校における副食費・給食費の無償化と、ひまわりバスの運賃無償化については、継続を望むものであります。

主要施策の取組の中で、子どもの権利に関する条例については、国のこども基本法に先駆け令和4年4月に制定し、大変に評価するものです。今後は、実効性のある条例として取り組まれることを望むものです。

防災については、総合防災訓練や防災士フォローアップ研修、令和5年度実施の女性防災士育成事業等は大変評価するものですが、全ての地区の自主防災マニュアル作成や、校区別避難所運営マニュアルの作成についても積極的に取り組まれることを望むものです。個別避難計画の作成については課題も多いと思いますが、災害弱者支援、地域共生社会構築として取り組まれることを期待するものです。

子育て・保育については、令和4年度導入した産前産後ヘルパー派遣事業、出産・子育て応援ギフト事業、使用済みおもむつの保育所での処分等大変に評価するものです。保育現場は、人材不足に民間園も苦慮している状況を鑑み、今後は、保育士等就職支援補助金等による人材確保に積極的に取り組まれることを望むものです。

学校教育については、スクールソーシャルワーカーやALTの全小・中学校への配置、英検I B

Aの導入、電子黒板の整備、学校給食室にスポットクーラー配備等、大変に評価するものです。今後は、不登校児の居場所づくり、また、学習支援として教育支援センターの整備、学校体育館や学校給食調理室への空調設備の整備について、国の補助金を活用し計画的に取り組まれることを望むものです。

また、コロナ禍における読書活動の推進として、町立図書館に電子書籍を導入し、大変評価するものです。

循環型社会については、熊取町エコプロジェクト事業の推進として、マイボトル用給水器をひまわりドーム、永楽ゆめの森公園と各小学校に設置し、大変に評価するものです。今後は、グリーンライフポイント事業とカーボンニュートラルに向けた取組に期待するものです。

健康長寿については、がん検診の推進としてはがきによる受診勧奨に積極的に取り組まれ、評価するものです。また、令和5年度からのがん検診無料化についても大変に評価するものですが、前立腺がんについても、男性の命を守るために無料化を望むものです。また、帯状疱疹ワクチン接種助成事業の実施、妊婦・子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業の継続についても期待するものです。

道路交通については、町道久保高田線歩道拡幅事業、令和5年度実施の横断者注意喚起灯の設置については大変に評価するものです。道路維持事業については、住民の生活道路として改善を求める声が多い状況を踏まえ、計画的に町道の舗装修繕を実施されることを望むものです。

交通安全対策については、引き続き、交差点や路側帯のカラー化、ガードレールの設置、カーブミラーの設置、水路の安全対策等、通学路の安全確保に積極的に取り組まれることを望むものです。

都市計画道路の整備促進については、大阪岸和田南海線、大阪外環状線の4車線化、泉州山手線の事業化が計画どおりに整備が促進できるように、引き続き国・府への要望活動や取組を推進されることを望むものです。

地域公共交通については、地域公共交通協議会を立ち上げ、令和6年度には地域公共交通計画が策定されるとのことでありますが、AIオンデマンド交通実証実験の結果を踏まえ、持続可能な公共交通計画となるように取り組まれることを望むものです。

最後に、来年4月開館予定の公民館・文化ホール整備事業についてですが、国の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用して整備が進められております。また、老人福祉センターの改修工事も、その補助金を活用して工事が進められることになりました。私たち熊取公明党が町長と一緒に昨年、そして一昨年と2回、国土交通省へ、石川博崇参議院に窓口になっていただき要望活動に行き、補助金を頂くことができ、事業が進められているということを示し添えさせていただきます。町民の皆様が文化芸術に親しみ、楽しんでいただけるように、施設運営や企画にご尽力いただくよう、心から望むものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。実質収支は約5,536万9,000円の黒字となりました。被保険者数は、前年度より451人減少し8,908人になりましたが、1人当たりの医療費が増加傾向にあります。今後も、高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い医療給付費が増大し、事業の運営環境が厳しくなることが見込まれます。今後におきましても、本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」による特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。また、保険給付費等交付金については、保険者努力支援分が約2,572万円で府内10位の成績とのこと。本町独自のそういった取組が得点されたものと、大変評価するものです。

次に、介護保険特別会計についてですが、被保険者数は前年度と同数の1万2,559人で、要支援・要介護認定者は13人増加し2,426人になり、認定率は19.3%と前年度より0.1%増えました。保険給付費は約33億5,972万円となり、前年度より約7,206万円増えました。タピオステーションは新たに2か所増え26か所となりましたが、ふれあい元気教室やタピオステーションのさらなる拡充による介護予防、フレイル予防の推進に大いに期待するものです。

見守りアンケートで回収のない独居高齢者の方へ一人一人夜間訪問を行い、包括支援センターとの連携による見守り支援については、心から感謝するものです。認知症の方への支援については、認知症基本法に基づき、認知症施策の推進や見守りシール配布、補聴器購入費助成事業についても取り組まれることを望むものです。

最後に、下水道事業会計については、事業益約10億8,081万円、事業費用約10億4,338万円で、約3,743万円の当年度純利益となり、5年連続黒字決算となり、評価するものです。また、普及率は83.8%、水洗化率は94.7%と、計画的に事業が推進され、評価するものです。今後におきましては、熊取町下水道ビジョンに基づき整備計画が着実に推進されることと、計画期間内に入っていない区域についても事業拡大できるように、より効果的、効率的な事業運営を望むものです。

また、令和6年4月から使用料が改定されますが、住民への丁寧な対応に努められることを望むものです。

以上、このたびの決算審査におきましては、いろいろ細かく聞かせていただきましたが、決算書の数字からは見えない部分にある職員の努力と頑張りの成果を質疑の中で確認させていただくことができました。職員の皆様に心から感謝し、熊取公明党の賛成討論とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第73号から議案第78号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第1 議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に係る経費、東小学校体育館及び熊取中学校体育館の可動式バスケットゴールの修繕料の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億3,504万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,264万2,000円の増額につきましては、ワクチン接種の体制整備に係る経費に充当するものでございます。その下の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金435万7,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、会計年度任用職員報酬439万6,000円、その下、期末手当90万4,000円、その下、費用弁償11万5,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う経費、その下のコールセンター業務委託料722万7,000円の増額は、コールセンターの設置経費でございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、修繕料129万7,000円の増額につきましては、東小学校体育館の可動式バスケットゴールの不具合箇所の修繕料でございます。次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、修繕料306万円の増額につきましても、熊取中学校体育館の可動式バスケットゴールの不具合箇所の修繕料でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

今回の補正予算における給与費の増減額についてお示ししておりまして、10ページでは、2、一般職の総括として、報酬及び職員手当の増額について、比較の表でお示ししております。

次の11ページは、上段のAで会計年度任用職員以外の職員、下段のイで会計年度任用職員に区分の上、同じく、今回の補正予算に係る増額を比較の行でお示ししております。

以上で、議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）小学校の維持管理費と中学校の維持管理費で、可動式バスケットゴールの不具合の修繕の費用が載っているんですけども、維持管理として学校施設の整備の点検というのは、どのように、どのくらいの期間でされているのか教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校のいろんな施設関係については、学校のほうを通じて、定期的に見回りとか点検を行っております。教育委員会としましても、年に1回程度、学校のほうの訪問をさせていただいて、当然、翌年度予算に向けての修繕箇所のチェックとか、学校のほうで不具合が出ているところのチェックということで、常日頃、異常があれば行っているんですけども、異常がなくても年に1回学校のほう訪問させていただいて、教頭先生等とお話をしながら、ここそろそろやばいよねとか、点検要るよねというふうなことをさせていただきながらしてございます。

昨今、学校で外壁の剥落であったりとか、いろんな事件とか事故が起こっています。それは、そういうのが起こったときに学校のほうにもう一度再点検をしてくださいねというふうな形で、点検のほうはさせていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。定期的に年に1回は行っていただいといるところで、この東小のバスケットゴール、私も4年ぐらい前にも、以前にも不具合ということ、大きな予算では上がってこなかったところで、軽微の修繕ということで多分上がってこなかったんですけども、今回、小学校と中学校で割と大きな金額が上がってきているんですけども、これ、小学校と中学校で費用違うんですけども、同じ不具合の箇所の修繕となっていますけれども、内容については、かなり倍ぐらい金額違うんですけども、そのあたりはどんなふうな修繕ですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）中学校と小学校のほうで、事業費のほうが倍ぐらいに中学校がかかっているということで、どちらも施設、体育館ができたときに設置したものでございます。中学校のほうが昭和58年3月、東小学校のほう60年3月ということで、かなり年数が経っています。

この利用頻度ですけれども、やっぱり中学校のほうはかなり利用頻度が高いという部分で、中学校のほう、部品の交換ではちょっと対応が難しいということで、一定、かなりの部分が取替えということになっております。東小学校のほう、これ昨年の卒業式直前にちょっと不具合が出て、取りあえず卒業式に邪魔にならないように上に上げていたんですけれども、地域の利用者の方からの要望等々もありまして、今回は併せて計上させていただいたものですが、こちらは全取替えではなくて、一部の部品が交換で対応可能ということで、熊中のほうについてはもう部品がないということで、全取替えの部分はかなり多いということで事業費に差額が出ているということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）同じ内容なんですけれども、先ほどの説明では、卒業式とかそういう話があったんですけれども、当初予算とか、例えばこの6月、9月の当初の補正予算でなくて、何で今なんか、その経過を教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）東小学校のほうは、先ほどの卒業式直前ということで当初予算のほうにはもう間に合わないという状況です。これについては、利用団体とかも調整しながら、ちょっと来年度の当初予算のほうでの計上ということで、他校での利用とかというふうな調整を行っていただきました。

熊取中学校のほうは、今回の9月の補正予算の編成のおおむね終わった段階で不具合が発生しましたので、今回、財政当局とも相談した中で、今回追加の補正予算を予定しているということで、学校のほう、いろいろ部活動でも支障が出てくるということですので、ちょうどというたら申し訳ないんですけれども、補正のタイミングがあったということで、今回2校併せて補正予算に計上させていただいたということでございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）こういう補正の追加ということで、その時期的なものは何となく分かったんですけれども、計画的にやれば、例えば補助金とか何かそういうものはないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校のこういうふうな設備関係についての補助事業というのは、文部科学省、国のほうの補助金の制度はございません。今回、これに合わせていろいろ調べると、一部の民間の公益財団法人のほうから、小学校に限っては助成があるということで、現在そちらのほうの助成を受ける予定をしております。まだ、内示等々の関係で今回予算を上げさせていただいていないんですけれども、一定のそういうふうな助成制度があるというのが分かりましたので、今回そちらを活用させていただく予定でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）整備についての点検は定期的に年1回やっているということ、先ほどもご答弁いただいていたんですが、その使っている頻度によって傷み具合が違うということもおっしゃっていただきましたが、東小と熊中ということで、今回、修繕ということになっているんですが、学校の創設時からそのまま修繕をしていなかったというところのご答弁あったと思うんですが、ほかの学校の分につきましてのバスケットゴールの状況というのはどうなんですか。その辺の点検の結果というのは、どうなんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）中学校については、日々の部活動等で使われていますので、都度都度動かしたときに不具合があれば連絡をいただいていると。小学校のほうも、授業でとか一般開放等々で利用

されていますので、当面、目視で危険な部分というのではなくて、ワイヤー等の経年劣化による動きが悪い、ギギギーという音が出るとか、なかなか下がってくるのに時間がかかるというふうな形での対応ですので、都度都度の修繕料で対応している部分はございます。今回は、ちょっとそういうふうな都度都度の修繕では若干対応できないと、消耗部品がもうないよとかというふうな形で、若干大きな費用がかかっているということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ということで、ほかの学校はどうかということはどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） すみません。ほかの学校から特に今のところ異常という話は聞いていません。

以上です。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。江川議員。

11番（江川慶子君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業のことでお伺いします。

これ、全額国庫で国で出るということなんですけれども、5類になってからちょっと前回との違いがありましたら、ご説明お願いしたいです。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 5類になってから、令和5年度になりまして、接種体制についての補助金のほうは一応全額ということになっているんですけれども、基準額というのが設けられています。一応8月までは、それでも上限を超えたものについては全額ということで、予算編成の中で、できるだけその予算内に、超えないようにということで、コールセンターの席数であったり、接種券を送るのを2,000通ぐらいにして、一気に電話がかかからないようにとかそういう工夫はさせてもらった予算体制になっております。

今の上限ですけれども、医療機関支援分ということで、上限額が413円掛ける個別接種の回数というものと、事務費に係る接種券の上限が685円掛ける想定接種回数、それとコールセンターに係る上限額として1,203円掛ける予定接種回数というものが一つ設けられているものと、それに関係なく、例えばシステムの改修であるとかそういうところは別途、そこは全額を見ていただけないものと併せての形になりまして、一応、その間にいけるようにという努力というのはさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） 今までとあまり変わらないというふうに受け取ったんですけれども、前でしたら、ふれあいセンターの3階とかで窓口がありましたでしょう。ああいう形に、またなるんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 今回の予算でも上げさせていただいているものが、会計年度任用職員の分も上げさせていただいているんですけれど、この分というのは、4階にワクチンのお部屋をつくっております、そこは継続してということでさせていただいているところです。あと、コールセンターのほうですけれども、土日も行っていたんですが、平日のみということで開けさせていただくとか、そういうちょっとした経費削減というところはさせていただきました。

以上です。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

11番（江川慶子君） 分かりました。コールセンターはふれあいセンターの4階にあるんですか。委託やから、別のところでやっているんですよね。ちょっとそこを教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） すみません。コールセンターについては、当初から委託という形で、事務所のほうを別で事業所のほうに委託してという形でありますので、ふれあいセンターのほうに

はございません。ただ、住民の方からお問合せ等ありましたら、4階であるとか、1階の健康いきいき高齢課のほうでも、一人一人に応じてというところは丁寧に説明させていただいているところ
です。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件
を採決いたします。

議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第2 委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正する
条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正す
る条例について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項
の規定により提出するものです。

提案理由ですが、本町議会においては、災害時等においても議会機能を的確に維持するに当たり、
そのために必要となる組織体制や議員の行動基準について、議会BCPを別途策定している旨を明
文化するため、この条例案を提出するものです。

次のページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例の改め文です。

説明は、新旧対照表により行いますので、次のページをご覧ください。

右が現行、左が改正案です。

災害時の議会の具体的な対応については、別途、議会BCPの中に定めており、本条例において、
別に定めがあることを明文化するため、第18条に、第2項として「災害時等の議会の対応に関する
ことは、別に定める」と規定するものです。

2ページにお戻りください。

附則です。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せ
ず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号 議会基本条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君)次に、追加議事日程第3 議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(坂上昌史君)それでは、議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書についてご説明申し上げます。

議員提出議案第7号をお開きください。

議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
同じく		田中	豊一
同じく		大林	隆昭
同じく		矢野	正憲
同じく		渡辺	豊子
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症(減少症)によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)が保険適用となった。

その結果、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

一、脳脊髄液漏出症(減少症)の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議員提出議案第7号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年9月定例会閉会から令和5年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和5年9月定例会閉会から令和5年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（河合弘樹君）以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、令和4年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましてもご認定いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をし、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、昨今の急激に進む人口減少、少子高齢化といった大きな社会問題に対応しながら、地球環

境保護を見据えたSDGsの実証実験や、カーボンニュートラルの実現、また、スマートシティ、行政DXといった新たな課題にも取り組んでまいりましたが、今なお増加傾向にある新型コロナウイルス感染症や、ロシアによるウクライナへの武力侵攻がもたらす社会経済情勢への影響など、今後も不透明な状況が予測されます。このような不安定な社会経済情勢にあっても、住民皆様が安心と安らぎを覚え、全ての人に優しく、誰一人取り残さない、そんな町として熊取町をさらに前に進めていくことが求められます。

これまで2期8年で約4,000万円の経費削減となる身を切る改革などを実施してまいりましたが、今後も、あらゆる分野の行財政改革を継続しながら、町を支える基盤を確立させなければなりません。来年新しくオープンする文化ホール、公民館等も活用し、住民皆様が夢と希望を感じられる、長く楽しく生活を送っていただけるまちづくりの実現に挑戦するため、来年1月の町長選挙に出馬することをここに表明させていただきます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、今後とも、町政運営により一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（河合弘樹君） これをもちまして、令和5年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時35分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年9月28日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

田 中 豊 一

議 員

大 林 隆 昭